北海道における地方制度の 形 成 に

(1)

清

水

昭

典

論説

₹ 蝦夷統治論と国家の利益 幕末蝦夷地の社会と統治 ま 之 が à

寬 政 期

天 開

維新政府と箱館裁判所設置 明 港 以 後

(以下次号)

六 Æ, 四

地

方

民

会

地方統治機構の形成整備

北海道における地方制度 形 成 0

63

清

(1)

水

昭

典

まえ が

老

0) 制定から二十三年の府県制郡制の一連の整序された法制度の設定をもってほぼ成立したとみられる。(ホン) わ |が国の近代的地方制度は、 明治維新後、 幾多の制度形成への試行錯誤の過程を経て、 明治二十一年の市制町村制

る廃止 を規制したこの地方制度は明治十九年に成立したといえよう。 らに十九年一月廃県とともに北海道庁制が設定されたのである。この道庁制は昭和二十二年新地方自治法の施行によ 月箱館府と改称)され、 なわれたことから、 に触発喚起させ、 幕 かもその後の地方制度の設置が内地からの移民による開発をまってすすめれらたのではなく、 京末期の蝦夷地に対する西欧諸国の関心、 これに対し北海道では、 明治十五年廃使による三県制 れを概観するならば、 (地方自治法附則第二条) いわゆる「内地ノ根礎」に先立って、 地方制度形成の事情も時点もさらには制度の果たす機能も、 つづいて明治二年府の廃止、 北海道では明治新政府の成立とともにいちはやく箱館裁判所が設置 いわゆる内地に比するに特殊な蝦夷地の辺彊的地位、 まで続き、 (十六年北海道事業管理 なかんずくロシャ帝国の進出がわが国の国民的利益の観念をひとびとの間 中央集権的統治機構の北海道における出先行政機関として官治的に住民 蝦夷地開拓使 維新を期していちはやく統治への着手がおこなわれたこと、 一局を農商務省の下に設置、 (九月蝦夷地を北海道と改称し樺太と区別) 本州とはいちぢるしく異ってい 内陸開発の未着手、にもかか 三県一局制となる) (慶応四年四月設置 それに先行しておこ の設定、 わらず の設 る。 ž Ŧ.

れを規制するためには区劃を定めて権限の体系と指揮の系統を整序した階層的下部行政機構を設定することを必要と そして広域に . わたる北海道の統治にあたって統轄的 なこの 開 拓使 道庁制 の下 には実際に 地 域社 |会の住民に接しこ

した。

政区劃の基礎とされた。 と改組され、 その意味で北海道では明治二年の開拓使の設置とともに国郡 七年五月にはじまる支庁の整備統合、 しかし明治四年には道内は六つの行政区劃に分たれ、 樺太の喪失にともなう樺太支庁の廃止などによって札幌本庁お (十一国八十六郡) 五年九月札幌本庁その五他支庁 制が設けられ、 これ が後々まで行 Ó

よび箱館・根室支庁への改組となった。

年九月にい 庁では五年二月から旧来の国郡制を基礎としながら随時これを分劃して、 さらに本支庁の下には廃藩置県下後の本州府県下の戸籍法の実施が北海道でも適用されることとなった結果、 たり北海道一円は三十大区とその下の百六十六小区に分けられたのである。 大小区を設置することとしたのであり、 一年後 各支

方従前 南沿 四十四村を数えるにいたった。ただこの町村は本州の町村と直ちに類比することはできない。 頃には道・支庁・国 さて地方制度の基底たるべき町村はこの十五年には郡区の区劃内に分けられ全道一円にわたって、二百十二町 さらに明治十一年七月の本州府県において執行されることとなった郡区町村編成法もやはり北海道で適用され 上地域に ノ区劃ヲ廃 おける町村のように、 ルシ府県 (十四) • 郡区 ノ下郡町村トス」規定にうながされ、 旧来の名主年寄肝煎を設けた旧村の存在を前提とするものは僅 (四十三)の階層的下部行政機構が設定されたのである。 大小区制は改組され一 部に区制を残しつつ明治十 これらの町村地 かで あり、 多くは は道 Ŧī. 地

冠するにとどまっ 公権的に町村を設定する以前は たのである。 "荒域寒土: にして"アイヌ族の原始生活の場" であり町村の名称も多くアイヌ名を

集落 たとえば道東地方の北見国・ 5が形成されていたのはわずかに斜里村北見町紋別村一町二村にとどまり三十三村は原始状態のままだったのであ 斜里 網走・ 常呂 紋別郡下の三十七町村をみるならば町村制設置に至っても和 人

る

階層的に下部行政機構として包摂されたのであった。

説 以 上のような町村制の設定をみるならば北海道ではそれが徹底して、 本州におけるそれ以上に統治の必要にもとづ

て官治的 ともあれ明治十五年頃には支庁、 画 的人為的に創設されたことが明らかであろう。 郡区、 町村制もほぼ設定され、 これらは明治十九年の道庁制の下に統

国

拠性ないし排他性の強調に終始させることなく、地域社会生活でえた民主的なデイシプリンを国民的規模での国政 方式が見出されること、 経験生活 Ď ï から生起する諸問題を住民が自ら参加してゆく過程で解決のためのデイシプリンがおこなわれそこに 地方制度の近代的形成とは単に近代的な行政制度の成立をもっていえぬことはもとより、 い わゆる自生的な制度形式を意味することにほかならず、 しかもそれを狭少な地域社会の割 地域住民の現実の 定の

えられ、 たる)によっていちはやく西欧諸国におい 国ではそれがおこなわれるのに先立って、 継受され、 最少限度の改訂を経てわが国に啓蒙専制的に設定されたのであった。 明治政府指導者 、て民主的デイシプリンとともに形成された地方制度が単に機構としてとら (代表的には木戸孝允から大久保利通を経て山県有朋にい

さらに国権から地域社会における自治の容認を克ちえることによって成立するものとすれば、

わが

の参加に活

用

かし、

地方統治の効率の低下とそれゆえに官治的規制の末端地域社会に対する強化増大をもって補充しなければならな わ ゆる権 こたがって後述するように地方制度の近代性と、 労の 不経済な行使にまたなけ れば ならなか っ 方たちおくれた生活実態との間には たのである。 乗離 がみら 礼 この ことは

が民主的なデイシプリンを志向するひとびとにとって活用される限り次第に薬籠中のものとして消化されることも期 かしこのような特色をもつにせよ、 また民主的な形成に先立って官治的に設定されたにせよ一 度設定され

待しうることである。

轄され

北海道における地方制度の形成について て、 り、 年にはじ O く設定され 成

立

は

明治三十四

年までみられず、

しか

も地 の設

方議会設立の運動も

V

わゆる明治憲法体制(8)

成立後に抬頭したことであ

めて設

公立され

たのである。

議会制

立

を地方制

度の

重要な一

環とみる

かぎり北海

道

で

は

近

代的

地

方制

度

あろう。 であろう。 ることができる (府県会規則) その意味では この 地 方議 後者が明治十三年 が 地方議会はわ .継受されたものとはいえ公議思想の地方制度的表現である地方議会の制定に注目しなければならな 府 会 県的規模と市 特に府 が 県 国 公は自! 一では 町村規模で地方議会の成立が公権的 (区町村会法、 明治初年 由 民権期 ゕ゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚ 0 但し設置基準の大綱は十一年七月二十二日号外達で ら啓蒙的 政 治 的対抗 な地方官僚 の場と化 によっ に容認されるにい į て地方民会として開設 政府にとっての必要な不可 たっ たの は前 され 示 者 .避の た 5 が明 ž ħ 沿台十 変容を を散 た 一年 見 で 加 4

村 州とほ 会法 札幌では区会の か 0 ぼ 制定に 北海道 同 時 北 期 で 海道 は 0 設置 画 行政機構 が 新開 的適用 |は明治三十二年まで認められなかっ 地として適用 0 にも 阴 治初期 かかわらず、 か らの が除外されたことの例外として、 設立、 地方議会が設立されたの + 九年 たのであり、 の制度としての 府県会に比定しうる北海道 は 設立を認めら 成立定着、 明治十四年函 下 ħ 部 たの 館に 行政 を特異 区会が、 機構 |会は明治三十 お 0 ょ 前 ケ び 年 1 X 劃 ス 0) とし X 0 应 本 HT

えられつつ二十年

代

初期にほ

ぼ成立したのであっ

た

府県 響を与えた経験 公会の 設 政立され べ た北 ル いをもつ で現れた民主的 海道会もその運営を体 のとは異って、 |な運動が政府の志向する明治憲法体制の形 北海道会はかかる成果の上にひとまず体制的に成立し 制 0 求 める論理 に従うべく期待されたので 成に強力な反発を示し あり、 本州 た国家の 0 地方制 ながら形 統 治方 度 成作 ts 針 カン 用に影 んずく に

的 に統 本稿では以上のような北 治 0 水めに応じて、維新後、 海道に 極 お れける めて官治的 地方制 度 画 0 形 成 的 が ① 一 人為的に政府官僚 面 で は本 州 K 0 おけると同 1 __ シ 7 テイブですすめられてきたこ 様 汇 ない L は ょ ŋ 以 L

たのである。

説

府 となどの特色に注目し、 十九年の道庁制の設定まで、 府県行政が王政復古から数年を経て廃藩置県後に着手されながら比較的早く整えられたが、 に仕えることとなる) ただ本州における行政機構の設定が形式的に北海道にも適用されたのに過ぎなかったこと、 対処して政府によって試行錯誤のあい の る統治論を踏まえた維新政府の成立と北海道統治制度の設定とその統治効果、 そして敍述を①明治維新前の蝦夷地の統治事情と外圧に触発された国民的利益の覚醒、 統治方針が定まりにくく且つ動揺せざるをえなかったことから政府の直接の出先機関としての幾多の改廃を経たこ :の出先行政機関が維新後直ちに設置されながらほぼ本州の府県行政と類似性をもつに至るまで、 「のように近代的地方財政の確立のために設けられたのとは異って、 ②他 の地方税の徴収を通じて住民の生活現実との接触で、 面ではそれ にもかか したがって下部地方行政区劃も組織もいちぢるしく粗笨なものであったこと、 北海道における近代的地方制度の形成の経過とその特質を明らかにすることを目的とする。 冒頭に述べたような国民的利益の一環として蝦夷地 わらず、 本州に つぐ改訂を余儀なくされ おいて設定された行政区劃、 その制度の不適切さが明らかとなり絶えざる改革の要求 たに対し、 直接にはかかる財政確立の目的に仕えるよりも 機構、 北海道では下部行政機構や区 3 地方議会が、 (北海道、 ①②の条件下に形成される地方 蝦夷地統治論の展開、 樺太) 北海道に対しては中央政 (もとより後年財政 政府 に対する中央政府 あるいは少くとも 0 地 ③本州における 劃 租 0 0 設定が ② かゝ やそ Ĩ

1 お 密 ここで近代的という用語を使用 これらの制度がなぜ基礎過程の発達の立ちおくれた社会に継受されて設定されたか、 よび自治制 接に関連 の進出 および古典的自由主義民主主義の思想と運動によって形成された政治制度==立憲的議会制度と地方制度がほ代的という用語を使用したが、あえて「わが国の近代的地方制度」としたのは、資本制生産様式の発達と産 がともかくも西ョ いながら の出現し 1 た西ヨー ・ロツパ ・ロッパ から継受され設定されたことを指す。 諸国の いわば典型的な近代に対して、 わが国で機構としての立憲制や そしていかにして継受され敷設作業がすす 地 方行 政機 時

議会を区

一町村会の

べ

ル

と道会の

レベ

ルでとりあげることとする。

か

し石高を産しない蝦夷地では、

藩主は本州

の藩主のように、

将軍

カン

ら領知目録

に村名を明

細 に記

載

L

た

朱印

状

を下賜されることなく、

藩祖松前

(蛎崎)

慶公が江戸開府の翌年、

徳川家康に謁

蝦夷地における交易の

独占と蝦

25 いられ たかい また立ちおくれた社会に外見的にいかなる啓蒙的役割をはたしたか、 あるいは立ちおくれ たとは いえ設定され た機構

N. 真に自生的 (な近代的制度確立の運動にいかなる手がかりを与えたかに筆者の問題意識 がかかわる。

昭和三年五二パー

ジ

大島太郎「地方制度」(「日本近代法発達史」)

昭和三三

嘉一郎「日 「本地方財行政史序説」一九六一年一ページ。

「明治地方自治制の成立過程」

 $\widehat{2}$

龟封川浩

3 「岩倉公実記」中巻六○四ページ。

 $\widehat{\underline{4}}$

新

5 大石嘉一郎「日本地方財行政史序説」一九六一年六二ペー . ?

一撰北海道史」第三巻通説二昭和一二年七三七パ

- $\widehat{6}$ 「新撰北海道史」第三巻通説二七三六ページ。
- $\widehat{7}$ 札幌市史、 政治行政編昭和二八年二三二パージ。
- 8 この概念は、 石田雄 「近代日本政治構造の研究」一九五七年二八九ページ~二九一ページによる。
- 大島太郎前掲書七○パージ、七五ページ。

幕末蝦夷地の社会と統治

藩が「進退」し「収納」する土地であった。 藩体制下の蝦夷地は慶長九年(一六○四年) 以来寛政十一年(一七九九年) 幕府が東蝦夷地を直轄するまで松前

夷人支配を法認した黒印状の下賜をうけて以来、 代々大名に準ずる格式をもって処遇され たのであ 2 た

え他藩と同様に蝦夷島主としての土地所有 この藩主の支配の基礎は藩に石高が産しなかったとはいえ、 (同時に漁場海域の所有) また黒印状の条目に具体的に記載されなか にあり、 同藩は幕藩領主的土地所有にもとづ 9 たとはい

北法16(4. 7) 400

論 説 負わせ、 産出した天然物を貢祖として収取し商品化するよりも、 上で商品貨幣経済の発達にともなり商品の流通過程に収納物をもって加わったのに対し、 し本州の諸藩がもっぱら土地所有にもとづいて、直接の土地保有者である本百姓から年貢貢祖を収納 場所を商人の開発経営に委ねながら生産物からの運上とその遠隔交易に対する運上を収収することによって むしろ所領たる漁場・山林を特定の商人に 松前藩では土地・海域から 「場所」として請 Ļ その

1. `たがって松前藩制下の経済の過程は運上の支払いを続ける限り特権商人の手中におかれることとなっ た 0) で あ

る。

のである。 藩財政を賄

たのであり、

より具体的には場所請負の賦与に対する反対給付として一定の運上金を恒常的に徴収した

における一 握する問屋制的前貨商業資本に寄生したのであり商品貨幣経済の発達に強く影響されていたのであった。 うに場所請負制的経済秩序の維持にあったといえよう。 自ら藩営専売をすすめたのではなく、 以上のような特異な経済構成に拠って立つ藩制の下では、 この点で松前藩は幕藩体制下の幕末本州西南諸藩のように、 の松前藩の権力はもはや生産と流通の過程に対する相対的な関与をも欠き、 切の利益を収奪しようとする場所請負人の苛酷なそれに結果する百姓強訴とアイヌ人反乱の鎮圧にみるよ 経済的には専ら蝦夷地 蝦夷地の住民は本州のように実質的に土地を保有する自 - 畿内の遠隔交易をすすめ、 商品貨幣経済の一 ただ運上の確保と、 層の発達に対処して、 蝦夷地の漁場開 実質的に蝦夷地 た。 藩権力の手で

松前藩では蝦夷地における和人とアイヌ人との雑居を避け、 専ら城下である福山 (松前)とかなりの広域にわたる 営的本百姓によって構成される近世的村落共同体とは異った社会組織をとっていたのである。

北法16(4• 8) 401

必ずしも正確に伝えているとはいえないであろう。

和 がその東西在にのみ和人を居住させ、それ以外の東西蝦夷地からアイヌ人がその土地に来往することを禁じ、 人の 扂 住 地 のみを村とし、 その他の地 域 には多少の錯奏はあれもっぱら古来のアイヌ地名を称え、 その中運上屋 前述の

O 村

設置し

た地域を某々場所と称えたのである。

きるが、 附した地所は五四、 え これを天明元年(一七八一年)の十一代藩主邦広の第九子で家老となった松前広長の著 当時すでに一〇〇〇余戸の和人戸口を擁するエサシが村からはぶかれていることなどから松前志の記述は実態を 広長自身「地名も亦其時 蝦夷地沿岸一円にわたって多くはアイヌ名の片仮名地名を附した地所は三○九を算することがで の夷人の云ふに任せたれば、 たがへることの多かるべきなり」とことわっているう [松前志] によると村名を

地調査にもとづくものであったから正確度が高いといえようし、また叙述が詳細におよんでいる。 の秘密を暴き、 その点 天明六年(一七八六年)田沼意次の意をえて幕府勘定奉行松本秀持が命じた蝦夷地調査は、 商人とロシャ人との間にアイヌ人を介しておこなわれていた抜荷を調べたものであっ たが、 松前 それ 藩 の藩治 は 実

よると、 村数は七六、 ||査記録ともいうべき佐藤玄六郎 地名を附した地所は、 説に山口鉄五郎というが二人は同行巡見している) 樺太および諸島嶼をのぞいて、七八となっている。 著の 「蝦夷拾遺」

K

しく分明であったことが推定されよう。 ただ村名については、 なまえと記述の排列がほぼ松前志とひとしく、 場所地にくらべると村々の存在は当時 い ・ちぢ

0 九村、 この村 め 五○弱をこえるもの二六村、二○弱をこえるもの二六村、 戸 構成規模は城下である福山町 **江差村** 箱館 対の Į, 一〇戸に満たぬもの一三村となっている。 わゆる三湊をのぞい て、 戸数一〇〇弱をこえるも

論

いえよう。

村旧記では寛永十七年(一六四〇年)にはじめて肝煎年寄が置かれたとあり、(3) 蝦夷地に村名がいつから附せられたのは判然としないが延宝三年 また延宝六年 (一六七八年) の藩の覚書の末尾には 泊、 田沢両村肝煎共江遣し」の語が見受けられ、 (一六七五年) 十七世紀中頃には村が存在していたと の藩の定書には 「茂辺地 村山 宮歌

つき干鰊一四丸の役を、 村に居住する多数の和人は漁民として、 亀田村では一戸につき元昆布一三駄の役を、 小生産者的経営をすすめていたとみられ、 その他漁民以外にも材木役・店役等が賦課され 享保初年には松前の漁民一 戸に

ている。

とんど米穀を産しなかったか を強くうけ、 より木綿、 しかし蝦夷地では、 日用品の一切を前述の特権的請負商人の手による本州からの移入によらねばならず、 専ら貨幣経済に依存したのである。 渡島半島南端部の箱館村附近の七ヶ村が天明年間耕作を専一の業としていたのをのぞいて、 、ら本州農村におけるような村民の自給自足的経営は不可能で、 村民の生活は米穀はもと 商品貨幣経済の滲透

借りをうけ娘子供を質入れ、 綻の一端をうかがいえう。 らべて、富川村の小前百姓は村落共同体的生活に必要な村に対し負担すべき村割・人足・寺判銭をも豪商の立替え前 生計費をも仰いでいるところから、 商業高利貸資本お収奪の激しさと小前村民生活の破

幕末期には蝦夷地は二度にわたって幕府が直轄したが、

後期直轄期

(安政年間)

の請負人の致富と豪奢な生活にく

〇村役人

拁 土着村民の中からは藩の任命で、 (家臣給地) には肝煎が置かれたが、 直領地の一もしくは数ケ町村に一人の名主とその下に年寄・小頭を、 これら村役人の公的職務は博奕の取締、 盗族悪党の穿鑿、 番所 (藩) 地 方 に対す 知

行

もひとしくみられるものと、 る諸役の交渉、 人足揃へ、他村からの来往者に対する村払い取扱い、 和人居住地におけるアイヌ人の土着禁止の取締、 宗門人別改め、 藩に対する寄鯨知らせ、 地面証文與印、 など本州諸藩 盗買船 知ら

等蝦夷地に特有のものとがみられ

る。

わたる恩情と苛察=バタナリステイックな干渉の担い手としての性格はやや乏しかったと推定される。 よび前記七村をのぞき総じて、 ただ村役人が藩の上意を下々に達せさせる役割を強く期せられていたことは制書・定書などから他藩と同 れら村役人は藩に対する諸役・賈租負担についてどのような役割を村内ではたしたかは明らかでないが、 本州諸藩にみられるような年貢徴収のためにみられ た村民の耕作や生活 のすみずみ 様 であ

たとみられる。

(1)調べ れに利害をもつ特権商人の干渉がみられる。そしてこれら商人・地役人に対する村民打毀し後の村役人の町役所の取() ι ~ 寄合惣百姓の総代でもあった。この強訴 かし他方で名主年寄は村民を「取押ガタク」、 の消極的な不協力や村民願書の藩 への取次などに名主年寄の惣的結束をうかがわせる一 の内容は藩の諸役の増徴御免などであったが藩の諸役賦課の背景にはこ 「村中一統相揃ツテ町役所御城大手御門」(ほ) 端をみることができよ 強愁訴して「 相 詰 罷

)。 〇場所

底的な営利 和人居住地=村に対比するにアイヌ人の居住する場所は、 沿追求 の場であった。 いわゆる場所請買商人のアイヌ人奴隷労働を駆使する徹

び蝦夷地を踏査した最上徳内の蝦夷草紙によると、 所 |は前述の蝦夷拾遺に記載された地名七八ケ所中五二ケ所を数えうるが、 一島 (北海道) の中主の場所と巨の場所とに配当するなり。 天明年間から寛政年間 にかけてたびた 場

所とは領分とい にて人跡絶たる深山、 ふが如し。 広野のみなり。 何れも海辺ばかり、 扨其場所を松前の町人ども其地頭々々に願ひ出で、 是を場所請負といふ」とあるが場所は多数のアイヌ人を 場所凡五十里或は七十里、 一島 の回りの海辺のみにて、 蝦夷土人を介抱いたしたき 奥は皆空地

称えながら奴隷的に使役して漁業経営をすすめる根拠地と化し、 旨を訴訟す。 ヌ人はこの組織ぐるみで

漁期には場所地に出て

苛酷な使役に服したのであった。 運上金の多少をえらみて許容あり。 血縁ないし地縁的部族共同体的社会構成をとるアイ その苛酷さはアイヌ人反 乱 "介抱" 0) 継 起

度の設定まで、 蝦夷地では、 蝦夷地の地方制は渡島半島南部沿岸の和人の村と、 松前藩の多年の支配、 幕末期の幕府直轄、 再度の藩制、 それ以外の蝦夷島沿岸一円から樺太・クナシリ・ 再度直轄と支配者を代えたが、 明治新地方制

と、人口の減少が如実に示していよう。

、跡絶たる深山、 広野のみ」であった。

T.

<u>ጉ</u>

ロフに及ぶアイヌ人を使役する数十

の場所をもって構成されていたのである。そして内陸は全く「空地にして、

- 1 若 れ 松前藩主に下賜されている。 仁卜直商売仕候儀可為曲事。 ており、 於違背之輩者 黒印状は慶長九年正月二十日家康より松前志摩守あて下賜されたもので、「一、従諸国松前へ出入ノ者共、志摩守不相断而、 家康黒印状は秀吉朱印状を模したものとみられる。新撰北海道史、第五巻史料一福山秘府巻之八、八〇ページ―八五パ 可処厳科者也。 蛎崎 一、志摩守仁無断而令渡海売買仕候者、急度可致言上事。一、対夷仁非分申懸者、堅停止事。 仍如件。 (松前) 慶広には家康黒印状に先立って、文禄二年大閤秀吉および豊臣秀次から朱印状が下賜さ 」と定められ、二代将軍秀忠から十代家治までほぼ同文同趣旨の朱印状が将軍交代毎に 右条 夷
- 2 大宰春治、 経 済録拾遺 日本経済叢書巻六
- 3 K 松前 一尤運上金者、 ・地理之様子も不相知由之所を請負之町人に任せ置候儀御不取締りに有之。」とある。なお地方知行地 !藩の前貸商業資本への依存については、 (松前) 志摩守借金之内之差引勘定等に致来り候に付、 天明五年十二月田沼意次の蝦夷地調査の際の幕府勘定奉行松本伊伊豆守秀持の書 志摩守役人より、 請負人共方へ質入地同様之証文相渡置 (特に場所に多い。

لح

च्च 元請 限 八共に商小屋を為」 ゟ カン 百 一質 Ē りに引請、 負人共定宿罷在候大黒屋茂右衛門は、 また天明六年の佐藤玄六郎の「蝦夷地之儀是迄見分仕趣申上候書付によると、 金 入の にうつっ た同 記録 『藩では負債は上層藩士にも及び寛政期の 金として買人に任し置のみにて、 た家老元家老、 買メ売メ心次第之儀に面、 せるままに処置 一建置、 右運上は借金之利足差引等に相成候儀に付、 用 するが故に、 人兼帯町 平奉行等、 蝦夷を掠め候儀を専 元家老蛎崎三弥株にて、 年の 金も手) 衣服 大原左金吾の地北寓談には 場所持上層藩士の E 調 一納るものなく、 腕度の 価と釆地の運上とは相違して多くは士人の償となる。 一と仕候趣に 三弥儀も大黒屋に同居仕、 士風退廃と請負商 質地同様之証文等相渡置候に ことごとく彼賈 相 間之申候。 「釆地の収納米穀にもあらず、 「志摩守役人も、 人との結託振 人よりとりて、 」とあ 問 る 屋商売罷在候処……」 付 ŋ 商人と同意に可有之儀は…… 其入用 が示されてい MJ 人共は、 に供するのゆ 魚にもあらず、 所産之諸色 る。 状態で 云々と、 た あ 町

- $\widehat{4}$ 在江 下 Ш 居 在 おけ 郡 由 村 年 府卷之二十 候 一々にアイヌ人を置くことを禁じたことは福山秘府巻之二十四、 いる自 菆 夷詮儀差遺候処、 候 付 百 由 な居 姓 知内村名主不 四 住 歩銭可申付 元禄四年二 が認めら此以後村 届 れなかっ 一月の藩]候事。 付……」 A たことを示していよう。 0 覚のなかに とあるが、 0 へ夷指置候事堅可為無用 記録 いがあり、 これが必ずし 和 人の 西在郷ニ 夷 4 (地立入の実質的 之義申渡由、 近年 和人の夷地立入を正面 安永五年 ·猥年取候百 (一七七六年) 藤左衛門相 的禁止に 姓 其外 5 湿達候。 いては から禁止 所 松前広直記として Þ 江 家康 右之夷、 出 して 候様 無印 いるとは = 急度可 知内 状 0 冒 村 ШŢ いえぬが、 申 頭 木 子内村 率 0) 条 候 行 若 申 徘 達 拠 徊 候 地 福 致
- (5) 北門叢書
- (6)(7) 北門叢書第一冊昭和一八年二五二ページ―二六四ページ。
- 8 9 福 山 [秘府卷之二十四、 新撰北海道史第五卷史料 一九七パー . ! 一九八ページ。
- (1) 新撰北海道史第三巻通説一三六九ページ。
- (11) 竹内運平、北海道史要、三○パージ、昭和八年
- (12) 竹内運平、前掲者一四五ページ―一四七ページ。

13

 $\widehat{14}$

福

Ш

秘

府

卷之二十六、

新撰北海道史第五部史料

一、二二六—二二八パージ、二三八—二四〇ペ

- 15 rifi 揭 北 門幾 心書第 1111 ==== 1 ジ
- 16 場 所 請 負 匍 K 5 いては、 高 倉新 郎 「アイヌ政策史」 昭 和 八 年 南 鉄蔵北海道綜 合経済史上 下巻昭 和二 九 年 白 Ш 友 Ê

18

(18)高倉新一郎、

前掲書

一三九ページ。

說

|蝦夷地場所請負制度の研究||上・中・下巻昭和三六年。

17 表して共同の祖先神を祀る。 、イヌにはその階級組織をそのまま利用していることに注意しなければならない」という指摘がある。 アイヌ社会の基礎的生活単位をコタンといい各コタンは酋長を戴いており、 アイヌ政策史、 昭和一八年、 このことおよびアイヌ人が貧長に引率されて一団となって場所地へ出稼ぎに出たことについては、 六九パージ。 なお奥山亮、 北海道史概説、 血緣的、 昭和三三年、三五ページに「アイヌを使役し… 地縁的結合をみる。 酋長は 祭に

蝦夷統治論と国家の利益

〇天明寛政期

江戸にもない」ほどの華やかな繁栄をみたが、一方では村民の惣百姓的強訴の継起、 民的生産販売活動も展開せず、したがって住民が現実の生活経験を通じて生起する諸問題を自ら主体的に解決しよう にみられるように住民の生活は疲弊と怨嗟にみち、かれらの生産者としての経済的の基盤は確立されず、自主的な市 さなかったのである。 とする公民的思想や解決の方式をこしらえこれを恒常化する自治的制度が生成する気運は、 苛烈な収奪をおこない、 前 :に述べたように幕藩体制下の蝦夷地では、 福山・江差・箱館などいわゆる三湊の町村は商品生産物の交易中継地として、季節的 畿内に本拠をもち特権的前貸商業資本である請負商人が住民に対する アイヌ人反乱と人口の自然減少 幕藩制下の蝦夷地 には では熟

713 程での本州からのほぼ一本化された商業上の中継地として、北海道でもっとも人口稠密となった函館で、 そしてしいてあげれば以上の端著がひらかれたのは、 御維新以来 格別開拓使の御教育を蒙り、 追々市民一般智識発達、 維新後十三年を経過して、 大に面目を相改め、 当時国際貿易港として、 ……時として惣代人関係 町総代人層 開 拓 の過

り承

通り

一此

ままに

打捨置て、

カ

4

-ij-

ス

力

0)

者共蝦夷も

ヲ

P

シ

ヤ

L....

の下

L

・我国の支配は受けまじ。

ある(3 別之御 民 以情を 一詮義を以て私共請願 地方庁へ 貫徹仕兼候義問 限及議事法も無之、 Ź 通御 で有之候 聞 百事疎忽に失し、 届 被下 間 度 本年太政官第十八号布告区 直に区会法御発令奉 日 新 。 の 御 時世、 願 殊 町村 に開 候2 会法に 拓御多の土地柄に対 と区会設 拁 り 置を出願す 函 館区 一会開 Ļ á 甚だ不見 V 設 仕 Į, た 度 9 候 都 た時 間 格 で 且

批判 失政に対する具体的 以 けはも Ĺ のよう ばら蝦 に維 演 新 抽 前 0 な改革要求 には蝦夷地住民 外 カュ 5 なり、 本 州 0 の惣百姓的強訴 知 自治的制度形式の気運は組 前 有識 処土の がは存 中 カュ 在 6 L あ た 5 から わ 織的には起らず、 住民 れてきたのであ 0 中 カュ 5 そのよう 請 9 負商 た 人 の な状況に対 経 済 的 収 す る関 松前 藩

6 あ 域 は 0 める蝦夷 当 Ó ぞ 光見見 + 0 蒔 Ü p) 12 島 ĩ Ó ts シ 地 西 か 0 列 7)3 t 明 V 島 ħ. = 9 を ら 人 から 到達しようとして 1 7. 経 0 は住民の生活や請負商 P 進出を工藤平 特に蝦夷地 由 ッ 力。 量 パ n á 諸 5 の蝦夷 地理 国 0 的 0) Į, 助 帰 し、 探険と商 わゆる西力東漸の進出 地 帰趨につ た事気 は天明三年 の 関 人の収奪、 民業資本 心 いて強い危惧 そしてこの西方東漸 は天明年間 (一七八三) の交易を通じての遠征と 松前藩 「態勢が、 の念を抱か (十八世紀後四 0) の赤蝦夷風説考でロシャ人と「口蝦との交易有之事 失政を、 の大勢をおぼろげながらも把握することの 特にロ せたことに 則 半 シア帝国 ち蝦夷地 期 進出ぶり 発するも K į, の北アジアー の内政を衝くことを当初 が ちぢるしく深くなっ のだっ p シ 中 たので、 人にとっ シベリ ある。 アー てその た できた 0) か だが、 ら意図 1 延 IJ か 長 ン 昔 それ カゝ 上 ヴ 海 た

É る 折 して、 所 、蝦夷 なり。 人物衣 0 地 是を 服 赤蝦夷とも、 ウ 0 ララヤ 仕立おらんだ人に類して、 シ べ ッ 赤人とも、 ーノッ シ 又蝦夷とも、 ヤム」 羅 の辺へ 紗、 天鶖絨、 惣名にては奥蝦夷 著船す。 ・知に附 狸 次 その有様昔とは事 緋 0 たが 類を著 八共云習 ふ故、 Ĺ 一世るよ 最早 通詞 か は L P り、 連 然 来る。 るに 船 0 近来漂 作 ŋ 阿蘭 ので 流 あ と号 陀 船

警告したのであった。そして平助は 然る上は悔て帰らぬ事也。』とロシャ船来航の事実を明かにし、蝦夷地がロシャ人の下知に従うことになるおそれ 「ロシャにて……何事を企るのも夢にもしらず打捨て置べき事にあらぬ事

論 以 し」と金銀島宝庫としての蝦夷地に注目し、「交易の利潤を以て、山方に入る程ならば、何程入用掛りても奥行可有之 とし蝦夷地対策として「一体の主意は要害第一也、 我国の薬種其他国用に可相成……扨日本の力を増すには蝦夷の金山をひらき、並其出産物を多くするにしくはな 抜荷禁制が事実上守り難いことをとりあげて、むしろ幕府の統制下に交易を公許し、一方「蝦夷地の金銀銅 又第二には抜荷の禁制也」と防禦と密貿易について特に後者につ

平助にとっては、宝島である蝦夷地で『下説に様々の風説を聞に、 東北蝦夷の方は段々「ヲロシヤ」になづき従ふ

事也。」とする交易の利潤による蝦夷地開発の可能性を説いたのであった。

と承る。』と住民がロシャ人に帰服することは憂うべきことであった。

わらず、)かし平助の先覚的な見識にもかかわらずまた松前藩の失政がある程度かれに伝わっているとみうけられるにかか かゝ :れの関心は蝦夷地住民の地位に及んではいなかった。

平助にとっては、 蝦夷地住民とは、 もっぱら奴隷的な金山掘方の労働力を意味したのであった。

勘定奉行松本秀持は、

老中田沼意次の意をえて、

天明五年から蝦夷地

に巡見

を派遣することを決意し、 ロシャ・山丹・満州への通路と、 その附近の地理物産、 蝦夷地の金銀鉱山 物産等 *о*

を命じたのであった。

の風説考は幕府

の有司を動かし、

0

弛緩、 査の結果を、 の調査の結果、 抜荷の実態 佐藤玄六郎の報告書によると、 交易策は「長崎表之差障にも相成、 ウルッ プ島に対するロシャ人の進出状態など蝦夷地の全貌を明らかにしたのであった。 請負人の私曲、 其上金銀銅は、 住民に対する苛烈な収奪と愚民化、 決て不相渡様取極候でも、 始終抜渡の程も難 虐待、

0

全く 追 計分 壮 大 z 八な新 、永久 里 とい 寓 0 5 0 渡 垂 御 開 取 発 由 締 こと機多非 で 龙 出 取 l, 来①締 れられず、 人七万 御 と開 威光を以、 発計 余 松本秀特は 0 移 画 住計 西 をそれ は 蝦 サ 画をたて、 が 夷地を百十 ン 机 タ Ŀ ン 0) 空論 7 土地 ン 六万六千 チ K クウ。 . 난 開 Į 候 東は 得 应 とも ば自 百 赤 MT 步、 人 5 カン ζ 諸 (p 極 国諸 高 シ |五百八十三万二千 めて積 ヤ 商 人共も入込、 極 0) 本 的 国迄、 な構 想をたてた 御国に 人别 石10 ic 及 相 (伏属 満 ぶと算 ち 0) 仕 候 で 候は 出

かしこの

う蝦夷

地

件

0

計

は

田

「沼意次

いの失脚

で

実施

の運び

K

たらなか

2

た

あ

7,

ば した

哥 莫^ ノ 斯^ 助 吾 よる膨 K 未亜 っ Ξ 哥力 1) O h 未正ア 脹 後 7 風) ス 政策 領 説 子 然 考 地 1 П シ 々 女帝 ŀ ル Ó 展開 孫 ャ 後 為 故 かない テ = 人が で、 っか 近 とみたのである。 彼 我 ザ 頃欧羅巴 幕 入力制 ij 欧羅巴諸 府 国 ン二世) 0) ラ不改、 蝦 Ξ]ノ莫斯ス リ代官 夷 州 地 大豪傑ニ 調 土地 i ラ 置 査とほ 哥力 風 未せ = テ、 ラ広 テ シ 遠 ほぎ ムクシ テ、 同 国 12 ク 事 万 r シ Ŧ 功ヲ大ニス to 里 頃 五世界二一 勤 ラ隔 帝 平 国 メ シ 助 ル 元に兄 玉 厶 帝 ル ル 遠 ゙ヺ ヲ以 タラン 事 也[3 サ ク 北 した林子平 テ 海 能 帝業 招諭 と 口 ŀ ラ越 志ヲ シテ ŀ テ蝦夷ヲ招論 シ t 振 は セ 帰服 λ \exists 1 = ŀ 起 の 進 シ、 国 ナ セ 出 y :: シ 通 制 覧 を ス メ己 ラ定 ル 図 P 志[2 説 E カ シ ヤ 本道三千 国 をもち、 を刊 帝 } 国 令ヲ下 シテ 行 0 - 余里 帝 権 永 一ヲ莫斯 行使 欧羅 蝦 テ ク B 本 夷 巴 匤 地

K 75 炮 n 住民 4 対 ヲ 7 でするきび 瀶 見苦シ して た子平は、 人を籠 シ テ キ事 絡 威 厳 t Ĺ Ĺ 平 アラボ ż 口 人が蝦夷人と接する場合に、 U リト 助 収 シヤ が蝦夷地 奪と虐待 シ ·聞及一 人を畏服させるもの 文武 相 の地 に対し、 tis 兼テ夷 П 位 シ を t 人ヲ П Y 口 ・シヤ シ 0 ヤ 70 シ 極 ・テ己 とわ 招 人が わ かって がが 論 から 玉 0 V 蝦夷 巧 国 志 __ 0 一妙な術 馴 商 0 間 玄 懐 = 人 有利 接ス の帰趨をめぐるものとして、 ク すな 策に ^ 丰 ル 百 貫 わ 術 ヲ 闻 か ち る ヲ 施スリ れて お ニ曾テ干 えそれ 運 上屋 Ų١ ること、 ことを聞くとして、 が オヲ不 あると警告を発し = 在 菲 それゆえに 甪 悉 とらへ ŋ 俗 淳 商 た 酒 ナ のに た わ ル 口 0 が 口 故 シ 国 7 7 ヲ 步 悦 夷 あ 0 人 商 0) ハ 人 を 淮 = た 人 世 す 接待 0 H 叉 す 住 3 民 大 め n ス

て

西]欧諸国、 であり、 蝦夷を招論してしまえば、つぎにわが国に兵馬の危機があるとみたのであり、 なかんずくロシャ帝国の進出がただ蝦夷地だけにむけられているのではなく、 西方東漸 「日本ト ・蝦夷ト の世界 で大勢 ハ唇

が 海岸防備の無為を衝いて、 子平は三国通覧図説の後にこの観点に立つ国防論(海国兵談)を展開し、 領土的膨脹を伴ったものとしてとらえ、 Þ シャ人の蝦夷地進出を有利としわが国側にとって蝦夷地喪失の危険に連ることをとらへた点で子平の見識は平 周知の筆禍にあった。 わが国の国家的利益との関連で考えたのであった。 しかし三国通覧の中で、 もっと根底から蝦夷地統治、 世人に西欧諸国の進出を警告し、 内 政 の失政 幕府 0)

抽 その確保==国家的利益の擁護という至上目的にとっての統治上の客体的手段にほかならなかったのである。(U) かし当時の条件下では、子平によって重視すべきものとされた蝦夷地住民の地位と雖も、 それは飽くまで、 蝦夷

助のそれを越えるものであったとみることができよう。

かなるひとびとにもたらされるか利益主体への冷静な認識を欠いたとき、 だし国家的利益 の強調が国民的統合のため、 ひとびとの志気を高めることはあってもその具体的利益が国 それは体制的支配者の利益を即自的に強調 [内の

することにほかならなか

かった。

政年間にわたって、有識者達に提起させるにいたったのである。 してではあるが、 この点で子平は体制的視座をすこしも越えるものではなかったが、 蝦夷地の失政と住民な拙悪な地位に対する批判をし、 外国の進進に触発され、 次第に蝦夷地統治の改革策を天明末期 国家的利益の一 手段と から寛

ジ 易を求め、 ンア大陸東岸の測量探険を完成するためコーヴエット艦プロヴイデンス号に坐乗し、 (音) ことに寛政四年 幕府がかれに長崎寄港を求めたこと、 (一七九二) には ロシ ヤの使節ラツ 八年には英国海軍省の指示でブロ クスマンがカザリン二世号に坐乗し蝦夷地 1 内浦湾に入り絵鞆に停泊し、そ ン中佐が日本諸 (根室) 島に に来港し交 たのであっ

程 について二者択一を迫る決断をとり き宗法なと弘め候儀等……此儘にて被差置候方との評論者、 状維持にとどめ、 O 翌年 先立っ ラ 'n j ŋ 同 ス 7 地に来泊し、 蝦夷 ン 0) 外夷の 《地警衛につい 来港当時、 蝦夷地に対する関心を刺戟せぬように不毛のままとしてお 蝦夷地に対する外国船 老中であっ て、 蝦夷地を従来のまま「松前 かねて、 た松平定 有司に の来航が単なる漂着ではないことがいよいよ明白となったのである。 信は に諮問し か ねてから外国 たのであった。 難心得儀に候」と積極的な対策を講ずる 、御委任有之上者、 船 0) 来航を予想して か.fi 只今御手つけられざるかた」(16) 他方、 į, たが、 「外夷移り来り怪 その来港に二ヶ月 か 政策の決定 と現

と解(22) 的開 ことであっ 開港を強要するならば「商売被絶候処とも、 に鎮国をのぞみつつ、「そのうちに海辺御備向何等御振起、 L たし さてラッ (港を求めるならば破綻するものであっ 可然候事」と要求の最少限を容れる余地を残したのであった。このような彌縫策はラッ(言) さらに たか クスマンとの応接では、 ج ا ا p . シ -ヤ側の交渉でえた理解が、 0) 彌縫策は 応結着をあとに残したまま矛盾を露呈せずに終り、 定信は、 たが、 日本御備 口 このあと長崎に赴けば直ちに通商条約締結 シ ラッ ヤ 側の通商の求めに対し、 クス 全備 いのうへ ~ ンは日本政 御復古有之候はば」と海岸防備の手薄を知って、(3) は l, 府 か様に厳重の出来申候。 が 口 「交易之儀不好義に候へども」と明(E) シャ国政府に友誼的感情 ラ " 0 商議 ク ス ŋ が開 7 スマンが まづそれまでは寛に ン は長崎を退去 始できると 強硬に全 7 外 国 6 Š 力。

層深 7 保められた。 (A) 0 一ヶ月後、 定信は幕閣を致仕し したが**、** ラ " ク ス 7 ン 0 来港を機に わ が国 の沿岸防備 強化 と蝦夷 地 えの 関 心 は

道 広 が隠居後も藩政を専檀 0) 寛政 £ 年 ・に蝦夷 が地に し蝦夷地の 渡航 L 防備を怠 た大原左金吾 ŋ は翌 口 シャ 八年 人に内通し陰謀をは 地北 寓 談 を著 か Ļ っていると、 松前 藩主章 蝦夷地の危機を老中 広の 父で 前 藩 主 0 松前

北法16(4・19)412

平信明に訴へ、さらに翌九年、 業と致し」とロシャ人の領土的膨脹をとなえ、 「北地危言」で、蝦夷地に対するに、「北の方赤夷強大に相成り、土を広め候を以て(3) しかもそれが「唯今は来らざるを恃みにいたし候世も、 以後は来るべ

論 电 きを以てたのみと仕る姿にも相成可申候。」とロシャ人がもし進出せぬとすればという、僥倖えの期待を持つことを ちみち……強兵は大勇力士のみをすぐりて揃へ置く事に非らず、 非難し、 蝦夷ども(アイヌ人)へ鉄砲わたし置き助兵となすべき事」と説き「只今迄の如くにては一所の侵掠も防留め兼可 片時も早く富国強兵の事を専らとして、 「実に外冠は天下の冠にして一人一国 進出を必然と断じ、 「米穀」「防冦の器械」「軍船」の準備と、 併し富国は金銀珠玉にあまり有る事には非らず……国 (藩) の冠にあらず候。 水陸の操練を専らにして、器械の用法 」と極めて萠芽的ではあるが劃期的ともいうべ 「蝦夷国界不残国民となるべき教導の事 々 の倉廪に米穀み K 委 しく…

これは子平の海防論から一歩をすすめ、 国民に国民的規模で国防えの参加を求め、 器械用法を強調し、 国富を説

富国強兵論を唱えたのであった。

藩制

的割拠の規模を越えた国民的規模で、

この左金吾の著作は、 安をいだいた幕府老中松平信明と戸田氏教は協議のうえ、 明治維新政府が唱えた富国強兵のスローガンの嚆矢ともいうべきものであった。 しかし直接には松前藩の失政を暴露し、 寛政十年百八十名にのぼる蝦夷地巡見使一行を蝦夷地 世上の疑惑を深めさせたのであり、 蝦夷地 0 防

備

K

不

させ、 翌十一年幕府は松前藩から東蝦夷地を収公し直轄することを決定し、 守備の任に当てたのであった。 南部津軽両藩兵をクナシリ、 工 ኑ フ K 出

遣したのであった。

信牌を持って、 そして文化元年(一八〇七)にレザノフがラックスマンの松平定信より与えられて持ち帰 ロシヤ使節として通商を求め長崎に来港した時、 今度は幕府は「歴世の法を変ずべけんヤ」と通商交 った定信自書とい ゎ れ

密 下 ż 絶 オ ストフは文化三年 た結果、 激怒したレザノフは (一八()九) 樺太の 一たんは武 · クシ 力的 *-*2 ン コ 示威をもっても港を開 タ ンで暴行掠奪に および、 かせようと思 さらに 工 Ų, 立っ ۲ 口 た フ のであ シ + b ナ 0) その

そこで幕府は対策として、 文化四年、 西蝦夷地をも収公し 、樺太を含む蝦夷地をすべて直轄・ 南 部 津 軽 秋 H

にむかったのであった。

L 庄内、 たのであっ 四藩の精兵を派遣し、 た 沿岸に所領をもつ万石以上以下の面々に「おろしや船と見請候はば厳重に打払」 を令

がる Ď, その後蝦夷地では、 次第によっては、 し幕府の真意は、 幕府が防備を強化していたクナシリで、 樺太とエ 極力ロシャ側との決戦を避け、 ŀ ロフの放棄をも止むを得ずとする避戦に恃んだといわれている。 **交渉に入ることをのぞんだのであり、** ロシヤ艦長ゴローウインを捕え 交渉の準備をすすめ (文化八年)、 その 報

なか 復措置として、 よそ四十年にわたって国交を絶ったままほぼ平静に経過したのであった。 トフの暴行事件 p 1 っつ ゥ たが、 インを放還し、 その後の日露関係は、 高田屋嘉兵衛が同海域で捕えられたが、 がロシー政府の意図に出るものではなかったという釈明書が その折 ゴローウインをうけとったロ 嘉永六年 (一八五三) 送還されてきた嘉兵衛を介せる シャ側 使節 ププチャ は依然通商をわ 1 チ ン p が シャ側から幕府に呈出され、 が国に 開港を求 求 両国の交渉で、 8 め 長崎に来港するまで、 わが国ではこれを容 さきの 幕府 フォ お ス

それで幕府はゴ P ーウイン帰国の翌年 (文化十一年) 箱館、 松前をのぞき、 奥羽諸藩の兵を悉く撤収させ、 文政四

付し、 年(一八二一)には、 南部津軽二藩 の蝦夷地警備を免じ、 「此人素より海外は闇」と悪評をうけた老中水野忠成は一片の裁断で突然蝦夷地を松前 拓殖 の事業も悉く中止してしまったのであっ

れにやや先立って文化四年に幕府は露船打払令を発し、

鎖国主義の原則を顕示したが、

その実、

海防の強化を容

北法16(4・21)414

た

説 のであり、 易に達しえぬ幕府はこのような鎖国の基調を一貫させる自信を欠いていたのであり、 に及んでも開国を要求するならば、 このような表裏した対応策はすでにラックスマンに対する定信の弥縫的態度にうかがわれるところであっ 幕府としては何よりも避戦を主とし、 鎖国を放棄することを余儀なくされていた 外国船が来航 カュ れ

倖を得たことなのであり、 ただこのような弥縫策が喜永六年までとにもかくにも破綻を露呈せずに経過したということは、 ·なかったことにはほかならない。 (28) 客観的には、 先道資本主義諸国の市場獲得競争がわが国に対し力づくで開国を求める程 たまたま幕 府 が

O嘉永安政期以後

化してはい

てゆき、その一環として、蝦夷地防備の強化策と住民に対する撫育の必要が、 は先に述べたが、そこでは極めて素朴な開国論から、 蝦夷地統治に対する関心が、 天明寛政期に有識処士の間 萠芽的にわが国の独立につながる国家的利益の観念が形成され か ら もっぱらロシャ帝国の動きに触発されて起っ 海防論から富国強兵論といえるほどの たこと

先覚的意見として提起されたのであった。

なくなった時、ひとびとは、前代とは全く状況を異にした切迫せる危機意識裡に国家的独立と国家的利益の保持につ の武力行使をも辞せぬ決然たる開国の強要であり、しかもこれらの諸国の軍事力の強大さが明白に目に映らざるをえ いて再考しなければならなかった。 しかし嘉永六年のペリーの来航とそれにひきつづくプチャーチンの長崎到着がわが国に意味したものは、 特に前 者

蝦夷地では箱館が開港されることとなりそれに先立ち安政元年六月同地に箱館奉行が設けられ、 そして幕府がとりえた方策は開港の受諾、 日米和親条約の締結にはじまる各国との和親条約の締結であった。 その八ヶ月後、

した

のであった。

おそれて、

直轄に及

んだのであった。

館) に終ったことから、 達せず、 ほ 府 13 は松前藩から再び蝦夷地を収公直轄することとなった。この直轄の原因は一つには、 時 開 そして安政元年日露和親条約の締結にあたって、 を同じくして、 港に伴 結局樺太に い蝦夷地 幕府としては改めて蝦夷地防備の強化と、 .おける領土帰属が決定せず「界を分たず是迄仕来りの通たるべし」という一応の現状維持 樺太のクシュンコタンにロシヤ人が上陸し、 の収公を必要と考えたことにもあるが、むしろ嘉永六年にプチャ(3) 樺太における国境の劃定をめぐる協議で、 松前藩治下の苛政に苦しむ蝦夷人のロシャえの帰 ロシャが再び千島樺太方面に関心をもってきたこ 1 幕閣が米国に対する松前 ・チンが 双方の意見が合意に 来航した時、 の確 服 (箱

と警備 の育成をはかり、 それと同時に幕府は蝦夷地一円にわたって、 それ 本州からの移民を、 のみならず、 箱館奉行をして蝦夷地の開 少くとも職ある者を「勝手次第為引移」とするなど一たんは開 仙台・ 秋田・ 南部・津軽の奥羽雄藩と松前藩に持場を与えて戍兵派 拓経営をおこなわせ、 開墾 養蚕 植樹 拓えの意欲を示 採鉱等 の事業 遗

述するように本末を顚倒して、 徳川斉昭のような幕藩支配者の内部から提示されたのであった。 しかも "敏捷" に進捗しないことに対する激しい批判が、 直接政局を担当する幕

かしこのような幕府の開港の受諾とその後の受動的な外交、

蝦夷地の警衛開拓の着手にもかかわらず、

それが後

戻し 康永より 世 併 は 王 しながら敗軍の将同然の身なれば、 事態 攘夷論の頭 うづか L の拾収策を求められて、 かし 目と目されていた斉昭は、 か るべく、 さりとて打払も既に機に晩れたり、 「幕閣にて、 中 - 々異船の論などに及ばず。 ペリー 姑息の了簡にて交易を許すか、 来航当 時 開鎖をめぐる論議 所詮打払もなさず、 」と異船に対する恐怖を覚えながら、 若くは不毛の地にて貸さば の紛糾と混 交易も済さざる良法も 乱 の中で越前藩 翌年早 じあるべ 主松平

々 ぺ リー が開 港 !の諾否の返事を求めて約束通り再び来港し、 前年の下田開港のほかに蝦夷地松前 の開港 を 併 난

論 説 て を相救申度、 を議すべきとし「実地接戦の御備相立」 米国 が強く求めた結果、 乍然度々申候通り、 幕府当局がこれに屈して蝦夷地の収公を斉昭に内議した折、 腹中に実戦を持不申候而は、 扨応接をも今一応いたし直し、 三寸の舌も虚弁に相成可申存候、 寬猛相兼、 可成丈は三寸の舌を以、 激怒した斉昭は、 ゆめゆめ事を好み 夷賊 万人の難 駆

て _ 戦を求め候わけは毛頭無之候得共……。 戦の覚悟に立つ攘夷的感情の奔騰を示したのであった。 」と述べ、 開港を止むを得ずとする状況認識の理性をもちつつ、 なお切歯

充実 の確保の代償として、 のような斉昭 むけての時を稼ぐという考えに発するものであっ の態度は、 それを受動的に受け容れたのではなく、 かれにとって異船えの一たんの開港が、 た 将来攘夷を実現するために、 幕閣や過半の諸候の考えのように、 兵端を開くに足る武 避戦と平

界モ粗御定ニ 画 多分尤至極感心致候処、 礼 、えとろふ奉行くなしり奉行北地へ 「が極め それゆえに斉昭は夷秋に備える防備の強化策に狂奔したのであり、 立 報夷地 相 ってか 成天晴 の防備と開発を、幕府の計画である口蝦夷 相 れ 成候上ハ、 い期待にそわぬものであるとし、 ジ御料 右見込之内先口蝦夷地ョ 三相成候 - 御座(g) 北蝦夷地並えとろふくなしり三ヶ所之儀者如何ニモ肝要ノ場 ハバ モ奉行両三人御立、 御奏聞 ジ上、 ーリ開 「北地御開 七ケ国モ新ニ国名ヲ御立、 キ (渡島半島南部) あつけし、そうや其他大場所へモ奉行、 追々風土馴候上北方へ及ス論 拓 一条奉行織部正 蝦夷地収公の際の幕府の蝦夷地警備と開 の防備開発に優先させるべきであるとし、 四国九州卜首尾羽翼 (堀利凞) 所ニ ハ如何致候者歟、 等実地見分之上、 候間 小場 ノ 形 所 勢 魯夷ト 12 = 新二 建議 シ 被 t 拓 遊 に近 ノ境 之趣 の計

カン 箱館奉行 !の堀利凞が斉昭に弁明し たように、 幕府にとっては、 斉昭の提案する蝦夷地の防備開 拓 奥地 カ 6

」とその具体策を提案したのであっ

た。

北

抽

論

1

、大眼目ニ

北海道における地方制度の形成について

p

地之力 先 7.c 財 モ 、政的疲弊窮迫と幕藩制の歴史に一貫する幕府の雄藩に対する不信、 /におこならとすれば「諸大名人数ニテ大勢之御固ヲ附候得者、 かということから、 ニテ警衛致候儀難叶見据候故、 ラ御 入費給合仕間 幕 一府がかりにも斉昭の提案を容れるとするならば、 敷 又大藩へ被下切ニ候得 其土地限之利潤ヲ以彌縫可仕心得ニ御座候」(3) 後日 之御 其瘦弊眼前 取締方無 およびそれに対する統制の それは幕藩制 ニ相見へ、 患ヲ去 ということで、 御旗本御家人数多 的 弊 体制 ラ植 候姿ニ 弛 0) 動 すでに幕府 緩がすすむ 揺 0) 昴 被 進とも 遗 このでは 兎 候 角 0) 内 =

拓論は、 0 である。 その必要が外圧に対してひとびとの間に痛感されたとはいえ幕府がこれを決行する意図も条件も乏しかっ の攘夷の熱情的志気は、 その後草莽 の攘夷の志士達に伝えられたが、 その現実化のため の壮 大な 防 た 開

きかえにしなければならないことであっ

た

号の う東洋における進出の機会を求め、 衝突を生ずるのを避けて、 対対 居留地をつくり、 の後の蝦夷地 に馬占領などの 心の動向 連の行動に 防塞を構築し は、 たん П シ は ヤ クシ P 側が シベリヤ総督ムラヴイヨ 口 2 シャの勢力を強化したのであっ シ ヤ帝国 = クリミヤ戦役の継続下で、 タ ン 「の切迫した膨脹策がみ を撤したが、 その敗戦によって欧州での南下に失敗 フの品川沖での示威、 樺太の軍事施設を保持強化して、 た られたのであり、 全樺太の露有の主張、 樺太に対しても各地 したた B P 本 ポ シ 側 サ t ř は 0 口 そ 間 シ ク

そしてこのような 府 のであった。 この 動きに対 し文久二年 シャの進出は ·に樺太帰 一組 織 前に計 属につ 画 いて交渉をすすめ 的 に漸 時我が北蝦夷地経営の心 たがまとまらず、 臓たる久春古丹に向 慶応 年 にも交渉 て迫 れ

が

П

シ

4

側

の樺太経営が事実上進捗するかたわら、

わが国では長州征伐が頓座し、

内政の事態収拾に苦慮してい

9

7

論

締結することにとどまったのである。

幕 府 がロシャに対しなしえた事は、 「両国の所領たる上は魯西亜人日本人とも全嶋往来勝手たるべし」という樺太仮規則を(慶応三年二月) 事実上ロシャ側の経営の進展を容認しながら、 和親条約の「界を分たぬ」形式を

その後ロシャ側の樺太経営は一そう進行し、 かくて樺太の危機に触発されて、 わが国では次第に樺太における地歩を喪失していったのである。

明らかとなるや、幕府に対する一そうの批判と改革、 可能な方途を追求しうることとなったのである。 蝦夷地の確保開拓=国家的独立の課題は幕府がこれに対処する能力を欠くことが 遂には倒幕、 国内体制の再編成という視座の形成によってのみ

この点で蝦夷地確保開拓=国家的独立について、 より当時の現実を踏まえた新しい構想を、 幕政改革を条件として

提起しえたのは安政末期の橋本左内であった。

覚束候間却テ今ノ 勢ハ行々ハ五大州一 の大国の勢力均衡の下でのみ 山丹満州之辺朝鮮国 可有之候、 左内の出色さは当時の海外の状況を次のような国際政治の力関係においてとらえようとする事、すなわち「方今ノ 其訳 :ハ印度ハ西洋ニ被領山丹辺ハ魯国ニテ手ヲ附試居候今ハ力不足迚モ西洋諸国ノ兵ニ敵対シテ比年連戦 英ハ慓悍貪欲魯ハ沈鷙厳整何レ後ニハ露へ人望可帰奉存候、 、中ニ同盟国ニ相成可然候」と世界の大勢を、 図ニ同盟国 [ヲ併セ旦亜墨利加洲或 "休申"するものとみたのであった。 .ニ相成リ盟主相立候テ四方之干戈休申スへク相運候半ト奉存候、 ハ印度地内ニ領ヲ不持シテハ迚モ望ノ如クナラス候、 大国の権力政治としてとらえ"四方之干戈"はこれら 偖日本ハ迚モ独立難相叶候、 右盟主ハ先英魯之内 此ハ当今ハ甚六ケ 独立ニ致候ニ

そして左内は深い危機感の中でわが国の地位をこの大国の権力政治の力関係に左右される弱体な一構成 要 因 とし

て

相対化して認識することができたのである。

とす

る策を唱えたのであった。

形成と、

大国に類比した膨脹策を通じてのみ可能と考えたのである。

候

る

な存在として、 この点で左内は、 諸国 もはや世界の大勢を単に西力東漸としてとらえ、 .のわが国に対する進出に一途に憤激し撃攘をとなえる攘夷論を克服しようとしてい わが国をこの大勢と相容れず関与をうけぬ絶対 た 0) で あ

の状況えの受動的な対応と異る独立達成えの積極的 《全ク時勢ハ御了解ナキ御方ニテ』と敬遠したのである。(⑴ それゆえに左内は以上のような攘夷論の頭目と目されていた斉昭に対しては、 な態度、 志気に共鳴しつつ「此方モ老公(斉昭) その「 御果断 八格別」 = として、 毎 々困 幕 却

における真の独立の達成を、 危機をもたらすものとしても一たん開国、 のように左内は視野の狭少な攘夷論がそのままでは絶対に実現不可能であると考え、 開国によってえられる機械技術の駆使によって国富を起し自らも大国となるべき国力 大国の一つえの選択を決断する和親同盟を不可避とし、 それが国家にとっ わ が 玉 0 国際社 て累卵 0)

る に屈する受動的開国論と全く相反するもので、 それゆえに左内 左内のこの遠大な構想は積極的開国論ともいうべきもので、 は この 構想にもとずいて、 国力の強化を対露同盟をもって保全される蝦夷 開国策は独立にとって必要な国力の強化膨脹えの手段だ 幕府のとってきた現実に対する働きかけを欠い 地地 0) 開 発を、 9 た 蝦 た、 0) 夷 で 力 あ

応ノ 墨利 伊達遠州 賄 hu 遗 一シ蝦夷へ IJ 土州候位 聖芸術 遣シ 旧遣其外小名有志之向ヲ挙用候ハ、 師役五十人斗借受諸 山河之営為致往来 国 八重二海路 ニ学術稽古所相起物産之道ヲ手 ョリ致シ候 今之勢ニテモ随分一芝居出来申候半歟ト奉存候、 ハ、蝦夷モ忽開墾可相成航海術 広 = 始 メ内 地 ノ乞児雲介之類 モ直 二可 ?熟奉存候。 其 八上魯西 頭 ヲ 立 テ相 亜 亜

の蝦夷地開拓の主張には①さきに幕府当局が躊躇した大藩に開拓を委ねること、②外国人の招致と外国人技術の ③他に海外膨脹に役立つ航海術の練習、 などを意図したところに左内の時流を抜く識見をうかがうこと

論 の期待や批判としてただ提起されるだけでなく、 ゙゙゙゙゙゙できよう。 そして左内は この①②③は維新後北海道の開拓にあたって実際に採用されたのである。 「何分日本ニ於テ遠大之処置無之シテハ不相済」という、この遠大で抜本的な構想が、 「志士可憤惋之秋」という有志者の政治えの参加による幕政改革を もはや 幕

通じて、

実践的に実現されるべきものであった。それは「内地之御処置」を、

将軍

(慶喜を推す)

を盟主とし斉昭

譜代層による世襲的幕府政策決定機構の大巾な改革を意味するものであり、左内の方策は改革された幕藩支配をもっ 幕吏中の逸材を参与させ、 松平慶永・島津斉彬・鍋島斉正等の一門雄藩藩主の政局担当と、 陪臣処士にかかわらず、 天下有名達識之士を各雄藩で登用するもので、 川路聖謨、 永井尚志、 岩瀬忠震等開国派と目される 明らか に伝統的

よって潰えた時、 的 iな家門戸様大名派と保守的な譜代大名派の抗争で前者の敗北に終り、 しかしこの左内の独立の構想は、 左内の構想も潰えたのである。 これの実現に必要な幕政改革の実現の過程で、 前者の幕政改革のプランが井伊 具体的には将軍継嗣 /直弼 の弾圧

て国家的独立を達成しようとするものにほかならなかった。

ら弱体化し独立の手がかりをも喪失することとなったのである。 かし幕府は自らの体制の内部から体制を改革し、 国家的独立を達成しようとする勢力を排したことによって、

玉 Iの南下の前に、 は蝦夷地に対する幕府の対策の喪失にも現れたのであり、 そして英仏のそれえの関心の集中に、 何ら積極的な対策が講ぜら 井伊大老の就任後、 ń なか 蝦夷地は一そうすすむロシャ帝 9 たのである。

そして安政末期以後、 わが国の国家的独立の構想は従来通り幕府による統一をもってすすめるか、 朝廷の威光を統

閣 ż

た。

合の中心として、すすめるか、 独立という課題をひとしくしながら、 互に他方を利用し ながら主導性をもとうとする

葛藤裡に推移したのである。

独立という課題が横たわっていたのであり、 E _ _ | は 西 の公武合体論は、 南雄藩の支持をえることによってもたらされるものであった。 老中久世広周安藤信正と岩倉具視の間に具体化 しかもその中では激烈なヘゲ モニー争 したもので彼等 いがあったのだ。そしてこのへゲ の呼応の背景にはひとしく

策の入説に耳を傾けるようになっていたのであった。 ここでの (文久元年)の岩倉具視はかっての急進的攘夷論を次第に克服し、 長州藩の長井雅楽の い わゆ る航

遠

たてようとして幕府に建言したものであり、 m してこの遠略の策は当時の長州藩の藩是だったのであり、 幕府がこの説をうけいれて毛利藩主に朝幕の周旋を依頼したものであ 藩主が開国を国是とし "公武合体国威宣揚" 0) 基

ことを主眼とすること、 興にて航海之術開き人々心胆を練り智識を発明せる道に向い」と唱え「漸次皇国 なことであるから、 れば弱し、 この策の内容は、 彼レ自ラ皇国 の遠大な策は 此支離解散之人心を以て一旦有事時は點夷強虜に御当り被成候儀何とも御気遣之儀と奉存候」 ノ恐ル可キ 「国是遠略ヲ天朝ニ出テ、 当時の鎖国開国をめぐる国内の対立が「人心洶々土崩瓦解之勢とも可申哉天下之勢合へ 何よりも「国体を立て大倫大義を明かにし天下之議論純一人心和協」をさせ国論 その上で積極的開国論 ヲ知リ求 メスシテ貢 幕府奉シテ之ヲ行ヒ君臣 を ヲ皇国ニ捧 「速に開国之御大規模を被相立御国体儼然と相 サケ来ラン。 ノ位次正シク、 」と説くものであっ ノ御武威ヲ以テ五大州ヲ横行仕 勅命をもって関東 た 立 の統 缸 備 と最も危 、ば強く をは 益 仰 リー候 御 か

される」手続きをとるものであったが、その実、

武臣の棟梁として幕府の政策決定に対する信任を朝廷に求めたこと

世出

なのである。さらに長州藩はこのような建言をおこなって、 開鎖をめぐって対立する朝幕の融和をはかることによっ

論 自らの政局えの進出の機会を求めたのであった。 具視にとっては、 遠略の策が、 朝廷の威光を高めるとしても、 それが彼の考える朝権の強化といか に結び

考えられるが、この策の内容の開国航海説の遠大さも具視の視野の形成に役立ったと考えられる。

そして大藩たる長州藩の動向が政局を動かす要因となっていることに注目したと

つくかということが関心事であり、

っていた具視の航海遠略策的視野の影響に負うものが大であったが、 明治新政府が成立とともに戍辰戦争の内乱の渦中で、 いちはやく蝦夷地開拓の建議を採択 (後述) おそらくはこの文久初年の長井 ľ たの は 相 0)

摩藩中にも、 そしてこれとほぼ同じ頃(文久元年三月)、具視は上洛中の島津久光とも藩士堀次郎を通じて交渉をもっており薩 鎖国の旧法を捨てて開国の指針をとり国威の恢張を計るべしとする意見があることを察知したのであっ

た

献策は具視

の視座形成と無縁ではないと考えられる。

ナリ、 藩ガ幕威ニ畏服シ皆斂手屏息スル 構想を立てるにいたったのであった。 これを輔翼する両大藩、 くて具視にとっては、 此両大藩ヲ一団トナシテ以テ朝廷ヲ輔翼セシメハ其他ノ諸藩 多くの諸藩の信服 この二大藩では開国論が有力と映じたのであり、 ノ時ニ方リ薩摩長門ノ両大藩ガ嶄然頭角ヲ露ハシ力ヲ国家ニ致サント欲スル の状態に、 国家体制を改編し、 八必ス王事ニ勤労セン」と、 これによって国家的独立と統一を達成する その両藩に対する期待は 頂点における朝廷、 「二百有余 ハ天助

国論は激越な尊王攘夷論に転換されたこと、 かしその後 周知のように長州藩 では藩政が下級藩士層によって動かされることとなり、 また長州藩の進出に対する薩摩藩の反感からは両者間に激しい対立を生 航海 遠 略 0) 策

れたのであった。

策はなお実現せず、 かえって公武合体的、 開国派と目された具視は長州藩の開国 派と同様に 朝 廷長州

尊王攘夷派 の手で失脚させられたのであった。

けだし当時 の開港後の ゎ が国の経済的混乱、 特に下 級武 、士の窮迫 0 激化 は か n らの 不満を外夷に集中 せし め 外

では にあり、 夷に対するかれらの反感と憎悪が攘夷論として奔騰していたのであっ そしてこれら下級武士層 なかったが、 れら志士の意見は倒 状況 1の推移について受動的に開国の道をたどる幕府に対する失望と憤激のゆきつくところは 国家統 「幕の点を除けば 一えの熱情的な帰依献身と危機を自らのみが担うとする使命感が [の中から多く現れていた志士のもつ国家的独立の方寸はあくまで尊王攘夷を貫徹 カュ 2 ての斉昭流の世界の大勢に対する認識 た。 に暗 い偏 「草莽崛 一狭な攘夷論を越えるも 起 ノ人ヲ望 倒幕であっ すること ム外

ズムは、 えた脱藩志士の横断的連合策が構想された時、 倒幕 を前 提とし、 草莽志士を担い手とし、 前述の左内や長井雅楽の幕政改革を伴った幕藩制規模 しかも藩の支持をとりつけた新国家形成 かのナ シ = いでの ナ IJ ズ ナ ショ ム K 転 ナ 换 IJ

とする決意となり「草莽志士糾合義挙の外には迚も策無之(久坂玄瑞)とする藩制

的

割

拠

0) 規

模

公を越

頫

されていったのであった。

そして下土攘夷派

が藩政を動

か

した薩長両藩がそれぞれ攘夷の実行に及んだ、

薩英戦争と、

馬関

戦

争

で

歷

然

た

る

敗

(1)

ナ

(松蔭)

国論 北を負うや、 えと転換され、 攘夷論はその独立えの志気を保持したままに、 左内流 の西欧技術の導入によって達成される航海遠略強力国家形成 西洋技術文明の移入を独立 一の達成 の視座 の意義 のために必要とする が 改めて認

は斉昭以来の烈々たる攘夷の志を背後に籠めながら左内や長井雅楽流の航海遠略 Vt がに草葬志士 は49 外夷 へえの 途な撃攘策がそのままで は西 欧 諸 大国 |の進出 に通用 の策を受け容れ、 せぬことを認識 外交の側面 た 溡 でこれ カゝ n 5

を基調とし、

積極的開国論に転じたのであった。

木和泉は文久三年六月の五事建策で「今夷猖獗吞噬有機…… 修武備 草莽志士達の間 を必要とし、 これを国民的独立の課題の重要な一環とみられる蝦夷地に対する統治策の必要さという点からみるならば、これら ただかれらにのみみられる重要な特色は、 航略具、 腐朽した幕府権力には全く期待できないということであり、 に 礮略足、 は かなり早くから蝦夷地統治策の展開がみられる。たとえば吉田松蔭は獄中の「幽囚録」で「今急 則宜開墾蝦夷地、 以上のような積極的な開国をすすめるためには、 封建諸侯、 乗間奪加模察加・躞都加」と述べまた攘夷親征を画策した直 蝦夷者我之北門鎖鑰、 倒幕を決行することにほ 在汝不可不竭慮而衛之……」と蝦 国内体制 かならなか の改革と整備 9

つとしたのであっ の胸中に胚っていた時、 また岩倉具視は慶応二年十月には徳川慶喜の大政奉還、 これらの構想を「時務策」 に展開した折、 王政復古、 併せて「松前以北ノ土地開拓 和宮帰洛など、 もはや倒幕 デノ 事 シ 事 の具体的 をも時務の一 な構 想 がそ 夷地に対する幕府の無策を倒幕の理由の一つとしたのであった。

めにも、 このようにみるならば、 内政の抜本的改革の要求のためにも倒幕の気運を促進したのであった。 蝦夷地に対する積極策を欠いた幕府に対する憤激は、 積極的な蝦夷地対策を樹立させるた

権を成立をうながす一つのイッ 位と自らの生活の重要性を認識する意見も行為も、 かし、 蝦夷地の地位がこのように天明期の有識知識 シューとしてとりあげられながら、 またこれと形成する条件もまだ熟してはいなかった。 人から維新前夜の志士達の 蝦夷地 の住民の間 間 べ にいたるまで重視され、 その内に 部 かゝ B 夷 地 維新政 の地

Ł, かれらの構想する国家的独立と航海遠略の策の手近な実験として、 部の有識者志士によって論ぜられた蝦夷地統治開拓意見は、 論ぜられたのであり、 住民の地位の立場に立って論ぜら 蝦夷地の住民はこ れ る ょ れ K ŋ

必要とされる限りでかれらの視野に入る、 統治の単なる手段客体にほ カュ ならなか

- 1 風土記日本、 北海道篇、 昭和三七年、一六八ペ 1
- $\widehat{2}$ 3 的に政府にあったことを示している。 しかもこの出願は区町村会法に拠るといっているように、 撰北海道史、 第三巻通説二、七三六パ この 涵 1 館区 一会の設置 語源 地方議会設置 は、 本州 と異 のイ へって新 ニシアテイブが地方 開 地 なる がゆ からの制度形成に 除外され た北海道に 先行して開

えに

本

明、

4 と本多利明 七八三)であるがその後論議の盛んであった寛政期まで、 この意味での処士の関心と批判は天明 の「蝦夷拾遺」、 利明のそれとは異る佐藤玄六郎、 车 阊 から活発となっ 林子平「三国通覧図説」天明六年 to 山口鉄五郎の「蝦夷拾遺」、 その嚆矢ともいうべきは工藤平 大原左金吾の「地北寓談」寛政八年 (一七八六)、 -助の 「赤蝦夷風説考」 最上徳内「蝦夷草紙」 天明三

適用を求めるものであった。

- 俊之気を助け、 たとえば工藤平助が蝦夷地開拓奉行になることを望んでいたことや、 て志を得ぬ地位におかれていた。 七九六) これらの著述者達は多くは幕藩制社会の中で海外世界の動きに強い 「北地危言」 寛政九年 天下之事手に唾してなすべきと存込、 (一七九七) そして時折社会的秩序に抵触しつつなお社会的進出の機会を求めるひとびととみられてい などがあり後期の著述ほど蝦夷地に対する関心の立て方に発展がみられ 遂に功名に志し、 大原左金吾が林大学頭から「小人にて、 知的好奇心をもち、 事を生ずるを好み候輩たる事顕然と奉存候。」とみられ しかも世襲武士、官学的儒学者などと異 聊か学文を加
- 5 田保橋潔、 近代日本外国関係史、 昭 和一八 年、 ハニマ 1
- 6 110 た平 赤蝦夷風説考、 心来往を安永九年とみている) 安永七年 上これを拒絶した。 -助は安永九年にわが国に来たオランダ通詞からもロ (一七七九年)、蝦夷地本島厚岸に渡来したロシヤ人は公然松前藩に通商交易を求めたが松前藩ではロシヤ そしてこの一件を厳重に秘したが 前掲北門叢書第 赤蝦夷風説考下 巻(前掲北門叢書第一冊二三七ペ Ï シャ 藤平 人の千 助は元松前藩 島えの進出 勘定奉行湊源左衛門から赤人渡来の ージ。 を確 能かめて いる。 (ただし平助はロシャ人の蝦 事実を知り得 ・人との
- 8 9 $\begin{array}{c}
 (10) \\
 (11)
 \end{array}$ 北門叢書 第一 松本伊豆守 Щ 佐藤玄六郎の中間報告 「蝦夷 地之儀に付 申上候書付 王 F 八六パージー一〇八ページ。 前掲北門叢書 第 m 一一七ペ

1

ジ

以

7

上卷、

M

- 13 12 この引用はすでに、 この引用はすでに高倉新一郎、 井野辺茂雄、 新訂維新前史の研究、 前掲書一二六ページ。 昭和一七年、 九三ページ。
- 14 紫護されるべき利益が実際には何者にもたらされるか、 (改革が必要かという視座はみられない。 ここで国家的利益とは (わが国の領土的保全を意味し、その方策として軍事的な国防力の強化を唱導する。 単純な軍備強化論とみることができよう。 あるいは国防力の強化をいかにして達成するか、そのためにはいかなる内 しかし子平にとっては
- 15 田保橋潔 前掲書、二七一ページ。
- 16 姿にて被差置候儀、 渋沢栄一、 楽翁公伝、 却て日本の御固にて有之候」とある。 昭和一二年、二八九一二九〇ページ。 また 「蝦夷周囲七百里の国、 不毛の 地 ことに山川堅固に
- $\widehat{17}$ このような蝦夷地不毛論は、 当時の儒学者に往々みられる。

ılt:

١. 後世北風のたきつけなるべし。」 が いないことを示しているであろう。履軒はロシヤを膨脹する勢力としてではなく固定した勢力としてらへ、 べし。……北にヲロシヤ、アシハセの夷狄ありといへども、三百里不毛の地を越べからず、此島を除けば遠海卒に来るべからず、故 然るにつひに来冠せざるものは、幸にして夷地不毛……、故に誰人の作りて有けむ。 ららなは、 国 北顧の愛もなしとす。 加 たとえば中井履軒は寛政十一年若年寄立花種周に上書した辺策一編に、 の地 位が安全であるとみた。 津軽松前の間十里にたらず、蝦夷地三百里を過てソウヤより唐太の間、又十里許、 只病犬の如くすべし、 然るに今此国を開き、 状況に対する積極的対策の欠如を示すものであり、 吾方に近付ぬを極上とす」る鎖国の踏襲を確認したことに尽きよう。 (井野辺前掲書)と述べている。このような消極策は、 田畑を開発し、和人多く渡りて、宝貨充満し教育する時は、 次のような蝦夷地不毛説をとなえた。 北風や日本の火除蝦夷が島と、よくいふとい 逃避の正統化であり、 履軒の視野には西 しかれば地続同前にして恐るべき也 これを刺戟せぬ限りわ 夷地不毛にあらず…… そ 方東漸の大勢が入って れは 「只恐るべきは、 抑抑 々夷狄をあ

を唱えた この海防論 また当時 また履軒の兄 (北地危言) (寛政九年)、 中井竹山は蝦夷地を「北狄ノ寇大ニ至事アラハ、府ヲ撤シテ、引取テスムヘシ」という、 を「海防等計略一冊は誠に紙上の空論にて、 聖堂再建の事業などに幕府の支持を得て、 一向取用がたき事のみに御座候」として軽視し、 官学としての権威を一身にあつめていた林大学頭は大原 危急事の蝦夷地放 「近来海洋 棄説 左

世間浮議多く一統恐懼仕候趣に御座候……私は是誠に太平の御世にては第一奉賀事と独り奉存候」

と外患の沙汰

之警頻りに至り、

1

楽翁公伝でも定信が

「己むを得ざるに

とあ

ŋ

外夷容易に干才を動かすべきにも有之間敷、 113. 200 なるも のであるかについ ては触れず、 たとへ左候迚も、 ただそれが人心を結束させる一助となることを喜ぶべきこととし、 今の国勢左迄危難の時には無之候。 ٢ 内外に ι わ たる楽観論を述 実際では

粧 防 ただ定信は幕閣にあっても、 の強化策に力を傾けたが、 0 の点では 竹 山 履軒両兄弟 には 致仕後も状況に対処して積極消極二つ 他方世上のこのような不毛説にも前 蝦夷地不 ・毛説にせよ放棄説にせよまだ何 述の言辞 の政策の :から注目していたとみることができよう。 6 か Į, ずれを選択すべきかを考量し苦慮しつづけ 0 危機意識 がうかがえよう。 松平定信 いたと 方で は

- 18 楽翁公伝、二八七ページ。
- 19 20 21 井野辺茂雄、 前掲書、 1 ジ 以
- 22 23 田保橋潔 前掲書 五六ペ 、トジの

交易地として蝦夷地の厚岸を認めたのではない †c お井野辺茂雄氏は松平定信がラツクスマンに与えた信牌は定信の自 ・至らば適当なる方法の下に露国に通商を許さんと決意せられたるなり」とある。 かと推定している。 井野辺、 一審であること、 前掲書一四一ペ 定信が ージ。 ロシャとの交易を承認していること、

24 h 視シテ、 岡 カ [本柳之助、 ケケニ "寛政の 海岸要害 テ 治 種ケ島ヲ携 H 魯交涉北海道史稿、 ノ地ヲ踏査ス、 を担っ た権力者の志気と真摯な責任観念がう 腰二 ……今其随行員、 大胴乱ヲ下ケ、 明治三一年、 嶮シキ 森山 一七一ペ 某カ家族 モ ージに 何 か モ御 贈 から 「寬政五年三月松平定信八、 わ ij 厭 タ ħ ٤ 、ル書状 る ナ 2 御 中 行 步成 」として、 -1)n = 久世丹後守等ト (前略) 統感淚ヲ 越中守殿 流 共二沿岸諸 候 (以下略)」 股引半て 州 アラ巡

是迄之通 主 展 た蝦 窓モ認可 三取 夷地 地えの 次……」と、 中候得者、 関心について、 南部津 寛政十一年の松平 :軽両藩松前工相 司 書上 編 「信明による東蝦夷上地策の原案ともみれる記述がある。 八〇ページに、 越候場所、 寛政四年十月に定信 上 地 ニテ公領 二相 成 から 郡代カ遠国奉行可被差置、 「蝦夷地御取締之儀、 是又追 松前蝦夷者 夫 Ħ 志摩守、 IJ 申

25 北 門叢書第三冊。

26 工藤平 助 林子平 は 重 一商主義的 K 金 一銀島としての蝦夷地 に注目 して いるが、 左金吾は蝦夷地を軍 一事的 に国 防 Ŀ 一必要な 領 土

- 27 当時のオ 前掲書、 ホーツク長官海軍大佐ブ 11011ページ。 ハーリンは、 フオストフのこの暴行掠奪を本国の指示によらぬ海賊 行為として速 捕した。 田保
- 28 文化八年 度からとりあげたものに、 (一八四七) 換言すれば嘉永六年からの諸外国 のムラヴイヨフの東部シベリヤ総督就任いらいのロシヤの極東進出を、 のゴロヴニンの捕縛事件などのいわゆる帝政ロシャの単なる南下政策の歴史的前提の延長として論ずること 高野明 「帝政ロシアの極東進出」 の わが国に対する開国要求が昔日の比ではない強硬さを示したのである。 (明治維新史研究講座第一卷) 「あらたに尖鋭化」したものとして、 昭和三三年がある。 これ 同氏は弘化四年 をロシ ヤ これ 側 の態 を
- 30 29 田保橋潔、 前掲書、 六一七ページ。

゚拒絶し、十七世紀中葉以降のロシャ進出

[の新たな尖鋭化の根源と動因を把握する必要を説いている。

- 日露和親条約第二条。
- 31 田保橋潔、 前掲書、四七七ペー

32

同書

六一七ページ。

- 35 同書 三五ページ。
- 33 34 岡本柳之助、 Ħ |魯交渉北海道史稿下巻、三一―三二ページ
- 36 洋における制海権をめぐって角逐していたのであり、 こなわれた。 (ク要塞を攻撃したのであった。そして戦後もロシャと英仏の対立はつづいたのである。 阿 これに対し幕府は評定所で論議した上断然ムラヴィョフの要求を拒絶することとし、ムラヴィョ |国が暗に我が国に北蝦夷地を譲らぬよう忠告したといわれる。 優勢な英国・仏国太平洋艦隊は連合してロシャ艦隊の北太平洋における行動を制し、 その中に置かれたわが国の地位外交にも影響を及ぼしていた。 なおクリミヤ戦役におけるロシャと英仏の 当時 の西 フも目的を達しなかっ カ ヨーロッパ諸国はすでに北太平 ムチヤッ , カのペ 戦 報調は ŀ アジアでもお たが、 ゥ フ
- 37 新撰北海道史、 第二巻通説一、六七四ページ。
- 38 樺太沿革史、 大正 一四年、一六四―一六七ページ。
- 4239 4041 林顕三編、 增訂北海紀行北海誌料金、 明治三五年、 100-10四ページ。
- この 「有名な対露同盟論は必ずしも左内の創見ではなく、すでに嘉永二年に大槻盤渓が献芹徴衷にとなえており、 左内の論とよく

似て しその可否を検討している。 る。 l かし左内は対露同盟のみに固執したのではなく、 けだし世界政治をパワボリテイックスとしてとらへたからである。 必要ならば専ら英国との同盟に入ることを辞するものではなかった

- 43 林顕三論、 前掲書、 一〇〇ページ以下。
- 44
- 同審、 $\stackrel{\bigcirc}{45}$ $\stackrel{\frown}{46}$ 五三七ページ。 47
 - 岩倉公実記、上巻五二二ペ ージ以下。
- 大久保利謙編、 岡義武、 近代日本政治史、 近代史史料、 昭和三七年三二ページ。 昭和四〇年、二七ページ。

「両戦争で単純な攘夷論がもはや通用せぬことを知っ

維新後も素朴な攘夷論を唱えないしそれを実行した志士を指すのではな

あくまで攘夷の志気をもちつつ薩英・

馬

た草莽志士のみを指す。

岩倉公実記、 上巻一〇〇三ページ。

51

50

49 48

ここでは、

52

北海道における

形成につける地方制度の

(2)

ζ,

て

清

水

昭

典

開

港

以 後

(以上本誌一六巻四号)

(以上本号)

天明宽政期

四

維新政府の成立と箱館裁判所設置

蝦夷統治論と国家の利益 幕末蝦夷地の社会と統 まえ

が

明治初年町

'村の状態と地方統治機構の形成整備

六 Ħ, 函

館

区

論説

北海道における地方制度の形成について ②

清

水

典

昭

慶応三年十一

月、幕府

は内外にわたる騒

然たる世情裡にも、

口

シャ帝国

0

南下膨

脹

の触手が伸びようとして

た蝦夷

= 差許ニ相成候ニ付土井能登守酒井銈次郎等之振合ヲ以万石以上以下トモ産業取開方有志之向々へハ見込之場所爲御任 地 諸藩に対し「蝦夷地御開拓之儀ハ先年来厚御世話モ有之就中唐太島儀ハ北門枢要之地ニ付向後同島 相成候条得其意可被申立候猶委細之儀籍館奉行可被承合候相触候」と触書を達したのであって。 特に北蝦夷地樺太に対する対策を放置していたわけではなかった。(1) すなわち同月二十四 日 たの 幕 府は東国 出稼勝手次 北 国 第 筋 御 0)

するアピー あったから、 慶喜がなおも公議政体の構成をはかり、 幕派による討幕挙兵の密勅の公布を将軍慶喜が大政奉還を上表したことによって辛うじて阻止しえたばかりであり、 んど破綻に頻していた財政下に、莫大な支出を伴う北蝦夷開発経営をすすめる余地は乏しかったのである。 か しこの一片の触書は何の效果も収めなかった。 ル以上の效果を求めることが困難であっ このような息づまる政治的危機裡に幕府が北蝦夷地に対する対策を示し得たとしても、 諸藩連合の盟主として政治の主導権を掌握しようと画策しつづけていた時で(3) たと解される。 当時幕府にとっては、そのおよそ一月前 また諸藩にとっても、 いちぢるしく困窮 (十月十四日)、 それは諸 蓙 藩に 長討 ほ 対

方が定まらぬ 戍辰戦争に及んでい な保持、 かもこの旬日余の十二月九日には、 疾風迅雷の断行」とされるいわゆる倒幕クーデタが決行され、(4) 、まま薩長討幕派と会桑を中心とする旧幕府勢力の衝突が起り、 っつ たのであった。 岩倉および西郷・大久保等倒幕薩派による 同日王政復古の大号令が発布され、 それは、 事前 年を越えて、 0 緻密 な計画、 鳥羽伏見 機密 0 政権 戦 . の 完全 か 0) b

そして蝦夷地対策は鳥羽伏見の戦に勝利を收めた維新政権が戍辰の内乱の渦中でとりあげることとな 9 た ~ 0) あ

言及したものであっ

た

る

新政権を成立させたクーデタの立役者たる岩倉具視が、 すでに慶応二年九月、 井 上石見に 示 た時

務

ヲ絶リ是ヲ伐 策にみるように、(5) また岩倉 の蝦夷 ツノカヲ蓄ヘテ以テ外国 か 、地に対する関心の背後には、 ねてから「松前以北 ノ鲵覦 ラ土 ヲ 一地開拓」 防 - カ Ė +}-に関心をもっていたことは前に述べた。 ル ノ外患 可 カラス」と述べたように西欧諸国(6) ハ元寇ノ例ヲ以テ視 ル 可 カ ラ +}-0 ル わ 勿 が 国 論 ナ 0) ル 進 モ 出に 猶 宜 対す ク 海

くして成立したば か h の維新政権の蝦夷地対策は、 b っ ぱら岩倉によってとりあげられ、 すすめ られ 7 ţ, つ たの

である。

る

"航海

遠

路

ノ策

から

あ

たことも前稿に述べ

され し王 朝見に漕ぎつけ、 9 寸 ってい 新政 一政復古とともに定められ なわち慶応四年、 府 た蝦夷地開拓と鎮撫使派遣の建議が諮詢されたのであった。 (®) の外交が攘夷派 天皇親政の形がととのいはじめた頃、 慶喜追討 の激烈な反対を排 た三職に、 0 東征軍が保守派公卿、 か ね て少壯公卿たる高 して攘夷か ら開 尾紀越前藩主等の征討阻 三月九日、 国 野保健 和親 へと急転 二条城に移ったば 清水谷公考から提出 Ļ 止の動きを排してようやく進発 騒然たる状況下にようやく外国使 かりの太政官代に天皇が親臨 (日付は二月二十七日

派遣 ر ص 建 議 刺許すべき事、 は 一蝦夷島が徳川 吏 た土 氏の支配下に 一地か らの 牧税に あ ŋ よる軍 人心の向背計く難く、 ・費の調達も可 能であるとし、 カュ 9 口 シヤ人 鎮撫使 0 蚕食の 0 警 おそ 衛旅費の ħ \$ あ 仕 b 度に 即 刻 0 鎮 Ų, 撫 使

よると会議終了とともに O 九 Ħ 0 諮 詢 0 議 事 上十 $\tilde{\sigma}$ 詳 細 ・精勵之御褒詞岩倉卿読渡シテ は判然とし ない が 岩倉 は議定分掌副総裁として会議に 酒賜饌 芝9 とあり岩倉が会議を主宰したことが推察され 臨 L だの で あ 9 春 嶽 私 記に

...

よう。そして鎮撫使派遣の事はこの会議で決定したものとみられ、 十二日を限って三職に上答を命じたのであった。(ロ) 十日にはただそれを派遣する時期の遅速が諮問さ

論 以下三職の上答を検討すると、上答のあったものは、 当時の議定二十八名中十名、参与七十七名中二十五名、

十五名であった。

岩倉と三条に上答がなかったのはかれらが議案の提出者だったものとみられる。

は 開拓之儀所存無之候へ共鎮撫使被差立候遅速之儀難申候猶衆議之上可被決存候事」 と述べ、 の態度、 上答の内容は多く低調をきわめていたといって過言でない。なかでも公卿中、攝関家の家門にあった議定近衛忠房 「蝦夷地開拓之儀鎮撫使被差立候遅速之事何等之見込モ無之候可然御取計被存候也」と、 「蝦夷地開拓之事情不案内候間不弁可否以群議宜在聖断」 ないし審議に対する白眼視とも読みとれる上答をおこなっている。(ロ) と述べ、 旧上層公卿の上答には事態に対する我不関焉 このほ 鷹司輔熙は、 か萬里小路博房 蝦夷地

夷境界之事ニ候得ハ御人撰肝要ト存候自余見込無之候事」、(中御門経之)「至当之御儀ト存候就テハ得ト御人撰之上 鎮撫使被差向可然儀ト存候遅速之儀ハ何分不心得之上可及言上見込モ無之候」、(長谷信成)などと鎮撫使派遣をただ 、松室豊後)、「別段所存無之候」(三条西季知)と自ら見解を述べることを放棄している者は十八名にのぼっている。 また鎮撫使派遣を このように「何等之見込モ無之」(近衛忠房)「何之所存モ無之」(鷲尾隆聚)、「得失之儀ハ何共難申上候. 「至極重疊之御儀ト奉存候」(白川資訓)、「至当之御儀ト存候間速鎮撫使被差向可然存候乍去蝦

鸚鵡返しに至当とする者が九名にのぼっている。(ユ)

超えるものがなかったのであり、 三職の上答はおおむね内容空疎にして、 折角幕府政治および攝関制度を廃止し、 從来北辺に関心あるものの間に繰り返された常識的な論 天皇親政を標榜して、「公論を以大政を議

越えて三月十九日、

及

全島

を知る岩倉等にとって隔靴搔痒の感を禁じ得なかったのではなかろうか。(E) せらしるべく j ŏ が、 かか 政策の協賛を求めたも わ いらず、 、「搢紳 Ų, • 武弁· わゆる公議輿論の内容が低調をきわめた事は、 堂上・地下之無い別、 ŏ, ない し政策執行の制度的正当化を求めたものに過ぎなか 至当之公議ヲ竭」すはずの三職の制度を設置し、諮 新政権の担う課題の重大さとその実現 それとも、 岩倉にとっては三職への ·-) たのであろうか。 間 が お こな 諮詢そ 困 難 わ n

えられ たとみることができよう。 また参与中、 tc. っ た 雄藩藩士出身者たる西郷 O か 怠 9 た 0 か明かでないが、 • 大久保 • 木戸 • 新政府の施策の実質的決定が三職 後藤(象二郎)・ 中根 (雪江) の制度の 等の上答 中ではすすめ がないの 5 は 九 機会を与 ts

長文の文書で、 蝦夷地 開 高野保健・清水谷公考は先の建議にもとづく再申書を提出した。 拓 の具体策を述べたものであり、 その内容は

それは七ケ条に

わたるか

会所を設置する 蝦夷地開 が拓を諸藩に布告し、 積年蝦夷地に関心をもってきた有志者を自由に同地に移住させ、 かつ大坂敦

及ばず、 鎮撫使 の処置について見識をもっている諸藩有志の輩を人撰挙用すべき事 会津荘内藩士のほ 0 赴 任 0 場合、 松前藩は協力ずるものとみられ、 かは鎮撫使に異存をもつとは みら 徳川 'n 家の XQ 事 (蝦夷 (地における)

人数もさして懸念するに

四 いては、 П シャ及び諸 力。 ねて両国人の雑居を定めた仮規則は不当なものであるが、 国に 対しては親変を結び、 ただ大事件の場合には伺を立ててから処置すべく、 これまで徳川家に大政を委任してきた また境界 0 問 題に

事 きさつもあ また在留外国 ŋ, 朝廷に伺うと名目を立てて返答すると応接 λ (英国 人ブ / ラッ キストンを指す) 等の航海等 (例のぶらかし策の踏襲) Ö 諸術を積極的に利用 Ļ Ų 奥地開拓をおこ やがてロ シャ人に ts . 対

処する事の

Ŧį. 箱館の処置がついたならば、要害の地石狩を根拠とし、旧来の因循姑息な風習を一洗し、

的にすすめる事。

論

六、北地 (樺太)の雑居規則については今更議論をしても仕方なく、 只管開拓をすすめるべく、 有志の輩に命じ

て、東北(ここでは蝦夷地の東北の意味か)奥羽の経営をすすめさせること。樺太の富内・久春古丹などには内

外の趣意を弁えている人々に命じて漁夫等を多数入植せしめる事。

七、二八運上(二を公に運上、八を私にする)の法にしたがい(暴利を収めさせぬよう)請負人を廃止し、 もって経営をおこなっているのであるから軽卒に取り扱うべきではない事。(『) 方法をとるべき事、また兵法調練物産学を講究し人心を鼓舞すべき必要はあるが、下々は安静を本とし、 、出稼の者を定住させて経営をすすめれば開拓は急速に進むであろう。 松前箱館各地の町人共が困却のあまり異論立ててくるような方法を避けて情理に戻らず人心悦服するような しかし (請負人ないしその支配下にあ 私財を 蝦夷地

となっている。そして両卿は蝦夷地に対し周到な配慮をもっていることを述べ、万一失躰を生じた場合にはいかよう の処罰をも甘受することを附言したのであった。

つた。議案は三ケ条にわたり岩倉から提起されたが、それは、 その後、 二十五日午後、 岩倉は上議事所に三職と新たに徴士の列座を求め、 再び蝦夷地開拓について策問をおこな

箱館裁判所取建候事

第三条 第二条 蝦夷名目被改南北二道被立置テハ如何 同所総督副総督参謀等人撰

蝦夷奥地開拓を積極

(2)

ノ儀 は となつている。この席での三職の答議 相 重大 ノ事件 庭爪らし :-- 付御-しく低調 人撰第一ト存候 なものであ った。 (この会議では文書による上答という形式をとらず口答の形式をとつている) | 余別ニ見込無之候」(中御門経之)「何モ別考無之候」(毛利元徳) たとえば「重大ノ事件至要 ノ人撰即チ頓ニ 難 上候」 (晃親王)、 等 「蝦夷

むべきかを意識した思惑が介在したからであった。これを分類すると、 をめぐる意見の応酬が活発となつた。 所御 そして会議 取 ・建テ総督参謀御挙被為在基礎 の時 間 一の多くは第三条の人事について論じたものとみられ、 これには具体的な人物推挙の背景に、 ヲ被立置旦任撰其人ヲ得候 , , ハ 開 拓 議定鍋島直大が 仕方可相立ト 蝦夷地開拓 の主導権を 存候記 開拓 と述べ ハ第二儀 U かなる勢力が占 7 カ・ ŀ 5 シ先ツ裁 it 人事

一、朝臣であり建言者である高野・清水谷二卿を推す者(鷹司輔

大藩の経営では困難であるとし 仙台 加賀等雄藩藩主に委ねるべしとする者 (木戸孝充) 人材の登用、 (松平慶永。 ことに蝦夷地に対し積極的関心と知識お 十時 攝津

の生活 几 郎 0 事) 経験をも を大久保利通が、 9 有 一識処士などの登用をはかろうとする者 岡本文平を井上石見が、 内 一山龍助を木戸孝充が推してい 神 :山左多衛)、 又大体この考えをもとに松浦 多気四 郎2 武

藩 1 ۲ のように意見の岐れを三つに分けることが可能なのは、 ŋ 1 デ タの面 日策者) の意見なり勢力の 対立 から あることを示 の三職の内部に、 してい 、よう。 実際には公卿・

雄潘藩主·下士出

ぶよび

同

地で

のであり、 当時 これら諸勢力は極めて不安定な流動的政治状況下に、 蝦夷地 開 拓というイシュ ーをめぐってもそれがどの勢力の主導するところとなるかは勢力対立の力関係 絶えず自らの勢力を伸長ない し保持しようとして

勈

かすも

のであ

っつ

たとみられる。

論 王に されたものであった。 の諸公は対立の中にもこの点を意識する最少限の配慮を怠っては ところが三 但 し直ちに辞す) |職の制度は汎く公議を標榜したものであり、この制度は統一ある新政府の国是を決する中枢として設定 また新政権が対外的に国民的独立を標榜する限りは、 公卿清水谷公考、 藩主土井能登守利恒を各副総督とし、 いなかった。 勢力争いの露呈を避けねばならず、 結局箱館裁判所の人撰は総督を嘉彰親 薩藩の処士出 [身者井上 石見を徴士内 列

国事務局判事に、 U, は 7 「各勢力の連合体、 阿波の処士岡本文平を同権判事に、 三職制度の地方ミニ チ ユアが出来上っ その他有識処士を徴士内国事務局検判事に登用したのであり、 たのであっ た

命の立役者達が出席しており、 く低調と述べ の我不関焉ともとれる上答ぶりに対し、二十五日の会議には大久保 たが、 前述の三月九日の二条城に 後者の会議の雰囲気には かれらが蝦夷地対策について、 おける三職諮詢会議と同月二十五日の上議事所の三職徴士列座会議をひとし か なりの相違がうか 注目すべき意見の一端をのぞかせたことである。 がわれぬこともない。さきの会議 (参与)・木戸 (参与)・井上 (徴士) の公卿

等

維新

雄藩藩

丰

えば木戸孝允は次のように述べている。

宜敷候 所ノ金ヲ以 被命候儀 けだし維新革命の同志として、 大基本被立置度 力 25 一 ° と直接意見を求められ、 費用 如何成藩ノカニテ開 ミニ給シ精々墾拓ニ力ヲ盡シ可然ト奉存候」と、(タイ) (蝦夷地開拓着手を指す) 岩倉と木戸が密接に連携したことは周知であるが、 :拓ハ難カルヘシ但人材ヲ網羅 「隣境ノ譯柄モ有之候 鍋島候 ノ御論 へ共条理上ニテ ブ通 シ其地ニ棋置シ眼前 また岩倉から「魯西亜 ニテ右任撰得其人ノ上拓地育民 *>* \ 同 ジ カル ノ利ヲ不計当今其 木戸の発言が岩倉にとって、 べ $\overset{\mathcal{>}}{\sqsubseteq}_{\overset{26}{0}}$ ノ応接 と即 容して 如何哉 ブエ 地 一夫可 各 国同 IJ 相 歳入ス 様ニ 立大藩 公 テ

卿諸候 のそれをきくのとはひびきを異にしていたことは当然であろう。

事実 木戸が蝦夷地の開拓経営を雄藩に委ねるだけでは進捗せぬこと、 抜本的な人材の登用 と眼前 の利に追 われ 12

は

計 画 『的な投資が必要なことを述べたことは、 したがって藩制度を解体し、 身分的障壁を撤去し、 蝦夷地の開拓経営が幕藩制下の閉鎖的・ 国家的規模での強力な統治と財政を成立させる方向 割拠的な秩序の下ではもはや進

をすでに示唆するものであっ

た

にとっても関 たロシヤ帝 また岩倉が蝦夷 心事だったとみられる。 国に対し、 火地に、 U わ かなる仕方で応接するかを前述のように木戸にたたみかけてたずねているが、 が国がその開 拓策を講ずる以前に、 蝦夷地 0 帰趨そのものをおびやかすとか ħ これは木戸 が 焦 慮

遵守しようとしていたのであった。 は 内之公法を以取扱可有之……」と、 国力の充実につながる開国和親の外交を執ろうとしていたのであった。それゆえにわが国を「……外国交際之儀者守 はほぼ 75 ot. |維新政権成立の当時、 致していることであった。すなわち、 西欧諸国に対し、 これに反対する素朴な攘夷論を抑えてまでも国際社会の中に地位づけて国際法を U 基本的には攘夷の発想につらなる航海遠略の策を包かいしつつ、 かなる外変をもって臨むかについて、 岩倉·大久保·木戸等 Ò 見解

らを一そう憂慮させることになる。 であろう。 ないかという疑念にとらわれている人物であった。 しかし岩倉はこのような外交策を、 (しかもロシャ帝国の動きについては情報に乏しい新政府にとって、 またパークスはロシャ帝国が北海道に対しても実際に領土的進出をすすめるの 口 シャに対し適用して果して事足りるかという点で、 イギリス公使パ 強い矛盾を感じ 1 ク 、スの 情 報 7 は Ų, た か 0)

ながら、 のようにして、 国境を接した同国との関係に岩倉同様強い危惧を抱いていたとみられる。 理屈 っぽい人物とされた木戸も条理としては、 宇内の公法をもってロ シャ帝国にも適用するとし

このような考えをもつ岩倉や木戸にとっては三職会議における公卿雄藩諸侯の上答や意見は陳腐以外の何物でも

統 n てい 9 た筈である。 その点では藩士、 下級武士達の蝦夷地に対する熱意と意見は極めて積極的なもので、 清新の 気に溢

手 誀 同 ラ Ŧ 囬 可 追 ・ノ鎮 様家 開 |廷ニテ御後援被爲在候様 たとえば越 有 拓 々 、其筋 撫 候歟ト 臣 三付 使 . -E 而己御指 共 テ 書 顧 前藩士中根雪江は ニ十分ニ 念仕 先ッ公卿方 類 ハ 候右 素 Ž. 心力 = 3 ーリ其間 相 ノ外異存無御座候以上。」と述べている。 プラ壺 成候テハ ラ内 ノ御廟算相立候上御発遣ニ , ニテ :会議のしばらく後に次のような見込書を叢事所に提出している。(※) シ是非成功ヲ期シ候様有之度候此根底御確定ノ上鎮撫使 ノ巧者へ飽迄御講習被爲在度扨又外ニ大諸候 御 、開拓御篤志ノ御 .成功無覺東而己ナラス魯西 方 一相成候 御 掛リ被命度此御 ハハ可然哉ニ奉存候当時御 亜 人雑 居 八御生 ノ土地ニテ ノ内ニテ蝦夷奉行被命此 涯 候 精力ヲ蝦 ^ ト反覆御討 新 ハ 却テ後害 ノ機会ニ任 夷 地 すなわち、 論 ラ酸 諸候 田 被 相 セ ラ Æ 盡 成 シ 右公卿 候 F. 御 蝦 様 唯 コ 立 迄 夷 — ト 地 儀 七 ŀ

制 な 一の改革を踏まえねばならぬという視座を欠くわけだが、 中 と説 根 ても公卿を唯一手から選ぶのではなく、 Ü 、たのである。 職 会議に おける公卿 この主張はすでに旧式な公武連合による国家的な力の結集を説 雄藩藩 主 0 一間の意見がとかく一 公卿諸侯の力を結集して蝦夷地開拓をすすめるのでなくては 次のような建言書を提出した。 一応外圧の危機の深さをとらえたもので 致しにくか 9 たことを憂えたもので、 くの みで国家的統 あっ 鎮撫 成功は 合 使 が 0) 社 派 遣 東

Н 造 ν 「四十万人ニ及フ試ニ ハ六十人ニ シテ人力 た井上石見は、 械 ア省略 当ル 俄 = ノ理ナ 製 ス 四月十日、 シ ル 右 難 ノ策急務 、リ我国民ノ大数凡四千万人ト ケ ノ四十万人ニ雇銭ヲ与フ レバ先ツ水車 木戸を通じて、 卜奉存候旨言上仕候 ノ 一 事 ラリテ ル ト見ル 処其策 ・スル 考フルニ トキ トキ 如何 $\dot{\triangle}$ 中等 二幾多 ト更ニ 日二十万石ヲ食ス一人ニテ五斗ヅツ春 ノ車ニテモ六十臼ヲ舂 御 ノ失費ナル 下問 ヲ蒙リ不 それは、 ヤ其外酒造 顧 愚計 「蝦夷開 ク ノ故ニー = 兼 用 テ 拓 -7. 書 取 ル 事 臼一人ノ労ニ代 処 ノ儘 ノ米 付 クニ 奉 穀を 물 器 械 シテー F 加 ヲ 製 フ

L

this

L

蝦

夷

地

開

拓

と器

械

0

利

用

を結

び

0

け、

国

財

0)

本"

を

計

b

殖

産

興業をも

うって、

天下

は

国

家

目り上益

ヤ 11 国 # 井 1 X 中 ノ人民ヲ愛惜 カ 弥 カ 梯 漢大 ル 子ョ下 家 車 ジノ小費 シ シ 追 水 + 々 ヲ ル 、器械 液 ~ 悟 シ シ ラ ij 国 4 ノ以テ成 制 易 ル 家 ŋ 1 頭 本 7 ラ シ得 ラ計 然 ン Ŗ iv ル 誰 ル 限リ = 玉 カ 是 王 遠 ヲ ヲ 洪 見 極 **ク**□ 公費ヲ ア無益 テ 愚 = 厭 眼 1 ラ着 = シ 人 -1)-何 分 故 サ N ラ費サ = V ٠. 歎 バ 井 天下 戸 力 + 車 ハ ル シ ヲ 様 富 丰 用 強大ニ \exists Ł 強 +}= ŀ 爲 ナ ル 一思慮ヲ ヤ V シ 得 F 皆 怪 +1)-夂 ŝ ル 家 -ij-間 7 ハ ŀ 1 ハ 国 雇 +}-^ 一家富 夫 必 ル 然ナ ヲ \exists 強 見 ŀ ヲ IJ ル ヲ ナ 加 得 仮 ス ク ン

右 召愚意 概 略 = 御 坐候 然ル 処是迄 家生 薬 1 爲 = 水 車 j 営 4 コ ŀ ナ F. 願 フ 者 有之候テ モ 地 所等 故障 _ 事 寄 ۲ 賄 路

コ

ŀ

何

ッ

難

カ

5

得

+)-

V

許

-1)-

415

ル

者

有之哉

=

承

1)

倨

取り するほどのことではなかった。 敬白。」 事 右等 候 速 (様」として技術の学としてとらえ、 となっている。 ,者天下 _ 御 差許 大益 三相 成度尤 数ニ 文中、 Ш モ ル 下 技術器械 7 ラ願 ኑ ヲ知ラザ ヲ不被爲待 ラ駆使しようと説 それ IV で積極が ハ 官 勿 府 論 的 ブ御 = に 候 利 しょ 許 得 たの 共以來 用 テ L は 十分御手 ようとする有識者を輩 右 西洋 = 不 ,ヲ被着! 限 の近代文明を 原 意 候 1 筋 ハ ハ ^ 公私軽 出 此 器技之工芸術 して Ĩ モ 重 U ナ た当 丰 御 御 勘 時 事 弁 之精 あ 奉 H えて刮 記は彼よ 存 国 家 候 有 謹

を富 'n 強 が ならし 得 Ĭ Š ようとし した点は、 井 F 0) 献 策に 從 来の 農業植 民 開 墾策 0 域 ź 出 ts カゝ 9 た蝦 夷 地 開 拓 論を 超 えた識 見

な建 右 1. 建 言 713 i 対しても 新 加 政 クエ 府 は 7 省キ 弁 0) ような藩 F 国財 0 場 ヺ 合は当時すでに徴士であり政権の中 殖 土 ス 下 ル ノ策於 士 処士 朝廷ニ 達 の意見を積 速ニ御採用可被為在候問是ノミニ不限総テ 極的 枢に近く、 K とり んあげ その ようとい 月後、 う姿勢を 参与となって 示 L 皇基 て Us 7 た。 固 る ŋ 0) だが 0) ス ル ょ 経

以上

の

بح

雜 綸 策 御 施行可被遊 思食二候条上下一同深 ク相心得願意ノ筋有之者ハ 無懸念可申上様被 仰 出候事 と王

古令中 Ö ような審議建言を経て、 「言語之道被洞開」と「人材登庸」 四月十七日、 の機会が開かれようとしてい 蝦夷地に対する新政府の統治方針はほぼ決定した。 たのである。 それ

箱館裁判所総督へ蝦夷開 拓 ノ御用ヲモ御委任有之候

追テ 火蝦夷 ノ名目 [被相改南北] 一道ニ御立被成早 ·々測量家 ヲ差遣山 Ш 1 形 勢 = 随 ヒ新 = 国 ヲ分チ名目 ラ御

上次第被爲立候テ御手下シ可有之候事

列藩

3

リ土

一地開

拓

ジョ等

相

心得候者於朝廷御

借り

上ケ

被成尽々総督

ノ管轄

二相成現

地

形

勢情実得

۲

御

詮

議

定有之候

四 從来蝦夷地探索其形勢情実相弁候者御召出 ノ儀勿論 = 候猥リニ浮浪 ジー徒 ヲ遣ヒ候儀 八不宜 候事

五 六 開墾ヲ相望候諸候有之候 從来蝦夷ョ ーリ出シ候諸税蝦夷地開 ハバ御詮議ノ上土地御渡シ被仰付開墾ノ目的相立候上ニテ検察イタシ相応ノ貢税朝 拓 ノ入費ニ 相 用屹 度開 墾 ノ目的相 立候迄 八他 ラス 用 不致候事

延

相 納候樣被仰付候事

速 = 利ヲ求ス眞ニ廃物 ヲ與ス ノ御主意ニテ開 5盤ノ目 的 相立 可 申

事

七 サウヤ辺 カラフト へ近ク相望候場所 = テ 府 ア被立 置 度候

ノ規模大略相立候上ニテ北蝦夷開

拓

ノ手段ヲ被爲尽度候事

以上

八

蝦夷地開拓

となっている。 この覺書は建議書の提出 諮詢、 上答、 再申書 の提出、 再度の三職会議と凡そ五十日に ゎ たる蝦夷地

北法17(2・74)244

制

復

を覺記

による

ざるを得なか

9

た事

を内容としてい

たのである

と達

ī

箱

館

裁

判

所の

施政が定っ

たのであ

9

た

藩制 事 n 抽 成 ようとした事 分材 7 O 心を積極 的 闢 であめ かい 旧 L た 規 9 拓 Ĺ **漁模での** にば て箱館奉 老 *ぐる審議過程の集大成ともいうべき内容を備えたものであった。 的に \Box dr. カゝ 蝦 抽 h (3) 蝦夷 経 第 Ó 0 登 営で 一行堀 開 維 地 崩 す 新 拓に優先させるとした譲夷 0) 経営に は開 る事、 政権 地の収税をも 利煕が主張 拓 办 朝 着手する前に蝦 (2)が渋滞するとみた木戸 権 п した口 0 シ 支配を強化 t っぱら 帝 蝦 E 開 東 0 拓に 地 南下 夷 的 地 i カュ 0 5 開 進 0 北 0 み支出するという点で木戸 0) 出に の意見にも 拓策を撤 なお諸! 開 油 発 備 道) 点えて樺 0 策を踏襲 して、 開 候 か 拓 $\overline{}$ 大に近 0) かわらず、 0 土 新政 経 地 一営規模をすす 府 下 U それは、 附 場 F かい 幕藩制 シャ帝 わ 所 とい 、孝允の意見が採用され が 宕 5 围 胉 狩 国 (1) を社会的 0 める事とし、 蝦夷 との 制 国 万 K 度を使 奥地に 地開 0) 府 限界 を設 基底としたままその 拓に 5 -を知るがゆ け 5 か 開 计 知識と経験をも て経営をすす つ 拓 た事 る摩 7 徳川 を 擦 時す を回 えに、 斉昭 (4)L L 避 か が 北

機宜 かい 見計 くして、 無二念尽力 慶応四 年 可有之候 一閏四 月 以事但 Ŧī. H 内 围 朝 非 延 常 は 清 1 大 水谷 事 件 公考 並 を __ 魯 箱 西亚 館 裁判所 一交際中 が総督とし、 (33) 非常 1 大 事件 蝦夷全島 = 三至テ ハ 政務 伺 1 切 上 御 所 置 委任 11] 有 K 之候 相 成 候 H

元 判所の設置を通告したので 首ュル 方 対 12 シヤ 帝 国 以手紙得御意候自 . 対 しては、 あり、 それはこのことを、 1分共儀 応 開 此 国 度箱 和 親 館 な 裁 標 判 榜 P 所総督被命彼 7 シ t 3 国政府に了承することを求めた意と解 新 政 府 は 地 閨四 罷 越 月 候 + μÜ = 付 E 此段爲御 清 水 小谷公考 抜 内 され 加 0) 名 斯 なも 御 侯 9 7 魯 3

H 6 以 Ĺ П シ 蝦夷 T 帝 油 玉 0 開 進出 拓 0 を念頭に 建 議 か 6 お 箱 ţ, 館 、て論 裁 判 ぜ 所 設置 5 ħ た事、 0) 具体 そして岩倉や木戸 化 まで およそ三ケ 月 大久保等 新 政 府 が 0) 蝦 P 夷 シ ヤ 地 帝 対 国 策 1 か 対 内 峙 乱 -} 0 る 淈 中 航 0 b 海

7

遠

論

けながら

開

この

間

岩倉木戸等政権の上辺に立つ政治指導者達にとって、

蝦夷地開発に協力を期待しうるひとびとは下級藩

丰

|国和親の外交をロシヤ帝国に対しても模索しようとしていたことを知り得よう。

略 る 旧制 'の策を構想しつつ'、それゆえに蝦夷地の急速な開拓をのぞみつつ'、なお国力を結集してそれをすすめるには現存す 度の桎梏に焦慮していた事、 したがってこのような国力の限界を知るゆえに薄氷を踏む危惧をもって摩擦を避

あった。 らの蝦夷地に対する知識経験を活用しようとし、 有之向者不拘貴賤無忌憚可致献言、 からずも て世に立つことを望んでいた。その点では岩倉・木戸のごとく御一新を自ら策しすすめたひとびとと異り かれらはまた幕藩社会のアウトサイダーではあったが体制の批判者改革者としてよりも、 る者がいたがその北地に対するパトスは北地の状況へ 有識処士層 その点では 御 の中にあった。 新" かれらの北地への関心そのものがすでに鎖国的視座=急進的攘夷論から解かれていることを意味する。 の機会にめぐりあったにとどまる。そして御一新は「旧弊御一洗ニ付言語之道被洞開候間 これらの下士・処士達の中には、 且人材登庸第一之御急務二候故、 また実際にかれらを登用して蝦夷地の実際の開拓経営を委ね の知識欲に昇華されて、 蝦夷地を採査し、 心当ニ有之候ハ、 一途な攘夷論に駆られることを免れ 北辺におけるわが国の地 早々可有言上候事。」 むしろ蝦夷地の専門家とし 位の 'n 危機 れ とか たので 5 は を は 知

たのであった。 くして蝦夷地ではこの維新期 しかしこの明るさは後述するように束の間 \widetilde{O} 時であるが、 それに関心と抱負をもつ処士層 のものに過ぎなかった。 前 に明る

0)

い活躍

0

機会

か

開

カ・

れ

 $\widehat{\mathbb{I}}$ 兼箱館奉行の栗本駅 与する代り 布府が北 、に樺太島 「蝦夷地に関心をもちつづけていた背景には この鉱山採掘権を譲渡させる提案をかねて幕府がうけており、 (鋤雲) が使節としてその商議に渡仏している事情がある。 フランスと幕府との間にレ 幕府がロシヤ帝国 慶応三年八月には樺太越年の経 · \mathcal{V} 12 ッシ の南下進出による樺太の領 ユ公使 から 験をも わ が国 つ外国 款 土的 を 供

ħ. 喪失を阻 するため に フランス Ø 力を借 りると カ 仏露 対立に期待をかけようとする考へが多少なりともあ ったのでは あるま

+ Ø #1 ることに関 勢を逞しうしてゐるのである。」と記されている。 ところで、 ス + O ts á 蝦夷地進出、 Ø t; 出後の 対 1 当 Ħ 4 時 Ų 一動きを探知 ij 政策に警戒を払って 最近、 ż 或種 へをし 毐 抽 フランス 日本使節小出大和守は、 0) 7 (樺太 と提案を齎したといふ事である。 į E. シ 英国 への同 -Ŧ Ó 四次官 領 -島列 |地に対する関心に警戒を払っていたことの一端がうかが いたが公使館通訳アレ 土的 E. ハモンドに送っ 進 $\widetilde{\mathbb{H}}$ 北 海道) が北海道にも及ぶの 露都に をめぐる がかい た報告書の (引用は この 丰 ż -1)-島の シ 列 依 大塚武松 Ŋ, 国 主権に 然 1 ではない Ó 節に クス公使は成立したば W ت フ i) Ō 就 オン・ は 幕末外交史の研究 島を現状 いては、 栗 かと危惧の 極 不本は、 め シ 7 強く、 ì -1)-一の下に置く旨の協約に調印 南下に専念しつつある露 ボ ガ n 念を抱か V ŀ 12 わ ンに於ける鉱山 が公使パ シ れよう。 -17 三五六 난 帝 を 国 1 0) 0 -樺 2 太南 1ジ) スの あ 採 5 国との 承諾 掘を仏国 た F は 以 を得て渡 1 北 上 777° 間 干 太平 玉 人に委ね 人は益 书 ス 洋 ij は 日 ス 本 んとす 南 П 域

復古記 蝦夷地」 とイ 榊原政 . ギ 以敬 家記 **エリスル** 参照。 河野常吉写本 箱 館裁判 所設置関

2

(2)

動

きを海軍

手をつ

ħ.

って調べ、

蝦 ij

蝦夷地に

対する対策を講じようとした。

この点、

岡

義

武 か

黎明期 の維新

0 政

明

治

H

本"

明

治

年

b

府

心と提

携

l

ts.

が

5

シ

47

側

係

恕

額

後

蝦夷地に対するイ

丰

スの関心はとみに深まり、

13

1

to E 差 置 によると、 事業を委ねた 配とした。 監轄後も事業を継続したが同 4. # 北蝦夷地では 能登守とは越前大野藩主土井 幕府と l しては 松前藩治下に巨 松川 一年以後樺太東海岸と西海岸 Ø) Ш 「資を得て直 一商伊達林 利 恒 捌に 酒 右 非 1.着手 衛門 針: 次郎 i たたも IJ 栖原六右 は 安房 ++ のとみら ン 以北を幕府直捌地とし、 勝 衛 Ш 門が場所請 れるが、 π 知 Ü 藩主 事業は失敗 負人として漁業経営をすすめており安政三 酒 非 越後の大庄屋松川 忠美を指 Ļ 元治 す。 元年 新 凝批 か 弁之助 5 匥 海道史第一 達 栖 原 両 卷 請 通 同

えたにとどまる。 酒 能 針 配登守は 次郎は文久三 安政 五 年 年 遊 į 口海岸 n 松 ラ Ш 1 0 5 経 シ 崖 カ 地 7): 0) B 奥 朩 <u>1.2</u> シ = 9 Ŋ 力 シ 地 1 方 Ų, 0) たる数 漁 業 経 -営 里 を 0) 幕 地 府 を幕 か ら変 府 ねら か 6 割 ħ 渡 たが Z ħ 辛うじて 年 剪 か 治 6 ウ 初 年 3 吏 7 ш 45 玄 根 拠 地

て数ヶ所に

一漁場を開い

た

L

'n

L

シャ人もその

南

7

シ

ン

ナイに来住

Ļ

土井家の割渡地に出没するにいたった。

北法17(2:77)247

住民

の離反を招いたことは前稿参照。

地 は 万 分同様たるべしと慰諭し返地に応じなかっ 元年五月土井 |家では財政窮乏とロシヤ人との摩擦を避けるという理由で幕府に返地を出願したが幕府はこれまで引渡した土

ᄳ 部 私奪的 侯 以 0 Ę 場所請負経営が事実上はびこっていたのである。 出 幕府としては安政の蝦夷地収公直轄以後北蝦夷地の開 |稼| をすすめたが予期した成果は得られず却って幕府 請負人が内地から移住者を迎えることを妨げ、 発経営に関心を払い、 (特に箱館奉行)が 有志者の援助による直捌経営をすす しばしば廃止しようとして果たしえなかった 原住民を酷使し、 わが 的 国に り

- 3 事 政決スル 幕 於て処理すべし」(大塚武松 一から、 題草案= : 府が大政奉還後も内政外交における政治の主導権を把持する決意をもっていたことは、 迄諸事従前通リ政権ヲ執行スベキ」(羽仁五郎 また十二月十六日、 中 · 「政 府即ち全国の公府は 慶喜がフランス公使ロツ 幕末外交史の研究二七九ページ)と述べたことから明らかである。 公方様即チ徳川家之御当代を奉,尊奉,而是か元首となし、 シュ 明治維新史研究三四六パージ)と告げたこと及び から示唆をうけたともいわれている列国公使と会見の際 + 一月頃慶喜のために 行法之権は悉く此権 「依然、 西周が 外交は旧幕 0 起草した 「諸侯公 属 候
- (4) 遠山茂樹 明治維新 一九六○年 二○九ページ。
- (6) 同書 中巻 二四ページ。
- $\widehat{7}$ 年 制 中 κb 三職 られ 一月 'n では三職 総 九九日 た。 の制度は王制復古の大号令の 心裁で K 中 な 名実ともに維新 あったとみら は総裁局 妣 おお 岩 位 |の低い参与に就任したににとどまる。 倉は慶応三年 中 ・の副総裁にこれも三条とともに就任した。 ń 政権 当時 十二月九日、 の頂 この岩 中に定められている。 点点に 倉への公式書信は副総裁御中となっている。 のぼっていたのである。 洛外蟄居を解かれ復飾参朝、 しかし二旬を出ず十二月二十七日には三条実美とともに議定に昇任! 但しこれは慶応四年正月十七日、 三職そのものには副総裁は置かれなかったが、 王政復古令渙発の立役者として活躍したが、 蝦夷開拓諮詢の頃の岩倉の地位は総裁燈 三職七科に、二月三日、 実質的 三職八局に改 復 古 には三職 几
- 8 当被地ニ安居仕事へ難相成島内民夷ニ制度無之人心如何当惑仕候儀ニ有之へクヤ不軌之輩御坐候へへ編ニ賊 の 鳥 建 | 周囲 (議書は慶応四年二月十七 四二千 里中徳川家小吏之一鎮所已無事之時 H 0) H 付をもって、 高野保建、 モ懸念御座候処今般賊徒御征討仰出侯ニ 清水谷公考が連署して朝廷に提出したもので、 一付テ ハ東山 道 往 来相 以下文面 徒 |ノ声接ヲナシ可 絶シ徳川荘 内等

靐 待 至 約

됆

類

か

作

0

Ļ

-}-岡

s, in

か 熱 В

に

北

地 動

0 か 箱

た ż

33 n

K 箱

鏣

無使 渡海

を下 3

向させることを請うたと

いわれる。

h

0)

71 慫

定職書で 漁

.72

こ説き、 太政官に呈

清水谷が

本 Z

0

恋意に

館 丰

葯 詔 シ

したと 命 テ

1.

30

ħ

る。

かくして、

清 7 ==

水谷 安ン

は シ

野 動

保 1

健を iti

連

Æ

洲 Ŧ

n

~* 彻

カ 古

ラ

ź 後

4 圖

Η 本

急務 游

Æ

早

館

赴

天朝 地

7 無

伝 一人 /

テ全島人民

其

堵 人

7 高

7

ナ

後 失

命

0

it

水

谷

K

蝦夷

畠

周二千

里

方ヲ

境

アタラ

シ

X

テ

露

実ヲ

糖

復

名ヲ

て

る。

務

務

於 БŻ. 様 場 計 EE 在 候 什 得 所 佐 候 様 府 Ē 抽 被 器 テ 13 計 寒 mi -游 存 脬 細 熄 引 心之違 度 В ---候 ÌĽ 毐 勅 合 積 此 帯 モ 元 許 光来蛋 御 段 乏 ÷ 警 去月 坐 有 11 之内 相 候 衛 助 Ĺ 食 民之念盛 成 町 豆 御 --候 人 数 来 抛 モ 人 八共尽 様 八職論 粉 П __ 仕 有 テ二三月 柏 御 = 志之者 労 度 仕 成 芜 候 在 李 撰 居 候 \sim 存 度 候 間 皶 ^ 7之延 候猶 内 共 儀 H. Æ 橅 願 兼 = 不 使 脻 之有 巨 テ 引 肖 等 -一及候者 細 相 緇 椠 臣 之儀 約 海 彼 等 差 シ シ 氷 地 F 島 = 多 候 於 有 流 中 ----志之者 分箱 テ 浙 テ ÷ ... 御 之時 モ Ħ. 御 棤 坐 六月又 館 抛 12 行 中共別紙 務 候 譜 節 身 1 所 散 = 命 d 兼 Ŕ 相 勉 7 -7-成在之者ヲ 差出 閑 TE: 至 励 支 暇 年 候 仕 涎 度 之手 度存 候 為 1 問 在 11 粗 稳. 後 シ 宜. 除 候 候勢 敷御 候北 調 居 軍 現 相 皇 7 一参考之程 候 在 ASS. Alson 成 政 示 1th 从今年 間 短年 復古之折 120 何 百 御 春! 一卒公論 古言 久春 内 11-奉 計 囲 中懇願 軍 内 雜 築 柄 盤 略 75 右 石等之 以 候 共 罷 難 相 割 誠 m 有 H 相 成 拠 一之金 恐誠 辺 日 候 立 候 御 間 候 様 *†*(1) モ 惶 評 穀 业 間 仕 必 何 Z 離 決 月 何 定 麼 様 被 之举 類 中 分 被 H 仰 仰 튀. 漁 付 紀 -T-魚 動 出 州 御 御 僟 n 利 江. 差 採 1 有 州 下 用 等 -相 水 聪 Æ

月 # ·Ł

保 建

被

相 成 存 敷 難

公

考

11 た Ļ 北 第 な Ťς 新 そこで上京 夷 O 志. よう か 応 応 図 元年に 説 年 を著 ŧ など 建 同 しを読 į したがこの X は樺太全島 議 内 本は 審 慶応二 頃 が提出 亚 讱 境境 [23] 北 局 本は 本 年 0 玄 地 ä 叢 危機 'n れたことは、 正月頃から 0 鸐 紀州 一序文に清水 周 ことに を訴え、 踏查越年 出 関 身 亦 清 0 心 小谷は 阿波出 処 與 水谷家に į 雹 局 土 地 抱 雏 岡 経営を 誏 12 U 本の 7 Ш シ 身 客 この処士、 東 Ť Ü 701 人の いたが、 提唱す 野写本 志を賞揚 寓 郎 į 鹨 等 でと盟を 力が 北 ź 文久三年 M 辺 た 本文平 7 の B 年 危機 結 ķ \$ K び 強化 b 江. Ė を 戸 月 聯 北 ۲ 京 E 3 輔 門 0) 都 赴 ħ, 樺 なに赴 社 0 頃すでに岡 0 U を設 たが 熟意と 知識人志士に説きつづ 彼 我 け、 この意見は 0 1, 形 た 圃 本と清 多が п 0 策 志を夢 を に負うことが 手 わ 水谷とは 幕 かい 始 0 府 围 砂 0 K K 厅 北 容 不 志を同 大き 150 32 地 れるところとなら 利 0) に傾くことを憂えて 元 1: + 治 ďΣ じくして 元年 尽 月、 阁 力するこ 本 [16] は は 本 再 な た 7): ね 北

見識とはいへ 抽 いうように (岩 Ē t,c 0 にわ 倉) 事 お岡本の北地に対する関心の内容は、 その結果、 情 井 カ言ニモ いかに信ずることはできないが建議後、 を傾聴したとい ロシャの進出を防止するための樺太値民開拓論ともいうべきもので樺太に関する知識はともかく、 、上石見らに北地の詳細を縷説したのであった。 ts. 内地ヲ安ズル į, であろう。 氽ハ 水谷は太政官から、 幕 ·われる。 府 ノ平走スルヲ待テ直ニ彼地 第一 なぜならわが国を国家としてロシャ 急務ナラズヤ、 なお建議後、 岡本山東二人を帯同して出頭することを求められ、 その 岩倉・大久保・井 "北蝦夷新志" 清水谷は岩倉、 而モ北門ノ鎖鑰トナリテ、 (蝦夷地=箱館) この間、 K 国との間 上らの間 徳大寺実則にも陳述したものとみられ、 「蝦夷ヲ開 およびその後も岩倉の腹心、 ニ赴クヘケレハ姑ク待 K に蝦夷地対策 外夷ノ胆ヲ破 テ、 いかなる外交方針を設定すべきかという基本的 天下ノ人員ヲ融通シ、 が検討され リヌレバ、 かゝ れらは大久保利 タレヨトイ 井上石見はも たことは想像に難くな 永世北顧 鱢寡孤独, 岡本氏自伝によると ハレ タル 必ずしも時流 通 患 ブ盤 っとも詳 三岡 曲 カ と述べ ル 八 ~: 郎 其 シ 視座 元を抜 所 白由 ヺ 7 蝦 لح 得 利

(9) 春綠私記、前揭箱館裁判所設置関係書類。

欠くゆえに。

(10) 岩倉公実記 中巻 三四九ページ。

0

書類の

'提出をもってなされ

たものの

如くである。

たとえば近衛忠

房

の上

書

の

宛

名

は

任

命されず、

議定となったのは岩倉の副総裁就任の旬日後であった。

- $\widehat{\mathbb{I}}$ れらは旧幕府時代岩倉にとって地位の開きはあっても、 王政復古令による摂関政治廃止まで際司 可輔煕は 関白であり、 比較的近づきやす 近衛忠房は関白忠熙の子として朝 い公卿であった。 L か し復古令発布 識の最有 力 メン 当時 バ 1 か ・であっ れ らは識定 か
- 12 御 海 下 一嘉彰モ 以上は箱館裁判所設置関係書類による。 『事奉存候』、 る 方 因 国 となな 建言 右 | 迄モ光耀 条兼 ったものとみられる。 |速ニ御採用皇国之大幸候」と 堤哲長の、「建言之者公平至当ニ存候乍恐御採用被御開拓被為在度奉存候元来魯人之蝦夷地ヲ侵掠セン 性候様 々懸念次第有軍艦金策等 被為在度程之儀ニ しかし親王は直ちにこれ 一候得 かい なお鎮撫使派遣について、 · 儀速二行届候様過日来家来共 (親王のかかる積極的な同答は、 素ヨリ 我カ皇国 を辞した。 四中尺地 新撰北海道史)、 モ やや積極的関心を示したものとみられ 王化 八中 ノ不蒙所御坐候テハ御 付此策行届候 四月十二日に親王に対 浅野長勲の、 得 八見込之趣可 不都合之儀 「此度御 し箱館裁判所総督の 致建言覚悟之折 るのは、 一新 一付開 之御 ŀ 一欲スル 場 拓 嘉彰親 合 丛 任 事多 Ŧ 皇威 命 図 ħ's 0

 $\widehat{14}$

「大久保利通文書、」 第二、

大久保利謙編

近代史料

四五べ

1

であっ 征 後 4 4: z U 、すでに締 心之儀ハ る ,之儀ヲ被決候上ハ賊之巣穴抜ケ内民安ク然後鎮撫使ヲ被差遺侯テ不遅ト乍恐奉存候」と朝識に反対するともみえる意見を述べ 二能数千里之地ヲ開 N ・ニシテ つのが注 陆 八人フ 有 蒾 一之間 目されるにとどまる。 結 30 32 船され 故 一般候 人モ深憂スル シ後ル ΙŦ ている雑居仮規則についての無知ぶりを示し、 か橋本実題が、 『哉既各国御和親被為在候上ハ聊モ懸念無之儀ト存候併彼地與端有之端之方計此方へ属シ候様ニモ 『牛候然ルニ賊之巣穴未抜民心尚安カラ不ルニ深々不毛ニ入リ開カント欲ス寧不可ナラ ル時ハ人ニ ル処ニ 制セラレ 候況ヤ我邦ト さし当り賊 ル候格言モ有之候得ハ一日モ早く鎮撫使御差向可然儀ニ率存候」と述べたぐら 徒 連続之地二候得ハ此ヲ彼ニ併吞セラレ候ヲハ後来大思之基ト (旧薬軍)と夷族に対処する鎮所の必要を認めつつもロシャに対しては、 ただ一つ坊城俊章が鎭撫使派遣を時期尚早として、 シ 相成候哉 不如 陛下 伝承候」と 内内 一患ヲ掃 :候所 断 33 然御 -親 述 歪 1

各国御和親」「内患ヲ掃イ後ニ能数千里之地……」 これ いらの註 の引用者をやや蝦夷地対策に積極 的関心ありとしたのは、「皇国之大幸」「皇威海外万国迄モ光耀 などの語にわずかに国家利益の観念がうかがわれるゆえ。 我那 ŀ 連 一統之地

- (1) 新撰北海道史 第三巻通説二 八ページ、九ページ。
- (15) 王制復古の大号令、前掲 近代史史料 四六ページ。
- $\hat{1}\hat{6}$ }. ように述べている。 七二五ペー 此 其職官動 |左支右吾スルヲ以テ政務稽滞ノ弊ナキ能ハス故ヲ以テ檿黜陟ヲ行ヒ其弊ヲ矯正セント欲スト雖譲者或 プカ . ク事ヲ処スルニ情ヲ以テシ朝官濫選ノ弊滋ス甚シ是レ廟堂ノ上ニ立ツ者優柔不断 カス可 「倉は当時の人事がはなはだ意に満たず、 カラス又某氏ハ某ノ大藩ノ出身之ヲ排退セハ則 一丁卯 (慶応三) 戊辰 (慶応四明治元) 施政が渋滞したことを遺憾とし、 ノ改革ハ事草創ニ属シ人材登脂其精經ヲ尽サス賢 チ藩情動揺 ノ患アリ 廟堂の上に立つ者の優柔不断 姑 ク其 ノ資亦免ル可カラス」。 **八職官** = 居 四ラシ ハ云ク某卵 メテ 八思相 無 事 岩倉公実記 殺雑シ を戒 7 謀 E 家 めてつぎの 施 ニ功 政 加 卷中 労ァ カ ス
- 17 1 ということをどのように解していたかそれを検討することによって明かとなるであろう。 76年中 六方法ハ上親王公卿ヨリ下其臣隷ニ至リ各意見ヲ録上セシムヘシ………尤聖上親ク叡覧アラセラレ左右ヲシテ之ヲ窺 岩 石倉の二 岩倉は、 一職に対する失望は前註、 「公論正義ヲ以テ国是を確定」 しかし公儀を謁すべき三職 することを当然としつつ、「先ッ朝廷ニ於 級の制 度に対する岩倉の期待がい その点で慶応二年、 確乎ト大目的 かなるものであ 7 井 2 上石 定 1: ス か n 見に示し は ハサ 岩 ヲ ・ラシ 倉が 肝 厶 n ス 時

論して、

それが定立されるという議会制の重要な要素を欠くものであった。

て、 ħ, 4 (b) ス ただ朝 低慮ナ 下 各 「朝廷から諮問して、それに対する意見を下から上に徴するものとしたに過ぎず、公議の参加者が公開の議場で議案を反覆・を含めて、それらの層の意見までに限界づけたのであって、全国の人民が意見を議するものではなかったことを措くとし ル アリ」として、 |所見を左右から __ 依 ij 封 一書ヲ以テ奏上スベシ云々ト記載シ の秘密を守るために封書をもって奏上させることとしたのである。 に陥る危険を説き、 此ノ如クナルトキハ各皆心肝ヲ吐露シ」と述べ、公議を「 朝 #廷の大目的を定めてから、 (すなわち国家の目的をアブリオ また公議が親王公卿臣隷に、 議論百 IJ K 出 紛 後に武 配提して 雑ヲ 来

とし、 正当化の口実に他ならず、 b 延 6 一人が、 201 = 0 L ーミットした価値は唯 がある。 かも、 デタ陰謀の立役者にふさわしく、ひとびととを疑心暗鬼の状況に置きそれにつけ込むマキアヴェリスト 【の内容を知ることに集中させることになる。そして、その上で少数の人間の間で、 本来あるべからざる朝譲の秘密漏洩が、必ず起るであらうから、却ってひとびとを揣摩臆測せしめ、 「廷臣誰々ノ論ト為シテ之ヲ密封奏上セシメハ世間ノ批判ヲ免レテ可ナラン」、 「各自ノ意見密封奏上スト雖自然世間ニ漏洩スルハ勢免ヌカレサル所ナリ然レト かくして、 岩倉にとって公議とは実はそれと矛盾する秘密の政策樹立をいわゆる公議の名においておお ? ひとびとが公議を妥当とする限り、 朝廷の「中興之鴻業」を達成することではなかったのか。 しかもその限度のうちでのみ必要なモノでしかなかっ というのである。 ここの引用はすべて岩倉公実記上 秘密におこなった熟議を伏せてその中の ・モ世間 ニ漏洩スルハ大に可ナル まことに維新における宮 かれらの関心をもっぱ - 岩倉の 面目 た。 いかくす支配 所アリ 正如 たる

(18) 再申書の原文は

蝦夷開拓之儀諸藩へ御布告被

妄リニ タ 全島所置有志之者深見込モ有之兼テ約置候者ニテモ徴忠相貫可申ト存候尤モ一己之見ヲ主張イタシ候 、尽力可仕猶大坂敦賀諸処ニ於テ会所ヲ設ヶ応援為致度存候 一撰用 仕間 一敷候得共猶御懸念被為有候ハ 諸 藩有志之輩御人撰 ラ以 テ可然御挙用被 仰付度存候。 者 奇 可才異 能 有 七之候 テ Æ

仰付有志者何時毛自由二令移住候得八積年彼地之為二苦心仕居候者多分可有之候間

同

奮起イ

ΠĨ 蓄財之為 仕民 鎮撫使 間間 館 御差下二 局 識 越 論 ハ必 险候族 1 定瓦解イ 相成候得ハ松前家ニ於テモ船路 B 从而己直 シ 候輩 ・タシ _ 至テ 箱 館館 可申増テ会津荘 四二着 勿 論 船 晒ニ存 一候テモ 内 更ニ懸念無之社稷之為ニハ徳川家ヲ顧 ノ外 案内仕度由就テハ松前家着到之上一先箱館 () 何 レモ異存無之候問諸藩陣代等召出 酸候當 ニ無之様申居候輩モ有之等之者召出 シ復古之御趣意相 へ布告仕方可 **|然哉徳川** 腧 候得 家人数 難 有

候同

(2)

二八運上之法

心と請

負

(人ヲ廃シ其地出稼之者

共直樣居住為致候得

俄

=

開

拓之功モ

相

立

可

-

得

共

テ

箱

諸

(之町人共大三

困 三随

却イ

タシ紛

々異論相

生

一シ却

テ御煩

ŀ

可相成モ難斗候間士人建言之状ヲ察シ情

理 ф

不 由

相

戻 候

八人心

悦 夫

服 =

派候様

所 松

置 前

仕

度 館

存

ŀ

之

何

牂

心刑典

Æ

御

沙

汰

度

奉

存

放 談

心恐誠

惶

在留英人ブリ 魯西亚国 大事休ニ至テ 天朝 並諸器 存 ッ 外之儀 候 キスト À 世之儀 = 伺 候得共是迄令委任 ン有志之者ニテ終身彼地 之上宜令所置北 切 御 趣 題二 相 地経界之儀萬一魯人議論於有之八一千 一候廉 本ツキ是迄之通交易等仕税銀ヲ出 派モ有之猶 = 一居留 仕 伺之上返答可 度念願御座候由右等之者召使候得八自 致 ŀ 応接 シ規 - 年来本朝 往 M 候 ---湴 電子不 ,, __ 舆 相 地 属 住 ~候場 M 候得ハ 然航海等之諸 拓 所 之名義十分相 徳川 É 他 家 э = テ 術 別 雑 モ 貫 J 7 相 Π 居 開 гÞ 令 約 親 ヶ ŀ 交度存 魯 存 _ 天 候 取 -箱 極 対 館 候 候

相 贯候様仕 箱館表所置相 度石狩 付 近辺 候 E ___ 八全島要害之地 夷 (地巡見イタシ = 御 自 坐候由彼地 然石狩等之所二引 = 根 拠 移 イタシ是迄客ニ ij 徳 ĬΪ 氏 因 循姑息之風 取 极 場 所 7 習 主ト ヨラ合 変 洗 候 得 奥 地 八早 開 Ą. 拓 開 之策 拓 ハラ 運 之功 シ大義 æ 相 깘 一候道 天下 理

候

欧為

~~モ宜

敷

存

趣度存候 魯人滞在無之形勢宜敷場所ニ御坐候由早々所置為仕度存候富内久春古丹等モ内外御趣意相 北地全島雜居之約 ニテ今更議論仕候 モ実 二 仕 方無之只管開 拓 IF 要 候 間 有 市志之輩 = 命 シ 東 中弁候輩 北 與 羽 = 地 命 遣 シ 漁夫等多人数繰込 シ 経 営 為 致 仕 度 尤 令 東 北

ħΠ 候兵法調練旁物 ŋ 郝 勘考妄二挙動 右 東環 湿盆仙 1件々見込之有增奉建言候猶方略委細 突厥 、之意実ニ辺ヲ被慮候儀境於臣等 預 此間 産学ヲ講 之首ヲ獲テ不世之功 一败存 晩究シ 人心怠屈 1 自 | 不仕 モ深愚慮罷在候猶衆議ヲ 之儀著到之上 負候処宋璟賢相下 候 様 n] 令 鼓 舞 伺 勿 候様仕度存候成功ラ シテ 論 = 尽 Ħ. 候 ガラ 以得共何 シ 勉励可 抑 一分安静 仕 急 一候間 年之後初テ郎 ヲ 万 シ 本 辺境ヲ開 ŀ 御 シ 下 失躰 が将ヲ Ą 候 私 = ÷ 被授候得 財 相 古 ヲ 人之明 成 以 人候様 テ 八霊仙 経 之義 戒 営 = 1 有 [II] テ Ą 之候得 チ 昔 シ 働 李 候 哭 唐 外 ハシテ死 玄 宗 加 簱

Ħ 4 'n. H

保 肂

公 考

詂 負商 人のもたらした弊害については、 すでに松前藩治下の天明期 飞 その苛烈な収奪ゆえに、 わ が国 に対する原住民 0 及

19 内

E

事務

*

橳

前

揭

箱

館

裁

*11

所

公設置

関

係

11

7

か It 相 招 全く 産物を占 ĥ 六大な費用を捻出する余裕はなく、 成 致 ñ 安政期堀 政 į vÞ 亦 لح + 可 して п 新 8 能 年 政 利 7 場 4 あっ 府 L (熙まで) 所 憨 人 かも it σ 府 たか 諸 負制を廃し 招 は松前藩領を収公直轄 明負制 本州との 諭 からだ。 対 の志を有利とするとして、 0) 策 弊を Ü 流通 か この後安政期においても請負廃 知 んんに 漁 がりつ 帰場の を完全に掌握し、 しかも巨 か Ś カュ 直捌を わらず事実上蝦夷地を経営する力をもっていたのである。 財 |資を有する請負商人の投機 政的 おこなうこととしたが 「是迄の通 K 識者を憂慮させ ほとんど零の状態では請負制を廃する能力は 衣食の総てを本州に依存 町 八共計 止 た事 直 0) 成功し 捌が唱えられたが、 取 心 引 がは前 がにては 冒険心、 述。 なかった。 していた蝦夷地住民の生存をも左右し 後後是不 ts なおこの 組織、 慕 Œ 請 府 0 弊 趣 商 にとっ 制 負制は幕府吏僚の 文 に対 \$ 有 なかっ · ハする改 船舶などなくし :之哉 いはゞ請 溡 に相 たとみら ゆ 革 餌 0) 候間 動 負 せよ (寛政期 商 3 5蝦夷 人は 'n Ť 此 0) してい る。 蝦 起 蝦 夷 0 源 否 夷 松 地 御 \$ 新 抽 直 古 ·忠明 捌 政 経 経 府

分 捗 讅 u 置 何 菆 負 都 譮 K 場 稈 間 滞 人 n 負 所 次 敷 n K 匍 附 在 16. をして五 放候間 請 K 場 る r[n 対 ダ H 萬 與羽 奶所独占 。哉又は を弊制と 一を調 負制 所 Ļ 地 土地 用 統 産せ 蝦 松 に対する批判に限 之分何分增 一萬円を調達せしめ」(高倉新一郎 治着手 諸 1を廃 夷開 西地運上 浦 知 大名に 武四 ŋ ī 拓 ĩ Ó め i つこれ Ħ 基本献白 郎 たとある。) 箱館裁判所総督赴 高に th は と里数御割渡相成候様仕度」 屋東地会所御廃し出稼之者入次第に御移住被仰付取上ケ二分運上為成候哉其 ts か 相 n を妥協せざるを得なか の新政 応じ西海南海道之諸候に Æ 草稿」 ってみれば、 禄" と をすすめ、 町 府 に対する箱館赴任を目的とし 任 0) 人共盡力仕 の中で、 一の費用が 松浦の見解 「北の先覚」一二四ページ) また 「蝦夷地周辺運上場 2 度内願 と藩制的規模での 一御 たのでは "扈従の者が奔走して、 所は幕吏 は 何程 開 拓 (清水谷公考建議書) 社と割山 加之御 宛 ts 利 Ļì 一煕のそ 一趣意実に か。 多所之儀 た猟 陽 畿内 + 再申書にはそのような躊躇が早くもう **派官運動** ħ 地 ` こと変ら 战此儀如 割 諸 示 近江の豪商で北海道で手広く 渡とその 候 容易義に御 (「岡本氏自伝」、 0 へも 際に ts に依存せねば 何候哉元方通りに 何 い 地 程 取 否 0 山 座 りまとめ 上候依 陰東山 諸 堀 候 なら 0 0 而は元方通 「巻中」によると、 踏製 経 東 たも ~ なか 営 海 段も亦奉 のとみ に過ぎな 道 K 期 関 2 事 りに 西 待 人共請 た 業をしてゐ このであ 伺 6 ź, l 之分外に *†*: 7 Ŀ ħ が 順負を指 0 何 候 る わ 分御 で 一明 ħ る。 珠 あ 北 と述べ、 玖 た 5 陸 成 す 治 新 清 珠 道之 た。 功も 左 玖 元 政 御 车 府 左

20 묌 河 野 写 本 箱 館 裁 判 所設 置 関 係 書 類

体

tc.

かい

か

制

度はその後

も手 Ł

を変え品を変え執拗に残存し

しつづけ に対する

to

広義

K 租

は 税

「御用

商 ts

人 わち

用

達

一官有物払下げ」等す

請

ic.

通

がずる

語 る

で

li

ts

か

譮

舗

は

全く

·自

由

ts

企

業

0

展開

特権とは

無緣

な財

収

入

K

定

率

Ó

体系す

近代的

税

制

0)

確

立.

なくしては

(24)(25)(26)(26)

餔

揭

箱

館

裁判所設

W

係

 $\widehat{21}$ $\widehat{22}$ nh 揭 掲 部 ПΗ 治 完 年 京 都 滯 在 H 所 用 鰕 表開 拓 1 本 膱 白 蓝 稿 K よると松浦 武四 郎 は

年

月

頃、

以

齧

付

御

開

拓

ッ 御

栖

国 89 5 7 簱 上下 東 Ų 4 往 開 候 来 11-は 於 拓 の 住 宿 で開 放人其 は 驅 場 為 O 名 然たる事 所 事 表題 拓 0 E 他土 ス 御 之御口節其 で K 145 一人も 条之難 7 E 候 一蝦 沿 御 足跡 英地 油 座 依 鋤 此 一候左無候ては 道 て累年私共苦 跡相まし 心之儀 1 Ħ. 御 立度まて 0 協 既は周 域 丰 0 追 被 人山山 阿廻沿 跂 又 為 入土 K 石 候 心 符以 # 脈 事 何 海 水水脈 地 * 是 卒 之地 定実検開 陋 £ 山 姮 派共に四 候 1. 南 地 のみ カ 7 Ш 名 方之查 チ 北 石 路 **ME** 盡 通 Ш 狩 筋 テ 八達 0 車 辺 有 沃 'n 此 Ш t 之其 餦 野 赤 0 西 b 誰手 辺の 道すじも相開け 東北 内 第 之 地 地に 水沢 其 始 御 ŀ (後何れとも 往 振 は カ 数 候 5 分 つ令為 者 Ŧ 讱 筋 里の 北地 有 0)與羽北 游 之間 路 沃 形 しかと胸算 先以 -E-敷 野 も無之山 慶応四 誠 数 趣辺より 御 4 拥 9 所 歎 辺 拓 往 有 テ 中 0) 凹四 之事 置 シ 移 御 敷 住 御 候 住 基 ホ 居 宝本と 事 0 0 饞 農民 K 誰 其 1 人共 御 御 泰 Ш 座 壓 į, 存 4 候間 見 往 候 H 候 + 扨 分 参 左 来 仕 往 村 何 候 卒 私 候者 候 方 Ш 右 は 事 0 は 筋 其 御 桼 最 無 を 急 御 寄 小 鏡 F 取 此 座 K 12 舟 胩 拝 立 候 脳 近 儀 自

相 成 候 様 泰 願 敷 Ŀ 一候左 候 は 候 新 道 是切開 頋 Ŀ 之入费 候 の儀 謹 は 又 12 Τ. 風 J. 仕 置 候間 其 等 O 仕 法 1 当り 方 御 談試 度 孝 存 候 依 īīīī 别 紙 [3] IIII 相 添

믚

仕

一候間

官

御

周

旋

可

被

成

様

丞

晋

と述 年 11 紃 一近 m か 217 拓 712 臘 111 世蝦夷 、北蝦 判 る 賜 松 官 爵 浦 人人物 E 位 夷 草 地 任 0 識 莽 志 K -13-6 見 身.... お を蝦 ħ ル け る III 北 夷 0 Ш と新 海 地開 F Ж 渞 梓 地 拓 E 政 許 理 祖風俗 那 K 府 可 0 Ł を 蝦 X l) 新 を あげ 劃 毐 政 詳 お 地 府 述 J ようとしたも 0 K ī 豊富 7% 求 た 玉 85 郡 北 ts 走 名 知 朝 0 識 た 誀 摆 0) 経 地 既定を とみ 今 験をも H 般 Ш 6 お 抽 n っ 息 理 る。 7 tc 政 取 H 御 調 U か 仕 X 阴 7 新 る意志を 御 + 治 L 聖業既 て、 初 年 折 松 0) に蝦 「東西蝦 北 浦 示 海 11 英地 閨 たの 道 ДÚ 地 英日 月 方 7 方に被為及就 制 箱 あ 誌 度 館 9 0 府 -|-創 権 M 設 判 大 八久保 れては K 41 忿 10 蝦 不肖私 登 夷 錋 利 L 用 通 年 to せら 0) 表 為 松 浦 徵 起 ±: ₩ 用 草

 $\widehat{23}$ 北. 術 志で 海道史人名辞典 技 Ħ 3 # $\overline{\mathcal{F}}_{1}$ 修 あ 術 上石 皷 得 か 2 修 ï 見 北門 得 岩 たとみ 0) 127 倉家との 7 社 本 B 登 など参照 0) to 丽 ħ X る 因 0 緑 六 = 薩 新 主張は、 をもつ 藩 l 政 핊 IFF 身堀清之丞 紀州豪商 1: 嚴玄溟などが 先 . 標榜する 0 シ蝦夷 0 7地開 一人材 Ш 基、 自 登 Ш 拓 2登前 崩 建議書 東 だされ 佐 郎 第 藩出 to 0 cz. 吉 作 之御急務 身小野淳輔 かい 成 H 提 ħ 復 6 太郎、 出 の多くは処士、 0 に 際 (坂 北 ふささ 0 Ш M 《本直》、 わし 儀 本 0) 郎 識 į, **F** なども 福 見 人物 級 非 をとり にとみら 武 藩 1: 詛 稃 っあげ で 身 用 れたも あ 長 콼 たも ŋ 谷 ħ 部 7 のとみ 北 卓 t. ので 地 繭 る。 あろ 15 経 辰 5 Š 験や (連) 0 n る。 関 [8] 勝 è 長 丰 州 本 漩 た 氏 滞 阁 # É 志 本 航 瓶 [1]

北法17(2・85)255

27

岡義武

黎明期の明治日本、

明治初年の「蝦夷地」とイギリス。

リジ。

31 (28)(29)(30) 箱館裁判所の設置が確定したのは四月十二日で四条にわたる執達書が下附された。新撰北海道史、第三巻通説二 一二―一二パ 太政官日誌、 前揭、 箱館裁判所設置関係書類。

(35) 大久保利謙編 (32)(33)(34) 前掲、 近代史々料 箱館裁判所設置関係書類。 四六ページ。

北法17(2・86)256

抜刷

北海道における地方制度の形成について ③

清

水

昭

典

五 四

函館区会の成立

えが 촹

維新政府と箱館裁判所設置(以上第十七巻二号)

開港以後(以上第十六巻四号)

天明寛政期

幕末蝦夷地の社会と統治 蝦夷統治論と国家の利益

ま

北海道会の成立 北海道庁制の設定

初期区会の運営

(以上本号)

X.

会開

設

明治初年の函館地方統治の形成整備

北海道における地方制度の形成について (3)

清

水

典

北法18(4.55)717

昭

五、凾館区会の成立

まえがき

村制の制定から二十三年の府県制 明治十四年三月一日、 ところで、 わが国の明治地方自治制といわれる近代的地方制度が統一的に成立したのは、 函館区役所において開かれた函館区会は、(1) ・郡制の制定にいたる明治憲法の制定公布と密接な関連をもつ一(3) 北海道における地方議会開設の事始めであった。 明治二十一年の市 連の地方法制度が • 町

と混乱、 Us わば、 そして制度上の試行錯誤の過程」を経てようやく成立しえたわが国の近代的地方制度形成史上の途次に起 函館区会の成立は、 明治維新とともにはじまり、 その後およそ二十年の年月を費し、その間 「幾多の不

函館区会はそれよりも少くとも七年程早く成立していたことになる。

設定された時期であるから、

た一事柄とみることができよう。

っている。 という伝統的旧習裡にある町村との間に乖離と対立が起り、 行した結果、 これをややたちいって述べると、この時期は明治維新から十年頃まで、 大小区制など新しい統治様式をもって行政をすすめようとする政府と未だ旧 政府が統治の反省なり転換を迫られるに至った時 わが国を近代国家として創出するため、 「町村の旧精神猶存せり」 関ルに連 を強

ヲ得サル

ノミナラス数百年慣習ノ郡制ヲ破リ新規

これを大久保利通が明治十年に立案を命じた「地方之体制等改正の議」によると「区ヲ置キ区戸長ヲ置

こ奇異

(ノ区劃ヲ設ケタルヲ以テ頗ル人心ニ適セス又便宜ヲ欠キ人間

ク制

置宜キ

北法18 (4•56) 718

ところで実際には

区

以テ其独立ノ公事ヲ掌ルモノトス」 絶テ利 ヲ 有 稈 + 瞎 益ナキ シ ŀ ・ヲ斟酌 メ III 村 ノミ ^ シ 住 テ適実ノ制 ナラス只弊害アル たったのである。 民独 立 ノ 区 ラ設 夕 ル ŋ と旧 ノミ」とあり政府 種 丰 町 ナ /性質ヲ リタ 村 の地位を いテ前 有 七 陳 「住民社会独立ノ区劃」 シ はこのような統治上の苦い 主 メ 義 中 で基 略) 丰 町 府県郡市 村 其 前 ハ行政区劃ト 村内 として一 体験 ,共同 から 地方ノ制度行政区劃」 、公事 住民独立 「我古来 ラテ行 フ者即 ラ区 ノ慣習ト方今人智 一ト二種 チ行事 と一応 ノ性 ヲ

村に対して地方分権なり地方自治を賦与するにいたっ そして「住民社会独立ノ区劃」ということは政府側が構想する意味での ったのである。 「自治」 0) 同義語にほ かい ならず、 政 府 は 町

X

|別して

認めるに

カュ これ には明治維新以後の集権化 が何 も弱めら ń たとか頓座したということでは

ts

Ų,

色の一つが見られるのである。 町 7村団 政府にとって集権はあくまで至上の課題であることに変りはなく、 「体に賦与することによって、 UN わばこれを踏まえてすすめられ ようとしてい ただ集権の構想なり方法が分権なり自治なり たのであり、 ここに三新法期 0) を

ことを認めるにとどまったのである。 定を置きながら、 ただし三新法が制定された十 町村会のことについ 年 時 ては規定を設けず、 は 町村につ 単に太政官番外達をもって、 X 町 村編制法に 各地方に適宜に町村会を開 HJ

.....

Ó

点で

b

7

は

郡

な Ü

て、

村

0

組 織

K

関

する

規

みえたかどうか あるが、 明 治 九年 は疑問視され -頃にはその開設は 町村会の設置は、 てい いたのである。 法未だ微 すでに開明 々たるも い的な地方行政官によって明治六年 のだっ たのであり、 それらが寄合に代る代議的機能を最初から営

ところが三新法の制定後、 すなわち明治十一年以後町村会は全国各地で急速に開設されるようになったのであり、

からすすめられているところで

論

そして函館区会も、

設されるにいたったのである。 ⁽¹⁾ とくに明治十三年四月、太政官布告第十八号をもって区町村会法が公布されてからは、 区町村会はほぼ全国

..わずかに遅れて開設されることとなったのである。 このような状勢裡に、 統治上特殊な地位にあった北海道にも函館にだけ内地の区 町

旧慣 上に担った役割を明らかにするとともに、依然、近代的地方制度の外側に、 んずく区会が敷設されてきたかをとらえ、 本稿では維新後、 旧制度が存在し、これが区会の作用にいかなる影響をもたらしたかを明らかにすることを目的としている。 函館において旧町村自治組織がどのように統治上取扱われ、 ついで成立した区会の構成、 規則、 住民の日常生活に深いかかわりをもった 初期の運営などを概観し、 改編されて、 近代的地方制度、 それが統 ts か

î 凾館区史 三五八ページ

 $\widehat{2}$ だけが 5 ンセン是レ言フ可クシテ実際行フ可ラサルコトナレハ先ツ市制町村制ヲ発布実行シテ国家ノ基礎 項ニシテ徒法空文ニ属スルモノ極 べにし、 後 挙に制定発布させようとし かがわれる。 を描いても、 |聯貫シテ完キヲ得ヘキハ一読スル者ノ能ク知悉スル所ナリ故ニ今次テ郡制府県制ヲ発布セスンハ向 山縣有朋の「市制町村制郡制府県制に関する元老院会議演説」によると、 ひニ徐 、先に制定されたのである。 国 ス郡制 会の開設に先んじて四つの地方法案を成立させようとしたのであり、 この焦慮の理由は次註参照 せめて市制 府県制 (を発布施行スルニ如カス) ・町村制の二つだけでも成立させようとしこれを達成したのである。ここには山縣の一方ならぬ した山縣の意図がらかがわれる。すなわち「郡制府県制 この間のいきさつを山縣は 【メテ多キヲ致サン。」とある。 」と述べている。 「四法案ヲ一 しかしこれが一挙に達成出来なかった事情があり、 山縣は自治制よりも国会の開設を先決とする伊藤博文と見解 時ニ議定シテ完璧ヲ求 当初この四 それがどうしても不可能ならば各法案の 八右二法案 つの地方法制を明治憲法の制定に先行 市 ふメラ タル自治分権 制町 ルルニ一応尤モ (キノ市制町村制中重要ナ 村制を指す…… 組織ヲ鞏固 市制 ナ v 有 ŀ 町 シ 村 ル 何 制 粂 て

 $\widehat{3}$ の考えは内閣 明治憲法と地 雇法律顧問 方法制度の関連を検討し、 調アルバ 1 ١ モ " 憲法制定への セの 「立憲制度ヲ実施セ 地ならしとして地方法制の設定を考え実行した人物は山縣である。 ٨ ኑ ・スル ニ当リテハ、 先ッ地方自治体 制ヲ を建た、 以 国 0) 家 Щ

'村会

0

開

設

体 出 ス 年 猫 基 従来の そこ 聖 ф 碰 とい 明治政 -央政 詔 基底を強化することになると考えたことで フ公共心 ゆろう。 あ を下 か 噩 Ħ b n 一的を 局 5 固 が府の 異 ta Í 起る L ば 【会の創設と地方議会のそれをともに維新 を達する順序を得たり 漸次立 動 はなら 指 混 啓朝セシ n 語導者は 乱を予期し 余響ヲ Ш たない。 立窓の iV. UE 必要ア 0 政 シ 地方議会の設置 ×, 加 i) この点で本稿とも関連 体に馴 限さは テ 併セテ 拁 9 地方行 2 故 りと謂ふ 致せんとす於是此年 すでに この 政二 行 地 方制 政 一波及七 松参助 K 混乱 ^ 石 L H 9 度 ţ, 事 ï 加 から 智識経 改革 数授が 7 既に斯に至る以上は一 ぁ 地方に -+)-はさし る。 してくるが、 ラ シ これ の鬱文、 地 及ぶ 一験ヲ得 指 4 方官会譲 ル 必 たる懸念を 摘 な同じ して ス憲法 1 0) 利 を シムルカ鶏 朋 興議興論の帰結として認めた考えと比べる 遮断 おら 益 治 を開き今年に至 Ш 実施 抱いて 十年 縣 Ļ 亦 れるように自 躍して民 心の明治 が決シテ 代の初期においては 地 = いな 心方行 先 十二年 鮮炒 立憲政治 チテ、 かっ 会 政 の診 日治制を ŋ ナラ (国会を指す…… 府 之ヲ たものと見られ 0) ノスト 県郡 透と地 「国会開設に 運用 施 地方に与えることの 区の 13 行 府県会に 方 ス。 ニ資スル セ 会を開けり -1)-から ル ع 錐 関する建議」 行 お 普 所至大ナリ カ 民 政に対する支持を け き ラ 権 是事 ス。 る 家 反 K 効 その 及ふ 政 0 Ø 果 府 緒 ١ Ł 立 韵 選 b 0 K 戀 1 騒 庭 就 7 鲎 進 誠 は K ₹ が 極 其 止 民 起る 明 浆

- (5)(6)(7)宏編 あ いらう 後を第三期と、 「大森鏑 兎に と思う。 角 組 新 明 大島太郎 蓝 斯く三期に分くることが出来るであら 治元 O 平創の 自治制 年 際であっ -より十年までを第一 制定之顯末、 地方制 度 て地方の (日本近代法発達史) 大森鐘 権 世力を中 期と į 述によると、 央に集中 + うと思う。 年 昭和三三年参照 して専 から 大森氏は MJ 基の ら統 村制 の発 第一 わ 0) が 政 期 布 国 本稿まえがきはこの 行を行 なるも になるまで 0 地 方制度形成を いふた時 0 は 則 代である。 П ち K + 書に多くを負っ 申すと中央集 大別して三 年までを 」と述べて 第二 権の世とでも 一段と爲すべ 一期とし、 てい そ きも Ts. n :13 0 池 田
- $\widehat{8}$ **化**卦 JII 浩 нд 治 地 方自 |治制度の 成立過程、 三八ペー ジ 鴻 爪 腹 よりの引用参照
- 9)(10)(11)(12)せられ、 年 应 池 月 Ħ 出宏編 ĸ 開 z)s ħ 大森鐘 た地 方官会議で論ぜら 101171 ジ~三〇三ペ られ、 三新法制 1 定の ジ の因をなした。「地方之体制等 方之体制等 改 Œ 0 識 J b ts 43 0 意 見 書 は 太 政 官 提

13 ts お る 具 1 0 姿勢 ナ 地 方官 1 ル ル 由 かか æ æ は 示 大島太郎 譲 7 併 E *†*□ ス お . る。 け カラ 氏 中 る 以が前 政 1. 略) ス。 IN 7) > 俪 掲 L ここの 丽 0 妣 シ 町 說 北方制 MT テ 明 村 町 村 6 度 0 は 村 人民 31 地 町 位を ・受ノ 村 0 ~ 利 行 44 地 1 政 審 位 ・ジ~で 区 其 相 を 回劃と区 (総代 依 IV ΙB 一強く指摘しているところである。 4 \exists 惯 别 N ŀ ___ して 戸 依 長 家 12 認めることが本文でいう -担 室 町 当 村 如 ス 実ニ N 丰 所 7 ル 委托 1 1 3 形 体ヲ シ ラ 岢 ナ ス、 え う 成 細 E 25 亦 あ 쾢 餓 大 Ź ż 産 ナ ま ナ 7 ル C -17-共 ÷ -ij-有 応、 ラ 之ョ 0 b ŀ 削 0 ス。 個 ル 7 人 あ カ

- 14 なるまい 前掲大森鐘一「自治制制定之顯末」によると『「住民社会独立ノ区劃」といふことは余程奇妙な言葉で、 から一言註解を入れます。 此 の語は只今の所謂 「自治」という語に当る。 」とある。 是れは諸 君 b お 分りに
- 15 が ねく地方にゆきわ 亀卦 、あったことを指 度 (の丸吞みでは駄目で、 加 浩氏は前 たら 問掲書四 摘しておられる。 也 四四 国内 ~ 1 固有 の平安をたもたしめる途が一に地方自治を設けることにあるということと、地方自ジで大久保が地方官会議に付する目的で提出した上申書をつらぬく考えとして「政 この慣習を重んじたものにしなければならぬという二つのことである。」と地方自治を認める考え 地方自治の制度は欧米 府 の施 策 をあま
- 16 郡区町村編制法、 第六条、 毎町村ニ戸長各 一員ヲ置ク事ヲ得、 但区内ノ町 村ハ区長ヲ以テ戸長 ノ事務ヲ兼ヌル 事 ヲ 得
- 17 全く自 前掲 1治に委せるということであったから、 大森 「自治制制定之顕末」によると「町村会の事は此法律 法律を以て規定しないといふ主義を執ったものと見える。 (編制法)にありませぬ。是れは大久保公の意見に 」とある。 は HJ 開 村は 丰

章程規則ヲ制定スル分ハ内務卿ニ 及地方税 ts お (太政官達府県へ) 明治十一年七月、 ジノ外 人民協議 ノ費用ハ地価割戸数割又ハ小間割閒 届出認可ヲ受ク可シ」とあり、 には「三府及其他市街ノ区及各町村 口割步合金等其他慣習 区町村会の設置と、 ノ旧法ヲ用ユル 其地方ノ便宜ニ從テ町村会議又ハ区会議ヲ 規則の 制定を区町村に委ねている。 Ħ ŀ - 勝手 z, ル Ħ シー H 村 会区会ノ (府県制

18 福島正夫、 徳田良治、 「明治初年の町村会」 明治 史研究證書 「地租改正と地方自治制」一四三ペ l ジ

度資料)

19 前掲書、 五〇ページ、 大石嘉一郎 地方自治、 岩波書店刊 日本歴史近代3 二四六ペー

明治初年の凾館地方統治の形成整備

|新前の箱館は蝦夷地三湊の一つに数えられ、| ことに安政元年の日米和親条約締結後は開港場となり、

根拠地として繁栄した港 町であった。

代以降、 そして、 町年寄 統治上は松前藩治下ないし幕府直轄の下に箱館奉行が置 (名主頭取) 名主 町代 (丁代) 組合頭 カコ れ 五人組というヒエラルヒーをもって構成す 奉行の支配下に、 知れるところでは享和 年

HT

役

人の

職

務

は

町

年

一寄は

「奉行所

ラ受ケ

市中取

締ヲ以テ責任トシ市

民

ヲ

シテ法度制禁ヲ

遊守

世

シ

職

業

奨勵シ

内入

費

取 一

几

給

料

火災消

防

祭礼

窮恤

道路橋梁工事等

の費用に支出する役割を有してい

たので

あっ

た

る封建的 自 沿 組織を有し していたのであ

の自 日治組織 とみられ、 のうち ただ町 HT 民との関係で、 役人と称えられたの 町民 びが願 は 町 派届を提 代以上名主 出する時、 町年寄であ ۲ の願 り、五 届書に連印をおこなうことによっ 人組組合頭 は二 般百 姓 異 7 ル ŀ 町 コ

役人ノ性質ヲ帯 ラ ル E 1 ナ Ű.3 とみられた こので あっ た

であ は奉行に決定する能力が保留されていたものとみることができよう。 奉行に具状されるとされ 町役人の る ない 程 たがって町年寄の世襲家からの官選を除くと、 度自治 任 し世襲で、 命 組 は 織 町 年 に選出 その任免は 寄 ってい の場合、 |の自発性をもち多く る また町 世 奉行所からおこなわれるが、 上襲的で 代 あり、 は 町 の場合推 车 奉行 寄 所 町役人はその人選を自治組織からすすめてゆくことができる点 名主の協議をもって人選し、 せんされた者 0) 辞令をもっ 具体的人選について、 て任免され、 が 任命されたと思われ 奉行所が 名主は 現職名主と 町 るが、 これ 代 を命ずるとされ 町 0) 年 なお 勤 客 勤 任 0 7 協 命に IJ 議意見 身 柄 \exists 丰 が

六人に増加 '役人の人数につ Ļ 町代 は各町 し、 ては、 カ ら二人を定員としてい 町年寄は安政元年以降四 たが最も多い 五人、 名主8 時には六人に及んだとい 寛政文化年代 は 四 人 わ われる。 る。 9 嘉永 安政 期 か 6 Ŧi.

日半敷等 产印 諸 プ徴収 税ヲ取立及 をするなどであっ 及上 を町民 納 主 、から取立上納する責任と、 事 納 = ス 参与 ルの等 た。 ・事ヲ掌 Ļ そしてこのような町 町 手(1)指揮 代は ものであ 封建的自 町年寄· 役 り、 ・名主ノ 治財 人の 名主は 政を賄う 職 務に 指揮ヲ受ケ受持町 「町年寄ヲ補助 は が野割 領主 銭 ts Ų 祭礼銭 し幕 内 シ 市 府に対 ラ宗門・ 中 筆墨 取 .人別調 L 店役 一紙料等 締ヲ 以 ヲ 為シ 責任 家役 を取立て、 諸 地子 税及 シ 諸 自 MT 税 内入 人別 6 及 0)

とはいえないであろう。 Ļ 所に提出したとあるが、この集会も寄合といえるか明らかではない。ただ封建社会における集会が代議制的運営をと また毎年一定期に町役人が大小百姓を集め五人組帳前書を読み聞かせ、 たとは考えられぬことから、これらの集会が寄合的に運営されたものと見ることはあながち 不 当 で 市民ノ集会ヲ要スル時組内 町 「役人の職務執行が町民の集会において定められた意思に何等かの意味で規制されていたものとみることも不当 一ノ代理トシテ出頭スル事」とあるがこの「市民ノ集会」が寄合といえるものかどうか、 それに全五人組員連印の一札を加えさせて役 ないであろう

の寄合的集会の意思に何らかの規制をうけていたものとみることができよう。 以上の点をあえてまとめてみると、 箱館では官選の町役人が町方の行財政の執行や治安の維持にあたりつつ、 市民

議決機関をもつ近代的地方制度へと転換されたのであろうか それでは、 このような自治組織、 町役人制 がいかにして一方で区戸長制と他方選挙・ 代表・多数決をとる代議制的(3)

長二名が置かれ、 市 から 街 -年間改むる所甚だ少なかりしが当時代に至りて著しき変更を見たり。 廃止され、 は三つの大区に分けられ、 の点で維新後 大年寄 町代は町用係と改称され、 0 涿 館 中年寄が置かれ、 K おける制度の改廃 大年寄 中年寄の制は戸籍法第一 五年二月には四年四月布告の戸籍法の適用が函館にも及んだも 各区に三名ないし五名が置かれたのであった。九年九月には北海道全域 ぶりを概観すると、 第二則の規定によって消滅 「町政は幕府前直轄時代に於て述べ 」とあり、 明治二年十一 į 月には町年寄 各区に戸 たる如く 長 名副戸 、其後数

るようになったのである。 G 区には 与することとなり、 挙法及総代人心得が発布され、 拓使布達乙第十九号をもって九年布告の各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則による総代人を選出する総代 に大小区 捌 が 小区には戸長を置き区務所を区会所 布 h れ 時宜によっ 大体 旧 区画にもとづい ては区役所当局と区内人民の利害得失に関する件につい 小区総代人と町総代人とが選挙され、 て市 中が第十四第十五第十六の三大区とその下に五小区に分け (町会所の後身とみられる) 総代人は金穀公借共有物土木起工等 内に設けている。 て協議に参加することがで 十一年六月に の事業に参 は 開 大

事細大関係ナキハナシ其繁忙名主ノ比ニ非ス」といわれた町代の職務の伝統をひく町用係が廃止されたのである。(ホヒ) ので 書記官に受け 地位であり、 に町会所。 趣旨として「大小区 てこの場合の区長と区書記とは郡区町村編制法とほとんど時を同じくして定められた府県官職 十二年七月には ある。 そして区長の下には区書記制が布かれ、 区務所は内務省乙第五十六号達によって廃止され区役所が置 ソ法律命令を区内に総理するものであり、(si) 区長は八等相当の官として「該府県本籍ノ人」をもって任ぜられ、 函館 ば .同法第四条の「人民輻湊ノ地」として区制を布いたのである。(f) ノ重複ヲ除キ以テ費用ヲ節ス」 前年七月に制定されていたいわゆる三新法のうち、 ものであったから、 旧自治組織の中で最も多岐にわたって煩瑣な職務 職務としては 「徴稅並地方稅徴収 かれ、 大区小区制はここに消滅したのであ 北海道では郡区町 函館全域を一区とする区長が置か 事を開拓使長官または なお郡 及不 区 [・]村編制法だけが実施される^(B) 納者 町 村編 1処分 制にもとづく職 制法は、 に従い 事 函館支庁 その立 開 れ 府 内 同 そ た

政の委任的 さらに十三年一 [事務を執行することとなったのである。 て開拓使当 月には区役所の事務分掌が整備されることとなり庶務 局 の命ずるところとなっ たのである。 また区書記は 「十等ョ リ十七等ニ至 戸 籍 出納 納税 ル 官であり、 0 四 科 が設けら その 選 n たの 任 は X

長の

を申 定され、 は 述べている。 区会の意見を諮い させられたため、 十二月に 権的に消滅したのである。 K に提出 此めら 区会開設まで区内 つい 請 明治九年 たと区史は述べてい 世しも 三月 ては組 は ていた地位を失うことになり、 従来、 函 許可 しか [館県番外達をもって戸長役場はすべて廃止されたのである。 一日区会が開会され、 一〇月第 共有財産取扱に関する新たな議案 合頭と協議することとしたが、 せら . しこの区史の叙述は協議人の地位役割に関する事態の推移を適切に伝えているとはいえない。 L 各町もしくは二・三町 小 に、 区 0) 心の戸 組固 れず。 一三〇号布告金穀公借共有物取扱土木起功 る。 朝之を全廃するに於ては多少不便を感ずべしとて暫く之を存置することに決せり。 、長が総代人と協議して取扱 !有の共有財産に関する取扱いを戸長とともに協議してきた総代人=協議 なお十五年六月には区内六ケ所に設置されていた戸長役場は三ケ所に統合され、 そして「其職は殆んど有名無実なるを以て、 而して区内戸長役場廃止せられし後は、 これに即応して八月、各区町村金穀公借共有物土木起功規則による総代人制は公 区役所側では、 の連合町がこれに代えて各町協議人を置き、町内に関する事件、 協議人は「毫も実権を有せざるを以て其効力甚だ乏しかりき」 (明治十四年四月五日より 5 十二年六月の布告第二十二号「区町村会ヲ開設 てきた小区 ジチ続 ない 益 々協議人の必要を認めざるを以て十八年二月 Ļ ハ総テ該会議 このほか区会設置によって総代人制が消滅 十五年区会の決議を経 鮮. 町 会 の固 の函 有 館通常区会第 0 = 附 共 有 シ 施行スベ 財 産 て町 を 人はその公権的 区 二号議案) シ 会を設けんこと 長 セ کے ことに ル 翌十六年 地 X. 状 を区会 ・う規 方 会 事 0) = 於 定 能

K

ことに管理運営の実質を区長の手に収去する方針を受容することを望んだのである。

これに対し区会内で

運

挙で 逐举

選ば 姼

れ

ることにな

0

た点は

維

新前

と異

る

が

組

員

0

声

口

点検、 せし 0

掃

除

注

心意、

HT

内

事

務

調

理

等

0

職務 そしてこ

K

9

U

7 組 M

は 合 は

維 頭 組

ħ.

と述べ

てい

7

の後、

組

合頭

0

行

政

補

助

的

役

割

X

0

期

待

は

層強

ζ.

Ď,

明

治

7

年

九

月

合

|務心得を規定し

「官民

0

間

間に立

ちて十

分周

旋盡

劳

め 側

ん」ことを期し

た

ので ts

ある。

0)

とは 7 Æ ながら現実に てきて ΗV 1 民 ix x 結 X -j-のすえ議案は三次会まで上程され 民 旧 0 ٧ ル 小 カ 意思 たから総代人はたとえ公権的 X は 1 (組) 一更ニ 永く「 人己 事、 を伝えようとする姿勢が 実上、 当区 MT _ 一存置 消 固 総代する役割 有 長 滅 セ 0 其管 し続け 財産 ル Ŀ を区長 理 ハ ___ たのであ を 方 失っては 且 る ヲ 依頼 当区 が議員 あ びが単 地位を喪 ~ 一独で 会 たことを示し ス べ U 0 ~ 火失せし 院案説が 返戻 なか 処理することへ シ 故 っ _ ヲ乞フ爲受渡委員 たので められ、 廃案ヲ希望 が強く してい ある。 るの 「此共有 。 の 協議人と名称を変えても、 疑念や不 ラ ご ジ の場 それゆえにこそ公権 とい ヺ 金 定 合 満が区会や区民にあ う意見が区会を制 前 0 メ 区民 双 = 方 旧 記総代人 7の意思 即 チ 区、 は從 的 長、 3 IJ 町 K 人、 は 来総代 民、 有 X. L 財 Ď, た 長 産 ので 間、 依 人に 0 = > ある。 取 n 確、 頼 と否 5 国、 0) タヽ 財 ルト 丰 監、 示 夕 産 他 取 約、

位を公権 ることにとどまっ 意せ 公権 余名 なるに、 Æ 対 ī 0 0 総代 組 ては 的 其職大に 法 合 又人民 頭 捌 これ を改 度の を区 7 協 廃 に去就其他異 中 選 Us 議 れ、 るの i 政 人に 据えようとい 0) 其門戸 不 -6 補 対 じある。 便少なからず。 助 する否定的 的 動 社 1/C ある この点で X 事を担うも 一役所 うも 毎 な態度に ので K 0))烙印 必ず は 殊に戸長役場 は X のとして 組 反し、 一史は なく、 あ 合 る 視机 頭に届 組 あく 期 IΗ な掲げ、 廃 待 合 自 止の後 田づべ 頭 まで法制 Ϊ 治 て は 組 X. 1, 織 き旨を告 は 役、 組 る。 0) 員、 度 基 合 層不 ただこ 内 に、 0 底 にあらざる だに そと側に 0) 景 便を感ずるを以て、 戸 あ Ĺ 口 0) 9 調 期 た 査を補 位置 以 待 P Ŧī. て漸次 は 人 せし 組 区 Ŧī. 一政を 人組 助 制 其 めて į 度 温なり 補 ÍΒ E 明 制 道 行 対 助 ずる 路下 治 組 K 政 L 復 千八 7 合 步 重 σ 頭 水 は んことを 協 0) 全区 掃 力 TS な K る 滁 百 求 組 Ŧi. 機 85 地 合

前

からのそれを踏襲したのである。

'n

りを摑んだのである。

論 府 れに対する修補などを示しているのだが、それにもかかわらず、以上の経過から幕藩制下の自治組織の町役人の中、 民 穴の行政官として政府の地方統治機構の末端に位置して町民に君臨することになり、 の具体的 のように僅か二十年、 町民の総代的役割をもつ町役人制度自体が廃止され、 (な日常生活と最も密接な関係のある部分 ことに先の十年余の期間のあわただしい制度の改廃ぶりは統治上の幾多の混乱や矛盾、 (町代) が公権的に設定されてゆく新地方制度から疎外され 区戸長制―区長制えと改訂され、 政府の集権化は地方にその手が この区長は中央政 7

を期待されたのであり、 軽挙アルベカラズ」と、 かりを得たのである。 するなど、ここでの総代はもはや直接には寄合や寄合的全員一致という意思表示方式に制約されず、 事をすすめたり、 起す場合には総代の全員一致たらずとも正副区戸長とともに区内毎町村の総代二名ずつの内六分以上の連印をもって(3) 立に六分以上で可決をおこなう連印者として、 公借共有物土木起功規則にもとづいて、区内の金穀公借や共有物たる地所建物の売買処分をおこなったり土木事業を の役割を果したのが総代人選挙法の制定実施である。この法の実施は、 他方、 によって任命されるのではなく選挙によって選ばれることになったことを示すものであり、 旧 自治組織における寄合ない 総代人心得にもとづいて区内町村人民の利害得失に関することについては、 さらに総代人の地位は、 総代人はこの点でも代表的立場に立つことになったのである。そして総代制は代議制へのこ いはば区町村民の特殊利益 し総代的な制度は次第に代議制 心得によって、 独自の判断と意思をもって事を処するいわゆる近代的代表 一の代理者としてではなく、専ら公民的立場に立って行爲すること 「実際民情ヲ酌量シ宜シク公利公益ヲ目的ト へと転換せしめられたのであり、 第一に総代人が も はや 寄合や上位者 区務所との協議に 第二に総代人は金穀 これとは一応独 それ たる手が シ必シ の 過渡

6

村

7月尾元長

前

8

村

尾元長著

ì

掲書によると、

宽政十一

一年に

「市中ニ名主九人ヲ

置ク

当

時

Th

#

九ヶ

MJ 7

n

7 以テ

ナリ

其後幾

æ

ナク

シ

膱

渡 の役割を演じつつ区 会 の 開 設によって消滅するに至った のであり、 換言すれ ば 函館区会は 総代 制 0)

- な制 設を経て、 その経験 の上にようやく成立しえたのである。
- 1 ており、 加 |野常吉氏は 本稿もそれを踏襲し 画 館 0 字が 世 上 般 V 用 D. 5 ħ L は 阴 治 三年 以 後に して、 其以前は普通箱館

0)字を用

ひ

候。

- $\widehat{2}$ なっている点も参照し 平寄 のような階層序列は村尾元長著、 この下に立つ者、 幕末期箱 館の 毎 五人組につい 町に名主あ h て 維 **」とあ** 新 北 前町 見工 b 村制度考」に拠って作成した。 一菜大学研 また箱館 K おける五人組帳前書末尾の署名順 第2巻第 문 このほか栗本鋤雲蕃 も町年寄・名主 「匏菴遺稿」三五六ペ
- (3)(4)栗本鋤雲、 村 尼尼元長 細維 新 前 町 村制度考」 安政期の

町年寄として、

西

村次兵衛、

蛭子砥平、

(蛭は蛯の誤記ないし誤植

あろう…筆

5

- 「鳥今右衛門の三名の名が見受けられる。 のとみら 一侍の家柄であ また文化年代の町 以上 |没所告示文書に肝更名主として蛯子七左衛門、||お見受けられる。このほか「林家場所請負文職 一から、 白 鳥 蛯子家それにおそらく西村家を含めて、 家場所請負文書」では安政期の町年寄として蛯子次郎、 同見習として西村泰蔵の名が見られる。 世襲的に町 年 寄 西村治 白 [鳥家、 す家柄であ 蛯子家は この名
- $\widehat{7}$ ШT 制 カュ 下 MT 獀 がたびたび更迭されていることから、 人の選出について実権をもってい たはずであり、 役人の任命を決定する 0 年田 遺稿によると、 (箱館を支配) 奉行が MT 甲年寄は 崱 率 のは奉行であるが、 年寄、 一行は 旧家にして甚だ富まずと雖も、 永田富智氏によると二名 名 たのではないかと考えられ 主との円 町 政に関する率 一滑な交渉を欠くとき、 人選に関する奉行 行 いて、 の知識は、 松前 市政に権あり」と述べており、自治組織にき、市中取締の遂行は実際には不可能であ の介入の余地は乏しかっ 多く世襲職で土着的な町年寄、名主に比べてはるかに及ばな からの上、 下番制をとったとされ、 たのではあるまい また幕 お 2 か。 たと考 け る町 府直 主

たのであ

亦 ラ モ 中一 其受持左ノ如シ ノアリ 般を取 漸 次人員減少残存スル者 締 9 たのに対し、 名主は数町の範囲のみを受持っ 他 呵 十郎 ヺ 兼務ス翌年即享和元年九月ニ至テ月番名主ヨリ凾館市中 神 明 町名主次兵衛山ノ上町名主次兵衛 たのである。 地蔵町名主四郎右衛門内澗町名主四郎右衛門 また町代は 「丁代ノ受持 仲町名主傅右衛門大黒町名主 告示スル ハ該町内 ルモノ 限 とあり、 = = 町 70 年寄 人ニ

(9)(10) 村尾元長著 前掲載

- 判ヲ管守スル事」、「出稼人願書ヲ出シ出稼廻リ鑑札ヲ下渡ス事」、「官廩貸下米ヲ受取リ町内ニ□貸シ及其返納代償ヲ取集上納 ル ・事」、「出入寄留及送状ヲ出ス事」、「組合頭撰定ニ参与スル事」、「旅人改ノ事」、「地所売買立会及家屋売買連 - 事」、「行路病人行倒捨子保護ノ事」、「祭礼会所等ノ取扱ニ干渉スル事」、「出生死亡婚姻等ノ届出ヲ受理スル事」、 (ス「という状態であった。町代の職 町役人のうち最も多岐にわ ノ事」等に及んでおり、 封建的自治組織の維持に不可欠の職務を担っている。 たって煩瑣な職務に従っ ||務を例示すると」「諸法令ヲ市民ニ伝達スル事」、「宗門下調帳ヲ製シ及ヒ之ヲ淨書スル事」、「幸 たのは町代であり、 町代は「町内ノ事細大関係ナキハナシ其繁忙名 村尾元長著、 前掲書 多照 间 ノ事」、「道路 比
- $\widehat{12}$ からは、 あることに変りなかった。 れは本州村落における名主 を審議したといわれるが、 集会とはよなり異っていたのではないかと考えられる。村落における惣集会は町村役人の選出をも含む町方村方の この点については今後の研究で明らかにしなければならないが、ただ箱館における町民の集会が、 抽 DE の意思が村役人を強く規制していたのとは、 寄はそれを見たまま過ぎゆく。」とあり町民との間には極度の身分差がうかがわれるのである。 ニ居住ス」とか、 スル事トス、 -物申もの」二・三人を十歩ばかり先きに出し、分担区域に年礼をする。「何某殿年頭の礼をのべる」と呼びあるくと、 この「ものもふ、ものもふ」の声に応じて、 第二役所 凾館郷土史話によると、 これに対し箱館町年寄の地位は維新前町村制度考によれば、「第一五節句歳暮月並ニ罷 箱館では町役人の選出は前述のような具合である。 へ出頭スル (庄屋)などとはかなり異っているようである。 時 ハ書役組組出 箱館の市民の集会の場合事情を異にしていたのではないかとみられ 年賀に際して「 家々の主人が正装して表に出て、 頭 ジノ席 ニ出頭ス、 | 町役人中の筆頭である、 玄関体ノ処ヲ補理シ御用提灯ヲ掲グ」 本州村落の名主は役人の口まねをするが百 また箱館における町役人の地位、 土下座平伏して、 ĦŢ 年 寄三人が、 したがって本州村落における密 本州の 町年寄の年 各自若党や草履取り 村 とか 落 ことに町年 出 K ル節 to 切 礼をうけ の重 八用 年 姓 る ような 要事 部 寄のそ 員で 大抵 屋 选 項
- $\widehat{13}$ なされて一つの決定を創り出してゆくといった本来の作用をもつそれをいうのではなく、ただ制度上公選議会が設けられたことをここで述べる代議制とは、たとえば自由な個人のそれぞれ多様な意見が徹底した討論を経て少数者の意見が多数者のそれにも収

指す。

- $\widehat{14}$ 函館区 史 三五三ペ ハージ、 以下 制 度 0 改 廃に 0 ての記述は X 史に多くを負 7
- $\widehat{15}$ (+ こよっ Ь 6 小区に分 विव 區館区史 h 九 たも Ö Ď 凾館 しとみら 五四 であろう。 市 とあ 街に大小区 ħ ページでは大区とな る。 b すなわち 鈴江英 AL. 事実上の 劃 として 戸籍法の規定によっ 生活単 氏 0 っているが、 位 北海道におけ る。 7 ある これは ΙĒ 给江氏 自 て凾館に三つの区が設けられ、 三六四ページでは「大小区劃を定め、 治組 る大小区 織的 述べ 制 規模区域 ているように 0) 考察」 (新しい道史 da 央の法令に この下に地 23 市 基 街を分ちて三大区となし、 方行 では開拓使事業報告第 か た な 1政官の 0 U Ť 独自 は 手で便宜上、小区がいの区画が小区として ts
- $\stackrel{\frown}{16}$ 《総代人心 田田 Œ 潜 館 隆 新 M 謝 明 5治十 別 1111 年 通 十七月 相 定 候条右 + Ė 第四 潍 一拠早 l 拾号 選定来ル 開 拓 彼録 九月 IJ. 迄二 乙第 管 7 轄 九 号 庁 可 明 明治九年月第百三拾号左への便宜上の配慮がある 屈 出 此 旨布 達 候 事 明 布 治 告 + 趣七 年 有之ニ 六 Ħ + $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$ 付 総 代 邇 举
- $\widehat{17}$ in h 失 行 λ 滁 総代人心 的村総代 7 = ス ŀ 华 係 N ズ ナ ノスト 1 会 V 八管掌 丰 小 之二 雖 第二 用 区 モ 掛 + 7 肺 条による。第 v X 豫 :宜ニ寄り人民ノ ŀ バ区戸長 一分ハ只事ノ ス [1] 明 另治九年 ジク n (事ヲ得) 旅費ラ 下第 百三 町 大大小 村 粂 給 ナ 利 小等ニ v + 害得失三 総代 13 导 第 戸 寄 布 人 条 N 長 告 用 第一 関 朋 Ţ. 掛 1 前 ス 治 出 ŀ 条ノ 粂 ル 九 席 雖 IJ. 年 場 アハ区 モ 場 月十 ス n 第 合 合 第 一務所 Ħ ÷ = *** 百 三十 於テ ノト 於 テ + E2 号 ス 号 ij 実際民 該条但 布 協 布 告 膱 告 第六条 第一 ス = 書 情 12 依 条ノ IJ. = 7 IJ 酌 依 7 金 場合 N 一般公借 総代人ハ 盘 1) 其代 ~ v Í. シ 於テ 共有 シク 理 但 給料 ŀ 、公利公益ヲ ナ 物 行之ナ 其別ナ 有志酸 N 取 ヲ 极土木 得べ 中 Æ 丰 金 Ē 1 モ 起 = 1 的 出 功 ŀ 等 ス ŀ テ 2 ス 第 M 必 X 事 F シ --÷ 第 モ HT 預 公 Ŧī. 軽 村 小 12 用 X 拳 ラ 総 7 利 以 __ 代 12
- 18 h tib 府 租 祖の制 外人民 県会規則 態度は 年 士 はすでに だと地 İ 月に 一方税規則とは北海道では 所 it 明 北海道 有 治 t 九 年 シ + 地券発行条例 其 一月太政官達 経界步数 施行さ が が発布さ Œ 第 音 1六十 れな 地 n 位等級 13. 号 土 2 地 7 た。 定 北 地 種 類 海 方税規則については、 地 道 7 券ョ 分 地 27-租 発 宅 後当 地 抻 租ヲ 分地価百 耕 地 課 スベ 海産干 北海道で 一分ノ シ 場 لح は __ 地 牧 相 地 定候条 方税 租 場 を 膩 赋 Ш 課 此 課 林 することと 旨 0) 布 重 シ テ 告 要 官 候 ts 有 TJT. 基 礎と と定 地 ts た

Fi 分 カの三 州 府 県 (または K お H る明 E 分 カの二・ 治 **兴**年 Ŧi. Ó 地 和改 K 比すると、 正の布告と比 百分の二 ると北海道では数年遅れて達が と低 b 1 であるが近 代的 财 क्र 政 こなな 制 度 確 わ 寸 ħ た 0 わ 統 付 であ 治 0 b 姿 勢 租 は 額 ŧ, 0 本 州 荒 0 域 抛

事. 倉 用 # $\overrightarrow{\nabla}$ な るも あ 庫 書 Ú の して地 にも 等 (ノ予算及ヒ 運 余 動が ö 地 地 Ō 七方税規 心が乏し 規 11 **処定があ** 流域 起ら 或 ħ なく及んで 社 其徴 ts 則 か に対する移民の入植、 Ď, か が 寺 ったのである。 収 'つ 施 人方法 明治 及墾成 たことは 行 され いたのである。 が [ヲ譲定ス」るものである以上、 于 ts ts セ が別に、 年 かったものとみられる。 7)3 シ ン從来ノ すなわ った理由であろう。 - 地方税規則制定の時点では 政 定 れち、 拝 の府が府 住 しか 借 地等、 Ĺ 地 拓 租に 荒城寒十 原会の構成を納税者参政としてとらえ、 殖 つつい 自今更ニ 生. また府 産 って 0 か は 開 6 地 県 北 経 明 始 金 租を欠き戸 5.会規 北海道 界畝数 治 納 7 なけ Ŧī. 0 則 年 地 0 -六月 が 地 改 n 租 心券あ を徴 施 Ę ば 数割を欠き地 行 の ならない。 永々私、道 せら る私 収 することは ħ 有 地 有、地 ts :地ニ定メ地券相渡、今申年ヨリ七年間除、「成規則があり同規則では「永住ノ者居室」 方 かゝ は の点で 税 府 0 除 事、 目 県 た 租 実、 0 会 理 0 <u>定</u>、 の目 根 由 地 地券発行 不可 幹 は Æ を欠 的 ۲ 2 から の時点で た 能 一条例は で のである。 ₹ あ 北 地 5 方 海道 制 税 北 ラ以 海道 定 地 に 3 租 政 府 テ K n 徴 支 官 地 収 方民 弁 北 老 僚 海道 たが П から 会設 租、漁 能 府 $\tilde{\epsilon}$ 舎 通 丰

19 第四 条 ----府 Ŧī. 一港其他 人民輻 湊 めノ地 17.別 = 区トナシ其 広 凋 ナ 'n 渚 八区 一分シテ 数 区 ŀ ナ ス

云の設

置

規

III

2

で認め

る

余地

20 府 小県制 廖 資 1政編 前 110%-ジ 地 方官会議 三於 ケル 第 一号 識案 (郡 区 町 村 編 制 法 説 明 書 藤 田 武 夫著 B 本

地

方

政制

度

0

成

立

昭

和

+

一六年

七一ペー

- ジ参照

 $\widehat{21}$ ζ, るも 7 丰 糠 係 雅 Ì は 7 より to を勤 ŋ 官 Ō を開き樓上を以て 編制法 身を起 K る ĸ ± Ō 献 . 対 地 に説 中 生 公の下で 第 益 す K 充分で 消防 なっ á 本 き十 千四 々 谷 籍 顧措 の夫の制 自立後 初 大区は貧民 謙 をもっていて、凾館に屈指の資産名望を有し、かつ消防、 たことやこ 代の ts 年二月台町に公立小学校を設立す。 派な態度 れ 夜学所となす か VC く能はず説くに公私の 開完か X ·-対 「或は木綿を販き或は外国 反をも 一長となっ たことにも į 【多く資力乏しくして校舎未だ建設 らざるを憂ひ、 れ いら世襲 か つ世話好きなしかもきわめて精力的な人物 つて町 (中略)。 たのは三大区 家 負うも 年寄 が が維新 ・軽重を以てし十年十一月遂に第十四大区の戸長に拝す。 (中略) を出 百 0 -後 明 一方盡して消防組 治 制 あろう。 0 自 一凾館に + 商 下 世 年 の仲買をなし、 第十四第十五第十六区 しめ - 虎列刺 (区史) た世 1. お け カュ 以せら 病病流 心を編制 á 態 L 常 家が維新 名望 行に際 れず、 野 という功績をもっていたのである。 千辛万苦漸く資本を得て茶肆を大町に開 す。 の 0 いような 新 がだっ 金穀 正義之を見て卒先金を投じ、 Ļ 爾来家道益 後 の区長であ 町 Ū 日夜奔走して之が予防を説諭す」という人物 型 たのであ 共有物事務教育、 0) 条件となっ 役職 一の区長の果した役割もそれはもっ 々興り、 から退いて る。 2 た常 た資産につ 編制 一野正義 恵比須町に支店を出し、 法法下 衛 生 5 たの Ó (與 いて「甚だ富まずと雖 区長 常野こそは 而して後四 慈善事業に貢献 (兵衛) は 0 又凾館は児童の रें 典型を示 家 70 柄 方に 明治 あ ば このみで 府県官職 る ら制度の 元年よ 奔 更に大町 して 走 常 は 清 制 1 7 b 就 あ る で 資 は DE 力あ 学 b K 町 貧 が 0 K 办 書 用 7 5 勤 1.

29

に 411 識 任 を備 用 7 ス 区 発 長 推 n 元五 かされ = 新 ŀ タイ 7 箇 たもの 得 年 ブ Ù では 0 Ŀ 朗 官 行 政官 治二十三年 務 な = 力。 を区 從事シ判 3 õ 長 か。 としてのぞまし 一月五日 任官 0 後 五等以上 勅 付第 X 近長に 及 570 九号)とすることにな 現職 人ぶ政 のとして 在 府 ル 0 官 ts. = 7 1 僚制的編成化 た -0 限 į. Đ, ij ぁ 当 分 る。 -----地 0 内試 進 カ・ 行ぶ 6 驗 0 ij 名 7 要 は 望 を要 + ス郡区 X 뱐 長 7 んをそ 試 長 験に 試 Ō 上験委員 任 合 用 格 0 する 長 専 銓 件

衡と

(22) 村尾元長 前掲

#

- $\widehat{23}$ 那 区町 村 編 制 法 公の布 告は明 治 + 年七月二十二日、 府 県 Ħ 膱 棚 0 達 は 同 + $7\overline{1}$
- 24 25 県 官職 制 0 郡 長と Th 街 地 = W. 所 区 一長并書記 総 テ 郡 長 郡 書 記 __ 同 シ 0) 項
- $\widehat{27}$ 28 26 41. 顚 処 府 原官 治 治 干五 7六電 事 + 7 非 m 職 年の 尾線道路 第十小 制 年二月 第二徴 中 Ē 館 十八日、 学校学资金 H では区 加水 以兵取調 地 方 利 北 0 ___ 45 共 和道 予務郡 障 事 7 時得ア 有金 4 では 第 区 in 右 三身代限 長 に官有樹 :H: 開 = 1 外 於 有地二十ヶ所 拓使が廃止され、 府知事県 テ 処分シテ 木ヲ 財産取扱 仕 採 令ョ がを有 後 ス 1) 12 215 如 L 県 特 事 Ú. 7 制 __ 第 令 8 いたが、 一委任 四 第 __ 布くこととな 七 逃亡死亡 報 河 ス 告 ル 岸 ス 借 N 条件」ただし 一絶家 0) 地 7 ほ 検 得 ŋ カュ 查 1 ル 区 财 モ ノ 事 とは 全道は 産 1 徽 左 処 别 兵制は北海道には 分 第 ./ 派に区 र्लिव 伴 八事 館 A 内 遊 ŀ 0) 札 猟 第 ス 旧 幌 願 Ħ. 成就 X 官 第 劃 根室の三 有 はまだ たる 願 地 徴 税并 組 及 315 倒 県に分け へんで 木 地 第 枯 方 長 九 木 役 餌 紙 6 売 収 管 n 2 F 刼 及 ス 不 売
- 見. 合 として区 かを有 7 いる: **心長の管** して 雏 U 「者註) 型 たのである。 L 0) 収 共有 去しようとする議案が 明治 金 ロ十三年調製函等 十二年調製函等 所 出 館 X z n 共 たが 覧 有 表 建 定家五 X 会の 交詢 一棟が 反対 社 あ ts で Ď, 廃 お さら 案 12 2 不とな 館 X ĸ. 一会では 2 組 1: とは 回 別に F 長の 月十 組 管 内 理の 0 H mr X F が 会 ĸ 共 あ 有 地十 5 六ヶ 組 有 所 0 肘 産 共 有 建
- 1 細 亦 , 穀 函館新 政官 公公借 十二年 ilt キ施 新 務 BT 吏 非 ПĤ 一第二十 7=7 7 有物 抽 15 権 長 所 4 宗家屋ヲ ラ ヺ ヲ Ily 治 戸 1 有 报 切 + 一号 テ . 築 ρ'n ス ス 購入」する場合区 施 ル 布 = Œ 火祭ヲ 行 -----4-総 告 应 月十日 協 пд テ 避 該会議 権 215 行 INF 件 5 =7 9 便 付 権 1) 号 総 官 然 4 3 -如 ž 右 付 デ N 函館通常区会傍聴筆 公会の 陂 分 N ___ ス シ 会議 ラ 能 ル [a]施 議決を要するほ 謎 勿 行 /> 館 ス 論 区 ス ル --区 \sim 付 ナ ^ 糖 区 長 シ V シ 一之ヲ ŀ 施 神 ŀ ŀ --雌 云 行 -傄 既 ラ 記 E æ 七 か 1) 理 \times 則 -13----は シ \times 長 チ ル 第二 ヲ得 7 前 X + ... 号 共 長 X ル テ 村 でス尤右 会 ヲ 戸 一議案説明書によると「今ヤ区会ノ 有 0 指 ___ 以 長 理 地 付 7 事 揮 廿二号 所 X 職 者 K 3/ 其 会ア 服 務 夕 / 貸渡」 する共 i 識 ヺ リ旦 兼掌 布告 戸 決 長 する場合を含めて函館 從 有 ッ ÷ 二依 **E** <u>E</u>q 财 ス 施 館 各 産 V 区. 共 取 行 MT 区 長) 扱 ス 有 戸 MT 人を N 長 金 7 常 村 開設ア 行会ヲ 置 穏 凾館全区 IJ 之ヲ à 14 区 長 開 区 管 設 ル 共 人民 那 理 ス 般 有 長 n 付 述べ 共 地 該 九 有 共 方 地 īī 年 0 財 0 財 於 百 産 Ħ

係 6 る 務を区長とその指 往 開設に 「純粋 .前後して從来区内の共有財産取扱に参加していた小区総代人が消滅させられ、 /行政官吏」たる区長の手に区内の共有財産の取扱いを移行させようとした統治方針と無関係ではない。 揮に服する取扱 人の手に置こうとしたので 戸長制 が整理統合を経て廃止さ

(30) 明治十四年凾館新聞 四月二十日号

31

四館区史

五四〇ペ

1

- 料とす。 挙会に於て選挙し、 を定め、 案内する事。 件に関する事。 **四館区史** 各自組合へ修繕又は掃除方督促監査する事。 転居又は止むを得ざる事故あるにあらざれば私に辞退するを得ず。 区役所に届置くべし。二、 区役所に申出で指揮を請ふべし。 五九 しとなっている。 ~ 其区劃人名を門戸に表出すべし。 組合区劃内居住人名簿を製し、 . ジ 規定の大要は「一、 組合頭は年齢二十年以上の男子にして、 Ŧ. 町内の便宣を謀り、二名以上二十名以内の組合頭を置 出 組 1入各戸 悪疫流 其任期は満三年にして再選することを得。 ||合頭は組合区劃内に於て左記の事項を処理すべ 行 'n の節各自組合 を明にする事。 四 品行端正、 豫防方奨勵等の事。 _ 町 道路、 内事務調理上に諸費を要し、 身元確実なるものより、 下水、 = 溝渠破損所等の取調及び不潔 l 組合頭は住民の義務 < 町 内又は 其組合 各区劃内戸 町 毎戸に割賦 内又は 区域限り の区劃は適宣之 0 せんと 共 の箇
- 33 を有するものを選むを得へし 、投票せしめ其多数に依り定むるものとす 総代人中に就て其望を屬するものを交互投票せしめ其多数により之を小区総代人とす。 本籍の者二名を選挙して之を町村総代人となす 明治十一年六月開拓使布達 総代人選挙法第 第三条 町村総代人を選ふは該町村本籍にして管内に不動産を有する二十年以上の男子一 第四条 粂 但 百 町 一小区毎に四人より多からす二人より 間以上の地券を有するものなき町村は中等以上の身代にして管内に不動産 村 毎に 年 |齢二十年以上の男子にして管内に百圓以上の地券を有する該 少からさるを以て定員とし該区内
- 34 凾館 の場合、 戸 , 籍法下の大小区制 郡区町村 編制 法下 - の区制 0 いずれの時も副区長・副戸 、長という役職 は設けら
- 35 方自 が明治 布告第一三〇号各区金穀公借共有物取扱土木起功規則 ったことの意義と過程の記述については、 の運用 第十四年から本州各府県の区町村にやや立ち遅れて適用された事実を指摘し得たにとどまり、 の記述に多くを拠らせていただい .ぶりや総代人制が果した実際の機能について立ち入って言及することを得なかっ た。 本稿では 福島正夫 はただ、 兄の運用 ・徳田 布告第 良治両氏 0 ために設けられた総代人制が区 一三〇号と総代制が函館に 0 「明治初年の町村会」 た。 おいて明 一町村会制へと転化 (明治史研究叢 ただ総 凾館における布告第一三○号 代制 治 の機 鵬 改編 能 ぶりについて 租 せしめら 正と地

得

+)-

ル 民

끈

+

Ú

とする或る官吏の言とい

でる説が

民間 人民

てい 夕

る サ

0 ル

を駁

迩

館

をは

85

海

道 拓

民

幅

凑

ス

ル

ぶりを挙げ、

此

各

地

= は

居 n

住

ス

ル

即 流

チ豪農 言され

1)

豪商

夕

Ŋ

其

ノ下等社会ノ

人民 北

雖

F. 地

モ

シ

会

戍

ナラ

-11-

ル

所

ナ

と説

き

北海

道に

おお

Us

T

民会ヲ開

設

セ

人民

愚

ナ

ル

__

因

ル

開

使

止

5 X 指摘通 衈 民 権 人民惣代 75 力ラ かわれ 意思から 「惣代 古昔 和神実務 以テ b 子 る る 人 其 ぅ do # 遊雕 4 なら 建 私 事 である。 一方ヲ 3 ば = 7 世 識 識 決 推 __ 妆 総代は 当テ 公権に接近し公行政の 考 私 そ 施 至テ ス が して区 ---行 mr あ 话旧寄合 決 ス 役 2 更 ルヲ 人村 公会の このであ 其 八選挙 的 世 得 蛮 役 早程規 人ヲ 開 な区 n 人 設 t 、公選 民 シ 否 寄 則 補助 0 ンテ談事 少 7 Ŧ 合 たとえば í, 無 ŀ = とも 的 b ととかく官 シテ がゆる 役割を担 ノ終 般 1 画館 ナリ 政 又議事ヲ私 議員選挙法 始 府 総代でも が 如 新 何ヲ 期 わ 側 ٤ m 符す せら 批 0) K っなく、 知ラシ 戸 判 ___ ŀ 拠 á れることになる。 長 シ 晃 5 X テ 7 0) ナ 一会の また自 意思に 世 メズ」と区民 N 後 L かも 二公二 所 年 在 ナ Ė 0 己の見識 左右され 総 IJ, 由 方は 代 せ 党 人が ス、 外 0 つから Ħ 形 M 本的代表の ど判 にて自 識事 0 ノ法制 1: 自 一とな 傾 遊 向 断 離 曲 己 得 K ï 7.C 甚 2 思見 失当 ļ た様子を指 判 B た 美 機制がすでに総代制 断なり 層助 Ш ラ以 て立つ公民代表で 否 ナ 本 長 忠 、意思を持 我 カ 步 摘 礼 其 K 加 ŭ して 人民 は ij. 総 ヲ 雖 代 ち得なか Ö 得 制 K テ 知 は な *ts* Ш ts 其 2 自 ル 0 涯

X 슺 開 設

從 ts 品 前 扣 7 涿 ĬĬĵ 館 诼 0 館 7--K 1 新 唐 ίţ 特 期 的 聞 Li Ť 殊 民 地 あ 拁 権 地方 っ 域 り、 論 7 視 K 3 議 La 加 がえて、 **医会開** た ħ 0 運 Ш 1: 本忠礼 北 動 設 海 か 地方社会 0 道に 論議 世 は 4 論 が起る背景には、 の人の 説 波及してきた事 0 豪農豪 知る 北 海道民会論」 通 高 でり百 層 0) 情 般 政 明治十二年頃の立憲政体の樹立を標榜する自 の事 治的 が あ を発表し、 内 る。 進 地 出 「を伴うことに とは事易り n を 何 知 1) V 得 末だ開け 1 る ょ 地 るって、 何 限 V りで Ŕ 新た 国 は 処とし ヲ 明治十 ts 論 飛 セ 7 御 躍 ス В 政事 由 を 年 本 75 全 玉 月 えようと 到 别 ル 所

議事 指す… 各 ラス、 なく、 く指摘したも 寄合ト カ 負担している北海道に適用することの不当を論じ、 ナ この山 リーとし、 ラ私ニシテ世 之ヲ完全ス 筆者註) 第二に地方税 般ナ 資業学 本 のであ 年の論 リ、 営 が公選制であることを認めたうえで、 第 更二異 ル 二公二 は当時 に文明 り、 +)-ニハ是非共民会ヲ要ス 0 対賦課 ル 世 (ナル所アル Ш モ アの開 一本は ス 0 0) 験々 ない北海道には地方民会の設立も 無 この 拓使の官治的植民地統治姿勢や 議事ノ得失当否ハ我々人民 ク、 たる明治の時代に生まれ 各県 後も言論を通じて住民 ヲ知ラス。 無産 Π キ事ヲ覚知スル ラ士 如斯 族 流論究セ 第三に人民惣代制 小民ニ比 なおそれが民会とは異り、 0 た北海道民が町村郡区一 ハ世人ハ ノ得テ知ル事能 区会開設の動きを支持しつづけるが運動に = V 、函館に 相 ハ あり得ないとする説を、 、智力 違 如何ナル感覚ヲ発ス可 ナ カル可 おける総代制の欠点を住民としての立場 Ξ (金穀公借共有物土木起工規則による総代人を 富 ハス。 メ シ」と町村会の設立を呼び(6) ル モノ 古昔封 議事に関する「章程規則 多キ 地方の公同事務を議 建 実際には地方税たる四分税 ・ハ余輩 キカ、 ノ世ニ当テ町役人村役人ノ 贅言 惣代人ノ法則完全 ロヲ俟 かけたのであ お L 得 夕 る具 無ク、 ス V2 シ か 型 ら鋭 , テ明 体 由 叉 ナ を は

得共其 先年 願 什 とからはじまる。 れも各町総代 之通 一兼候義 権 御 1) 崩 聞 間 限 治 及議事法 届 一个有之候間本年太政官第十八号布告区町村会法二 超被下 九年 たる二十 函 館区会開設 - 度直 - 第百三拾号公布 請 モ 願書の内容は、 チ 無之百事疎忽 九名が連署して「区会開設之義 三区会法御発令奉願候 0 直 接 = 0 ニ失シ 基 機会は、 一キ人民惣代 御維新以来格別開拓使ノ御教育ヲ蒙リ追々市 日 新 明治十三年七月六日の日付 グ御 以上 人御法則 時世 4二付願」 (8) となって 殊 = 御 発令 開 拠リ函館区区会開設仕度候間格別 拓御多 とい 相成随 Į, う請願書を開拓使大書記官時任爲基 る ノ土地 テ区 をもって、 柄 内 公共 = 対シ甚不都合且民情 会所町 民一般智識発達大ニ ノ事 件 n総代中 ハ 串 ノ御詮義ヲ以テ私共請 ト シ 村兵右 テ惣代 ヲ地方庁 面 K 目 提 M 人関係 ヲ 出 ほ 相 L かい 貫徹 往 たこ 改 l, 候 7 X

役割について

は未だ明らかでない

致富

の機会を摑

んだい

はば

代

の功業者であ

る。

たとえば豊後国

出

身 地

0

渡辺熊四

郎 者で

は

幼

にして大志あ

商 激

h.

K

. ໄஜ

L

同

ï

発起人

0

中

で

4

渡辺

成

H

今井

泉

菊

地

5

は

内

かい

5

0)

渡住

あ

h

維

新

前

後

0)

経

済

0)

道物 値 石 P 所 분 曲 重 は ĸ 夫を加 お 治郎 ,地方 となし、 の役人であっ 古 出 んるに至り 太 産 0 昆布六百 て栗本匏菴が 発 たとえば小 岩 起 州 の場所請 えこれを貿易の 福門 なみ 田 X カュ 願 て以て輸出 利 にして多く支那 北 から わ は 次 右 だ区 たりと云 連署し 石 衛門 林 は 負 村 0 た栗本匏菴は、 時 問屋、 人であ 町 いうように社会的に優越的立場にある上層をなす豪商であっ 鮭千五百石、 0 田 いよう 駒 て より 「を倍 対会法に均霑し、 北 古 成 iv جگ b 海道は、 其次 田嘉七 およそ三月 り • 1 た る 地方に輸出する刻昆 が ŀ 増 氏はまた魚蠟 一浦喜 渋田 K 請 は 加 負を事 、附船、 0 步 鱒六百 函 カュ 特殊地域視されたため 脇坂平 せることによって、 |館の商 助 n L 凶 亀井も古い などの B 前 実上 区会を開設したいという動きが起っ 其次は場 は たりと云ふ」 (II) 石この販売高実に三万有余圓 书. 人につ 区町村会法が全国 ta U なるも 一継続 ずれ 名が見出され 渡辺熊四 北布製法 所出稼 はも各町 のを試作 ţ, 出自をも て、 Ł 郎 0 明 0 家業が最盛期 など」と述べてい か 総代 治 古く ち る。 · 今井 粗悪に趣くを慨し自から奮っ 市人其の業に從て自ら階級の姿をなし、 してこれを博物館等 一二年漁獲の最も盛 この 一人であ それぞれ 区町 布告され、 か 市右 6 '村会法 0 中、 別に入っ 衛門 経 の多きに上り随 5 問屋 営 小 るが、 全国 【の適用を除外されたことか 林家は幕藩 0) てい 基 金沢弥惣兵衛 0) たことによる。 中 漁業経営者で の区町 盤をひろげるとともに、 V たる 小林 出 Ė たとみられる。 たひとびとだっ 品 は 時 当 村に議会が 0 渋田 て一大製造所を設け盛 て社会の賞賛 てまた家 頃 代 時 は かゝ 0) あっ ら代 亀井惣十 函 そしてこ 亀井 館 ケ たので 年 設けられ 産 そして た。 屈 々東蝦夷 6 場 指 0) 0) を得 如きも 所請 安政期 収 は古くか 郎 0) 0) 獲高 請 生 彼 豪 あ 産物 負 地 商 願 逛 藤兵 たる、 書の 館区 Ħ 鰯 人を以 大に は 箱 に 粕 H 月 維 末 民 就 函 加 て第 K 奉 小 I t 新 尾 行 太 後 厚 林 增 百

船の会計方と為りて各地に航海す き商号を曲森と称す 以て身を立てんと欲す 順して怠らず 年甫めて十七長崎に至り渡辺某に倚り商業に從ふ 熊四郎性機敏にして商才あり広く内外の商況に注意し又最も信用を重んじ且つ親切を以て客に 其父常に訓戒して曰く 後辞して商業を営む 商人は正直と忍耐とを基礎とし算術に達するを要すと 時に資本僅か廿五両のみ 文久三年箱館に渡航す 明治二年函館大町 既にして箱館奉行備 に雑貨商 熊四 郎 を開 之れ

物の外手を着くる処なからしむるに至れり。(Bi な新旧豪商の間から起ってきたものと見ることができよう。 を連ね路を分ちて活動せしに外ならざるべし」と伝えているが、(B) 館区史は「之を要するに当時代に於ける函館商人は生気潑溂として精勵奮闘し、 営をすすめ、 菊 めたるも 新前後の経済 む者漸く多し 道比すべき者なく終に巨万の産を積むに至れり 更に営業の発展に伴ひ船具店、 地 雜 之を以て営業大に繁栄し利益頗る多し 貨商の泉らの履歴も、 きわめて短期に致富をなした新興商業者であった。このように以上のような新旧商業者の活躍ぶりを函 の激動期に 熊四郎其商権を我に収めんと欲し苦闘競争の結果遂に欧米人の大部分を閉店せしめ支那人をして海産 是れ蓋し時勢の然らしむる所と云ふべきも抑も亦有爲の人物が続々来住し来り、 開 港地函館に移住し来り、 かれらが幼少期に辛酸をなめつくし、 砂糖店、 書籍店、 」といわれたが、 七年小間物洋食料品の支店を出し十年時計眼鏡気象器械の支店を設け 又箱館開港以来欧米人支那人の来りて洋物砂糖其他各種 回船業、 創意と機敏さをもって、 倉庫業等を経営し店舗の数十余に及び其営業の広きこと本 このほか呉服商の成田、 函館区会の設立を求める具体的な動きは、 行商や小商人として商才を身につけながら、 冒険ともみられる多角的積 以て函館をして無前の繁栄を成さし 西洋雑貨商の今井、 在 来の 極的 の商業を営 商 呉服 このよう な商業経 商

よそ四ヶ月を経た十一月二十六日付をもって、 に対 開拓使当局が直接にはどのような応答なり態度を示 開拓長官黒田清隆は函館支庁に対し布達をもって、 したか、 その仔 細 は明ら かで ない 「本年四月第十 請 願

お

議を区長が施行すべからずとするときは、

原案は三議に付されるのでありここで三分の二以上の同意者

が

あ

n

ば

(3)支庁長官 決は、 拓 際 UN 実質的に ついで十二月十 加使当 一個 ĸ)支出徴収方法を議定するものであり、 'n 0 ぬことを想起するならば、 この 摘 識 た府県会規則のそれと酷似しており、 館 其章 府 『館支庁布達第二号をもって函館区会規則が裁定されたのである。 その 規 決 0 をうけることになるのであり、 場合、 点点で 知事 峝 FII 内で 一程規 公布 理 加 たものであっても 0) は 示県令の 由 一概要は、 1 崱 立 一起草審議され た を議会に報告 一日付 治条中 0) ハ 囪 カュ 府 は 裁定をうけることになるが、 指 館区会規則 極めて 第 |知事県令之ヲ制定シ」 揮監 をもって、 府縣会ニ 層的立場 には基本的 公布 同規則 疑わ たも į これも は区 琢 付 改 i のとみるのが妥当であろう。 一准シ ロシ云々 町 の作成過 [館支庁は めて再議に付 は V スト 行政庁からの区会に対する指揮監督的 这町 に区 村会法 区会の議決は区長若しくはその代理人が執行することとなったのである。 区民に対する区会設置 函館区ニ限リ区会開設候条此旨相達候事 町 区民の創意が入り込む余地はほとんどみられ ŀ V 村会法にもとづい 程に 逐館区 ァ の規定よりもむしろ明 1 村会法に即 (地方官会議傍聴録) ル ٢ おける区民の実質的 函 ハ に貫かれ して五分の三以上の 館 に 函館支庁長官ニ 対しこのことを布達したのである。 0 場 して、 ってい 合、 て、 区会はその区町 L 承認 同 た 規 んので 区長がその議決を不適当と思慮す かもこの規則 心の布 の趣旨にそって定められたものであり、 治 劕 於テ決定スル義ト 十一年 同 は 参加はほとんど困難であっ 0) で告から なく、 作成過程ではたして総代人なり なお区町村会法によれば、 意者があればこの議決 立場は強く保証されてい 七月二十二日番外 規 区長がその執行を不 村の公共に関する事 の構成と内容は明 則 但 0) 1該公布 ・心得べ 裁定までの なかっ 越えて翌 (シ」と区へ 府知 がは有 達に たのである。 治十 期 事 た 一効であ 区会規 干四 小縣令ト 件 ょ 間 適当と思 لح る区 たので 時 が 会開 *it*: 見 年 X 年 は よびそ る 長 設 七 MT ヶ 則 7 ある。 ル 月 慮 月 村 13 が は 月 を 函 更に X 0) n か 八 た談 定 は開 は 4 n が 日 函 Ľ 尼 再 費 0) ts K 設

論 説 れは ;が行使されるのであり、 有数であり、 これをなお区長が不適当とするとき、はじめて函館「当支庁ニ具状シ指摘ヲ乞フヘシ」と行政庁 同規則は区町村会法の基本的枠の中ではあるが、行政庁と議会の折衝や話し合い

どまっていたのに較べると、一応区長を執行機関とし、 が、 にあることを定めた函館区会規則は、 を何等議会に与えなかったのであり、ここに議会制に不可欠の要件が脱け落ちているのだが、 は同法をやや広く解することによって認めているのである。 区戸長から総代に 「時宜ニ依リ人民ノ利害得失ニ関スル事ハ区務所ヨリ協議スルコトアルヘシ」ということにと 從前の各区町村金穀公借共有物取扱土木起功規則による総代と区・戸長 区会を議決権をもつ執行機関として分立させることになった 勿論同規則には地方行政官や区長の専断を抑止する手段 とも角も議決権が議会

のである。

券ヲ有スル該町村本籍ノ者」であり、 内 挙・被選挙資格の規定をほぼ踏襲しているとみてよいであろう。即ち町村総代人の選挙権者は の制度はすでに総代法において設けられていたと見てよいであろう。 身代で不動産を有する者に限るとしたのであった。 に本籍住居を定め、 二十才以上で区内に本籍住居を定め、土地を有する者とし、ただ土地を有する者がいない町においては、 『二不動産ヲ有スル二十年以上ノ男子』であり、 (ヹ) 同規則のもつ特色の第二は、有産者参政ということである。 不動産を有する者と、同上にして満一ヶ年以上間断なく寄留する者に限るとし、 区会規則は有産の資格要件を総代法よりも僅かに緩和しただけで、 被選挙権者は、 しかしこの点では同規則は、総代人選挙法に 即ち区会では、 「年齢二十年以上ノ男子ニシテ管内ニ百圓以上 選挙権者は満二十才以上の男子で区内 「該町村本籍ニシテ管 お ける総代人の選 被選挙権者を満 中等以上 有産者参政

てのい 第三の特色は多数決 わゆる多数決原理を指すとは限らない。 の明確化であろう。 この場合、 ただ議決の可否が 多数決とは議案に対する討議をし 「出席議員ノ過半数ニ於テ決スヘシ、 盡 しての少数意見を採 可否同数ナル

くして三月

H る

E

は、

囪

|館区役所内で

臨時区会が

開

かれ

たので

、あり、

۲

n

が北

海道

にお

け る地

方議

会

0)

創

始

|選挙風景であ

(3)

J. けら 後二時に全く終って一 員は凡そ八百人余りにてそれより各々投票了って正午十二時に 庭 た K \mathbf{x} 氏氏 同 通りにて内半数は即 つので 言をす おける多数決の方式はここで確立されたのである。 よる総代人がこれ 一吏戸 、を始め各区書記及び六組の各戸長等其他選挙人は午前九時より会場に臨み各組ごとに席を分ちて列坐したる惣人 校 ń た各部 あるが、 すめるのに満 (市内宝小学校を指す) 長等廿四名許 長 前 から五人づつ、 この二週間後である一 決 スル所ニ依 **お** 場一 h 同退場されたりさて又今度の選挙会は手初めにして萬づ首尾能く相整ひしかば支庁官吏四 日請書を差出されしかど余の半数は当日不参に付今日 0 が 取 致的に意思の確認を必要としていたのとはもとより、 開 収扱い 計三十名の区会議員が選出されたのである。 『成軒に於て祝盃を挙げられたるよし』と述べてい [ル」という制度を設けただけのことに盡きる。(33) 門前 に六分以上 K は 月二十三日には、 函 一の連印をもって可決方式としたのとも異って、 館 [区会議員選挙会場」と大書せる門札を掲げあり区役所より このように函館区会規則は以上のような内容をもって裁定され 早くも 開 選挙がおこなわ 礼し 投票の多数を得て選定されたる議員三十名は この選挙の あたり請書を差出させらるる積りにて しかし、 る。 各区町 九 同 物珍しく、 É 規則 これとても從前 村金穀共有物取扱土木起功規 0 景況を函 第十条に則 代議制運 か つ 登営に 館 新 して、 0) 利用でい ささか 不 寄合が ·区長心得櫻 Ħ は、 大仰 部2 0 名 に分 る事 議 ts 及 午 左 先

以 H のである。 0 ような区 一会開 設 0 請 繭 7) 6 認 可 規 HI 裁 定 選挙、 開会まで の過程を概観するならば、 函 館 X 会 0 開 設 は

3 滑 裡に まえがきで述べたように、三新法の制定とともに、 お こなわれたとみることができよう。 政府が区町 村会の設置を認め、 \boxtimes 町 ·村会法 0

説 論 後は特にその設置を積極的に認める態度を示した統治の方針に負うものであり、 いうのにふさわしい豪商層であり、区会規則の作成過程でも開拓使と区ないし区民の間にトラブルも生起せず、 い手として、「恒産無キノ人ハ亦恒心アル事難シ、其世安ヲ図リ公益ヲ務ムル者往々資力アルノ人ニ於テ之ヲ得」と 区民の請願を契機に函館に区会開設を認めたものと解される。しかも請願者達は政府側が構想する地方議会の 開拓使当局はかかる統治方針 に即 開

(1) 凾館新聞 明治十二年十一月六日号

使当局のペースに区民が從ったのであるから区会開設は

*円滑*に進行したのである。

- (2)(3)(4)(5)(6)地方史研究三二(第8巻2号)からさせていただいた。 凾館新聞 明治十三年六月二十三日~二十九日号 なおこの引用は、 榎本守恵 凾館 における自
- $\widehat{7}$ 民の利益なり政治的自由の実現のためではなかったことを知る一端になろう。 員を辞し、工藤・井口・牧田・林は山本とともに創立されたばかりの自由党に参加した。 百日の刑を受けた。この事件で区会議員で山本と行を共にした石田啓蔵・工藤弥兵衛・井口兵右衛門・ にも、払下げにからまる凾館豊川町常備倉の区民への払下げ運動を指導し「払下ニ仮リテ官庁ニ抵抗シタル者」と認定され、 いて、民権論的抵抗を示す山本に同調するような議員に活動の余地を与えなかったものとみられる。 山本忠礼の主張と活動については榎本教授の前掲書参照、 愛媛県士族山本忠礼は区会設置のみならず、開拓使官有物払下げ事 開拓使は区民にいはば賦与した区会にお 区会開設が認められたのは区 牧田藤五郎・林宇三郎は議 禁獄
- (8) 明治十三年ョリ起草 凾館区会沿革大要 第一課庶務係
- 9 新開地としてその実施より除外せらるることとなった。」とある。 新撰北海道史 第三巻通説二では、 「既にして、十三年に至り太政官布告を以て、区、 町 村会法を発布せらるるや、
- (10) 栗本鋤雲 匏花遺稿
- (11) 明治三十六年 梶川梅太郎編 北海道立志編第二巻 二一三ページ
- (1)) 函館区史 四○○ページ

北法18(4・80)742

 $\widehat{14}$ 伸 in d 抽 長 龍 船 城 学 社 んを公益のそれ 0 心に富 ħ. 社会に 都 校 ħ 傷 7/1 5 文等維 市としての ñ it 林 渡 一豪商 お みしかも質 辺. 新 1 病 7: 後 院 る 地 層 ;と組み合わせて考えることのできる程 0 1 位を克ち得ることとなっ 威信をも It 市 都 救済 林 森 市 非末開 素で 勢伸長とも関連し合ってい 0 的 みの奇特な行為では 脈恤等の事業に貢献したり、 |施設整備に対する 理財 出港後の たらしたことと深 に明るく、 विव 館 E な 地域社会の公共事業をも自ら案出 たものとみられる。 Ų, ă ts て [館豪商層の積極的 関係があろう。 V すぐれ たという客観的 公園や病院・育児院 小 て、 の経済的合理性を彼らが備えてい 林重吉が その致富をもって新 た ただ致富という基本的 な相 条件も存在しようが、 植 とえば 林・橋梁架設 提携 ・学校・ 渡辺熊四郎は書肆 した貢献は極 į ·常備倉 積極的 かたに、 窮民救助 条件 問題はむしろエ ts. めて大きい。 に私財を投ずるといつた生活態 新聞 たことにあろ のほ U ٠ し從来から社 商船学 かに、 学 校 出 版 そこに ·校創設に 新 7): かれらの =° 市 印 1 X 縦 会的 覧所・ 11 改 ズ 多くが ٨ 上層 彼 Œ 私 5 を 财 · 公園 克服して私益 0 治として区 埋 を 経 立 朋 定度が 投じて 済 緻 的 港 で機 が彼等に 利 船 湾 į, 民 が 水

辺 活 的 一・今井) を贈られ 舶 面 に設定する地方制 tc. 方 난 お しめようとしたことの持 これら豪商 政 府がこの 層層が 度の たのにはじまり、 ような地域社会の豪商層を、 公職 中に 参加せしめ、 0 負担や寄 つ意義は凾 明治十四 附行為 館 彼らの の場 . のゆえをもって、 その中 五年藍殺褒賞 地域社会に対する影響力を利 合極めて大きかったとみられ でも特 に指 (常野・ 開 導的 拓使長官から 渡辺) な立場にある連中を、 る を贈られ、 して、 剪 治十 彼らを ---年 更に明 ・表彰と 政 府 区 治 0 ・戸 1末期 金 統 長ない 環 治 から大正 ts 金指 U L L 輸 X 行 初期に 政 会 0) 謎 金 鎖 方 員 か 向 ځ 常 け して って位 即 渡

に 骃 おける名望を他者 いらな (辺從六位、 むしろこのことは 小林は死後從五位) より っすぐれ 316 7 比 超 を贈 元例して 出 帰られ せしめることになる筈であっ いったようである。 たのであるが、このことは彼らが た。 L か 国 しこ [家的権威に光被 の 名望 0 超 出 することによっ K は 同時 K 経 Ę 済 的 その 実力が 地 伴 域 うと 社

(15)(16) 前掲 凾館区会沿革大要

- 17 区 山町村会法では 区 则 村会 7 規則 其 区 IIIT 村 便 宜 = 從 ヒショ 取 設 ケ 府 知 事 縣 令 裁定ヲ受クし とあ る
- 18 Ø 引引用 福 島 Ē 美· 徳 H 良治 朗 治 初 年 0 町 村 会 抽 租改正と地方自 治 制 Ŧī. 六ペー ジ 0 æ 述によって 得たことを
- 19 とみ 府県会規 ĥ は 'n 酷 配似し M してい たとえば区会規則第八十条で支庁が と画 る。 館区 公会規則 おそらく Ö 、府県会規 機成は、 則 ともに第 それ が区会に 4 章 総 年 解 IIII 一七月 散 を命じ 第 のも 章 した場 のよりも、 選 举 合 1の識 第 + 章 員改選に 三年 上識則 · 四月 9 第 0 ĵЦ いて三十日 改 一章開閉、 Æ 府県会規 とな 0) H 則 数 数を設け K 7 に範をと ti; b 条文 7 用 to ŧ,

総代

一人選挙法の有産者参政の資格の規定をやや緩和して踏襲したものとみられる。

るし、 慮があったものとも考えられる。 0 らく十三年の改正府県会規則第三十五条に倣ったものであろう。 条文数が多くなり、 ・条文数が府県会規則において六ヶ条であるのに区会規則が五十二ヶ条の多きに及んでいることに対応する。このように区会規則 から ただ府県会規則の総条文数が三十五ヶ条という簡潔さに対し、 分けられ 代議政の運営に全く不慣れな区民に対し、 たのは、 開拓使当局が三新法下の議会運営の経験を蹈まえた他地方の議会規則と参照したのではないかとも考えられ 議則の中に、 なお選挙の規定については区会規則は府県会のそれをとらず、 小節、 議事規則(議場整理から発言にいたるまで細くルールを設けてこれを徹底させようという配 識場整理 議案並ニ修正案、 函館区会のそれが八十ヶ条の多きに及んでいるのは、 議事、 発言、 明治十一年から凾館で施行され 決議、 小会議、

20 外達)と支出徴収方法を委ねなければならなかったことによる。 治 権限をもっていたのである。 たとしても、 「地方税 一致の確保につながることだったのである。 源 組織固 1.容が極めて限られたものであった。 さらに区町村会法及び区会規則における「区内の経費の支出徴収方法を議定」とは、これも行政官たる区長が執行する区財政の 区町村会法も凾館区会規則も区内の公共に関する事件について議定することを認めたが、 の確保が、 [有財産の処理だとか、 ノ外人民協議 行政当局 その地方の慣習を無視してはおこない得ないところから、 心ノ費用 (特に開拓使凾館支庁) あえて極論するならば ハ地価割戸数割又ハ小間割問 義務教育制の執行による区民の負担増とか公行政執行のケースに限られていたのである。 議員が自発的に自由に区内の公共事件一 がこれを却下無効とした例があり、 「公共に関する事件」とは公権が統治上区長をして施行させようとする、 口割歩合金等其他慣習 公権による区会の賦与の目的の一つは公権が執行しようとする区 この慣習に通じた地域社会の代表の集りである区会に、 般を審議議定し得たわけでない。 旧法ヲ用ユルコト」 制度的にもこのような区会を中 ここでいう「公共に関する事 (明治十一年七月太政官号 また仮りに議定し 止 解散 件 し得る とは 旧自

- $\widehat{21}$ 明治十一年六月 開拓使布達 総代人選挙法
- 22 法第
- 23 [館区会規則 第五十 应

籴

24 心義を認めざるを得なかったものとみられる。 であろう。ただし選挙権者については、 区内選挙区を全 一区とせず、 候補者を六部に分けたのは、 「区内通選法ナレハ選挙権ヲ有スル ここに候補を代議制的代表とし 六組 の戸 長区域 モ ながら、 ノハ甲 旧小区 共同体 咑 ノ者乙町 由 自 なり寄合の総代的選出方法を残した 治 ノ者ヲ選挙シ乙町 組 的 0

誸

委員、

附則、

の項

ヲ選挙スル等自由タルヘシ」(区会規則第十三条)としたのである。

- (25) 函館新聞 明治十四年一月二十四日、第四四八号
- 26 2産者参政の意義を強調したものである。 有産者参政の考えがとり入れられたか、 1治振興 中 - 央会編 府県制度資料 行政編 函館区会規則が府県会規則に範をとったことはすでに述べたが、 ないし自明のことであったものとみられる。 二四 「ページ、 地方官 1ニ於ケル府県会規則説明書、 本文は府県会規則制 区会開設にあ 定過程 たって

 $\widehat{27}$ 二月十二日、 6 局 携し彼らを激勵しているが、 民 ıH: る る影響力が大であったとすれば、 りまる 【会論は黒田にとっては「政府ニ抗抵スルノ具」と映ずる筈である。 品種臣等朝鮮 が 類 4 開拓使長官黒田清隆は自由民権運動家の民会設立論に対しては、 シルー 区会開 《ナリ』、「立憲ト云ヒ民権ト云フ多クハ坊間ノ譯本ラ繙関シテ其一斑ヲ窺ヒ一知半解以テ人ニ誇耀スルニ る函館 ·其下風ニ帰ス是レ其実愛国ノ真情ニ出ツルニ非スシテ徒ニ之ヲ以テ政府ニ抗抵スルノ具ト為スナリ今ノ国会論者モ交多ク プを区会から締め出したことになる。本文では山本の影響力が区会開設運動にはあまり及んでいないものと見、 Q) 一設には警戒的ではなかったものと見た。 ·船舶・常備倉の払下げ要求を区内豪商がすすめようとした頃からいちぢるしく大きくなっ 国会開設問題に対する建議、 ノ事ヲ論シテ合ハサルヲ以テ職ヲ辞シテ退タノ後俄然連署シテ民撰議院設立 山本の影響力がどのようなものであったかは今後の究明に待ちたい。 開拓使当局はあえて「政府ニ抗抵」する要素を含む区会を認め、 鈴木安蔵、 とすれば山本の豪商連に対する影響力ば区会開設後の開 明治初年の立憲思想)。 次のように敵視していた。 ところで凾館区会が開設されるまで山本忠礼は豪商層とも したがって 前述の山本忠礼のグ 一ノ事ヲ 即 ち 区内成立後、 区会開設まで山 建議スルヤ たのではなかろうか。 願フニ 拓使官有物払下 過キス」 ルー 应 前 Ш 方不平 参 『本の影 本の豪商に対 ブが考えてい 識 (明治十三年 ・ノ徒 後藤 開 響下 拓 附 象 ĸ 次 す

初期区会の運営について

でい ちさきの ところで区会は比較的ス 、るのに反 函 館 新聞 肝腎の当選者 カン 5 の引用に ムー の中には もあるように行 スに成立したにもかかわらず、 「今聞く処に拠れば今度選ばれたる議員のうちにて其姓名ははっきりせねど 政官が 選挙会の その初期の運営ぶりは驚くほど低調であった。 行 事が 無事に 一終り、 当選者が決ったことを卒直 す に喜 ts

論 説 事 職補 実際止ヲ得サル次第ト認メ」られて辞職、九月二十日には、 して区会は開会後、 4 何でも議員になる事が嫌だとてにわかに此地の在籍を何処ぞ近在の方へ引移さんとする者があるとか其了簡は 週間後 が信なりとせば実に不心得千万な人物であります。」と議員になることを尻込みするような者がい(い) り無かったか、 大選挙が継起するのである。 り病身のゆえをもって、 日一名、 けれどみんなが非常に骨を折って選挙したるかいも徒らに画餅とするはいと敷かしき限りといふべし若しも 旧総代人三名を含む五名の議員が 翌二月一日一名、 絶えざる議員の辞職交代に悩まされつづけることになる。すなわち第一回の臨時会開会の日 ないしは迷惑げであったとしか考えられないのであり、 翌十五年一月には五名が豊川町の常備倉払下げ請願にからむ違制罪へ 六日一名、八月三十一日一挙八名の辞職と現在の常識では考えられないような、 十五年一月の違制罪連坐者を含めて、 「疾病ノ爲メ任ニ堪ヘサル趣ヲ以テ各自医師 前述の小林重吉、 初期区会の議員には議席 議員達は何か気に喰わぬことがあればい 渡辺熊四郎のような大物を含む七名が 診断書ヲ に対する執着などさ 0 添 たのである。 連坐から、 辞職 向 一月 カュ 出 そ 此 b

議員の 幾十回ナリシ哉ヲ知レ ヲ憂ヒ遂ニー日出会スレバー日或ハ二日若クハ逐日欠席スルノ弊風ニ陥リ爲メ毎会欠席者ノ多カリシ 商 ケ月に及んだのであり、 無関 ハ工業家而己 心ぶりを函館区会沿革大要では、 「通常区会ヲ宝小学校ニ開キシニ欠席スル議員毎会半数ヲ超エ爲メニ開会スルヲ得ス空シク散会スル既ニ 区会は議員の過半数の欠席による流会の連続のため、)ナリシヲ以テ議場ニ出席連日 ス全ク開会スル十有九回ニシテ同年七月十日漸ク閉会ヲ告クルニ至ル」(**) これは議員達の議事進行や区会運営に対する冷淡さをよく示しているのである。 「蓋シ当時議員ノ多数ハ孜々営々自己ノ業務ニ從ヒ更々閑暇 ノ長時間茲 三消 過ス 四月五日に第一回通常会を開会してから、 ルト 丰 ハ営業上幾分 ノ不都合ヲ見 と一会期がえんえん三 E ラノ このような ラ有 ル 如シ ニ至リ セ サ 加

簡単に辞職しているのである。

ル

Ŧ

と区 議員

二公衆

の立

場に立って批判をおこ

なっ

た

ので

あ

人民総代として区

一会開

設を

請

願

7

おき

なが

5

ts

业

議

負

ts

ること

達 内

海は

その

凡そ半

けに 之当 向 1 7 テ 八公共 区 時 1) 短所 僅 国 ノ義心 力 涿 側 初 廖 0 -般 困 出 感 鹽 富 席 代 讲 ぶり 三ノ緩慢 3 会 好 議 を案外よく伝えていると思 政 ŋ 其 Ξ 同 体 至り 責 = 调 実相 メ Ż ヲ 丰 守 E +}-ヲ 1 ij 解 V ノナラ 得 バ ٠, 議 セ モ ン 場 ス 敷(4 随 ŀ モ 示 推 テ 識 わ と述べてい 整 認 政 ħ 理 ス る 権 ナ ル IJ 0) カ で 故 如 論 るが、 あ 弁 = + モ 斯 Ŧ 或 不 IV この 熟練 事 ٨ 軽 ナ 易等 沿 シ ナ 革 1) ŀ 十大要 旁 閑 ス ル 々 = 付 譏 が モ 区 場 区 セ 一役所 一会開 シ -発論 T 内 設以来日 庶 計 嫌 務 議 ナ 課 シ ス 7 浅 ル ۲ 作 ヲ 7 放さ 嫌 議 ス 当区 悪 事 n 1 ス 会 ただ ル 経 傾 験

のに 謂 + 浩 3/ -六日 或 昌 7 そしてこの きび 文ヲ 選 議 举 付 会 ī シ j 7 ___ 辞 函 Us 3 = 開 臨 館 脒 ス ような批判 判を加 会ニ 百 新 7 n 支 聞 4)-カ 看 至 ル 加 VI ラ えたので 議 丰 カ 事 員当 ス今之ヲ他 瘟. は 加 ラ 7 ナ 行政当局 一選者 丰 N 7 あ ŀ ヲ ハ 万了 Ď, 知ラ 7 の尻込み ラ のみ ブ 一 さら 415 \sim 知 方 諸 ならず区 ル ス ぶり に六月には ∄ ナ 君 1 雖 1) 1) *>*\ 雷ニ を知 視 其 E 権 諸 民 ル 一名誉ヲ 時 利 君 5 0) 7 中 ヲ ハ 徒ラ 在 抛 皆 か、 1)3 重 函 擲 6 商 木村 = 業 1 セ ある投書子は ス 其費 起 jν +}-= 奔 生 ル 9 E 用 走 7 1 1 とい ŀ ナ 3 シ Us 日子 た ナ 1) テ Š X ラ ので 7 人物 開 ・ヲ耗消 ス利害 吾 内 雅 あ 人民 ヲ が 有 る。 ハ 誻 シ 百 __ せ 去リ さき 新 罪 付 君 4 聞に 道接 Д V テ帝 ナ 斯 Ō *>*> 投畫、 或 第 y (5 ノ大関 ノ名誉 E /~ 業務 X 回 民 係 選 ح ŀ 議員 举 7 重 毎 1 不 ル 爲 任 直 ٤ ラ放 幸 ナ ヲ 後 顧 カラ ヲ ts = 0) 顧 楽 選 欠席 たも 月二 シ ŝ ス ヲ 所 辞 テ -1-

されて 援 が K あ 尻込み、 区会を省みるひ れを一議員になっ たことを述べ 辞 職 7 欠席 まが たからといって物質上 悪をつづ る ts また当時 か 0 けた 数近くがかつて たことや、 こので 般に あろう 本 代 精 州 か。 議 0 制 神上の既得 府 0) 函 運 館 県会でもこ 営に 新聞 全く 権が増大するわけでなく、 や沿革大要で のような議員 無 ※知で、 は、 議場で発言することを避けるよう 議 の尻込みや辞職 員が家業である (中略) 名望家 商工 があ 業 n は 升 の経営に 政府 味準 な雰 E 忙 J 囲 教 気

て設置された府県会と無関係に從来の優越と尊敬を保持」していたことを指摘しているが、(a) 違 は らあれ、 これに似た心理があっ たのでは ない かと思われる。 函館区会の議員にも 程度

賦 あるのに、 K ts. (与された区会において議員が積極的に活動する気になれなかっ 、理なのである。 考えてみると、 質の 自由 カュ 中 |な積極的な精神の基調と公民的生活のデイシプリンより生ずる制度の活用ぶりを、 ことさらに区会議員を辞したのは、 以上の点は、 ic II İΗ 当時 まして、 自治組 の函館区民に近代的自治制 織に 飽くまで議員の区政に対する政治的無関心ぶりのいはば消極的理由 自治の生成に先行して、 お いてその運営に力を盡してきた人物もい 区政に対する冷淡さ、 区民総代の一片の請願を契機として、 の積極的参加、 たことは止むを得ぬことだっ つまりトクヴイルやブライスが ひいては嫌悪の積極的な理由を措 るのに、 ι か もか 行政当局から区民にい ħ 先走って期待する考えが らが区会議 に過ぎな たのでは 述 ベ 員 なかろう て 7 中 先述のよう は考えら し、 の大物で るよう はば

理 手で解決してきた住民生活にとって日常的な諸問題、 予算に関連して討議された程度で、 以下でこの点を検討してみると初期区会 鰥寡 ·孤独窮恤·失踪人家族及遺留財産管理·火災消防 その他は議事として直接上程されることはなかったのである。 (臨時会と第一回通常区会) たとえば備荒貯蓄 ・日常的治安の保持等のうち火災消防 の審議過程で、 道路清掃。 行路病人行倒 カュ っての封建的 の施設 人保 問 旧自治 護 題 方 祭礼 協 組 織

れないのである。

核 か 法的に討議不可能ではなかっ 公教員養成 b 提 しか に区会規則 「ノ件」であり、 たのである。 第 条で 具体例を挙げると区会開設とともに最初に議事として上程された問題は た筈である。 は区内 れは郡区費をもって教員養成の費用を負担せしめようとした事であり、 一の公共に関する事件を区会が議定するものとしたのであ しかし事実上、 「公共に関する」 具体的なケー ・ス は専ら区 3 か 5 区 それ自体はたし 前 一費ヲ以 行政当 述 0 諸 テ 間 小小学 0) 題 側

案こそは 的 を課 は たが は賦 料 人宿 政制 0) た 治 扣 4 7 Li h に 4 . H わ K うことであ 制 iški た 度は 統 顯 開 課 演 港 ž |X 0 館 臘 定 とし ざさ 秘 で 年 劇 民 拓 戸 回 務 X ħ 数割 れ を事 はまだ統 Ł 的 使 税 船 あ 百 た た の 0) 6 当局 7 月布 統 宿 数割 こので 生 7 府 15 金 全国 実上 こそ l, s Ď, 鳳 活にとって重要な事 法 *t*:ts 諸 古着賣買 the 太 告 税 あ 官 一典た は 化され 共 頭 乗率 逆に 政 6 カ 0 州 0 る。 1職制 通 府 当 行 主 地 ~ O 小学校学 に言う 定 時 税 要 方 る た 規 0) VI 各 そしてこ 中 地 とっ るに 祝規 剿_① 地 0 0 抽 拁 方 ぞ 方 賦 方 方で なら 古道具賣買 X 税規 万三 しある。 7 課 人足定稅 税 厠 案に 和 U× 資 長が 制 は 額 目とし、 は 第 の ば たらず、 金 崱 百 を 区会は -1 お ような であることに と改 このうち っでに を北 示 条に 加 事 封 処分 U 建 + 金 7 して徴収 に海道に 論がす 九 時 施 古 幕 X を な 国 シ I金賣買 代 Y 犘 n 藩 に行され |長を通じて示され テ 層 ti 0 X á 強化 時代 0 0) 舢 猟 ic て、 侧 後 規 遺制 ずす 4 必要が 租 税 地 人 衞 違 知 13 金₍₂ が され 適 Ŕ 口 方 徴 事 n's 0) 地 Ut U l, 用 き恰 回 税規 と六千 開 た 沖 収 租 兀 ち早 県 は 存 る 朋 船 を 世 拓 口 る。 令 $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$ 月 ts L 在 IFI 好 治 不 則 税 お 分 地 くとり 0) __ 1. ___ F 宿 ے 3 の営 こな が 循 0) 0) ts 第 報 た 税 北 以 ようとする統 百 抽 U 0 る 告 目だ JU 年 業税 内 国 σ K 海 口 2 百 間 ì 口 あげ議事 ス -道 7 0) 戸 度 船 開 数割 題 通 0 ル では には 水夫 営業税 常 統治 あ Z っつ 0) 1 拓 U は ヲ 固 É 使当 Ď, た 得 雜 る 稅 区 永く適 徴 宿 種 税 方針 有 0) 会に ことし は 0) ル 治 戸 -0 収 税 局 目 並 議 0 な わ モ 似され 数割 あ 有 の具 慣 雇 1/2 K -雜 が X ic 7 題 区会に 習 角 よる海 あっ 左 3 人受宿 定 種 即 E 側 が 体的 税規 てい 最 応す K 0 25 一税とともに 办。 ĩ 围 委 余 た L 商 た。 件 初 b が 各監札 第三十 着 則 D 業 地 関 á カュ る 提 0) 第 々 地 とこ 手 も地 税 方に 0) 6 Ŀ を か 組 間 出 1 だ 区 一の繁栄 得 織的 n 題 ス 0) 号 L 方に 9 会 た 料 九号 伝統 ろ 地 なけ TS 釶 議案とし 対する集権 0) 方稅 不 た が かい 租 Z ts として国 心をひ 対 を 芸 布 0) 0) 統 5 函 玄 \mathcal{T}_{1} 地 n 一妓 -(: 告 目 議 X す 極 た 分 館 方 ば 一役所 地方 とし 決す なら あ ts 3 税 K 财 7 8 0) ã 集 金 崩 政法規 税 7 は 以 ほ より 化 提 治 侧 制 権 l, す 内 15 7 Ŕ 15 0) 出 定め で と戸 同 見 八年 は か は 化 布 カゝ 指 Ľ Ē 6 函 L た 0) 地 9 示 石 数 0) TI I 幸 館 沭 鑑 5 施 方 5 割 n た 提 急 成 旅 札 行 財 ħ た

(3)

論 統的 区会とは ない対象に L に区区 かしこれを区民の側から受け止めるとすれば、 別に存在したのであり、 民が寄り合 ほ かならなかったのである。とすると区民が伝統的な方式で区内のことを協議して来た場は公権の定めた い議事を定めてきた協議の場とはひどく異っているのではないかという、 それはときには公権から無視否認されつつも執拗に残存しつづけたのである。 区会は統治の意志なりイツシューが示される場ではあっても、 違和感を感ぜざるを得

奉の有品 に於い 遂に納るるところとならずにこの時期を終るととなった。 続され容易に当局の慰撫に屈せず、 は、 3 社を結ばんとし、 偶々官有物払下の議起るに際し、 が、 であるが、 そしてまさにこの事を実際に裏付けるような事件が存在する。これはすでに榎本守恵教授が明らかにされたた事(3) 黒田 既に九月初の東京諸新聞に報導されてゐるのである。 多くの事業を独占して専横を極むるを不快とし、 枙 ΪĪ はこの請 宮 榎本教授と新撰北海道史の記述によると、 問題は益 大隈 請願の順序を定めて、 願を受くるに当り、 一々拡大して中央の政客有志続々函館に来りて相照応し、 ・大木両参議を訪ふて、 函館に於ける開拓使附属の船舶及び常備倉の払下げを受け、 遂に忠礼等の有志を主として、 巧みに常野等を喩示して、 八月十二日聖上御巡幸の先発供奉黒田長官を迎へて、 常備倉の決して函館以外に払下ぐるべからざるの議の陳上となった。 区長常野正義等杉浦・田中・小林・山本等の 明治十四年 然も猶、 のがその概要である。 その素 「函館区に於いて早く根拠をそこに据えた三菱会社 検挙さるるもの八、 山本忠礼等を主とする一派は、 志 を飜さんことを計 痛烈に当局 九十名にも及び、 の不当を鳴らし、 った。 区内の有志のみにて一 嘆 願 九月六日御巡幸 有 に及んだのであ 而してそのこと 志 を会して、 主張請願は その運動持 茲 件

0) 臨時区会を開き、 ものにして、 この事件に関連して区会の動きは、 是迄右倉庫のある爲め大いに益せし事は既往に徴して明瞭なる訳なるが、今之を他へ払い下げらるる 豊川 一町常備倉の払下げ問題を緊急審議したのである。そして、 八月十三日、 区会議員安浪治郎吉 「右倉庫は当区人民の爲 (当時議長) ほ か 五. め最 の建議で、

北海道における地方制度の形成について (3)但シ 制 決議 牧 六 間 め n 隈 X X K 払下代金支弁 つる態度に |会議員七人・ 於 H そして え 総代 Ĺ んのであ 藤 協 函 欴 大木両 会と を眺 払下 館 夫是区 ż たので \mathcal{F}_{1} 識 」を定 は X 郎 X 門参議 協 一民惣代 6 爾後 出 めると、 協 議 5 ħ 井 あるが 民 方法 間 たし 学務委員二人) 人等 組 K 口 謲 加 題 協 織 4 . 般 何 ١ λ 八右衛門 肩 議 函 \boxtimes íż ニニ至テ を警察署に移管し総代 より なる不幸を見るも測 「勿論却下」されたのである。 の安危に係る事 書 し活 館区民 民総代 只 町 其 b 函 代 セ シ 動を展開 館 以 1 受庁 工藤弥兵衛。 は区 から 来の 委任者及ヒ受任者 毣 IH 0) 自 部 由 内 つおこな 詳 治 内 九人の代表が連署して、 伝統をひくことに注意) 歎 細 した 組 0 ts 利 申 織 住 願 ñ 害 民 わ H のである。 か K ば 6 林宇三 れた 及ん b -九名の外、 候 の安危に関 是非とも人民共有金を以 n 事(9) 関 ず 0 だ 伝 のであ シ とこ 協 統 郎 之ヲ議決 殊に 0) そこで迁余曲折のすえ 議 ts をも で 石田 来る十 お Ď, あ 各 れを却下し、 行わる問題を協議し解決するためには、 7 爲 組協議 ~ 5 <u>.</u> 常平倉 一啓蔵 と組 協 X た。 ス ス 会の ル = 0) 議 Ŧī. 嘆願 L___ 止 年 人を喚問 人 (合) 権 動きとは異 とい 並 石川 度 7 更に くより 組 び て ナ 1) バニ 関 ĸ 丰 ĺX. 小 頭 頭 わ 者 民 公権 して、 我 は 반 同 + から 0) n 協 地所 協 L ر چ ناق 郎 土 = K 備 於 般 8 議 識 X 荒 から 9 ハテヲヤ山 認め 開拓 をもっ 7 して、 た Ш 民 儲 そしてこの 0 地 ノ惣代ヲ 払下は是非とも人民共有金を以て 本忠礼 ラ習 0) 蓄法を施 、総代 つであ 使当 払下 Ē て、 「区民総代の肩書を代表に 慣 U と区 委任 ない 局 この根強 -の旨 る。 小は、 これ 歎願 小 因 行するに 公権 野 政に 総代と リ区民 を請 ス 亀治 は 日 P l, 願 的 払下 有栖 お 丰 願 之趣難 に当り 什 + 権 b に設定され 난 杉野 げ ざるを得 7 5 地 111 差向 ŋ 運 左 泛詮議

Ö 地位を否 認する態度を示 認否如 カュ したのである。 か いず存在 L か し古 $\overline{\langle}$ か n Б 1 地 0 習 櫃 政 K よって受任した協 実際に 議人とその区 協 一政運 識 営 L

衞

務

は公権に

よる

何

it

わ

5

ī

たし、

を欠

t,

7

は

X.

13

5

じるし

ごく渋

湯

を来たさざる

潜

称

習

慣

因

大臣

及

大

動

が

源

次

郎

(內

され

委嘱

倉

差

ず(is 庫に

لح

況

7

其

得なかったし、 である。 務心得」を区会において過半数をもって廃案たらしめ、 各組或 このほか協議人は町内の「夜廻番人」「町内の費用豫算」「消防費」「戸長役場借家料修繕費」「井戸小橋修繕 <u>ハ</u> 町 公権と雖もこの地位と職務を事実上区会に移行させることができなかったのであり、 限 (リ共有財産取扱」については、(タエ) 当初の区長・区会がこれを取扱う趣旨の「函館区共有財産取 公権的にもその地位を認めさせることを余儀なくせしめたの 少くとも区内の 扱

費」「戸長以下報労金」等 人ヲ置キ其町或ハ其部内適宜ノ方法ヲ定ムル左ノ如シ」(資料参照) 決議スルモ其適当ヲ失スル事ナキヲ免カレス」とされ、 ったのであり、 その地位も区会において、 旧自治組織が担ってきたような職務については区会規則でひきつづきこれを担うことにな 以上のような職務が「一部内又ハ一町限リニ関スルモノナレハ区会ニ於テ 「故ニー町毎ニ協議ニ任スベキ人員則一町ニ二名宛事務協議 と規則をもって認められたのである。

内事務を取扱うかたわら、 のように町代以来の伝統をもつ協議人による区内の町の自治的運営をすすめる制度は執拗に存在し、 そしてこのような旧組織の生ける存在こそ、 区民の生活の安危にかかわるような問題が起ったときには挙町的に積極的な役割を果した 区民の区会に対する無関心・冷淡・嫌悪を催させた積極的 日常的 な町 ts

合由にほかならない。

ある。25 名とし補欠五名を置き、 を改正し、 のようにして、 開会期限を三十日以内とし、 会議が進行せず、 通常区会の会期を三日とし、 議事が渋滞し低調をきわめた区会は、 議員定数を三十名から二十一名に減らし、 議長は改正区町村会法第十一条で区長がこれに当るとしたので 翌十五年の通常会に 更に十七年九月には議員定数を十 お いて、 区会規 則

上のマイナスの点が表面に露呈することを隠蔽するのには役立ったかも知れない。しかしこれは反面区会を通じてす かく区会の規模を縮少整備したことは、 区民の区会に対する無関心さ、 議員の就任尻込み・辞職 ・欠席という構成

たっつ á らら 制 いれる統治行政の効率の一 度なり 旧慣を行政の効率を高めるために、 層の低下を惹き起さずには置かなかったのであり、ここにその後、 その援用を再考慮させずには置かなかったのである。 旧自治組織的

- 1 <u>जिं</u>च 四館新 Пñ 治 应 年 月二十 PП F 館 四 74
- (2)(3)(4)[0]2 館 区会沿革大要
- 5 凾館新 1111 明治 十四年一月二十 一六日 第 PU [7] 九
- 新 治 十四

7

6

凾館

III

明

年

十六月十

土五日

号

人民総代は三十名であり、 林又右衛門 年未満で議員を辞職している。 西村善吉・大宅民蔵の十三名であっ 小林重吉 中中 第一 村兵右衛門 П |区会議員当選者も三十名であっ た。 ·牧田藤五郎· さらにこの中、 林宇三郎・ 大宅・村林 泉藤兵衛 人民総代であったもので議員となっ 広田 渡辺熊四 · 小林 · |邱・今井市右衛門 渡辺・村田・ 米谷 牧 米谷権右 田 は 林 衛門 Ø 九 広 名 は当 村 文吉 田 駒

た。

たも

Ō

田

8 升味準 一之輔 H 本政党史論 第二巻

争 n らに升味教授は 勝場に to いて費消することをきらっ 「したがって政府活動にとくに快適を感じない豪農豪商は、 たのは当然である。 」と述べている。 その閑暇を無経 験な、 L 7). j. 実利のともなわ NQ.

対比 (中略)……君 新 m infel O すると、 館 の投書子 の区会議員 維新期のどさくさに成上った者を含んでいる点で同日には語れぬかも知れない。 等 0) ふ 識 ᅫ (員批判からうかがわれる。 は 『港ノ大估 本州に 富商 おける府県会議員 岡 エアル人々ナレハ すなわち が いわゆるエ 「諸君 若シ豪富 エスタブ 一八個テ リッ 弊ヤ万ニ 函館区民ニ選択セラレ シュされて永く名望を保有してきたひとびとで 倦 怠 -流 v タル 其 查 所ノ しかしこれと似たようなことが 任ヲ 名望 忘レ アル 逸居 区会議員 シテ勉ム あ 排 た 7 悟 凾 0

- 9 対する統 区会に ti いて、 的政策として打ち出 備 荒儲器の 事も十 した第 jų 年 扯 十七月十 号公布備荒儲蓄法をめぐっ Ė 討議され たがこれ は従来から て討議が かおこな Ō 價 習 ħ 行 た 事を論じたのではなく新 0 で あ たに政 府 0) 地 方に
- 11 凾館新聞 M пп 治 十四 一一四年四月六日 年 月六日 号 ts お戸 数 割 関する審議は 第 通 過常区 一会開 催 H 0 ΠŪ 月 \mathcal{T}_{1} E 'n 5 おこな

 $\widehat{10}$

We a

館

新

HH

治

垣.

20

ħ

說

12

明治十三年

应

年

交詢社刊

凾館区一

覧表による。

13 db 道 歷史家協 識会 歷史家第四 号 榎 松本守 惠 明 治 前 期 K *i*s: け る 道 民 意識 0) 形 成 崩 拓 使官有物払下 事 事件に 関

:>

- 14 (15)(16)(17)(18)(19)(20)新 撰 北 祝海道史 第三巻通説二 榎本守恵 八四 前 揭論 加 ~ ψ 1
- (21)(22)(23)函館新聞 明治十四年七月十一日

24Ħ -合 DU とに皮肉たっぷりな辞表といわざるを得ない。 四名の者 アル - 率存 員権 Т io (a 冒 至 頭 ル 豊川町常備 **M**員辞職 К _ リ今更難 館 り自 ラ反省 阼 リ委任状ヲ受ケタル上 弥 明 区 候 限無其請願 石は痛 公兵衛 公職員 い二付 子四 治 然如何ナル失措過挙ヲ生ルモ雖計今日拙劣ノ余輩後来 + 願 外四名 ロシ依 应 遺憾必意区会ノ規則議 奉請願候処景図当凾館裁判 年中区民公益 懺 倉 いの感情 年 余號等謹而呈辞表候昨十三年当区会開設= の払下げ 十豊川 石田啓蔵 「テ宣敷退避以 ノ道ヲ失ヒ候旨 議 一町常備 がらかがわれる次 事件で、 員辞退七 二ノ為 **端倉払下** 工藤弥 一八議員 テ X ア賢路 / 議員 開拓使当局が区民への払下げを拒 シ 廉 時誤認仕尚区民 兵衛 員 件 性質モ均敷其□要ニ中 所一 対 譲 権限其編製文意簡易ニシテ且高尚 同 のような辞表を 二付議員工藤弥兵衛外 井 Ξ シ且 1) 清 於テ区民総代 IJ 口兵右衛門 ・豊川 さらに二月六日 他面余輩等当区議員ヲ被 ツ 暗 町 々右払下 1 ?常備倉 清願 を提出 三至リ ノ名 牧 = 八御 田田 · 力 御払下当官 į ノ挙ヲ賛同 一藤五 7称ラ冒 四 K 否 出 ノ過慮紀憂ヲ抱キ 諭 I願抜萃 名 は 区 不不 一会議 絶し、 郎 示 事 事件に直 **必免度速** 人民総代 用 顧 Ē 私下 林宇三 ルシ違 t 留 庁 員 ノオナクシテ漫々被計擢 出り御 二請 シ 0 区民総代を咎めた時、 ナ **世接連** 制 職 Ŧ 三御 ル 再 ノナ ŀ 郎 Ħ 願 示 願 にとどまることを潔しとしな 罪 シ 坐 進 一己之譏誹 ij 七 令 仕 · 尤相 v テ常備 ī 非 = +)-書 候処其際御諭 į, 才才等 坐シ退 て レバ ナケ 凾 識員 U 館 成 倉払下 度此 其民 レバ ts 区 細 ĺ, 長 !テ熟考 ヲ カ 段奉 顧 地 成 1 --心 到 - 之義 以田嘉七 議員 講 底 区民総代で 位 得 ル = 示 背 = X 願 而 究 ス 猜 居 請 畵 候 E セ n 丰 疑 依 職 まで 記 也 ヲ IJ ル 願 ___ ス = 権 非 方依 終 索 右 ヲ 阻 免 _ 一備リ V 請願 カュ 潔 から 櫻 シ __ ∃ b 庭為四 テ区民 見解 態度を 帰斡旋セ 1) ズ 阴 難 0 各部内 未 書 区会議員 補欠議員 治 余雅 ヲ 七 空 計 ₩. + 郎 Ħ. シ 其 迷 I) 示 事熟 愚螽 報稱 殿。 旨趣ヲ 年 其 之協議 ŋ シ 八本分 只であ 却 Ī モ 不 一題之咎 短短 下 月 7 謀ラ 以 ナ 举 + 孑 2 人組 -六 職 付 V

 $2\overline{5}$ 凾 館区 史

繂

職

(國

[館区会沿革大要] と辞職している。

資料

明治十一年 総代人選挙法

資料

総代人選

举法

開拓使布達乙第十九号明治十一年六月廿五日

トナシ支村ハ本村ニ合セテ一村トス 若シ戸口寡少ナルノ地ハ数第一条 一町村毎ニ〈一町中ニシテ数丁アルモノハ合セテ一町

町村ヲ合併シテ便宜ニ任スモ妨ケナシ)年齢二十年以上ノ男子ニ

村へ中等以上ノ身代ニシテ管内ニ不動産ヲ有スルモノヲ選ムヲ得テ之ヲ町村総代人トナス(但百圓以上ノ地券ヲ有スルモノナキ町シテ管内ニ百圓以上ノ地券ヲ有スル該町村本籍ノ者二名ヲ選挙シ

第二条 左ノ項ニ觸ルルモノハ総代人タルヲ得ス

第六条

投票終ルノ後区戸長用係ニ選挙人ノ面前ニテ之ヲ開緩

風癲白痴ノ者

一 懲戒例ニ依リ免職二年以内ノ者及除族若クハ懲役一年以

一 官吏教導職区吏上実刑ノ刑ニ処セラレタルモ

被雇人ニシテ其雇人ノ承諾ヲ得サルモノ

ルモノトス 但第二条第一項第二項第三項ニ觸ルルモノハ選挙人有スル二十年以上ノ男子一同ヲシテ投票セシメ其多数ニ依リ定ム「第三条 町村総代人ヲ選フハ該町村本籍ニシテ管内ニ不動産ヲ

テ定員トシ該区内町村総代人中ニ就テ其望ヲ靨スルモノヲ交互投第四条 一小区毎二四人ヨリ多カラス二人ヨリ少カラサルヲ以

タルコトヲ得ス

係ニテ兼テ時日ト場所トヲ定メ少クトモ十五日前ニ報告シ当日一第五条 総代人ヲ選挙セントスルノ場合ニ於テハ該区々戸長用票セシメ其多数ニヨリ之ヲ小区総代人トス

上差出スモ妨ナシト雖モ投票ノ事ニ付キ他日異議ヲ述ルヲ得スアリテ当日参集スル能ハサルモノハ定メタル時限迄ニ投票締封ノアリテ当日参集スル能ハサルモノトス(書式略)但疾病事故同参集ノ上小区ナレハ区戸長町村ナレハ戸長用係立会左ノ書式ニ

テ該人名ヲ管庁ニ届ケ区内ニ告示スベシ時ハ順次投票ノ多数ナル者ヲ取リ其投票同数ナルモノハ年長ヲ取け当否ヲ査シ若シ其当選入法ニ於テ総代人タルヲ得ザルモノアルノ当否ヲ査シ若シ共当選人法ニ於テ総代人タルヲ得ザルモノアルシ選挙人名簿ニ就テ投票ノ当否ヲ査シ又被選人名簿ニ就テ当選人

第七条 総代人ハ満二ケ年ヲ以テ期限トシ毎年其半ヲ改選交換

年八月ヲ改選ノ初期トシ半数ヲ存置スルハ投票ノ多数ニ依ルモノ ス然シテ前任ノ者ヲ以テ再選スルモ妨ナキモノトス(但明治十二

トス

中私ニ辞スルヲ得ズ 第八条 総代人ハ其地ノ義務ナルヲ以テ選ニ当リタルモノ期限

第九条 総代人ヲ選挙スベキ権ヲ有スルモノ六分以上ノ見込ヲ

以改選ヲ申立ル時ハ許可スベン 期限中第一条第二条ニ牴觸スルモノアル時ハ臨時之ヲ

改選スルモノトス

定期臨時共改選ハ都テ前条ノ手続ニ依ルモノトス

箵 料

明治十四年 凾館区会規則

箵 料

函館区会規則

明治十四年開拓使函館支庁布達第弐号

第 潼

総 則

第一条 区会八十三年門第十八号公布ノ通其区内公共ニ関スル

事件及ヒ其経費ノ支出徴収方法ヲ議定ス

ルヲ通常会トナシ臨時ニ開ク者ヲ臨時会トス 区会へ通常会ト臨時会トノ二種ニ分ツ其定期ニ於テス

第二条

第三条

臨時会ハ其特ニ会議ヲ要スル事件ニ限リ其ノ他ノ事件

ヲ議スルヲ得ス

第四条

通常臨時会ヲ論セス会議ノ議案ハ区長若クハ其代理人

ヨリ之ヲ発ス

第五条

通常会ニ於テ区内公共ニ関スル事件及ヒ経費ノ支出徴

収方法ニ付議員ヨリ意見書ヲ出ス時ハ区長若クハ其代理人ハ之ヲ

鑑別シ当ニ議スヘキ意見ト認ムルニ於テハ之ヲ会議ノ議案ト為ス

ヘシ 第六条 尤意見書ヲ出スハ少ナクトモ開会ヨリ三日以前タルヘシ 区会ノ議決ハ区長若クハ其代理人之ヲ施行スト雖モ其

施行五日前(土曜日日曜日ヲ除ク)当支庁ニ報告スヘシ ノ施行スへカラスト思慮スルトキハ其事由ヲ議会ニ報告シ原案再 尤 議 決

得ルニ非サレハ其動議ハ行ハレサルヘシ 識ヲ求ムヘシ 再議ノ会場ニ於テハ五分ノ三以上ノ同意ヲ動議ニ 再議尚施行スヘカラス

ト思慮スルトキハ又事由ヲ弁明シ原案三議ヲ求ムヘシ 三議ノ会

場ニ於テハ三分ノ二以上ノ同意ヲ動議ニ得ルニ非サレハ其動議 ハレサルヘシ 三議尚施行スヘカラスト思慮スルトキハ当支庁

ニ具状シ指摘ヲ乞フヘシ

行

北	海道	にお	ける	地方	制度	の形	成に	つい	て ((3)									
片町	梅ヶ枝町	松蔭町		ヲ撰フヘシ	チ毎部五人ヲ撰フ	第十条		存	フ事アルト	第九条	トキモ亦本文ニ同	会ト雖トモ	ニ付シ可決シ	庁ニ建議セ	第八条	ルコトヲ得	ヲ得 若シ	出納決算ノ	第七条
坂	花	愛	が部		ヺ撰フ	区会ノ		自二 章	キハ之ヲ議ス	区会公	文三同	其会議ヲ要ス	タル	セントスル	通常会	13	意見ア	報告書	区会介
MJ	谷町	后町			但第二	職員ヲニ		巽	ヺ譲ス	区会へ当支庁ョ	シ	ヲ要スル	トキハ識	ル者アル	通常会期中議員		ルトキハ	ヲ受ケ区	毎年通常
山上町	芝居町	富岡町			会撰挙ヨリハ議会ノ議決スル所ノ員数	区会ノ議員ヲ三十名トシ区内各町ヲ左記ノ通六部ニ分	举			リ区内ニ施行スヘキ事件ニ付意見ヲ問		事件ニ附関シ建議	ハ議長ノ名ヲ以テ建議	トキ	(ノ内区内ノ利害ニ関		議長ノ名ヲ以	長若クハ其代	会議ノ初メニ
神明横町	仲新町	常盤町								スヘキ事件ニ		建議セントスルモノアル	建議スル事ヲ得 但臨時	ハ先ツ議会ノ許可ヲ得テ之ヲ会議	害ニ関スル事件ニ付当支		若シ意見アルトキハ議長ノ名ヲ以テ直チニ当支庁ニ上申ス	出納決算ノ報告書ヲ受ケ区長若クハ其代理人ニ説明ヲ求ムルコト	区会ハ毎年通常会議ノ初メニ於テ区内ニ係ル前年度ノ
船見町	茶屋町	天神町								付意見ヲ問									
	富沢町	鹤岡町	六ノ部	真砂町	地蔵町六丁目	五ノ部	東恵比須町	内澗町	四ノ部	西浜町	語 澗 町	三ノ部	赤石町	尻沢部町	上汐見町	元町	二ノ部	台町	下新町
	海岸町	若松町		龍神町	ロマテ 汐留町		蓬萊町	東浜町		幸町	鱔横町		谷地頭町	住吉町	下汐見町	会所町		山背泊町	上新町
		音羽町	*	西川町	蔵前町		亀若町	地蔵町三丁目		大黒町	神明町			蔭町	青柳町	上大工町			鍛治町
		高砂町		東川町	宝町			ロマテ 掘江町		大町	仲町			柳町	春日町	下大工町			駒止町
		大繩		大森	豊川			町 船場		仲浜	弁天			浦	相生	南新			元新
		MJ		町	町			場町		町	町			町	町	町			町

議長及ヒ議員ハ俸給ナシ只書記ハ議長之ヲ撰ヒ庶務ヲ整理セシム 理人ニ報告シ区長若クハ其代理人ハ之ヲ当支庁ニ報告スヘシ 議長副議長ハ議員中ヨリ公撰シ之ヲ区長若クハ其代 但

其俸給ハ会費ノ中ヨリ之ヲ支給ス

子ニシテ区内ニ本籍住居ヲ定メ区内ニ於テ土地ヲ有スル者ニ限ル 第十二条 区会ノ議員タルコトヲ得ヘキ者ハ満二十以才上ノ男

但土地ヲ有スル者ナキ町ニ於テハ中等以上ノ身代ニシテ不動産

ヲ有スル者ヲ撰フヘシ尤左ノ款ニ触ルル者ハ議員タル事ヲ得ス

第一款 風癲白痴ノ者

第二款 懲戒ニ依り免職二年以内ノ者及除族若クハ懲役一年 以上国事犯禁獄一年以上実決ノ刑ニ処セラレタル者

年ヲ経タル者ハ此限ニ在ラス

但満期後(除族ノ者ハ除族セラレタル日ヨリ)七

第十六条

第三款 身代限ノ処分ヲ受ケ負債ノ弁償ヲ終ヘサルモノ

第四款 官吏及教導職

第五款

区会ニ於テ退職者トセラレタル後二年ヲ経サルモノ

ニシテ区内ニ本籍住居ヲ定メ不動産ヲ有スル者及同上ニシテ満 第十三条 議員ヲ撰挙スルヲ得ヘキモノハ満二十才以上ノ男子

触ルル者ハ撰挙人タルヲ得ス 年以上間断ナク寄留スル者ニ限ル

但区内通撰法ナレハ撰挙権ヲ有ス 尤前条ノ一款二款三款五款こ

等自由タルヘシ

ル

モノハ甲町ノ者乙町ノ者ヲ撰挙シ乙町ノ者甲町ノ者ヲ撰挙スル

第十四条

議員ヲ撰挙セントスルトキハ区長若クハ其代理人ハ

少ナクトモ十日以前ニ撰挙会ヲ開ク事ヲ公告シ区役所ニ於テ投票 ヲ爲サシム **尤便宜ニョリ区役所外ニ於テ撰挙会ヲ開ク事ヲ得**

記シ予定ノ日之ヲ区長若クハ其代理人ニ出スヘシ其投票ハ撰挙人 与スヘキニ付撰挙人ハ自己ノ住所姓名及ヒ被撰挙人ノ住所姓名ヲ 第十五条 区長若クハ其代理人ハ予メ撰挙人ヲ調へ置投票ヲ附

ヲ以テ当撰人トシ同数ナラハ年長ヲ取リ同年ナラハ閻ヲ以テ之ヲ ノ面前ニ於テ区長若クハ其代理人之ヲ披閲シ最モ多数ヲ得タル者

定ム 但投票ハ代人ニ托シ差出スモ妨ケナシ

就テ当撰ノ当否ヲ査シ若シ法ニ於テ不適当ナル者アルカ或ハ当撰

投票披閱ノ後区長若クハ其代理人ハ被撰挙人名簿ニ

人自ラ其職ヲ辞スルトキハ順次多数ノ者ヲ取ル 当撰人ノ当否ヲ査定スルノ後区長若クハ其代理人ハ

第十七条

其当撰人ヲ区役所ニ呼出シ当撰状ヲ渡シ請書ヲ出サシムヘシ 但

当撰人請書ヲ出シタル後区長ハ其姓名ヲ区内ニ公告シ当支庁へ報

告スヘシ

第 第十八条 一回二年改撰ヲ爲スハ抽籤ヲ以テ其退任ノ人ヲ定ム 議員ノ任期ハ四年トシ二年毎ニ全数ノ半ヲ改撰ス スルヲ得此説明者ヲ番外議員ト云

得ス

第廿三条

議員半数以上出席セサレハ当日ノ会議ヲ開クコト

j

第三章

識

則

第

飾

議 車 規

第廿四条

区長若クハ其代理人ハ会議ニ於テ議案ノ趣旨ヲ説明

議長副議長ハ議員ノ改撰毎ニ之ヲ公撰スヘシ

第廿一条 第二十条 - 前二条ノ場合ニ於テハ前任ノ者ヲ再撰スルコトヲ得

転住スルカ其他総テ欠員アルトキハ更ニ之ニ代ル者ヲ撰挙ス 第廿二条 撰挙権ヲ有スルモノ六分以上ノ熟議ヲ以テ議員改撰 議員中第十二条但書諸款ノ場合ニ遭遇スルカ区外ニ

アルヘシ ヲ当支庁へ申立ル時ハ其申立ヲ審査シ時ニ不拘改撰ヲ許可スル事

身上ニ付テ褒貶毀誉ニ渉ル事ヲ得ス

之ヲ伸縮スルハ議長ノ決ニ依ル 第廿七条 第二節 議事ハ午後四時ニ始リ午後九時ニ畢ル 譲 場 整 但議事ノ終始ハ撃析ヲ以テ之ヲ

時宜ニ依

報スヘシ

第廿九条 第廿八条 議員ノ席次ハ予メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ 議事中ハ議長ノ姓名ヲ称ヘスシテ議長ト呼フヘク又

議長議員ヲ呼ヒ或ハ議員互ニ相呼フ時ハ其席次ノ番号ヲ用フヘシ 第卅条 議長副議長共ニ疾病事故アリ出席セサルトキハ議員中

ヨリ仮ニ議長ヲ公撰スヘシ

第卅 第卅二条 条 議事中へ議員相私語シ或ハ吸煙シ総テ議事ヲ妨クル 議長ハ議員ノ発言ヲ止メ又ハ議事ヲ中止スル事ヲ得

ノ挙動アル事ヲ許サ ź

ク事ヲ得ス

第卅三条

議事中ハ議員議長ノ許可ヲ得ルニ

非サ

ハ議場ヲ退

第卅四条

議題ノ外議事中ニ起リタル総テノ事件へ議長之ヲ決

而シテ番外議員へ決議ノ数こ

,或ハ会議ノ決ヲ取ルヘシ

識案并ニ修正案

第卅五条 議案又ハ報告書ハ議長之ヲ議員ニ布頒スヘシ

二依リ又ハ議長ノ意見ヲ以テ之ヲ禁スルヲ得 第廿五条 会議ハ傍聴ヲ許スト雖モ区長若クハ其代理人ノ要メ

之ヲ説明スルヲ得 入ル事ヲ得ス 尤第五条ニ掲クル議案ノ趣旨ハ意見書ヲ出セル者

第廿六条 議員ハ会議ニ方リ充分討論ノ権ヲ有ス

然レトモ人

第卅六条

修正説へ第二次会及第三次会ニ於テ之ヲ提出スル

事

北法18(4.97)759

ヲ得 上ノ賛成ナキモノハ之ヲ議題ト爲ス事ヲ得ス 但第二次会ニ於テ賛成ナキモノ及ヒ第三次会ニ於テ五名以

第卅七条 修正説ヲ提出セント欲スル者ハ録シテ文案トナシ之

ヲ議長ニ出シ又ハ議席ニ於テ陳述スル事ヲ得

リ修正説ヲ提出スル事ヲ得ス 第卅八条 次項ノ条款ヲ修正シタル後チ更ラニ前条ノ条款ニ返

第卅九条 修正説ノ否決セル者ハ其同次会ニ於テ再ヒ提出スル

事ヲ得ス

第四節 議

事

ヲ隔テ之ヲ開クヘシ 第四十条 議事ハ議案又ハ報告書頒布ノ日ヨリ少ナクトモ一日 但至急ヲ要スルトキハ此限ニ非ス

第四十一条 議事ヲ開クトキハ議長書記ヲシテ議案ヲ朗読セシ

始メニ於テ之ヲ質問スヘシ 第四十二条 議案ノ趣旨ニ付弁明ヲ要スル事アラハ第一次会ノ

ノ請求ヲ以テ類条ヲ聯絡シ又ハ一条ヲ数節トシ之ヲ討議スルヲ得 一次会ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ 第四十五条 第四十四条 第四十三条 議事ハ第一次会第二次会第三次会ノ三会ニ区別ス 第一次会ニ於テハ議題ノ大意ヲ議シ其議題ノ爲第 議案ノ性質ニ由リ議長ノ意見若クハ議員二名以上 若シ否決スルトキハ其議案

ハ消滅セルモノトシ可決スルトキハ議長ハ之ヲ会議スルノ期日ヲ

定ム

識案ヲ消滅セルモノトシ可決スルトキハ議長之ヲ会議スル 爲メ第三次会ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ若シ否決スルトキハ其 第四十六条 第二次会ニ於テハ議案ヲ逐条討論議決シ其議案 ノ期日

ヲ定ム 但議決セル条節ノ整理ヲ要スルトキハ之ヲ委員ニ付シ其

報告ヲ待チ第三次会ヲ開クヘキヤ否ヤヲ決スヘシ 第四十七条 第三次会ニ於テハ全案ニ就テ議決スヘシ

開クヘシ 但至急ヲ要スルトキハ此限ニ非ス

第四十八条

第三次会へ第二次会後少クトトモー日ヲ隔テ之ヲ

第四十九条 発言セント欲スルモノハ起立シテ議長某番ト呼ヒ 第五節 発 言

向テ之ヲ爲スヘシ 議長ハ其議員ノ番号ヲ呼フヘシ ハ議長一人ヲ決メ発言セシムヘシ 若シ同時ニ二人以上起立スル時 討論問答ト雖トモ必ス議長ニ

ヲ得ス

第五十条

一議題未タ論了セサル間へ他ノ議題ニ付テ発言スル

ニ於テ其事ヲ演ヘ副議長ニ席ヲ譲ルヘシ 第五十一条 議長意見アリ発言セント欲スル時ハ書記朗読ノ前 副議長モ亦発言セント

欲スルヲ以テ之ヲ辞スルトキハ議長ハ一議員ヲ命シ己ニ代ラシメ

朗読ヲ爲サシムルコトヲ得

第五十二条 第三次会ニ於テハ一議題ニ付一議員ノ発言二回議員席ニ着キ発言ヲ爲シ意見了ルノ後ヲ待テ議長席ニ復スヘシ

越ユル事ヲ得ス

欲スルトキハ決議ノ後ニ於テ自ラ其意見草案ヲ作リ区会存議録ニ第五十三条 議員自説ヲ伸ハス事能ハサルヨリ之ヲ保存セント

育

で

が

記セシムルヲ得

第六節 決 談

数ナルトキハ議長ノ可決スル所ニ依ル 但可否ノ数ハ書記之ヲ檢第五十四条 可否ハ出席議員ノ過半数ニ依テ決スヘシ 可否同

第五十六条 可否ヲ決スルノ法ハ起立ニ拠ルヘシ第五十五条 出席ノ議員ハ可否ノ数ニ入ラサルコトヲ得ス

査シ其決定ハ議長之ヲ陳告ス

キトキハ議長ハ全会認可ナリトシテ其趣旨ヲ衆議員へ告チ次条ノ第五十七条 第二次会ニ於テ議案毎条朗読ノ後暫クシテ発言ナ

ハ総テノ動議決定ニ先チ何ノ動議ヨリ可否ヲ決スヘキヤ否ヤハ議第五十八条 動議ハ原案ニ先チ可否ヲ決スヘシ其多数ナルトキ

第五十九条 議長ノ意見若クハ議員二名以上請求ニ因リ議題ヲ長之ヲ決シ決ハ会議ノ決ヲ取ルヘシ

分合シ又ハ条項ノ順序ニ拘ラスシテ議決セントスルトキハ議長之

ヲ決シ或ハ会議ノ決ヲ取ルヘシ

認ムルトキハ之ヲ会議ニ間フテ其議題ノ決ヲ取ル事ヲ得第六十条 弁論未タ終ラスト雖モ議長ニ於テ論旨既ニ尽キタリ

区長若クハ其代理人ニ差出スヘシ

第六十一条

会議ノ決議ハ之ヲ原案ニ添へ議長ノ名ヲ以テ之ヲ

第七節 小 会 議

トキ又ハ当支庁或ハ区長若クハ其代理人ノ垂問ニ答フル等ノ爲メ第六十二条 小会議ハ議案若クハ委員ノ報告ニ付質問ヲ要スル

第六十三条 小会議ニ於テハ第三十三条ヲ除クノ外本則ニ從フ内議ヲ要スルトキハ之ヲ開クヘシ 但小会議ハ傍聴ヲ許サス

事ヲ要セス

第八節 委 員

ヲ撰ミ識案若クハ修正案ヲ査理セシメントルトキハ会議ノ決ヲ取第六十四条 議長ノ意見若クハ議員二名以上ノ請求ニ因リ委員

ルヘシ

第六十五条

委員へ議員中ニ於テ議長之ヲ命

ストルドラ 専 まぎ見いを負品ド牧ニ太テとヲ央ンよ理由ヲ議を第六十六条 委員ハ其付托セラレタル全案ヲ取捨シ或ハ之ヲ改

句ヲ修整ン欠条ヲ補足スル事ヲ得ルト雖トモ其議決セル条節ノ意ニ報告スヘシ 但第四十六条但書ノ場合ニ於テハ条節ヲ転置シ字竄スル事ヲ得 其意見ハ委員過半数ニ依テ之ヲ決シ其理由ヲ議長

北法18 (4.99) 761

義ヲ変更スル事ヲ得ス

スルコトヲ得 但可否ノ数ニ入ラス 第六十七条 動議ヲ提出シタル者ハ委員会ニ列シ其主旨ヲ弁明

第九節

則

第六十八条 議長ノ意見ヲ以テ議員ヲ数組ニ分チ毎組幹事一名

ヲ撰定セシメ伝達等ノ事ヲ掌ラシムル事アルヘシ 第六十九条 遅参ノ議員ハ議長ノ許ヲ得テ議席ニ着クヘシ

第七十一条 第七十条 議員欠席スルトキハ其事由ヲ議長ニ届ケ出ヘシ 会議中議員ノ若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其

命令ニ順ハサル者アルトキハ議長之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得

其強暴ニ渉ル者ハ臨場警察官ノ処分ヲ求ムルヲ得 第七十二条 会議ノ招集ニ応セス又ハ不参連続三日ニ及フモノ

ハ其事故ヲ審査シ会議ノ決ヲ以テ其退職者タルヲ定ムルヲ得 第七十三条 前二条ノ場合ニ於テハ其姓名ヲ区長又ハ其代理人

ヲ経テ当支庁ニ報告スヘシ

手続ヲ以テ之ヲ議決スヘシ 節迄ノ各条改正ヲ請求スルトキハ議長ハ之ヲ全会ニ報知シ通常ノ 第七十四条 議員三名以上ノ発議ヲ以テ三章中第二節以下第九 但其議決改正ノ廉ハ之ヲ区長又ハ其

代理人ヲ経テ当支庁ニ報知スヘシ 第七十五条 議会ハ議場中ニ付テノ諸規則ヲ定ムルヲ得

> 第四章 開

閉

第七十六条 区会ハ毎年三月十五日ニ於テ之ヲ開ク

区長若クハ其代理人ヨリ之ヲ命シ会期ハ五十日以内 (日曜日ヲ除

伸ル事ヲ得ルト雖モ直ニ其事由ヲ当支庁ニ報告スヘシ 第七十七条 通常会期ノ外会議ニ付スへキ事件アルトキ

ハ区長

事由ヲ当支庁ニ報告スルヘシ

若クハ其代理人ハ臨時会ヲ開ク事ヲ得ルト雖モ其臨時会ヲ要スル

第七十八条 会議ノ論説法律又ハ規則ヲ犯スコトアルカ或ハ他

止セシメ当支庁ニ具状シテ指揮ヲ請フヘシ ノ妨害トナル事アリト認ルトキハ区長若クハ其代理人ハ会議ヲ中

害トナル事アリト認ルトキハ当支庁ハ何レノトキヲ問ハス閉会ヲ 第七十九条 会議ノ論説又ハ規則ヲ犯スコトアルカ或ハ他ノ妨

命シ又ハ議員ノ解散ヲ命スル事アルヘシ

散ヲ命セラレタル者ヲ再撰スルモ妨ケナシ 日ヨリ三十日以内ニ更ニ議員ヲ改撰スヘシ 第八十条 当支庁ヨリ解散ヲ命シタルトキハ其解散ヲ命シタル 但此場合ニ於テハ解

其開閉

資料

Ξ

明治十四年七月 函館区会議

「各組或ハ一町限リ」協議人に関する規定

方法ハ第六条ニ依リ町内一同ニテ投票シ最多数ノモノヲ以テ定ムニ依リ両三町ヲ合併シテ二名置クモ妨ケナシ)ヲ置ク 其選挙ノ

(但協議人ハ無給タルベシ)

第壱条

各町二於テ町内ノ事務協議ノ為メ一町三二名宛

(都合

各町ノ協議人一統協議ノ上多数ニ依ツテ決定スルモノトス(但任議人二名ト組合頭ノ決議ニ任ス 其一部内ニ関スル事件ハ其部内第武条 事務協議人へ該町共有財産及ヒ該町ニ関スル事件へ協

第四条 各町聯合会議ノ節ハ其時々投票シ会長ヲ定ムベシ(但第三条 議事ノ細期ハ各部内協議人ノ議定スル処ニ依ルベシ期ハ満二ケ年ト定ム 満期後再選スルモ妨ナシ

議人又ハ組合頭ノ質問ハ戸長或ハ代理人之ヲ答フベシー会議ノ書第五条 一部内ニ関スル事件ノ議案ハ総テ戸長ヨリ差出ニ付協会議ノ当日過半数ノ出頭ニアラサレハ会議ヲ開クヲ得ス

第六条 協議人タルヲ得ヘキモノハ満二十年以上ノ男子ニシテ記ハ戸長役場在勤ノ傭之ヲ勤ムベシ議人又ハ組合頭ノ質問ハ戸長或ハ代理人之ヲ答フベシ 会議ノ書

モノナキトキハーケ年以上当区内ニ寄留セシモノヲ選挙スルモ妨区内ニ本籍住居ヲ定メタルモノニ限ルト雖トモ若シ本籍ニ相当ノ

(但左ニ掲クルモノハ協議人タルヲ得ス)「風癲白痴ノモ

ノ」「懲役一ヶ年以上実決ノ刑ヲ請ケシモノ」「身代限ノ処分ヲ**受**

第八条 被選人病気又ハ其他ノ事故アリ其選ヲ辞スルトキハ順テ当選人トシ同数ノ者ハ年長ヲ採リ同年ノモノハ抽籤ヲ以テ定ムヲ戸長へ差出シ選挙人ノ面前ニ於テ之ヲ披関シ最多数ノモノヲ以

(但協議人ノ居住ヲ転換スルトキハ速ニ補欠ヲ選挙スベシ)次多数ノ投票ヲ得タル者ヲ採リ請書ヲ徴シ其旨部内へ通知スベシ

モ施行上差支アルモノハ戸長ヨリ再三議ヲ請フ事アルベシ常拾条 協議人又ハ組合頭等協議ヲ以テ決定シタル事柄ト雖ト常拾条 協議人又ハ組合頭等協議ヲ以テ決定シタル事柄ト雖ト

62

北海道における地方制度の形成について

(四)

完

水

清

昭

典

北海道における地方制度形成について

(四)

完

水

昭

清

典

北法22(3•110)450

まえがき

次

蝦夷統治論と国家の利益 幕末蝦夷地の社会と統治

天明・寛政期

維新政府と箱館裁判所設置(以上第十七巻二号) 開港以後(以上第十六巻四号)

函館区会の成立 明治初年の函館地方統治の形成整備 まえがき

初期区会の運営(以上第十八巻第四号)

区会開設

五四

11.

0

手

がかりとしては、

さしあたって次のことが考えられよう。

まえがき 北海道地方行政機構の形

六

箱館裁判所の設置 (H 拓使の設置 所拓使の 居拓使の 担い手と官僚制 組 綳 度 組 担 織 菂 抇 成 Ė 化

三県分治の意義とその帰結(以上本号)

北海道地方行政機構の形成

六

北

疵

道

E

おける近代

的が

地方行政制度の

形

成には、

維

新

0

箱館裁

判

所

(府)

0)

創

設

から北

海

道開

拓使、

三県

局

主

ż

£

な統 なわ る。 制 制 を示すことになる。 たことを示 度 これ 0 治機 n さら 絶えざる改廃と、 たが制度そのものの改廃はまったくおこなわれずに戦後の 能 は していよう。 一制度がそれにふさわしく恒常的に定着できなかったこと、 明 を担ってきた。 奶治十 九年 換言すれば北海道の近代的地方行政制度はこの時に成立したことになる。 Ó ところが設置後の道庁制は、 北海道庁制の設置まで、 しもか したがって道庁制の設置こそは制度設定上の カ・ わらず 定の 定着 二十年足らずの 0) およそ六十年にわたって制度内 帰 結を示 期 新地方自治制の成立まで存続、 L 間 た経過はどのようにとらえられるであろう 少くとも定着へ K 一幾度も 模索と動 制 揺の終りを示すとともに定着 度 0 の模索と動揺をくりかえ 創 0 構成 設 廃 上の 止 では道庁制 一のくり ほぼ一貫して恒 改正こそ幾度も か えしが 0) 成 みられ 立 L カ 0) 始 常 て まで 讨 そ 'n 的 Us

論

制 0 第 確立 K 強化に は、 近代的 しある 0) 一元的 だから原理 な集権へむけられる地方社会の 一的に はひとし Ū やり方ですすめられる。 組織化 制度の設定化は、 L たがって北 海道に 内地 府県も北海道 お け る制度 专 0 創 つ 設 0 Ł 体

遷ぶりは、 多少の 時間 このズレ はあるにせよ、 内 地府県のそれに密接に対応する。

例 の運用が不可 た府県とひとしい したわけで、 が少くない。 とくに北海道に関する統治上の カュ Ĺ 第二に、 能であっ この れが統治者によって意識され、 制度を北海道にも 場合、 実際に北 たり、 府 温泉の これを強行して極度の失政に陥ったこともあり、 海道 制度の北 固有の課題があって内地 K 適用 おける事 してはみたも 海道 事実の 北海道に即応するための への安易な適用が 経 温に即 ŏ の北海道に固 して 府県とは異なる北海道固有の制度を設けたことがある。 制度の創設変遷ぶりを見ると、 か へって北海道における統治上の機能障碍 有の 制度の廃止修正 辺境的 制度が府県とは異なった機能を担 歴史的条件などか も幾度かおこなわれている 5 制 をひき起 度 0 現

っ

た

実 ŧ

から ŋ 程 加 総じて、 明治 統 えられ 治治の 初 なけ 統治者が第 年 効率をあげるため Ö il n ば 海道では、 ならな <u>ニ</u>の か には、 つの 2 かい たの 2 |体制の確立強化という目標にむかって北海道を早く「内地化」 である。 北海道に対する制度設定について北海道の特殊事情に即して細かな配慮 て第二の 内地 地府県 心との 実際上の諸条件の相違が あ 6 わに浮彫りされ しよう と努 てくるので カ 手直 す る あ

である。

弱 期には比較的弱く、 W. は が 第三には、 はきわ 様では ďΣ って強 ts 維 Ļ, 新 'n この統治者の関心の強弱は地 明治八年 たとえば、 ら道庁制設置の時点まで、 \dot{o} 日露千島樺太交換条約調印以後、 維 新 期 0 口 シ ャ 政治指導者が北海道に対して有した統治上の関心は、 帝 一方制度の設定化作業にも微妙に影響してい 国 0 蝦夷 人地に対 する 日露関係 南下 の危機感が一 膨脹が彼等 E 応取 よっ 除 て深刻 か ħ た開 K 憂慮され 必ずしも 拓使統 その 治 た 0) 後 期 強

JŁ.

疵

渞

0

抽

方

行

政

制

度

0

設

定

定

着

O

終

温

を

具

体的

K

明

h

か

にすることを目

的

とした。

では 乏し 北 渞 別 お 19 と未分離 る 7 統 支配 が 太 ΙŦ 旃 から お 第 治 稿 道 は お ts DU 時 カ 10 とも 障碍 たこな く諸 C t な は に 摵 0 9 ね は 車 地 中 な 5 た 府 は 同 とな 断 央政 わ 省卿 首 か 方 順 じく くも 北 制 ħ 轄 撿 北 以上で述べ L 0 慶 た 府 7 どひひ 薀 2 的 Ħ 統 旃 Ê 維新後二十 道 た 曲 1) Li 1 治 侧 道 して、 E 対 0 期 *ts* とし 6 面 ħ を 0 0 が 担 Ĺ ぉ _ カュ な ば 統 た第一 またこ H あ あ 0 有 北 7 2 治 る。 より á り、 た ï た 1 瓶 车 地 ŀ 0) 7 道 地方官に 開 また明治 に近 事 で 0 方行 ۲ カュ ラ 0 l, 拓 ある。 ら第 た。 元化された集権化 実 0 ル 行 ١ を j 政制 K 担 1 U 政 金子 くうな統 2 歳 及 比 の二十 は 女 2 まで 派月を 立する た官 度 内 ル L L ħ 堅 だ ts 0 か な 抽 集 要 設 ٤ 制 Ĕ 0 太郎や安場 治支配は 4, 年 僚 府 定化 維新 代に 度的 特色に留意し 権 Ĺ は 県 は、その性 U 相 K 0 と官 えず、 なっ 対 後 そ わ に見ると、 対 応 定着 が ----0 ħ. 的 保和 滞 僚 元 ても だ 国 0 Ļ 榕 は、 的 0 化 制 中 閥 J と役割は しながら、 5 -央政府 内 的 政 5 ま 0 な集権と官僚 北)当時 なたその 閣 経 編 権 海 たとえば開 ŕ 中 央の 過 道 権 制 成 0 多頭 化 部 度の 0) 0 0) 限 維 若手 とも 背 たをすす 内に 財 化 政 新 成立 後に 治指 的 政 3 環 期 を 官 制 割 か 拓 n と十 くも める 像は 構 ٤ は 割 とく 使 た単 導 的 拠 でする 多分に 組 長 成するも ι, 拠 1 牟 集権化 的 È た この 織 官 う明治十 15 ۲ 黒黒 代 化 支配 35 税 0 る 工 後 試 É よう を目標とする国 制 地 地 ラ 媊 と官 清 の下 0) 行 制 方 ル は 位 どとで ٤ 八年 錯誤 度改 ts 隆 玉 権 行 ۲ で首領 黒 で 僚 税 限 政 ッ は 末 で 制 7 的 ĨE 田 は シ は 非 道 を求 清 的 0 ts 地 は 2 常 とす 产 行 迁 隆 北 組 方 個 ts 15 家 税 織 政 余 do 6 海 ₹ 服 制 \mathcal{O} 異 á 0 0 化 制 曲 た 道 は 0) 地 属 ts 近代 党派 方官 度 統 に 会 す 折 を 成 0 る 可 で 治 対 0) が 央 る 計 立 支配 化 する 能 成 2 あ から 0 0 程 L 上 だ 北 そ 立 6 K 0) 行 度 が ħ کے 統 海 K X n 政 が

館裁判所の設置・組織・担い手

箱

裁

判 所 は 慇 広 四 年 \dot{o} ДÜ 月、 戍 辰 戦争 \dot{o} 前 途 0 行 方が まだ 明 6 か で ts Ų, 状 況 裡 成 立 た ば か ŋ 0) 維 新 政 が

夷地

らい

わゆる航海遠略

またこの設置 統 治に 特 ?に強い関心をもち設置されたことはすでに述べた。(1) の目 1的が直接にはロシャ帝国の蝦夷地への南下膨脹に対峙し、 蝦夷地を急ぎ開拓すること、そしてこ

論 の西力東漸の大勢が の設置を有志の意見を容れて決定づけた中心人物が岩倉具視であり、 この方策が抱懐されていたこともすでに述べた。 たわが国に及ぼす影響を憂うる深刻な民族的危機感と、 この岩倉の決定には、 独立を確保するための国力の 口 シャ帝国をはじめ当時 強化発展

強い ところが、このような遠大な課題、 その上施政費はもとより総督以下職員の赴任旅費にも事欠く状態であった。これは岩倉らの蝦夷地統治に対する 、熱意にもかかわらず維新政府の現実の力の限界を示すものであった。 昂揚した理念に期待づけられた箱館裁判所の組織はきわめてささや か

二月、 応四年 号令のの られたに過ぎず、 異なっていたし、 所からの引継ぎの仕方、 の制度ではなく、 裁判所を設置、 *態が起ることも多かったから裁判所は区々自由な裁量決定をすすめたのであり、 かもこの裁判所の制度は、 全国では最終的に定めらた十二ヶ所のうち七番目に設置を定められたのであった。 月の大阪裁判所の設置を手はじめに、二月長崎・兵庫・京都、 旧幕 箱館 その地方に派遣されていた臨時征討官の鎮撫総督・鎮撫使らを裁判所総督に任命したが、これ ことに維新政権の力が不安定な時に設けられたのであり、 旧幕府の直轄地として奉行所を置いた土地に、ひとしく旧幕府の地方統治を引継ぐ制度として設け 領没収の布告を発して、 『裁判所の場合も多分に奉行所の引継ぎという性格をもつものであった。 官職の階統構成や執務組織の名称・態様、 後の北海道開拓使のように、 旧政権から孤立した直轄地をつぎつぎと没収していった維新政府は、 蝦夷地統治のため、 対外国交渉事務の有無などは各裁判所でそれぞれ 三月大津・横浜とあい継ぎ、 拠るべき法規も整わず、 それに限って特別 それは統一的に組織された地方統 そしてこの制度は すなわち王政復古の大 に設けら 全く予期せざる 箱館では四月十 れた 旧奉行 は慶 そこ 固

に

事

ŭ

政

務

箇

0

引

渡

K

ぅ

治 機 盘 ٤ ίÌ Us 115 た Ls \$ $\bar{\sigma}$ で あ 9 た

たの

である。

Ŀ 0 かい 般 放政 総 務 汇 玄 引 は 公卿 継 U がを任 だことや 命したこと、 ・王政復古の 旧 奉行 趣意を人民に 所が 担ってきた治安の 宣撫したことなどで 、保持、 運上冥加 は Ų, ず 和 b 金 0 ほ 収 ぼ 取 同 ľ よう 郷 宿 ts 助 統 郷 治 0) 機 能 課 役 を な

とごとく府または 1. b か んしこ *\$* る 。府藩 0 制 県三 度 県 は 治 制をとっ 麔 0 制を採用、 序。 四 たの 年 圍 で裁判 四 月二 箱 館 所は + 裁 判 ___ きわ 前 \Box B 0) 政 25 同月二十 T 体 書 短 期 で 四四 地 0 方制 日 間 K 箱 度 消 E 館 滅 流府と改 0 L た į, 7 め 各 6 れ 府 各藩 そ 0) 他 各 0) 裁 県 判 其 政 所 令 P 九月 ヲ 施 までに ス

督を以 制 七日、 なっ 六日である 一度改 Ť 丽 並 ろで箱館 裁 Ŧi. 隆 稜郭 。 る。 判 府 \dot{o} 通 所 知 か 条目 事と 一達が 5 御 0) したが 城で 取 裁 録 建 相 箱 判 H 被遊候 付 所総督 きわめておだや 2 唱 館 候樣、 K で て実際に .到着 はその しなども順 0 = ï 清 付是迄預役所金穀器械等 並 には、 た 時 K 水谷公考 裁判 判 0) かにすすめ 旧 事 は 所は 奉 調 Ó か 儀 な 行 ら一行が り遅れ なすでに 所 進捗した様子が 8 カン 府 6 ら政 圳 しれ、 府と改 たも 京都 事 務 逐 を引継 府 のとみら 裁判 を出立して敦賀 権判 あら 取 所判 か 調 事 れていることになる。 l, でと仰 証書 れ、 が 事 だ 0) わ 井 裁判所からこれに関する布達として「 h 指 は 上石 せ出されし旨」 出候 裁判 いから海 る。 見か 所 公 ら旧 だっ 心 路をとり 神 奉 0) 妙 である。 が 行杉 1 L 至 発せられた日 か 箱 L 館 IJ 浦 に到着し 24 __ 兵 一庫頭 ۲ 一時の 候分 0) 引継ぎ 交通 لح に授け L あ 付 た ŋ は 通 0) た文書 は 七月十 箱 信 は 館 0 閨 金 穀 四 裁 状 四 月二 器 七 判 月二十 K 熊 H 所 械 カゝ 総 5

ぎの 類取 立 to 政 引 一務とし 書 継 類 簿 Ē 在 書 は、 E 方寺 は 新 社 訶 村 \mathbf{H} 開 鑑 名 貇 帳 帳 馬 人別 プ 12 市 帳 シ 並 7 馬 五. λ 調 ガ 人組 ル 件 ١ 書 長 類 ネ 絵図 ル 0 触 書 地 類 所 順 卯 帳 墾 年 ٠ 物 願 村 成其外皆 0) 事 限 帳 丰 済 作 御 場 Ħ 拝 事 借 録 項 返 スなど 納 物 成其 物 開 外 村 墾関 取 限 帳 係 立 などどが 帳写 渡船場 あ 不 給 定 小 金 引 物 貸 継 成

論

説 **米** 1-加加 Ш 林伐木の免判 ***** 馬 調 七飯村 橋掛替入用 困 田窮者救 済 金 Ш 猛獣防禦の鉄砲貸渡 越内 長万部村並 0 • 事 郷宿 用達任命帯刀免許などの 助 郷 ٠ 煎海鼠干鮑鯣等外国人への売捌 民政 般に及 んで 方 願 Ш 運

に候 末端 己の あっ 成の点では下 て採用されたのであっ 態度を示し 不苦候 幸 向 さらにこの 、る」といわれる。 (9) 進退と関 た数人はことごとく箱館を去って仕官せず、 間 『に据えなくては地方統治は成立たなかったことは明らかであろう。 は員こそことごとく新赴任者をもって占めたけれども、 Ŀ [裁判所附属心得を以て尽力可致候事] 留 様 したの 散 テ朝ニ仕 た出先吏僚 時 級 計 一係づけて深く考慮する者はあ 留任 で旧幕吏は残る者去る者進退の去就を自ら選んだのであった。 :可申候条各得其意一同安心可致其上人材に従ひ夫々任用可有之今日に至り孰も皇家之臣民たるは 井上石見は旧幕吏に対し彼等の衣食の保障と留任への道を開く意志を「是迄詰合之者上下 者 ヘント た。 達の このことは蝦夷島でも僻遠 その スルモノハ意ノ如クスヘシ、 上に首 たとえばその頃 多くが 1脳部 場所経 能だけ じまり を入れ 営 一石狩 と文書をもって示している。 抽 話 ts 品めで 在勤 これに対し調役以下ことに蝦夷島勤番者の多くは 替えたことに か 0 地に勤番 2 あっ たも の井上弥吉の書類には十中の 登京シテ主人ニ仕ヘントスルモ た 0) 安政六年にすでに足軽 L, とみられるし、 から経験と知識 ts. 日常の庶事を担う吏僚にとっては、 つ たの である。 したがってこの新し 一方旧幕府の方でも 新政府 技倆を ただしこのうち旧奉行 ・足軽小頭などを除き四 九 0 持 側でも総督以下 は旧幕吏員 勝手ナリ 5 IB 幕吏を新 Ųs 地方支配 「当時幕 の継 Ի 令シケルし 箱 承せる 館 首脳部 政変の意味 機 裁 府 組 構は 百五十 ニテ 判 頭 旨 を構 所 0) 同 とい 機 を Ê 地 諸 ·五(1) 名(1) 成す を自 衣 的 改 勿 位 5 構 0 3

的 階統 T. あ かい 制をとっ 1 Ź 構 to わ ・るが、 制 も 度的 间 奉 とくに諸術調所教授役とか医師 行 にみるならば、 所 0 ·組織û 点は第 旧 表でみ 奉行所の組 るように 一織構成とはことなっ 0 奉行 ように職掌が専門的に分化 組 頭 以下 足軽 た原則 手 にもとづく新た 附 出役に して るの L, るまで な制 を別として、 度 を創 ば 6 た

設

しこの

4

第一表 箱館奉行所組織(安政6年函府人名録等による)

役 職	禄 給 役 料 等
奉	2000石高 御役料1500俵
組頭	御役料200俵 御役金120両 布衣
同 勤 方	御役料150俵 御役金120両 布衣
調役	150俵高 御役扶持10人フチ 御役金90両
间 並	100俵持フチ 役フチ7人フチ 役金70両
向 出 役	持高 扶持 7 人フチ 役金50両
支配勘定格定役元メ	100俵高持フチ 役フチ5人フチ 役金45両
定 役 元 メ	80俵高 役フチ5人フチ 役金45両
定役下役	高30俵 3 人フチ 役フチ 3 人フチ 役金35両
同 出 役	持高 役フチ3人フチ 役金35両 席以上小普請御徒 方其他諸向ヨリ有之
同 見 習	
同 出 役 見 習	
定役格通弁御用	
同 心 組 頭	高20俵2人フチ 役金7両 勤金1ヶ月2分
同格	高20俵2人フチ 役金7両 筆墨代1ヶ月5匁
同心	高20俵2人フチ 御手当金6両
同 心 仮御抱	
同 心 見 習	
足 軽 小 頭	御給高4石2斗2人フチ外御手当金4両
足軽	御給高4石2斗2人フチ
水主足軽右同断	
牧場足軽小頭	御給6両2人フチ
同 足 軽	御給金5両1人フチ
手 附 出 役	御役扶持5人フチ上下席5人フチ 羽折席3人フチーー 何レ共御手当4両
江戸御役所書物御用出役	以上銀10枚 上下席金6両 羽折席金5両 何モ筆墨1両
函館御役所立物御用出役	
諸術調所教授役	
同 出 役	
御雇	
御 雇 医 師	TI V COOPE
与 力	現米80石
蝦夷地在住惣領始厄介	

0 9 19 中 裁 第二表にみられ 分 央で定め 和 たのである。 所 化 全く新た 0 制 体 た首 系 庤 友は、 犯 る ĸ 脳 it 身分的 行 ように旧 部 般 政 0) 地位 事 K 整っ 務 K 幕 ٤ は、 0 7 伽 下 理 その下 総 の身分に応じて階統的 は k 督 l, つい ts 副 Ċ 1)3 て職 箱 総 9 館 督 た 掌 裁 0) Ò 判 判 で 分化 所 あ 事 る。 觙 組 K ŋ 権 織 定 判 Ó 化 8 地 事 n を 6 位 K は ħ が、 坎 7:12 L カン

名で 職員 逮をおこ 作 Ŧ なう執達方とし、 ことをおこなら監 なら勘定方、 一国方、 理 物 前 事 ح 総 産方 血 ħ 0 勧 分化 数は は 0 0 農 産物財 なう文武方、 奉 拓 ほ (また 松代 をは 裁判 行 th 地 前 K 内 0 は 本之基 雇 家 外 ことをつか 所 職 カュ 員 傭 搾 諸 察方、 ó 内部 っ 生産方) 得 芳の 数 から た点にはっ (辰 失を論 礎 諸藩交際外 を七分課に分 よりもは 無 首 諸藩 グラ立 五 カン さどる民政方、 月 7 邷 金穀出 並 1 一商法運送沖 たとすると創 v きり示 諸司 るかに少なくなっ 0 it び に 国船出 裁 お 監 入賦 判 \$ お 士民応接使 かされ 一祭の 所 打 之口 税秩禄 神 入運上等のことをおこな Y ね 文武 莅 名 た 判 作 設 市 iga 録igで 法 出 時 事 講習 を正 命 諸 在 0 権 入船のことを 公事 倉廪 判 たことになる。 裁 よると二 あ 伝達のことを 器 判 3 [7 事 L 総じ 械製 所職員 を 訴 のことを 訟 ts 層 百 7 造 刑 3 お おこ 굮 ح 弾 防 獄 0 数 + 劾 お 病 0 事 お 火 捕 務

第二表 箱館裁判所身分組織(慶応4年5月箱館裁判所例規による)

耕

身		分	俸	給		旧	幕	下	·の	身	分
総	督(副)									
判		事									
権	判	事									
可		事	歳給400)~220円	以前	(奉行所	下の)	組頭.	組具	頁格相当	á
参		事	歳給300	o∼100		//		調役.	遊.	出役	相当
従		事	歳給200	3 ∼ 75		//		定役元	₹.	同格机	当当
給		事	歳給120	o∼ 60		//		定役.	同日	出役相当	4
趨		事	歳給 70	1∼ 30		//		同心組	I頭.	同格.	同心相当
無		等				//		足軽相	当		ie -

この外, 同じ時期のものとみられる, 松代家控, 裁判所人名録によると, 従 事のすぐ下に読事、 機事のすぐ下に属事という地位がみられる。

0 を

場

合

上下二局制をとっ

た

0

は 等

政

体書

が

権

为

分分立 =

制

を採用 官

L 給

たことによっ

て中 使丁に

央政府を立法を担当す

る上 の

局 あ

Ł

執

行

下

局

K

は

四

弁官、

等

訳

カン

6

士

玄関

番

į,

たるまで

配置

L

た

で

ت

ところ 应 で H 箱 カュ 館 6 ΙĤ 栽 幕 判 軍 所 が 降 府 伏 K による現 L た翌二年 地地 で 0 Ŧī. 実際 月十 七 0 Ħ 行 まで 政 は 清 水谷 ΙĐ 幕 府 軍 知 が 蝦夷 事 行が 地 に 青 -陸 森 に避 Ŧi. 退 稜 した 郭 K ので 襲 楽し お よそ半 てきた明 年 治 K わ 元 た 年 -

7

空白

0

期

間

から

存

袏

1.

た

之規 政 1/ お 3/ *,* \ 方 別 是 針が 政 無之全御 ts カン 令 法 1. わ 治 則 制 青 n 「森避 ナ 等 今 0) た ラ 前 誓 帰 朩 大急務 ス下 退中 月 得已之場 スニ 文之旨 ï 0) 民 発せ 改 治 j 疑 革 府 ۲ 1 _ (惑ラ ス₁₆ 政 6 基 合 は 细 'n 丰 3 箱 事 と府 生 1) た 只 途 館 は ス 府 管 御 ---府 源 般 政 ル 改 ル IB 新之目 革 0) _ 施 弊 ^ 政 政務を 細 至ル 政 === ヲ 扣 順 cz 様 除 に Ī 原に示 か 亦 執 厳 + 的 ると tc 宜 重 候 モ 5 組 様印 相 7 = され 織 ナ 立 御 お 兼候義 と知 箱 的 IJ 布告 ŋ 1整備 実ニ るように、 館 ----7 事 地 大 一月に を ル 0) E 今 示少 求 政 般之形 説 ŀ 降 は 3 雖 明 Ź 替 ん哉之趣就テ 蝦夷 政 E が い 未 体 あ 勢 1 関 たことに タ 書 る = 曲 係 0 が、 至 П 官 ス 定 1) [復 ル 実際 規 制 随 田 負 所 萴 此 兵 0 而 うも 度改 趣旨 宜 に 꽈 Ø) シ 進 法 は 府 革 備 0 ク ŀ をより Æ で 卓 兴 ・致シ 有名 ス から あろ がすす ゥ H 時 令 徹 候 丰 無 0) 底さ 寒之 尤猥 む中 ヲ ナ 政 布 丰 府 世 丰 故 = 場 -0 府 府 7 地 新 _ 法 県 方 途 相 制 ナ ス 地 K ヲ 成 度 ラ 好 候 ラ 方 対 0) シ 猫 ŝ 処 改 官 る E 候 革 4 ル ス 府 施 訳 前 が

を強 求 務 Ħ 8 = 帕 こうし 調 付 た。 1 異 ス 八存著 そ た。 7 服 館 他 官 方 筋 分 府 制 職 課 /\ 0 改革 に 務 必 ヲ がを担 公論 9 立 Us ル は ら者 次 て、 ヲ 乞 事 0 府 ような方針 務 \sim を議 シ_{〔17} 0 ラ識 価 事 と制 値 行 を司 に規範 ス です 度 ル でる上局 たとして 0) = 官僚 混 す 乱 Ś と施 5 制 勿 必 的 グラシ ń 事 意聖 組 る。 を X 織 意 司 化 其 す ?る下 をす 事 なわ 基 務 すめ 局 丰 ヲ ち K 御 車 分 政務草养 るとともに、 任 ち セ 機 シ F. 務 4 高 ラ決 = ル K 至 為 公論 は ル ナ 断 迄貫 知 IJ シ をも 事 制 度規 通 判 セ 5 ン 7 専 律 事 事 組 任 ヲ 御 建 ヲ 織 希 勿 を ル 用 フ_{[8} 動 論 掛 御 カュ 其 こと す 誓 他 書 文 1 記 事

論

分科として市

+

掛

在方掛

場所掛に、

外国局の外国掛・

沖

之口掛

刑 法法局

の監察・

鞠獄掛

市締

掛

在締

掛

会計

んは、

旧

幕

府

直

0)

諩 後述するように を担当する下局に分立させたことを地方制度でも踏襲したものとみられるが実際には実権なり枢要な職 上局に 集中したのである。 なお 施 海を司 る下 一局はさらに 四局十二掛に 分課、 その内容は 庶務 務の 局 手は そ

局 川の出 納掛 用 度 掛 営繕掛へと分掌化したのであった。 この制度は、 必ずしも北 海 道

統治開 こうして裁判 拓という遠大なまた固 所から府 一政に [有の理念と課題に真に沿うように熟慮検討されて設けられたというより かけての制度は整った。 しかし、 すでに述べたように、

般的類型的に設けられた制度一般と異なるところがなかったのである。

地

極く一

0) 統 したがってこの 治上の 理念な り課題に即 制度は旧幕下 応して統治行政を展開する機能 \dot{o} 施政を継 承 Ĺ 新政府下の日常の地方行政一 は制度そのも のに は内在してい 般を執行するに なか は ふさわ つ た。 しくとも 期

0) 的な営為に あるべき開)縦横 0) 行 よっ 為に 拓統 理念と制度の乖 ほ 治 7 か の課題を自らの中に抱懐し、 埋められなけ ならなかっ 離 たのである。 ればならなかった。 • 目的と手段との ح 距 れを献身的に、 離 こをを敷衍すると、 は、 制 度を目 ときにきわめて価値合理的に 的に即して改革をすす それは新政府のあるべ Ď Ź き統治理 限 実践してゆく り、 ひ 念 とび 有識 との 北 自 主

1 丰川 前 ような有識 が設置 たく被支配的 7淳輔 館 裁判 0 (高松太郎後に坂本直と名乗る) 前 必要を説き、 処士 0) 判 な純然たる隷農でもない神職 で 事 あ 権判事 5 た 彼らからその見識を認められてその地位に就くことを得た井上石見 ずなどの ħ. n 5 職に任用され は 堀 が . 長州 堀真五郎· 藩 (井上)、 士であ た、 とい 少しおくれて箱館府の権判事 5 医家 た うより 14 (岡本)、 カュ は幕藩 は岩倉具視 材木商 制 下の支配層に属する身分で 木戸孝 (山東)、 允· に登用され 郷士 大久保利 (小野 畄 本監 た松浦 通らに は 輔 松浦) なく、 武 入説 20 Ш 郎釦 東 などの らが L 郎 て カ そ 裁 角

業

0

ΙĪ

弊

を衝

また蝦夷

に

志

を

持

5

4

0)

は

悉

松

浦

0)

か

前

L.

たとい

れ

る

[31]

本

もその

が

0) ts

13 桽

専

6

17

シ ð,

t

 λ

6

蝦

夷

地 地

南下に対策

を講ずるこ

とに

あ

n FF

П

シ

+

 λ

0)

樺 わ

太経

営

0

様子

を伝

办 あ 負

玉 5

K た

ļ

抽

経 関

0 は Ó

急務

ど世

 λ

0 末

偷

安

聯 渡

告

発

L

け

た

tis くて

松 る カコ 計

浦 豳 ħ 酷

と岡

本 営

それ

カュ

ら幕

に

. 箱館

K 0)

h

12 を

シ

+

人宣 つつづ

教

飾

--

-1

ラ

1

K

就

3

口口

シ

ヤ

語

を学び、

0)

ち

阁

本

内に る 0 あ H b ħ から 4 自 水 游 て 0 た 的 歷 7 īF. 细 統 る 0) あ 的 地 0) 的 15 游 として た。 儒学 環 -ソ 歷 ナ غ 7: か 多く 育 1) カン n は 5 テ n Us も 、長崎 らが 幼 0) l, 1 すべ を形 難 小 か 識 京都 7 ら学問 者 成するとともに との が若 儒学 年で 交流 箱 を習う機会を有 玉 館 で得 出 学 などに足 奔 に自己 た識 ある 仏 教 見 跡 0) ti 抱負 は 慧 をのこしてい そ É たひと達であっ 画 を 5 ħ など豪農層 強く実現 0) K 近 研 学 L. eg. る しようとする 知 0) ŋ 0) 方で 7 た。 見 は か 弟 家を出っ 体 n L が 験等 5 田 か 0 舎 1 学問 て諸 アス は 新 0 知 塾や Ŀ 識 国 か 寺 ラ れ を 院 歴 6 0) ってもそ ン 強 訪 70 0 ŀ たら 行 学 i L 見聞 為 憧 L 憬 0) だ れ L は 進 Š 85 様 を ŋ 封 則 た 広 が 0 を 建 0) め で 自 5 教 Ē て 学 あ カン 錱 が U で

た

を冒 に 活 7 親 躍 ゥ そ tc 二人とも幕 して ĩ. お ic h して蝦夷 比 松 み -1)-身 浦 1 L 分制 と岡 小 て、 ダ 地 野 1 を幾 末 本 遭 袓 は Ł 会の K は 難 な ブ 数多の 度 雷 П 死 ŋ 牟 фı テ l で自己 探 期 ス た 維 著述をし 検 1 从 井 新 ン п Ė 政 松 ŀ 0 権 0 シ とし 能力 浦 t ほ 成 たが 人が 立 は か 見 7 後 北 北 丰 比較的 識 油 官 途に 心辺をう 配に矜 松 道 ij 浦 ス 持を有 ŀ 就 は 長 蝦夷 か を 教 命 ti 外に、 が で 7 ら風説 ぁ 0) 圀 n's す á Ш 本 5 5 Ш は Ш 東 た 4 カコ 自 ħ 槿 は か 目の らは 太に 著書に接 抽 14 n 6 理 教 幕 つ Ó 主 V 晩年 張を 帰 藩 7 Us · て当 1 L 依 制 曲 ヌ は 末 自ら 0 時 岡 社 げ 期 公会的 風 本 je 0 0) 俗 疕 亦 わ は 伝 統 驪 を詳 儒学 が 辺 には多く不遇 玉 $\tilde{\sigma}$ な 主 で 知見を得る 生 義 しく紹介するとともに 1 最も深 復 活 的 傾に 態度 価 値 奔 で、 を貫 基 ため 知 走 進 識 L U に 松 E た 拘 を 浦 禁制 束 は 有 鸖 維 cz. 場 5 画 新 7 Ĥ 所 危 骨 期 U 険 董 Ø

で わ 北法22(3•121)461

を岩倉に要請 は幕末の一 奔走したことを評価されたとみられるが、 登用されたものとみられる。 で北門社を設け、 を得てロ あとの三職 で唱へ国 従来蝦夷地探索其形勢情実相弁候、 時期を蟄居していた岩倉と大久保利通の結合をはかり宮廷内部と薩藩との提携に成功した人物で王政復古 .事に奔走 t 八局制のもとで大久保と全く同位同職の参与内国事務局判事の地位にあり、 0 箱館では清水谷知事を輔けて経営の中心にあった。 北地のために尽力した山東らはその蝦夷地に対する専門的知見、 国後島へ い わゆる草粦堀起 の南下について調査にむ 小野淳輔 乍去御召出 0 登用 して維新政権樹立の担い手となったことが登用の理由であろう。 かれや井上・堀の場合は、 もか れが叔父坂本竜馬の命を受けて蝦夷地との ノ儀勿論ニ候……」 かゝ 9 た帰 が途、 釧 路出港後消息を断 しかし赴任の年の八月、 夙に国許を脱して四方の志士と交わり、 という新政府の蝦夷地対策の大綱にもとづ 抱負を岩倉らに 高く評 9 た。 自ら蝦夷地に赴任すること 英国公使パ 産物 おそらくは 流通 っ 計 台風 1 ことに クスらの情 画 価 . の Ż 遭 尊王 実現 れ 井上 死

省御用掛を兼ね、 て応じな 太ヲ第 侵略を防がざるべ 青森に避退つ 数十名上陸し、 久春古丹に着きそこで新政を布 したものとみられる。 こうしてみると赴任した者のうちでもっとも活躍したのは岡本であった。 二 ノ目 かった。 的トシテ来リタ 土人の墳墓を平げ兵営を築かんとした。 で上京してその職を免ぜら 、からず、 ここに 九月東久世長官等と共に天皇に拝謁仰付けられ、 堀は維新後、 おお 而して在勤の幕吏因循共に語るに足らず」と慷慨 Į, て監 ル Ų モノナレ 輔 たのであっ は 徴士内国事務局権判事となり箱館では兵事を司ったが旧幕軍上陸後これ 政 府の指示を受けて処置せ ハ一日モ早ク彼 ń ってい た。 そして「二年 る よって理非を説いて退去を論じたが、 地ニ赴カン」とし、 -六月露 んと欲し上京した。 外務大丞丸山作楽等と共に東京で募った 艦一隻久春古丹の 六月属僚と募集移民三 してい 幕末期から「大い た 七月開 か 西隣 れは、 拓判 箱館 ツ に樺太を開 彼等は上官の 官に任じ、 = 赴任 百人を率 ŀ 7 リに 後 P 農工民三 来 Ús て露 に敗れ 八月外務 り将士 樺 余 人の 太 0 秱

ďΣ

Ĩ

不

安定

ts

時

期

力であ

ればこそ蝦夷の確

保に

つとめる岡本ら

Ó

個

人プ

V

1

は

ク

12

1

ズ

7

ッ

プ

される

Ļ

不

備

ts

制

度

4 て清 と六 次官 It. う点でその 1. た 百 楽等 公 땞 好 開 えるよう 帰 置 が む 名 抽 黒田 舢 年 3 機 を 国 ŋ 聴 べ か カ 之ヲ L 拓 右 こと協 ŀ かい 会 み 遊 終に き辺 清 ラ 否 漸 大臣岩 ts ħ 恠 失 v 後 6 ٤ り政 榫 隆 F んだ…… を か !蝦夷地 るも首 境を守 太に ħ 成 槿 -2 フ 2 る 労功 1 ŀ =1 皇 大に 府 倉具視等 0 た 数 岡 Æ ŀ 国 尾 7 Ís 航 0 K L 開 本の 来り 0) 何 E 備 ts で、 b H 勿 1 つ 世世 隆 貫 陳 朝 1 ν 1)3 拓 ち っその 更に 臣 尽 业 他 替 U î L -+-9 を説き、 世 ・形勢を視察して三年を支うべ 作 L とし 報夷 と欲 楽等 て そ た。 んと 7 カ 车 _ pЦ 方法 年 岩 関 露 有 U b て 魯 る 確 は棒 うに 航 清 0 ル23 上23 シ 人に ス Ļ 会計 で開 0) わけ 隆監 異見を述べ 在 西 保 して干 同 意識 とい 亜 拮 談 . 志を募り五千人の 太に は 廷 \sim 輔 判 ć 0 :据奔走してまた遂に成 陳 漸 1 人 をも ある。 在る にした。 5 ŋ 諸 カ 島に至り を 止むことなき渇望と情 L 郵 立 垂涎 開 実力 てその 君 るもその う 念の 拓 た。 ッ 宜 使に ****** 1 ク 0) 1 1 念ヲ 京 日 形 監輔之を喜ば 年 伴 不 昂 力 0 効 法 世 楊 =7 F 丰 勢を視察 採 正 は る滞 待 此 絶 ざる 5 張 甪 漁民を樺 からずとなし、 月 を なきをもっ かりとパ 計 デシュ チ は 露 + 관 1: 地 阜 んとし 入埠 Ħ 9 達 らな 維 国 た = L 諭 大大に ず十 著手 一熱的 0 尽 新 頭 が ŀ は たが 7 2 ス ス 威 か 帰 É 無 彼 政 帰 的 勢 移してこれを開 甪 等 な行 益 tis セ ^ 椎 2 つ ハ た。 此 7 監 清 樺 京 ッ 6 K ン シ から 15 は 当 為は、 太開 成 同 輔 は ŀ ∄ 隆 L \exists ħ ts 欲 1) 初 その 帰 た。 ኑ ば お り 志を募り千 とい 致 に 上官 セ シ 京 拓使を北海 ~ 下 固 テ 掲 彼 し十 同 1) L ^ 徒 陸 わ いなりの 年二 既 げ 有 た = 漁 0) 風 0) 続 n 会計 た航 拓せ 我が 命と称 0 0) = 外 K À 民 ってい で 祭 島 監 月 を移 缸 껈. _ 漁場に 力も んと計 道開 あ 国 義 樺 西 未 官. 海 0 輔 る。 をい 民的 る。 会を設立 太開 亜 夕 揚 遠 職 L L 持 立 を辞 拓 彼 て 略 人 ス たず そし 使に 築 を 動 ル 利 さきよ 画 夕 0) 拓 策、 蚕 -1; __ 盐 使 か 圧 か 檶 T 食 至 た。 併 を置 h ts ル 0) Ļ 倒 苦 とし 維 力 ス ラ 主 世 か たとえば L 0 新 N 論 ン 張 とせず、 心奔走 鎮 7 邦 基 蓋 府 政 所 _ Ć É た 人男女を 盤 権 拘 実 を 1 n 九 カコ から が 為 岩 するこ 石 月 を 泥 蝦 践 5 きわ 炒 7 狩 開 諭 IJ 夷 倉 去 退 輔 シ 数 膪 テ 京 国 抽 0) 拓 は

空白を埋めるものとして意味をもつ。

箱館裁判所・府の時期の岡本らの活躍はこのような意味で必要であったのだ。

論 り、 るようになると、 って実際的 1目に映るようになる。 自己自身と、 しながらこのような個人プレイがおこなわれている間に、 組織的な制度が創り出されはじめ、 自己の位置を冷やかに客体化して見据えることのない情熱家であった。 岡本ら有識処士的な奔放な熱情的な行為は、 しかもかれらは屢々上司・同僚・下僚との柔軟で均衡のとれた組織的連動には それが黒田清隆のような中央レベルの政治指導者によって 運転され 組織化された様式の限られた枠には嵌まらぬ逸脱 徐々にではあるが、 北海道統治の理念をそれに見合 不 向きであ بخ n

制の 十年の西南の役の時、 性格を暴露」、また山東が「資性豪邁で気節を重んじ、その行為は往々常人の意表に出た」といわれ、 きがあると伝え聞き、これを怒り弾劾書ともいえる文面の辞表を提出、 生角のあった人らしい。 別 打破を、 本はいうまでもなく、 **持前の正義感から一途に強行しようとして奸商による失脚の工作にあい、長官がこれに和するような動** 陸奥宗光・林有造・大江卓らの挙兵計画に参加、 土佐のお国柄の~いごっそう~であったのかもしれない。」松浦が蝦夷地請負商人によ 小野が、推測ではあるが「性格的に協調性を欠くとか、処世術が下手だったとか、 ことが発覚後逃走するなどいわゆる乱世 位階返上之事を申出で「其の剛直、 免職後 ともかく 短急なる る弊 一の雄 明治

去ったのである。 をとめて置くこともなくなってきたのである。 カュ くて箱館府の カ 末期から開拓使時代の初期へかけて右に述べた人物達はことごとく免職と辞職の違い れらの仕事は思うようにすすまず官途の生活が居心持が悪くなってきたし、 政府も強いてかれら はあ n 官途を

だったのである。

(1)(2)拙稿 北海道における地方制度の形成について(2) 北大法学論集第十七巻第二号

- 3 竹内運平 北海道史要 一七四ページ
- 4 様御沙汰相道候事」との廻達文はある』と記載されているが「相違」は相達の誤植であろう。 竹内運平 前掲書 一八四ページ、なお、 同書一八一ページに『辰八月十日の日附を以て「箱館裁判所以来箱館府より相唱
- 5 6 竹内運平 竹内運平 前掲書 前掲書 七四ページ

7

竹内運平

前掲書

一七九ページ

- 七七一一七八ページ
- 8 岡本文平 岡本氏自伝 巻中
- 9 竹内運平 前掲書 一七九ページ
- îò 戸川残花編 旧幕府 函府人名録から集計
- îi Fi 川残花編 前掲書、 このほか安政年間(但し安政六年以前)のものとみられる市立函館図書館蔵、 函府人名録を参照してみ
- 12 市立函館図書館蔵 慶応四年五月箱館裁判所例規 なおこれを引用した竹内運平

13

市立函館図書館蔵

松代氏書類

前掲書

一八二ページ以下参照

- 14 市立函館図書館蔵 松代家控 裁判所人名録 辰五月。
- 16 15 自治振興中央会 北海道大学図書館蔵 府県制度資料 箱館府改革扣。
- (17)(18)(19)(20)前掲 箱館改革扣 昭和十六年 行政編 (前編)ニーページ以下。
- 21 十九年を参照、 本家系考(竜馬の祖先と一族)昭和四十三年、 以下岡本監輔については北蝦夷新志・岡本氏自伝、河野常吉 総じて橘文七編修 北海道史人名辞典 堀真五郎については伝家録、 高倉新一郎 岡本韋庵先生伝などを参照、 北の先覚を参照した。 松浦武四郎については横山健堂 小野淳輔については土居晴夫 松浦武四郎 昭和
- 22 北海道大学図書館蔵 箱館裁判所設置関係書類
- 24 23 岩倉公実記 土居晴夫 前掲書 中巻 七〇二一七〇四ページ。 九一ページ。

坂

辯

25

横山健堂

松浦武四郎

開

拓使

0

組

開 拓使の設置 組織 担 Ĺs

丰

は が っちで 抗拓使は えない。 しあっ たが、 !明治二年七月八日に設置された。 な意味をもって設けられた」 のみならず「箱館府は新政権の下に 君尹彦氏が指摘されるように この制度は今まで一般には、 両者は一 における 地方行政制度であり、 カ月余も併置され た状態で存続したことから 箱館府に直接継続するものとして理解され 地方単位であったのに比 直接的 開 ts 拓使は 続

後の一 維新 てい それとは別 7 を達成するにはきわめて不向であり、 かり、 八地開 ならないことに気づいたことが判明するであろう。 、た時 0 国内の 政 使とい 適確 |年五月二十一・二十日(ただし降伏の通知は中央には未到着であったとみられる)の皇道興隆 権 拓の朝議あ 内戦を終熄させることに成功した新政府の志気が 以期であるから、開拓使の設置も、 か 箱館 統 な指摘にこれ以上私に言及する何物もないのであるが、これに関連して開拓使の設置に Š 制度 安定のため 一裁判所・府という通常 0 たりから始ったとみられるが、 古来 か 国 6 一の中 Ó 地位と統治 央機関から地方に送り出される職で、 説の出 あらためてこの課題によく対応しうるより大規模な特別の制度を構想しなけ のである。 使という古代国家の官制の名称と統治を参酌してすすめられたのであっ I来あい 作用 の地方行政制度をもってしては 設置 この時期から六月へかけては同時に版籍奉還がおこなわれ そしてこの開拓使設置をめぐる審議 0 目的 いちぢるしく昂揚し、 K 0 7 は それが常設的でなく臨機の 君尹彦氏によると、 その国家統 蝦夷地の統治開 は、 __ の その 理念を王政復古に 箱館による旧 拓と つい ものであり、 知藩 0 5 て論ずると、 0) 事選 遠 類 大な た 幕 型 時 任 軍降伏 求め た。 期 長官 h 題 6 蝦

ば

あ 夷 9

たの

Ē

そこでこの

ような

点

※を開

拓使

0

職

制と官

制

0

面

か

6

専ら

制

度的にとらえてみると、

二年

·七月

0

制

度で

は

開

拓

使

長

百

桴

ョ

統

叙

七

.

A

ル

Ŋ

メ

_

其

(委任

ラ受ル

军

臣

_

シ

テ

総

テ

部

事

/ 熈ラ

-1/-

ル

ヲ

以

ラ己

V

其

貴

=

任

シ

縦

۲

失

錯

7

ル

モ

其

場合も以 K ts K it 安定をも その 中 特 央官 莂 /ヲ怨離 役 0 Ŀ 割 制 たらす 0 制 腹を、 よう E が 中 0 これ きわ とい な意味 -央集権 その を煽 必 5 -をこ 長には中 É 0) 動するもの 地 高 的 かもも 方 め 位 É 高 官 ·央官制上 設置され 0) っ 渗透 て、 \ddot{o} が 16 を ф あ Ď れば 15 -央政 には 0 たことが 就任 高官を据えて設置 か 府 忽ち乱を生ずるであろうという内外に ろうとするものであることを特色とするとい 0 するのを常とし、 明 統 6 治意図 か ℃. ある。 心を蝦夷 したの 地に す 使 で ts は ある。 中 ゎ 修透させ 央官 ち 開 制 拓使 る K は \$ ため 地方制 わ に、 たる脅威 П シ ヤ 0 単 わ 機 İs. 帝 n 7 構 をとり 玉 る 南 L. 0) 地 F る 方 除 す 行 n 政 T 土 制 開 蝦夷 拓 往 使 属 は 地 0)

す 海道 まえば 7 Ś 拓使 Ē 省 か 開 円 は ĸ 府 ts 拓 6 設置 使 中 わ 办 たっ 藩 は 央 5 飯 l, 開 7 ままで府が担ってきた地方行 初 府 1 拓 使が 開 族 0 0 拓使 開 增 寺 大し *全く 拓統 は 院 体系 地 治 地域住民に 0) とい 方行 分領支配 化 され 政制 う特 記を廃 異 な法規 直 度で な制 接に 止 は 行 政事 なか 度とし Ļ 0) 下 政を執行することに で 石. 務 つ 7 年 を当然担 たとみることは 0) 般 九 節 月 性格に併 な行 旧 箱 わ なけ 館県 政 せて 事 なっ 無理 務 0) ればならず、 逐年 がを執行 管 轄 たのであ 70 -地方行 あ 地 を青 る。 して り、 森県 :政制度として ことに なぜ b くことに 後年に カン ts ら管 院藩置 らば なる U 地 箱 たるほ 换 県とと 0) 館 性格 をうけ 0) 府 で から をも ٤ あ 廃 集権 7 止 四 6 れ 年 は 7 北 Л L

完

官 $\bar{\sigma}$ 職掌 Ė 地 0 開 は 諸 拓 堂 を総判 省 総 0 卿 圳 でと同 すると読みとれる包括的な内容を与えられ 諸 地 等 開 Ė 拓① 置 か 七月十三日定) n た 0) ć あ る。 となって ИG 年 -七月の おり、 公達で てい 必ずしも蝦夷 る。 は 長官 そして長官 0 地 地 位と権限 0) 開 0 拓の 地 は 位 みに は 一長官 「位階為諸 限 2 たので 天皇 庶政 省 は 卿3 ts ヲ 課 分 ひ シ 月

統 譜 八月二十 ヲ 叙することとなっ ・受テ 聖 五 前 日に職制 累 ኑ 並 ている。 ナー 事務章 ス 一可ラ ナ ところが明治 程が定め ル 事但 られ 長官 汽年に ラ欠 0) ク は各省お ኑ わ 丰 が 玉 次官其 0 集権 よび 花 府 責 県 = k 任 官 スへ 僚 9 制的 l, 丰 て職制と事務章程が定め 事6 編 成 と天皇に直属 化 'n 進行 裡に 長官 する宰臣 られ、 0) 権 とし 限 0 開 幅 て 拓 使で 百 内 揆

樹園 分化が 事務章 売 なっ キ雷 民繁殖警 が Ele た長官の専 籍 或 列拳 1 λ た から 起線 な 法 ラ ゚ヺ ヲ ハ変更ス 査定 程 わ 的 設 1 あり、 ジヲ架 おこなわ 傭 ヲ 備勧 いちこ 立. Ť 使 K に のとみ よ ·決事項についてもその多くは長官が従来おこなってきた開 眀 " ス 1 ス ス いって、 **B**業等 好確に 汷 開 0 定額 牧畜 拓の 燈台 ۲ 道路橋梁 6 支庁ヲ廃置 れるようになる。 職 なっ 制では、 給 n るが、 事 基 岌 長官は自己の専決をもって執行 金 料 方法 て来る。 E ブチ ラ |礎となる財行政と交通通 ヲ掌ル、 礁標 増 ヲ築作修 算 つぎの ラ設 ス 長官の職掌は 滅 がヲ設置 ザヲ具状 ス 第二、 駅 ク 繕 逓 具体的には ように 鉱 I ラ廃置 ス Ш ス ス 本使官員奏任 作 ヲ 開 きめ 誻 場ヲ設立 民業ヲ勧 官立学校ヲ廃置ス 第 費 採 シ 郵便 ラ計 細 上奏裁可を仰ぐべきものとして ス 信信 か んく例 本使 溝 算シ之ヲ公報 ス 誘 K ヲ 渠 関 開 シ しらることと、 はする事 設ス 進退黜陟ヲ具状 物産繁殖 公私学校 ヲ 示 ノ官員ヲ統率シ使中 列拳 開 整 して 柄 新発明 租 ス 税 1 ス ヲ廃置 方法 河流 l, 9 ジ法 、 る。 各庁 上奏稟議裁可を経なくてはならぬ l, 物 ラ設 7 ヲ定メ及ビ改 シ ス 拓政策や 塡淤 すな 品專 判任以下 = 交涉 定の法的 庁廨ヲ営繕 ŋ は 切 わ 売ヲ許允ス ヲ 疏浚 士民 も ス 1 国郡 般行政事務 事 ハ之ヲ専行ス」る事 ル 村邑 説規制が Ě 務 事 ス 移 件 ノ経 ス ス ヲ総判シ所管 住 ヲ ハ 人 貨附 ラ許可 照 馬 創 加 本使 社寺 界ヲ改定ス 船 (会施 えら 置 の執行を法認すること 梁 (ノ官員 シ ヺ 方法 廃置 或 行 シ れるように 賃 土地 ス 、名称 ノ土地 ラ設 をとな 銭 ゚ヺ こととの ス ヲ ヲ 海: 国 定 一売貸 査定 都 ヲ変更 汽 ヲ 厠 ク 外 解 なる。 車 名 称 権 従 道 拓 物 L 派 ス ヲ定 ۲ 産 ヲ 限 か シ 開 À 外 \$ 種 ま 出 0) 眅

民

=

一給与ス

7

備

倉

ラ設

ケ

凶荒

ガヲ救

済

ス

定規

=

照

ベシ 窮

民

(ヲ賑

愉

ス

定規

_

腏

シ

・褒賞ヲ

行

フ

巡

査

ヲ廃置

ス

需

要

滁

7

総

理 明

部

·官員 十二月

退 は

奏任以 ブラ

上

八之ヲ 事

具状 得

<u>ښ</u>

判

任

以

Ť

 \sim

Z

行 は

ス

=

管

事

務 ヲ

就 率

丰 シ

决 テ

律 主

令 百

ヲ

ヶ

tc

お

治

+

Ė

年

K

開

拓

使

職

制

並

事務

章

程

は

改定され、

長官

0

制

部

F

官

員

統 =

管 布

般

事

論

ス

ル 其

ヲ 7 ス

لح ル 7

to 事

ŋ Ż

事

務

重

程

でも

長

官

から

中奏 ル /\

裁可

を 行

経

7

カン

5 7

執

行 法 ヲ 臘

j

ベ

き事務 就テ

に

は

ほ

ぼ

治 席

八

年 列

0 シ

章 其

K

ts ヲ 設 1

得(2 要

補 事

ヘス

ル

串 准

其意見 是黜陟

奏請

ス

Ŧ

施

主任

ル

公案ニ 専

ハ

元

老院

j

識 明

利 程

害

弁

쐐 ヲ 増 Ä 减 ヲ 1 国 函 = 館 11 扣 裁 圳 λ 所 ス 管 ラ 除 切 外 秵 懲役 税 例 + 規 年 = 脳 以 下 シ 処 分 処 刑 ス ス分函 定 和 館 裁 金 判 ヲ 以 所 テ 所 管 開 ヲ 拓 除 ノ 施 外 設 緩 処 刑 急 終 身懲 応 シ 処分 役 ハ 逐 ス 館 裁 判 判 任 所 F 擬 官 律 員

差

Ш

シ

其

死

罪

大

審

院

差

田

·>/

批

可

ヲ

得

テ

然

後

=

決

行

とな

2

て

し、

る

る。 使 业 問 名 知 荒 た ル 一使 0 0 71 半 ic ラ 救 以 一使 5 で 里 IN 為 , 0 恤 -うる。 ある 5 務 + 事. メ _ して _ 権 II tib 7 ス 租 務 開 北 併 ヲ 限 ル そこでこの 税 童 開 開 拓 モ 1 程 油 + ハ 全 務 拓 消 テ 拓 使 0 など 使 開 抽 は 其 内 シ カ 一容をみ は 拓 方 テ 府 実 增 よう 府 が 新 県 0 1 事 夭 第 X _ ŀ 鵩 県 いると、 Ís ĺ 務 邦 画 百 制 官 してゆく 羲 ヲ 国 シ 童 ヺ 傾 0 管 管轄 で 程 向 事 ヲ カ 長官 あ 成 が ラ ス tis 務 もり、 、地方行 ル ス ス、 增 重 ス (府 大す Æ ル 程 \ddot{o} 1 事 府 県 同 K 専 1 政事 ると ,見ら 般的 = 県 ヲ 0 種 決 管 シ 職 類 事 務 テ、 明 項 官 制 ħ 地 ス 夕 方行 治二年 0 省 事 ル るよう 0 務 Ĵ 処 地 \Box 1 成 理 政 方 兴 章 官 V. Ŧ 規 Ė を 事 使 程 庁 ts は 管 前 務 ヺ は 開 に 1 轄 北 履 過 諸 般 K 0) で 拓 省と同 自 処 ス 海 行 は ギ 的 K シ、 E 理 ル 道 +}-. 関 なく・・・・ 15 する 0 は 力 = ル 地 格とみ 儀10 制 副 為 於 其 方 (命令ヲ 職 度 次 行 メ ル 的 併 ٤ 掌 0 ハ 筀 政 性格 6 ts 也 + 者 b 事 0 *職務 遊守 テ開 地 註 う疑 務 n ほ た開 を ヲ 0) カュ 開 諸 间 に K 拓 シ 処 過ぎ を喚び 拓使 応整序 土 省の 拓 理 事 シ 地 が 村 D 務 人民 人民 章 は 多く 落 こと して ヲ 程 起 づ 施 ヲ ヲ لح L 同 なっ < 異 解 を 招 ス 保 た 使 'n 釈 = 徠 護 6 0) 7 張 きて で するよう 7 ス ts 75 戸 ラ 物 ル あ 籍 チ る。 <u>ス</u>() 産 b た 各 ヲ 渦 0 ること 教 0) 府 لح 賏 で 丰 育 で 県 開 起 ス あ 0 あ 拓 疑 ŀ 凶

北法22(3•129)469

説 7 は つつも 開 使に対する官僚 = 事ヲ創 ジメ又 制 八川 的 組 織的 L規ヲ変更スル事」 (3) [規制は強化されてきたのである。 という概括的 な広い ,内容を含む一項が付加され制度的 k は 長官ひ

県後旧 ように定められていたから開拓使の官員の だけが残っ る。 順次整然と上下の 年七月から八月に 史生という名称の謂である。 (第六表参照) 任三等として勅任官の末位に列するが、 地位を府県庁のそれと比較してみると、 以上では長官の ここでいう一貫性とは開拓使といういわば太政官の外局のような形をとった開拓使に固有の次官 とされ、 藩 主の退任とともに地方官の地位は相対的に低下し、 た 位階が正三位、 ただし と多少の改正をすすめたが設置以後十年一月の大改正までほぼ一貫した官制として持続し 階梯を定められた。 かけて宣教使・ 職掌の点から開拓使の性格を見てきたのであるが、 わが国の官制は明治二年 官等が三等であり、 (なおこれと同じ官制をとった按察使は三年九月、 按察使とともに使として官制を定められた開拓使では、 そしてこの官制は四年八月 二年頃は開拓使長官も次官も府藩県知事も勅授 地位も他の官庁の官員の地位と比較できたのである。 から官等と勅奏判任の基準をもっ 以下第三表にみられるように次官・判官 勅任一等の長官、 (第四表参照)、五年一月 つぎに官制の点からこれを見ることとする。 同二等の次官に比して、 宣教使は五年三月に廃止され てすべての官職 ・主典・史生と位階官 任) 長官の位階は (第五表参照)、 官であ そこで 0 階統 るが、 判 府知事 開拓使 的 一為諸 官 地 た 五年 付. 0) 主 廃 開 省卿 Ö 0) が で 官員 みが 藩 亢 等 判 拓 典 月 る 使 あ は 同

とは別 き得ることとなり、 こうなると

県令の

地位は

開拓使の

判官とひとしくなる。 派系統 に置 か n 判官の 1. カン 中には県令の地位を凌ぐ者も現れて来たのである。 も府県官制を はる かに 凌い だことが 加えて五年八月の官制改正で 判る。 このようにみると開 は 判 官 は 勅 拓使の 任 三年 官 0) 制 地 は 位 府 に 県 就

県令は奏任四等の地位にとどまるので

ある。

ところが明治十年になると大分様子が変って来るのである。

とい

うのは長官

次官の

地位

は

これ以後も

依

然県令を

北法22(3•130)470

北海道における地方制度形成について 四 完

第三表 明治2年7月~8月期 開拓使・府藩県対照官制表

県	滞	府	開拓(吏	俸 給	勅奏判	等	級	位 階
							1	等	従1位
						勅	1	V)F	正2位
						授	2	等	従2位
			長 '	自	現 米 700石		3	等	正3位
	大藩知事	知 事	次 '	Ė	500石	任	4	等	従3位
	中藩知事					官	5	等	正 4 位
知 事	小藩知事	大参事	判 '	官	340石		6	等	従4位
権知事	大藩大参事	権大参事	権判'	Ė	270石	奏	7	等	正5位
	大藩権大参事	少参事				援(8	等	從5位
大参事	大器少参事	権少参事				任	9	等	正6位
	大藩権少参事					官	10	等	従6位
少参事	中藩権少参事		大主	與	85石		11	等	正7位
大 属	小藩権少参事	大 属	権大主		67石	判	12	等	従7位
権大属		権大属	少主	典	50石	授	13	等	正8位
少属		少 属	権少主!		35石	任	14	等	従8位
権少属		権少属	史 /	生.	26石	官	15	等	正9位
史 生		史 生		掌	20石				従9位
ALL CONTRACTOR OF THE CONTRACT			使使	部丁	15石		16	等	
an opposition			附	禹	12石				
			等	外	10石		1	等	
			-र्ज	' F	7石		2	外	

第四表 明治4年8月 開拓使・府県 第五表 明治5年1月 開拓使・ 対照官制表

県	府	開拓使	等級	位 階
				従1位
				正2位
				従2位
		長 官	1等	正3位
	知 事	次 官	2 等	従3位
	権知事		3 等	正4位
知 事	大参事	判 官	4 等	従4位
権知事	権大参事	権判官	5 等	正5位
	少参事		6 等	従5位
大参事	権少参事	監 事	7等	正6位
権大参事	典 事	権監事	8 等	従6位
少参事	権 典 事	大主典	9 等	正7位
大 属	大 属	権大主典	10等	従7位
権大属	権大属	少主典	11等	正8位
少 属	少 属	権少主典	12等	従8位
権少属	権少属	史 生	13等	正9位
史 生	史 府 掌	使 掌	14等	従9位
			15等	

府県対照官制表

県	府	開拓使	等級	勅奏判
	f	長 官 次 官	1等2等	勅任
——— 令	知 事 権知事		3 等	
i .		権判官	5 等	奏
参 事 権参事	権参事	監 事	6 等 7 等	任
典 事	典事	権監事	8 等	
.,		大 主 典権大主典	9等	判
権大属	権大属	少主典	11等	
- ""	少 属 権少属	権少主典 史 生	12等 13等	
		使 掌	14等	任
県掌	府掌		15等	

第六表 明治5年8月 開拓使官制表

開拓使官制	等	級	勅奏判
長 官	1	等	勍
次 官	2	等	
大判官	3	等	任
中判官	4	等	
少 判 官	5	等	英
監 事	6	等	F
権監事	7	等	任
大主典	8	等	
権大主典	9	等	判
中主典	10	等	
権中主典	11	等	
少主典	12	等	
権少主典	13	等	
史 生	14	等	任
使 掌	15	等	

第七表 明治10年1月 開拓使・府県対照官制表

			用拓	便・	/ 打界	对照官	制表
府		県	開	拓	使	等級	勅奏判
			長		官	1等	勅
			次		官	2 等	
						3 等	任
知		事	大	書記	官	4 等	奏
権	知	事	権力	言書に	官官	5 等	
大喜	話	馆	少:	書記	官	6 等	-
少書	Fic	馆	権生	い書言	己官	7等	任
1	等	属	1	等	属	8等	
2	等	属	2	等	属	9 等	判
3	等	属	3	等	属	10等	1.0
4	等	属	4	等	属	11等	
5	等	属	5	等	展	12等	
6	等	凮	6	等	属	13等	
7	等	属	7	等	属	14等	
8	等	属	8	等	属	15等	任
9	等	属	9	等	属	16等	1.1.
10	等	属	10	等	属	17等	
1		等	1		等	等	
2		等	2		等	,,	
3		等	3		等	61	
4		等	4		等	外	

奏任四 とひ わづ は ごくありふれた地方行政官として府県 官とひとし 属 0) 地位にとどまることに 属官等 る 方 としくなり、 針 カュ か 外等 に 等 ts は 福 凌ぐの 府 連 少書 級 県 書記官 が 被 官 記官 定 であるが あ 制 ے 0 0 は奏任 たが と判 大巾 0) の後奏任 なっ 属 0 官 tc 六等となっ た 制 改 + 上位 车 監 ħ 0) へと改定され、 TF な期に である。 0 事 月 ク み É 主典 ts 0 勅 7 らず ス 任官 なおこ など 府 転 0) お 開 出 り 開 県 1を含む 拓 それまで勅 開 拓使に 職 L 去 使官 府 0 制 拓 り 規 中 県 使 また 判官 ·参事 僚 0 定 固 も及ぶこととな 大書 0 有 は 以下 転 北 は 定 任官を有 0 海道 記官 辞 官 À 25 -ヲ廃 職 5 制が L 来ると 誦 が奏任 n , た時 じて 廃 シ 拓 大少 統 ル止され、 開 ŋ 六 点で 治 し、 拓 書 5 等 た判 准 0 使 端 は 記官以下等 工 陸 0) 緒 長官 小 開 官 判 軍 丰 書記 官以下 を ス 拓 0 武 使 官官 制 パ 地 官 位 1 次 0 ヲ 度 は 級 大書記官は第七表に 的 ŀ 官 が奏任七等で は 除 ラ定 で 書記官として完全に 第 に 0 ク 0 はなくとも一 ほ 七表にみられるよう Ź 外 かい 大判 つ はことごとく府 とい た あっ 官 0) 以下 で う太政官 向に た点に ある。 示 被 か す 奏 廃 ま 県 Ì 任 É 拁 書 達 b 官 位 5 官 府 六 記 す 制 県 0 0

説

警察 され 化させるようになっており、 たように 0 は なると、 いられ は庶務 は札幌本庁 経 料課 た五年 温は第八表に示されているように府県庁のそれとは内容的にも年次的にも対応せず別個の制度として発達してき 0 定められ 掛 ほ 見られる。 東京出張所も掛制をとるとともに官園 か 開 -九月の時点 開 事課を置くこととなり、 經掛 Ш 本 め 拓使の官庁機構の構成について述べるが、 作庁の 納 局課制は またこの 掛 会計掛 学務 しかし第八表によってみても明治 制は局制 (この時点は同使の開拓計画が最も充実した時であるが)を例にとると、(ユ) 「本使職制並事務章程改定ニ付本庁従前ノ局ヲ課、 などの事務が多岐にわたって分課されてきていることを知り得よう。 時東京出張所の掛も課制をとるようになっ 運漕掛 この中には開拓政策の展開よりも府県庁の一般地方行政事務とも共通する庶務・ へと改称され、 ほぼ同じ頃支庁の掛はそのまま課へと改められ本支庁に上下の 生産掛 たとえば庶務掛は庶務局と改称、 営繕掛 ・ 北海道産物会所・貸付会所を設置している。 五年の札幌本庁の分課に比して八年の 刑法掛 開拓使の本庁・支庁および東京出張所の ・資生館・岩内石炭山掛に分けられ、いい た。 そして開拓使の内部分課 課ヲ係ト改称ス」(8) その下に記録課・ 分課は と課係 これらの機構は そして明治 札幌 制度が 階梯が 受付課 職掌をより の態様 本庁の 制 支庁も各掛 統 へと改め Ŧ とその改 職 内 的 74 制度的 六年に 部 務 うられ 占 課 構成 K 分 TF. に

?府県官を除 いが国の官制全体の趨勢との双方から検討してみなければならないが、 治 明治五 五年の 车 一で一千 拓使の ほぼ半数となりこの状態で十五年一 く官員総数は一三五 ・人近い 人的構 人員を擁したことになる。 成に触れると、 一一名から一八〇八〇名と増加してお 第九表に示されるように、 月の廃止を迎えたわけである。 しかしこの人数は六年 設置から廃止まで官員総数がも ار 19 統計によると、 から九年に 各省の人員数も増加 このような傾向は かけて漸減、 五年から六年への 0) 開 傾向 拓使内部 っとも + 年に か 見 わ は られ か 0 国 事 滅 る の地 た L 0) 7

たのであるがこれ

は開

|拓使の分課を各省並から府県庁並

へと降格したものと解し得るであろう。

北海道における地方制度形成について四字

第八表 開拓使札幌本庁機構 附府県庁機構

開拓使札幌本庁

明	治 5	年	明治8年
庶	務	掛	記 録 局…公文課・受 付課・履歴課・編輯課 ・考査課
開	墾	掛	民 事 局… 制業課・戸 籍課・駅逓課・地理課 ・警察課・衛生事務取 扱
会	<u> </u>	掛	会計局…検査課・出 納課・貸付課・用度課 ・租税課・統計課
迎	漕	掛	工業局…土木課・営 繕課・室蘭出張勧工課 ・調査掛
生	産	掛	物 産 局…鉱山課・製 煉課・博物課・煤田開 採事務係
営	繕	掛	刑 法 局…断刑課·聴 訟課·因獄課
刑	法	掛	学務局…督学課·理 事課·女学課·札幌(農) 学校
資	生	館	札幌病院…事務課・主 治課・教授課
岩内]石炭	山掛	屯田事務局
			船改所
			地方出張所

府 県 庁

明	治 4	年	明治8年
庶	務	課	第一課 庶務
聴	訟	課	第二課 勧業
租	稅	課	第三課 租税
出	納	課	第四課 警保
			第五課 学務
			第六課 出納

第九表 開拓使・三県・道庁官員表

年 代	総	数	奏任以上
明治2	335		11
3	388		12
4	446	(252)	13 (14)
5	921	(991)	29 (26)
6	803	(811)	18 (22)
7	725	(832)	18 (20)
8	634		24
9	650		22
10	493		18
11	498		17
12	518		22
13	524		21
14	519		18

一鳳時代

	3 14		
16	札幌県 函館県 根室県	537 270 ?	33?
18	札幌県 函館県 根室県	? ? 180	? ? ?

道庁時代

元札幌本庁 493 7				
19 元函館支庁 529 1 元根室支庁 262 7	19	493 7 529 1 262 2	元函館支庁 529	

但し開拓使期は新北海道史第三巻通説二から、() 内は明治史要附表による。 三県時代は札幌県・兩館県・根室県 統計書,道庁時代は明治19年北海道 庁統計書による。

論 に大量の人員が採用されたこと、しかし翌六年には早くも「計画ノ誇大ノ弊ヲ免カル能ハス」財政がいちぢるしく逼 で五年以後の開拓使の人員の減少は同使内部の事情によるものである。 すなわち明治五年には黒田清隆らによって立てられた開拓使十ケ年計画が発足し予算もいちぢるしく増加、

迫 九年から十年にいたるかなりの数の人員淘汰は開拓使のみに限られた傾向ではない。この一年は中央官庁の人員数も ĩ 黒 田 [は開拓政策の転換を計らなければならなくなり逐年人員淘汰をすすめたものとみられる。 これに対し明治

減少しており、 これは政府の行政整理の方針に負うものであろう。

の明治十四年には三・四%と通算して三%強というところであるが、明治六年から十四年まで多少の凸凹を示しつつ なお開拓使官員総数に対する奏任官以上の人員の比率は明治二年には三・三%、 明治五年には三・一%、

廃止直前

一○人程度の奏任官が常時開拓使に属していたことになる。

をはるかに凌いでいる。 それから官員中の華・士・平民の族籍の比率は明治七年官員総数七三二名中士族は四四三名を占め平民の二八八名

名で士族は七八%、 四五と多いが、 そして士族の比率は等外から判任・奏任と地位が高いほど多く、 判任官では士族が三二四名、平民が一三九名と士族が七○%を占める。奏任官は士族一四名、 勅任官二名は二人とも士族である。 等外の官員では士族一〇三名よりも平民の方が一 平民四

族は一七名、平民四名で、士族は総数の八六%を占めている。 ついで明治十年八月の職員録によってこれを見ると、 平民一一一名、 不詳一名となり、 士族は総数の六八%を占めている。奏任官以上については二一名中士 判任官以上三五〇名中(ただし屯田兵と警察官を除外) 士族

この時

府

0

政

策

決

定定に

な考

情

報

を提示

L

また開

拓使

を一

9

0

組

織体としてこれ

を組

的 月

能 か

率

的

K

運

営

7

5

薩藩 月

 $\ddot{\mathbb{H}}$

H

清 雷

隆 0

0

次官就任が大きな意味を持っ

てくる。

L

か

も黒田

は三年

五 織

6

開

拓

使が

止

に

Ħ.

年

まで

施 身 有

政 Ö 効

Ê 黒

あ

かまり

穑

極

的

で

ts

力。

2

た長

官

の下

で、

ŧ

た長官

空位

ままの

実力あ T

て、

ま 廃

た L

七

年 ts く

後 +

it

名

宝とも

に長官として

制

度的にはすでに述べ

たように

開

拓使内

部

0)

職

権 0)

K

0

ι,

は

蝦夷地 る次官とし

総判し

ts

し、

本

 \bigcirc 開 拓 便 0 扣 ・手と官 僚 制 的 編 成 11

人達によ 前 頃で っ II て担 開 拓 わ 使 0 n 統 li 治 Ħ 713 K 菂 運営され 制 度的 構 たであろうか。 成に . つ Ö て触れてきた。 またこの 人達の ではこのような目的と制度をもつ 統 治 能 カ パや性格 は どのようなも 開 0 拓 で 使 あ は 9 し、 た カゝ なる

公卿 K 先ず れらの 0 東 てみるべ 開 久世 り点につ 拓 便 通 かが き抱 設置され 禧 Į, で て言及し 負や あっ カゝ た。 たとき長官に n た 東久世 É 日身の 業績は には長官 なっ 就任を あ た まり 0) は ts 佐賀藩主 たん か 2 たとい は 鍋 「よほど不 島 2 直 て過言で ĪF. であ 苸 -嘆息記 0 なか たが 、ろう。 鍋 して渋っ 島はすぐ辞職 た人物で Ļ あ 後 り 任 開 K 就 拓 使 U 0) た 経 0 は

なる 心に 勇 開 本を除き就任 L 7 拓 松本十 のだが、 満 使 しろ干古斧 0 くとい も 経 営 Ėß かい 、
う
よ か 中 0 -央政府 鉞 中 我 要 竹 -央政府 5 武武 车 を Ħ 省羅 な性格 \dot{o} 知らぬ蝦夷地に赴任 信 明 頼 の統治方針につい 点な実行 治三 あ 6 統治方針を基本的 ä i, 年に 態度を持 づ 力を n も維 l, 持 づ お合い ち れも辞 新 7 なが 前 ڶؚ 0 わ に蝦夷地 理解 それぞれ K 步 5 職 理 て L 解 は て それ が なく、 L U į, K 来たことのあ 任 なが なか れはそれ る。 地 辞 5 また開 で 2 たとい 職 開 で 開 0 拓に手腕を発揮 また現 理 拓使という組織 拓 る判 うことにも多くを負 由 K とっ は岡 地の状況を適確に把握してこ 官 ロクラ t 本についてはすでに述べ 先駆的 スの したのはさきに述べ の下 人達であっ な役割を立派 で同 2 てい 僚達と組 た。 たとい K たが、 ħ 果し た岡本監 織 を政 えよう。 的 か K 7 L 一角に 彼等が 仕 か るこ 事 輔 n 伝 ¢. カュ を え 島 < 自 政 理 負 義

ाप $\frac{-1}{n}$

使 以 北法33(3・137)477

漏

程

年での

意味の

ある体験に

5

いて触れてみ

たい。

/官員

グヲ

率

使

争

切

ジョ

務ヲ総判シ」

とそのすべてをに一

身に

集中

L

T

Ļ,

た

カュ

ら開

拓使

0

経営に

関

する黒

田

0) 影

岃 íż 極 黒田紹 B 7 日を開 大きか |拓使に任用したことの意味や彼の っ た たとい ・えよ 指導力· 性格 態度やこ れらのもの の形 成 の素地 となっ た 成 育 0

なく、 大 藩 翌二十二才の時薩英戦争に参加、 加 備 75 0 を与えて ン」という一途で激越な攘夷青年であっ ノ深め 郷 [郷従道 天保十 0 えイギ 頃には斉彬はすでに世を去っており島津久光の藩政の下 0) 軍 た文久三年の暮に留学生として江戸の江川 艦船武 後年の 編成化 事 Ť 大久保であっ 的富 ij ハスの 大山巌と同じ世代に属する。 年 < た 北海道開拓に |強化を計ろうとするものであっ 、中で民族的 などをすすめてい の購入・斉彬がおこなった殖産興業策を大規模に復活すること、 軍 4 Ŏ 事 八四〇) とみ た。 H (の圧倒的な優越ということを強く実感させたので単 そしてこの 独立 b ħ おける彼の洋式技術の導入・ 薩摩藩四 0 る。 ð, 課題を攘夷のパ その そしてこのよう 石取 開 頃 0) 国 ے 論 は 動きが成年になっ りの下士の た。 は諸外国との貿易をすすめ技術、 の世代は島津斉杉の た。 しかし 「無二ノ攘夷家ニシテ外国人ヲ忌嫌 ŀ な藩 こうした藩政の スを内に秘め)薩英戦争の結果はそれが勝 長男として生れ 散 0 殖産興業策 たば 機会を与えられ、 にあり、 展 開 川 た開 は カ 'n 展 新 た黒田 開 国論 黒田 され から屯田兵制 の黒田に大きな影響を与えずに置 黒 H は た は二十一才の時生麥事 自 薩摩藩 へと脱 教学 純 は 身 器械をとりい 0 な排外撃攘の藩論 大鳥圭介を含む教授達から砲術 ズスル 皮 敗 西郷 運 郷士による屯田 0 の影響を少年期には受けて して のはっ 命 の採用にまでいろい イギリ 処甚ダシ i ٠ Ų b 大久保に きり スへ つ 影響をも たの れてわが国の、 0 i *O* 、 で 外件の 接近 ts 兵制の強化策 は民族的危機感を一そ たら ある。 只管彼 世代遅れ U 行列 戦争で 外国 ろと大きな影 カ その 0 なか 等 当面 中に 薩 あ いるが 松方正 貿 ヲ 推 英 鑺 は、薩 易 理 洋 進 あ た筈 たとは |大軍 0) 攘 者 論 ŋ 成 義 0 12 拡 摩 が セ Y

一塾に入門

0

0

よう

・を掌握

にできず

した官治的

開

拓 使

経営

近グ

n

1

ブ

とともに展

開

することに

年

代

0 北.

開 垣

拓 \pm

経 道

営 0)

的

7

7

V ル

ギ

1

的

ts

拒

絶

を

示

L

開

拓

0

経

につ

U

7

\$

民

衆

0

支持を調

達

-1

ることに気

付

U

た

0)

手

づ な部下

まりに逢

着

伊

藤博 徹底 反応

文や

Ш

.県

有

AA

井

H 縣 を 営

らに 側

t

る

J

り近

代

的

な資

本の

誘致

定よ

る北 になり明

海

道 治

経 + て

記営策

つ

7

実技を仕 认 ま 九 この **7**T Ш 塾で後に 彼 0 部下とな 0 た 大 急 走介 0) ほ か 鈴 木 大 龛 森 源 一などと知 ŋ 合 7 る 0) で

る

ラ ic 0) ts 7 Ш た 整で 人物 ιī とはや お えそ 5 、や異 西 る開 洋 0 技 拓 K 術 に お け 対 á 1 徹底 Ź 理 L 解 た洋式 を兵学 0) 的 採 ts 用 Ϋ́. K 場 赴 カン カコ 5 世 そう た原 が因とも 深 85 ts 2 ħ た から b 彼 0) 0) とみら 百 藩 出 身 0 県 知 事

長連 旭 初 郷 旬 とに た何 合 쑞 に 至 倒 h 幕 坂 床 本 · つ 長 元 間 年 育 ても彼の の大役を担うようになっ 0 馬 埴 融 か 黒田了 5 和 志士 垣 策 命 を でを開 講 介 として 步 (清隆) U んとする意あるをもっ 西 た 郷 もの てい 0 0 [H] 補 は西郷と大久保の知遇を得たことで たのである。 佐 人突然京都 沒 のような形 て、 より L んでの 卞 木戸 カュ 関 しこの西郷 活 自 K 来 躍 6 速 ŋ は その カン 木戸 0) K $\tilde{\mathsf{F}}$ 頃 1 での K あろ 京せ 0) 面 伊 会し、 黒 んことを慫慂」 藤博文にも 田 0) 京都滞 薩長 連合 「十二月 在 と知 画 中 策 0 小松 6 0) (注慶 成 12

功

は

井

黒 薩 (帯刀 応

元年

お

弥 度 限 ぎるまでに カュ は 太郎 政 0 7 るものと信じ切った。)継受、 としく 治家か 氏 が 藩閥 ΔŻ. 信信 指 5 嶽 ľ 摘されるように 切 歩も出 政 凼 ŋ 0 府 樹 0 その 立 指 ts ことに連合の 菠 Li 生 地 者 1 方自治 でで ŏ 蓮 لح 薩 あ は 全く連 長 2 制 た 人はすべ 彼の K 丰 0 設定に 世 合精 1 政 ボ ょ 治生 7 黒 神 1 5 倒 0 V ι, 命 護 ŀ 幕 713 ては 以持と展 を握 車 0) は 限界を作 5 お 木戸 洒 っ 0) た黒 開 洋 ħ ø, そ 0 0 舻 科 力 りだした」 0) 田 学技 と信 藤 として 4 ので 術導 Ü Ш [県どころ あ は ものにとどめ 入に対 5 天皇をもりたてる責 たと言っ 誰 よりもこの成功を自分の する カゝ 先輩 ても 開 明 てしまっ 0) 大久保 性 b を 務 持 よ たの その も ŋ ts ŧ Ĺ が 70 過 た 尽 あ 信 は 5 b 力と信じ る 政 は が 治 か 黑 双 眉 に H 保守 法 0) を K rET. 温 か

説 られるようになるのである。 用されるようになる。二年六月頃からは大久保のもとに日参したといわれ、 ら北越 箱館に いたる監軍・ なお維新後の黒田は志士間の交流・斡旋の手腕を評価されたのと、 参謀としての歴戦の功を評価されたもの か鹿児島には帰らず在京藩士として大久保に 大久保の下で政府の枢要な仕事を担い 戍辰戦争の鳥羽伏見

また岩倉・三条・木戸・副島らのところを大久保の意を体して往復、

ほとんど連絡将校のような役割を担ってい

る。

え進んて尽すの義相托尽力いたしくれられ候様談ス許諾」と激励され、(%) は 一そう強化され かもこの頃から政府部内でも岩倉と密接に連携しつつ、 また薩藩の力を背景とする大久保の政権内に占める実力 この親分から黒田 ・吉井友実・川村純義・ 村田新八ら薩藩在京の士は 人材の登用にはもっとも熱心であった大久保 「黒田招キ尚川 村 田 朝 狂

下での活動が始るのである。

を避け 状では手遅れなことをはっきりと知らされたのである。 蝦夷地に関する意見を求め、 たから鍋島 通じて北蝦夷地の情報を詳しく持っているイギリス公使パークスを招き岩倉・沢・鍋島 『唐太より今日着にて彼地之近状承り実に不堪驚駭候』と日記に記している。(ダ) しかしこの ながら 参殿 大久保がもっとも憂慮していた問題の一つは蝦夷地問題で七月二十五日には樺太から帰った岡本監輔 願い 岡 北地出張断 わが国 本の は許されなかった。 |の手の届 ように [然奉願候尤及決心候 П パ < シャとの衝突を賭してもその南下を排除しようという外征論を退け、 I ・北海道の確保 クスから今になって樺太を開拓しようとしてもすでにロ そこでこのような緊張した雰囲気裡に岩倉や大久保は、 開拓に力を傾注しようという努力を重ねてい 段々御評議有之御不決」 そこで翌々日の十一日には と北地への出張を願い出ているのである。 八月九日にはその極 「蝦夷之評議有之尚又 ・寺島・大隈らととともに シヤ たのである。 玉 の経営が進んでい 一力の 東艦隊 何 とか 限界を知って K 摩擦 よる調 このような 今朝 K 、る現 激化 . 会 い

状況裡に三年二月黒田は兵部大丞として外務大丞丸山作楽らの攘夷的対樺太即時出兵論に反論、

軍備兵制が未だ確立

=7

1)

民

政

=

及

H

ス

可

#

ヲ

セ

IJ

夫

V

民

衣

=

7

IJ

苟

モ

=

於

テ

モ

給

7

力

其.

所

í,

され 強 来 诣 ヲ 在 5 蔵 世 候 祇 上 張 用 備 A. ネ 森 ラ 癲 で 早 一ざるを得 得 御 좕 Ĺ シ は 是 基 充 尽 7 'n 趣 t 悖 7 71. + 上 から 内 長 非 月 玉 3 シ あ る 意 ン テ A を 久 ΤŹ ラ ıШ + 的 tc まとま 請 奉 天下 終 た 加 に 欲 ts 首 足 省 大久 ,こと、 0) 体 基 岩 抽 Ų, ゙ヺ ラ __ H シ 、こと、 全道 質 2 J 理 <u>ڹ</u> ヲ 糾 倉 テ、 ズ 17 保 5 立 ョ た 尚 明 公道 4 1 との 大久保 Ís 基 肘 7 檢 0 眍 ャ 不 況 ヶ 1 ٠, 黒田 で プ 北 荵持 專 万 側官 シ シ 礎 足 ヲ īψ ン あ 連 ヲ 国 テ 物 口 7 明 4 n 施 1 誓 公法 形 る E 0 固 道 憲と会見 財 無 産 重 0 玉 _ 内治優 之主意も 力其 開 約 政 期 実 7 0 ウ H ヲ シ 肽 策に 致候 ス 費 内 查 協 シ 拓 ts 憑 識 至 0 i 備 涾 外 シ シ、 リ、 費に と岩倉右 沿 ラ 後 な 先 E 0 = 一後 陳 経 とい 力 うも シ 開 į, 守 弁 供 六 述 X 年 て 北 7 7 適 来 ル Ŧ なることを 拓 ス 充実 0) 5 1 뀬 疵 官 隣 = TE ル + 0) が線を守 大臣 政 資 道 財 処 足 り <u></u> 玉 7. ŀ ま シ __ 月 源 分 ス 苯 た 開 'n あ ラ 足 黒 とり、 急務 訓 信 -H= |木戸 0) 才 N ヲ H 拓 ス ラ 富 捻出、 ナ と了 0 っ 令 べ 義 ル 成 ザ 指 立. 0) 強 基本 1) テ、 7 0) 2 ヲ 彼 1) ル 摍 北 \sim 1 ぅ 失 解 4 造 ι, は 用 ヲ 油 + 食住 方 築 然 Ī る。 Ŧī. 富 ヤ、 海 今 首 的 外 尤 年 ズ 準 1/F 黒 ||方向 月 ヺ 岸 ル 開 人技術 E 4 後民 難忍情 交際ヲ 帰 為 邧 防 輪 が 雜 K ヲ 拓 田 期 おこ 京後、 活 胨 粗 了 は 開 ス、 期 禦 0) シ 政 内 方 0 拓 シ、 其 介 大久保の 終 実等 親 備 積 使 最 便 __ 金 ts 北 事 外 = 厚 次官 モ 漸 及 b 黒 -ヲ ヲ が 油 極 万 出 下 勢 得 前 ٠ ١ 修 ボ n 道 田 レ ク 国 先 開 考 来 E 策 海 ヺ 坜 1 導 は バ X 任 以 ズ `えからでたものとみ 有 候 1 陸 抽 ッ ĮΨ 拓 入 万 上 用 ナ テ 啠 適 道 年 0) 名 F 小 = だされ べ、 物 宜 大意を モ ス₂₉ 備 知 な十 不 路 八 事 卓 月 材 決 N 産 処 ヲ 都 ヲ 立. と述べ 分 る。 ~ 非 モ 開 + 0 甪 テ 互 為 合 シ皇 陳 精 暴 不 亦 ッ。 常 八 0) 通 ス 善 選と海 動不 堅 儀 B 建 将 シ = そして七月 威 法 荵 7 変 船 K 議 有之 加 故 __ 7 ヲ 1, 致 l, 今 査 艦 H を カ = 緪 る。 7 定 登 6 外 提 べ。 其 応 b -+)ń 派 出 兼 用 財 備 能 両 セ ゆ ジ ン 7 遣 人誰 ン る 0) テ 玉 K 唯 ヲ 難能 專 被仰 其 利 開 定 į, 樺 首 は 以 ት などを 0 情 る 長 樺 黒 用 渾 拓 限 太 時 テ 雖 が 出 厚 使 は 孰 輸 実 太 \mathbf{H} 惷 E 故 決 放 有 ヲ 意 其 生 + 議 0 才 え 便 あ 大 棄 ž 開 出 老 ケ

諩

1.

安ンゼン(30) 使そ そ ō) ñ i 強烈な自負心と彼の性格ともいえる男性的な意志と果断さをもって遂行してい 0 Ó とより具体的に実行されていくのである。 廃止意見、 部下との意見の対立 民衆からの反抗などにつぎづきと遭遇するが そしてこの政策の展開にあたっては、 っ たのである。 黒田 維新後 は 0 財 国家 政 の点で の緊 0 構 縮 は大久 築 開 拓

ない ス天下 文明 時機尚早 姿勢をもっ 治上の創意、殊に民選議院設立運動に対する一応立憲主義を認める態度は見られず、民権運動に対しきわめて硬 保という一枚も二枚も上の 知半解 ニ之ヲ以テ 、民撰議院設立 年に大久保という指導者を失ってからの であろうし、 以テ 滔 称 シ Ż 皆 人ニ 開 政 1 是 府 化 ス 顧 誇耀 何 レ ŀ 事 抵 このような点と、 --称 フニ前参議後藤象次郎副 ŀ ラヌ建 $\bigcup_{32}^{\widetilde{\mathcal{Y}}}$ ルスル ス ナ 抗 ĺ ル ス کے ル 識 __ Ŧ リリー 過 僅 数年以来世運日二 ノ具 ス ۲ ル 丰 = の民 ダ ス然ラサ 其 ヤ ŀ 為ス î (皮毛 四方不平 【権論 に従いつつ 自分が今まで経営をすすめてきた開 ナ ヺ に対 獲 1) V の黒田 Á ル Ż 島種臣等朝 ハ 徙 文明 でする軽 欧 ノミ 国 附 は 米各 彼の実行力は開拓統治に存分に発揮されたといえよう。 立 |会論者 和雷同争テ其下 = 蔑 国 憲 赴 大久保にはあっ 鮮 卜云 ク但 11 1 雄富 明治 E ノ事ヲ論シテ 交多 ۲ 利 民 b = ノアル 一心酔 権 十二 ク Ź 風 ŀ 此 年の 云 所弊亦之ニ随フ俗尚虚飾ヲ事 = た中央政治の進行や状況の変化に対する読み シ外貌ニ眩惑セラレテ 合 フタ 帰ス是レ其実愛国 類 デリ₃₁ が拓使の 時 +1-ク 点で jν /\ とし、 坊 ヲ以テ 職 実績に対する執着によっ は政治家としては 間 1 釈 玉 本ヲ 似ヲ辞 会開 1 其糟粕 真情 繙閱 設 シテ Ê = 出 冷静 ラ舗 退 シ 1 0 テ し、 ツ ク シ 其 7 ル 人情浮 な フ 後俄然連署 L て黒田 は = 態度とは かし 非 其 班 精萃 薄 E スシ ヲ 直 明 は 窺 ク = ケテ徒 尔 した Þ 治 政 j 流 遺 統 F シ え V

化 指導力を開 を通じて 拓 般に言は 使官員 0 資質・ れて l, る開拓使に 性格 能力 おける藩閥 役割 などと関連させ (薩摩閥) の実態についてもこれを明ら ながら言及した い なお 以 F か 0 に 黒田 したい。 による官 僚 的 成

い大局をとらえることができず政界に

おける実力を喪失してしまうの

で

ある。

がぎに開

拓使における人材の登用、

使い

方組織的管理能

力というい

わば

開拓使官員

の官僚的

編

成

化に

お

け

田

0

0)

7. ᅪ

あ ぬ卒 従

る

首

さをも 大

9 b

たパ

l

ソ

ナ

IJ 0

ラ

1 々

は に

黒

H 共

しも持っ

てい

たのであ

Ď,

彼

0

IJ

1

IJ.

-

としての一

つの資質となっ

7

U

郷

省

Ш

巌

际

派

0

1/2

3

Y

は

涌

K

2

6

れるこれと見込ん

だ

人物

K

対対

する

情

誼

0)

厚さとそれ

を

カゝ

1.

た

4

(素

任

F

夜

0

辞

令を受け

ć

b

る。

0 0

į, 最

Ď

周

黒

H

西

郷

.

0)

7

をとり

Ö

執

る

6

任 て開 とえば 诣 元 御 陸 開 里 用 重 拓 拓 FH 掛 奉 使に 仪まで 111 0 が 行 を 内 総 槿 官軍 命じ 大鳥 太專 広 堤 剕 者 任 させ とな 5 + 茌 i 介 ħ 抵 0 7 って 抗 の 次 0 た 官 U 元 Us λ るが 瓶 る。 [路 物 0) 713 重 伏 は 6 は 黒 奉 幕 叮 北 0) Ŧi. 末に 行 车 後 年 瓶 田 荒 (明治 + 道 0) Ė 一月で 外 開 并 面 なると箱 一策とみ 郁 遊 拓 芝助 あ 在 4 L 特 数 9 ヶ た。 年. 5 館 赦 4 n 元 Ŧ 計 戦 岩 る。 開 争 K ここで 画 通 を立立 拓 \dot{o} 倉 じて 奉 5 さら 旧 行 0 黒 て、 慕 海 に元総裁榎本 沢 佃 しょ H 太郎 外 た 東 首 は 視察に 久世 脳 IEI 直 ちに 左 部 幕 福門 畏 臣 人材を 随 で 官 范 6 武 油: 行する筈だっ 通 0) は 辞 揚翁 重 升 は で 開 職 副 月 総裁 あ ととも 拓 六日 使 月 5 松平 六 た。 K 集め 日放 出 た K 车 長 太 0 箱 を黒 る工 官代 免 郎 館 + 戦 作 理 B 元 H 争 八 をす E 1 箱 が K Ł ts は 幾 付 館 加 早く 度も 奉 す ŋ T. わ 行 開 め 強引 榎 て 事 拓 永 開 井 本 使 Us 実 四 尚 武 拓 K る。 Ŀ 쑠 使 志 粘 北 揚 た 出 奏 潕:

本釜次 る。 常 敵 長 三文人物 派 味 頄 劣 0) 本 里 郎 に 0 0) 主 是 張 黒 K 闖 H を遷 7 非 H 的 0) 他 7 0) な応接 死 延 は 知 ic 人 -週 軟 そ 14 It 等 は 渔 化 膂 見 させ、 榎 汇 隆 1)1 6 御 本を ざるも 培 伏後、 ħ 宥 免之処置 わ 82 動 n 異 自 たも 常 カュ 身 0) 無之同 な程 0 知 Ļ 又奉 渡 ŏ 0 しであろ 災米に の榎 ように 願 人之 0) 後黒 本 候 際 為め 5 1___ L が、 て 0) ٢ H 庇護と 死 嘆 は 11 0) 榎本に 留守 生を ~願 死まで二人の 15 可 執 中 及 共 対 大久保 着 K 53 して 榎本 ٤ は 傾 倒 が 緊密 同 は 情 ぶり 戦闘 処刑 憤 緒 田な交流 発之由 解 的 -6 こと支持 0) な型 され あ 開始 る。 が 0 Ð 心される と畏敬 続 人間 よう岩倉 < 0) 7 前 に近 で あ け、 や三 あ か 0 る。 6 Us た 感情 一条に 死 黑 賊 H THI でもも 銀 0) 魁 が 点 請 榎 箱 行 を求 は 本 館 2 戦 岩 西 T 郷 誠 争 倉 do を に 終 に た 术 は は 0) 難 結 Ľ 6 得 戸 带 榎 3 あ 非 0

北法22(3・143)483

論

権威として「築城典型」 て使うことにあった。 ħ, し政治指導者、 ことに大鳥圭介は 開拓使次官としての黒田の狙いは榎本のみならず箱館 「砲科新編」 を訳出 は黒田 が江川塾で砲術を学んでいた時、 島津斉彬の知遇を得ていたのである。 に拠った旧幕臣達の能力を充分に生かし すでに同塾の教授であり、 洋式兵学の

傭 本 使 粋 ならん 玉 0) 産 火薬製造家であった。 K の折自決 よる国家の統 7 に幕 政策の 出 ンで [家の創業を大久保のほ |興業政策の遂行という基本方針のもとで単なる技術官僚というワクに限定して起用したのに止まり、 の経営に利用されるようになる。 程の味 榎本も江 外国 て朝 ぁ 府 人の 力であったに違いない。 決定に参画したり、 した川路利謨や箱館戦争でも「北海に航し来るは唯だ尽忠」と賦し、 (大鳥) 死 すくなくとも た。 111 の忠誠にあるが若い榎本や大鳥にとっては自分達に栄進の機会を与えた幕府へ 能力をひき出すこと、 、塾とは因縁のある人物であり、長崎海軍伝習所で得た科学技術、オランダで得た国 L た中 再編成こそが彼等の課題であり、 なお起用 と死を覚悟した人達であった。 島三郎助と彼等 かくて彼等の洋式兵学、 がされ かは自らの手に担おうとする強烈な自負心を持った黒田は開拓使の下僚に対し徹 「戎器を脱 ;た旧幕臣達にとってかって彼等逸材たちに栄進の機会を与えたのは 政策の当否に容喙する余地を与えてはい その他永井尚志は長崎海軍伝習所取締りですぐれた外交家であり、 は身の処し方に違い 飜訳などに彼等は能力を発揮したのであった。 たとえば殖産興業の為の鉱山開発・ し何れも轎に 科学技術の能力はこの分野に全く盲目ではなか 薩長による国家統一を拒絶して 箱館まで転戦、 乗り長州兵に護送されて箱館に行きたり しかし結果として彼等は死ななかった。 が があっ た。 老令の川 ない 測量、 のである。 路 や中 降伏の前日その子二人とともに市 道路開さく・ しか 島 この点政策の基調 にとっ し黒田 の恩義はあるがこれと生命 そこに一年前江戸 外国 ては生の意義の 轎中にて四人は必ず屠腹 国際知識 はあくまでも彼等 つ た黒田 幕 からの器 敗れて自殺未遂 府 沢太郎左衛門 ~ は によ ぁ K 黑 彼等が Ď 底 9 械 田 、購入、 根 城明渡 に たワ て維新 開 て開 は眩 源 拓使 を殖 が純 権 街 (榎 拓 は 戦 お

本

-

郎が

黒

専

と強引さに幾度も苦杯

を喫し

ながら十年近くもその幕

F

Ċ

あっ

7

幾多の

冶

續

を挙

げ

得

た

は

Ī

ダ

I

とし

て田

のの

黒

田断

0)

見込んだ

人物

郭

価

0)

固さに

よるも

ので

さらに、

維

新創

業の

時

期

E

あってはそ

れの

れだけ

大胆

で

実行

力のある

型の人物あろう。

人物に

黒

田

「も執着

心して

い

たの

で

あ

り

それ

Fil 徽 使 カュ とを引き換える程 家 L 0 から 切 あ Ó 市 パる道 徐 政 権 کے た から なな 0) 0) 7. あ 内 部 5 た榎 は たの 被等 ts. V 彼 本 か 等 で 子ら かろう 0 あ 純 を は敗犬として国 か。 り、 T. 度は高くなか ス これ タ そしてそれは彼等 ブ 1) は 黒 ッ 0 2 田 つ 政策 たのであ させることを可 0 水 0) がているものとも符合し、 舵 0) 科学 を取ることをは る。 知識 換言す 能に したので 教養 h ば幕 っきりと断 の 府 ある。 理 が 求め 一解と関心ということであっ 瓦解しても尚 4.念. V2 4 ŏ K 科学技術の徒として技術 対 .生の ずる 意義 抑 制を が失わ 可 れきら 能とし か くて 官 K2 僚 開 明 何 治 K 拓 物

H が 開 拓 使 0 政策 の 決定に うい て容喙させな か っ たの はここに 述べ た旧 幕 臣 の下 僚ば 办。 ŋ では なくすべ ての 下 僚

に及んでいた。

を抱く 合免職 は 僚 L ᇤ 0 め て が 指 ことに旧 がすぐれ Ē, 单 示を待っ 人物 た黒 İs 方 る 幕臣 で T を 田 7 技 7 術官 K 11 認 L ع るが、 8 とっては彼等の果断さは上司を無視 る Ü ts しは異 か ほ たの ts 僚 っ ど結果 で U この で は 6 たら 0) は職 は当 て、 ts 場合でも黒田はきわめて 的 $\tilde{\zeta}$ Ĺ に 黒 一然として い 一務が停滞することが は 現地 H 黒黒 この から 礼 ī 北海道に 点で 短 あっ 0 政策 . 気 0 は 7 彼が こつい 有 0 開 方針 能で 拓 が明らか 相 ても総判する次官となる前 経 ことは 短気 温営や 地 手 した専断と傲慢とも感じられ ó 位に 一飜意を 喰 統治 な人物であ であり果断な実行力が必要であった。 対する į, 運 上の 水め 5 職 執 を生ずることが多 いりなが 着の 務を統 る のが ts 5 常で ベ U 相 て カュ 剛 ら赴任 手の ぁ 毅 Ų, たのである。 たの 5 簸 かか 人柄 た。 直 っ で してい 中 そして た。 あ に対する評 牧民 ŋ 彼 またほとんど任 た判官ク この 等 あくまでも飜 そしてその 0) 才を K ような時 は 価を変えた 備 遠 ラ えて 隔 ス 人物 0 の 意 黒 加 東 Vi 人 ŋ 達 た 田 中 京 物 判官 、悪意 X は 在 0 力。 場 京 묾 6 達

北法22(3•145)485

は開 するも けに剛 藤博文に 親兵総取締となり末弟の岩村高俊とともに北越に転戦している。 とは同年であった。 に対する切り崩しと辣腕ぶりを発揮している。 とのトラブルである。 ことを自在にすることには我慢のできない人物であった。 批判であり、 腹 ので 使 認められてい (の東京出張所と札幌本庁の制度上の上下級関係が逆になって東京出張所の方が強い実力と権限を持つことへ でもある彼等を、 あった。 た黒田のやり方だったのである。 正論でもあったが、 このような下僚 土佐藩の藩政改革の中で次第に栄進し弟の林有造らと尊攘派志士として活躍 この時岩村は黒田次官の札幌本庁常駐を求め、 . る。 自分の考えの方にねじ伏せてでも使い 開拓使出仕後判官としてプロイセン人ガルトネルと北海道七重の土地の 黒田にとっては東京を離れて北海道に駐在することは政治家としての自殺を意味 からの気に入らぬ建言に応接する時の黒田は、 しかしともかく黒田は下僚が自己と異ったペースでまた自己の知らな この黒田 に面を挙げて建言した岩村通俊は土佐藩の下士の出身で黒 (3) その一 維新後なぜか後藤象二郎や板垣退助らには就 例が明治 たいというのが 開拓使冗員の淘汰を建言するのであるが、 六年黒田 一見矛盾しているようでそうせざる 黙殺• の札幌出張の折に生じた岩村通俊 会議 戊辰 0) 帰 欠席 0 属をめぐる 役で土佐 0 通 かず伊 0

官 各自草小屋を壊して柾屋に改築し、 は東風であっ ?は札幌の四月のことであり南東の風の吹く季節である。 官 (物にも亦草小屋があるからであろう。 は 住民が岩村 馬に騎って出て、 た為め、 この指示 火勢は西に向って原野十数町を焼いた。 した柾屋根木造家屋を建てず草小屋に住むのを見て憤り、 資生館生徒、 その結果市街の面目は全く一新した。 庁吏、 依って明日は官の草小屋を焼き払って模範を一般に示そう」 消防夫を指揮して火を開拓使庁の木材貯蔵所に放っ 草小屋を不慮の延焼として伝記作者は書いてい 次いで数ヶ所の草小屋を焼 世人は之を御用火事といっ 「「市民が命をきか いたため市中は大い た。 た。 ХQ と翌日 処が るがそら というが ・に驚き うの 此 ĸ 0)

な問

題を解決

判官島義勇更迭のあと札幌の都市建設事業を引き継ぎ大胆な都市づくりを行っ

官に昇

任

さらに岩村通後と同

じように北海道庁長官となる。

こうしてみると黒田

に面

を冒

L 上馨

て建言した岩村

と北

ならず 垣

中央政府までが狂

人扱い

したとい

われるイ

イン 徳

0)

開

鑿を決行、

これを完成、

井

の支持を得て

内

務

回

参 ンクラ

島

叫

県 令

を

b

そ

Ō

頃

府

民

0

2

は、

元

院

帕 7 7 な力 は なく故 大, (砲を 行 意と読 放 使 ち銃 は を 黒 みとれる婉 握 田 が棒 して土人を脅迫して石狩に護送して、 太喪失後 曲 な表現 とも読みとれる。 宗谷に移住してきた樺太アイヌに彼等のなじまぬ農耕をさせるた とも ため か く民衆に対するこのような手段を選ば 0 人が 問 死 とい う強引さを TS 発揮 3 だ下 強引 た 僚 威

好

於

照

灬であ

持つも 務その 権 が 県 官 藤 0) 令に 本 圳 たき能 新平 因 Ħ ろ 年 官 K 黒 0) 任 ıŀ. ような黒田 所 緒を得ざるに 0 \dot{o} H で 買 能吏で る 北 処 月 ぜられるとい 0 あった。 た 垣 刑 0 独 から あっ 裁 を含め で E ある。 、書記官として第 道 道 体 と岩村 |は七年一月黒 た。 制 後 と当時 非ずと雖も、 議会を設立するの議 から うい 仕 明 確立され かし黒田 末に起 治 0) は ?府県 ほ ゎ 互 0 ば か 初 難事 用 下 田に道議会の設立を建 文久三年 8 るのである。 0) はこれに一 -では盛 蹉 行 した岩村の敏腕に 十年を創業揆 [地方官会議に |鉄無しというべからず過失無しというべ 件 動 ず 0 は閣下 専 ·倒幕举兵運動 処理者として縦 K なっ 断 顧をも与えなかっ と傲 ところが岩村は強引な実行力と辣腕ぶりと如才ない てきた民会設置を北 これを捨るに非ずと雖も、 託の 慢に 加 大きな利 時として果断 **妊**議、 .満 0) 横に手腕を発揮、 ちたものと見たので 六月にはこの建議 つである生野 たし、 用 価値 高 知 ts 北垣 にを見出 人物を 海道でも は 0 + 未だその決を聞 乱に参加 明 L 地方官に求 しあるが 経て からず。これ衆議に してい 治 求めたも の回答を次のように求めたと 月には免官になってい 初年の地方官としては政 京都 る。 したことのある旧 ŏ 府 そして西 3 G. É として が 知事とな かず… て上 Ļ, た大久保 極 南 前 3 戦争 接近で 拠り公論を致さざる 黒 7 · 已 已 以 田 る。 鳥 は 開 Ó による岩 内務 明 取 府 最 佐 水本 K 的 滞 賀 中 な内 U 1 と 0) 卿 K 0) 鹿 乱 大久 使 わ で 2 村 後 開 7 児 0) n 0 0) 北 專 江 免

年に を他 任上 けて辞 77 0 から 奏任官総数二十 薩摩藩出身者として黒田に好遇されて開拓使に採用されたものであろう。 りのも ĸ 地 指摘 车 いなる。 位 莅 わたっ これ **小**令• 月 の旧 して 同 月から十五年一月にい に あとし 職した松本十郎のほ くてこれら自負のある判官達の免官後は旧箱館奉行上りの枯淡温厚な老判官 、田に疋敵する抱負を持ち、黒田の下ではそれを生かしきれず、黒田と離れてこれを生かしきっ 開拓使 僚に しあっ なお開 は偶 7 幕 屯田兵事務局長というすべての首長の 内部 it た薩摩藩出身の黒田の直系、 臣達の辞 て長官昇任後開 るように、 るか 然の符合とはいえず、 が廃止され、 一名のうち過半数の十一名が薩摩藩出身 拓使には官制 0 上局 に先 職 が 開 んじて、 の 相継ぎ、 官 拓使での在任期間 かははるかに小型の黒田にとって従順な属僚が在 + たる職員録の推移を見るとこれらの人物が免職に 拓使の 職に就 上は次官のポ ・六年一月い 文字通り抜擢されていることが明らかであろう。 これに代って奏任上位の地位に就いたのは、 |廃止まで空位に置いたのであっ į, **薩摩王国北海道という世上の評は妥当であろう。** 7 V. わゆる三県一局 ストが存在したが、 たのでありそこに何らかのよどみが 調所広丈·安田定則 が長く、 地 位は 黒田 前 の士族であり、 制が が 記薩派の安田 十二年、 布かれた時には かって次官として実権を掌握した黒田はこれ 時任為基 た。 他 それから八年頃から一 は その多くがこの中でも上席を占め 調所 九年の時任、 また十年八月の職員録では ٠ 折田平 京の黒田の なっ 生ぜざるを得なか 北海道事業管 時任 第十表にみるように五年 た 内らの人物であっぽ 杉 ,上席 0) 浦誠と九年に しか 湯地 ほ 永山 指示のもとに職務を担うこと か小牧昌業と永山 の旧幕 b 理 (武 かれら 局 永山に与えられた 通りの業績を残し 長 臣 2 は たといえるで たので を除きい ٠ ú 札 開 他 た。 黒 拓使 府県 井黒弥太郎 田 ある。 第十表 当時 Ź 0 ずれ 上局 を 慰 函 武 人のあと 四四 館 は 郎37 で 判 代 た 0 氏 で 根 + 勅 4 任 奏 限

代

0 移

動

0

激

L

Š

なっ

たのとくらべ

るとはるか

K 開

長期に 拓使

わ

た

2

たのである。

ところで開

拓使では

黒

H 勤

K

一登用

パされ

た薩

D

明治

0

-

年

頃

みまで

0)

地方官

江

0

み

ts

らず各

府県

で

4

知

事

٠

県

令

0)

ヶ

所

0

務

12

明

第十表 開拓使勅奏任職員録

								33	2	ற	a	ന		1/	12	12	11	10	9	8	7	6	5		4	3	2	1	1
					•				_		_							監							祖		判		B
								大主				八等出		権監		七祭出		lin.							阳		172	и	7
								典				崔		IJ.		任		#						1	官		官	官	7
								安	涸	湖	折	永		土	==	Ш	川	西	榎	北	大	堀	長	1	10000000000000000000000000000000000000	松	岩	無	4
								H	所	地	田	Ш	豆	肥	挺	内	H	村	本	垣	Ш		台部	Ì	南	本	村	Ħ	-
								定	広	定	平	盛		恕	滑	提	致	贞	道	国			辰		-	+	通	褙)
								則	丈	基	内	弘	Ħ	\$P.	M	窶	人		M	道	H	基	連	[]	談 :	郎	俊	隆	
29	⊗	⊗		24	23	2	21	@	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	. 5		4	3	2	1	١.
沿	折	永		土	古	安	内	調	Ξ	馬	Щ	Ш	荒	松	大	H	西	极	北	大	堀		榎	. †	*	松	岩	黑	1
地	H	Ш	豆	肥	村	田	ш	所	好	Ľ,	H	内	井	平	Į.	中	村	本	垣	Ш		谷部	本	: 1	南:	本	村	田	1
定	平	盛	判	恕	766	定	国	広	南		致	提	郁	太	圭	綱	真	道	国			辰	甜		-	+	Œ	消	7
基	内	弘	色	平	Ħ	則	雄	丈	簱	M	人	雲	之助	餌	介	紀	RS.	Ą	道	M	茲	逛	报	7 1	跋!	郎	俊	隆	ľ
		⊗	23	24	23	22	21)	3	19	(8)	17	16	15	14)	13	12	0	0	9	8	7	6	(5) .	4	3	2	1	Ť
										七等			六		幹	Ŧī.		少		******	四等			-	þ	Ξ	大	長	
										Ш			六等出			等出		判			出				1.0	一等出	判	erton	1
										仕			仕					官			仕					仕		官	- 3
		湖		鈴					木				馬					調						- 4	6	杉	松.		-
						П			下				Bi			任		所	Ш			村				йĦ	本		ľ
				大二			武四			拙				14	平			広		郁之		贞			灵		+		
~		205	hX,	<i>9</i> 6	Z	頭		卿	之				旗					火	IK	莇		NS				該		<u> </u>	<u> </u>
							21	20	(9)	(8)	17	16	15			12	11	10	9	(8)	(T)	(6)			4	3		1	-
													,	1))	自権 少					少書			官権				大書	長	
															1							22 133					記官	官	1
		****					寺	佐	湖	村	八	Ш	岡		柳	鈴	金	内	折	小	時	安	200	1	11	四	堀	믰	1,
							Ш	膝	地	橋	本	П	本	山	H	木	井	Ήū	Ш	牧	任	H	两	i i	勺:	村		H	
							良	秀	定	久	償		長	武四	友	大	信	利	平	E	為	定	広	7 1	浞 .	真		清	
							輔	뗈	基	胶	之	顕	之		卿	死	之	卢	内	業	基	則	丈	. 1	度	陽	基	隆	
)	0				0	C)	0	()		0					•		_	Δ	(0	0	Ī
						屯						東京	世		根		百角	g g									札	長	
				ħ		施班		権		権	大	Ш	少試	榷	室支	榷	大支	ζ.	ħ		ŀ	ŧ	南				幌本		-
				有力製計官		大樹高		少書		権大書記官	思記	設所	書場記	大書	.hr	権少書記官	部門記	r	77074	1 0	脉记	1	大審			## 700	疗		3
				T	į į	記官		記官		記官	官		官	御記官	:	記官	官		T.	1	ir ir	i	尼官			官		官	1
				3	K	永	原	桑	金	小	3	÷	湯		斤	有	時	*			左	冷!	内:	長	ш		調	炽	1-
				ŧ	चे	ш		Ш	井	牧	H	3	地	ŧ	H	竹	任		2	r F	秦 :	木石	Æ	谷部	内	ĵ	所	H	1
				f	Ė	武四	退		信	昌	Ħ	Ē	定	2	¥.		為	ď	R 1	1 :	秀:	大	利。	辰	提	J	広	萷	
						郎郎				業	Д		基	P															1

凡例 ○は旧薩摩藩出身者 △は旧幕臣函館戦争降伏者

論

) 厚遇、

派 の人物 と松本十 たちは、 -郎とい 黒田 より年長で彼との激論を辞さず退官し、 5 剛 毅な個 性の 間 にはさまれて発狂自 殺 後西南戦争で西郷の陣営に就き敗れて自 した 田 中 ·綱紀を除き、 黑 田 0) 引き立 7 0) 決した永山 蓙 派 内

0 4 7 西 のといえる。 身を立て 村貞陽 たとえば調 たのであった。 三重県 では薩摩の出身者でなかったら駄目かというとそうとは限らず黒田は宮城県 所・ 人の 佐 安田にはもっとも厚遇を与え、 |藤秀顕などを重用してい この点薩摩藩出身者であるとい る。 このうち鈴木大亮は黒田 湯地にはもっとも冷淡であった違いはあれ、 うことは先ず開 拓使上路 席 0 のエ 腰 心巾着 スタ ブ 人の鈴木大亮と佐賀県人 ij と称えられ ッ シ ٦. を 可 た人物で、 能 にし によっ

江川 < から ۴, るところを黒 ò 出 見られ 世の 前任者達とは違って黒田 塾以来の知己で る。 方である。 したがって黒田 田 に寵用されたものとみられ、 この三人は薩摩出身の小牧昌業を含めて、 「人となり機敏にして事務に練達」 の逆鱗に触れるようなことは言いもしもしない型だっ の方針をいわば 西村 目的合理的にすすめ は 「人々はその栄達の早 なところを、 やや たものとみられ智慧者だっ 新型の怜悧で黒田の方針に忠実な吏 西村貞陽は į, のに 驚ろいた」とい 一人となり鋭敏、 たのではなかろうか たのであろう。 うが、 更務に通じ」

てい 僚 鈴木もスピ がだっ L た様子 办

鈴 4 H ŀ <u>∫</u> のが 呼 伯と官 カン Ľ くて薩 Ŧ 70 1 九六、 僚記 の経営について根源的 牧 折 ŀ 田平内 称 派 安 によると黒田が受信した書簡 に 七 しして開 田田 +1+ 小牧昌業一五五、 八五、 ル 折 モ、 拓使に 田 調所広又七五、 亦タ北海道 調所 にあっ b 0 時 たもの、 おび 任為基 Ī 領主ナル ただだし 永山 それ以外でも黒田に湿用された者達は北海道に 0 目 武四郎六七、 Ŧ. 録 い ガ如キ」 ے (書簡そのものは失われているという) っ 安田定則一二四、 書 とい 信 ü 松村淳蔵六一、 あ われた黒田の側近を形成したのである。 る Ū は 宮島誠一 黒 田 佐藤秀顕五〇、 \sim 0) 禀議 郎一一八、 であり 入智慧で によると、 道家斉四八通の順とい 松方正義一一一、 一其 ノ権力ノ強 あ 奥山亮氏 ŋ 鈴木大亮 得 たで 盛 松永武吉 ナ か あろ ル 0) . ځ 5 黒 帝

が

開

拓

使

なものは果してあ

った

のだろうか。

ともあ

h

この

握り

Ó

官僚による開

拓

統治

の態

悉く黒田

彼等 化二年 はその 0) である。 のほとんどが十年代の末から二十年代にかけて各府県代 生 経 営 <u></u>二八 を秘 ts なおこ 四 密 五 0 神 熏 に 田田 矮 0) 可写 0 小 化 側近を形 村 真 į 陽 明 0 黒田 成 治 中 した人々は 期 より 0) 政 五才年下 治 永山 経 。 一 武 済 四 ĸ 八四 郎の 強い 知事を歴任してお 〇年 天保八年生(一八三七) 関 心と能 ・を中心とする一世代であった。 動的干与を求め ŋ その中三十年に と黒田 る人々 の四 0 疑惑を深 |才年| 至って 開 拓 使 長を上限 貴族院 0) 廃 7 止 l, 勅 9 た 選 弘

车 上らが創り出 -長でありながらその くて薩閥の L し た 明 頭 領であっ 沿国家の 地位も た黒田 行政を地方に 職掌にも二十年代初期で遜色が の輩下は伊藤博文輩下の お いて執行するに 井 止まっ 上毅 あ Ď, ·金子堅太郎· たのである。 勅 選議員となるのも 伊 東己代治 かなり遅れている。 大森鐘 らよ り 世 代

議員となったもの

が少くな

1,

しかし大臣となっ

た者は一人も

1,

ts

の点では彼らはB クラ Ź の官僚として終 · たのである。

若いこれら山県系

不官僚

0

創るの

地

北方行

財政制

政制度を地

方に

ok

U

て執行するに止まり、

SZ

由

5

K

頤使される立場に置

れは

また彼らを山

県

官

白根専

-田東助

清浦奎吾・

小松原英太郎と較べても二十年

代

初期に己に

彼

から

年

いるのであ

憲法 体 かしこの 制 Ŧ Ö 彼ら 立 当出 しも開 冊 拓 0 使 機会に浴 初 期 0 岡本や島・松本らのその後と較べると平穏 したものということができよう。 一で順調な生涯を過したことになり、 明 治

(1) 君尹彦 開拓使の設置について 三ページ。

(2)(3)儀 ۲ 一親王大臣非職公卿尉香間詰諸侯ヲ召サセラレ皇道興隆、 ハ皇国ノ北門直ニ山丹満州ニ接シ経界粗定トイヘトモ北部ニ至テハ中外雑居致候処是迄官吏之土人ヲ使役スルニ甚苛酷ヲ 岩倉公実記 中巻七三一ペ ージによると、 一五月 一十一日上大広間ニ出御行政官並ニ六官学校待詔局府県 知藩事新置、 蝦夷地開拓 ノ三条ヲ勅問シ給フ其文ニ曰 . 五等官以上及 ·蝦夷地之 極

殖ノ域トナサシメラルヘキ儀ニ付利害得失各意見無忌憚可申出候事 其禍忽チ箱館松前ニ延及スルハ必然ニテ禍ヲ未然ニ防クハ方今ノ要務ニ候間箱館平定之上ハ速ニ開拓教導之方法ヲ施設シ人民繁 外国人ハ頗ル愛恤ヲ施シ候ヨリ土人往々我邦人ヲ怨離シ彼ヲ尊信スルニ至ル一旦民苦ヲ救フヲ名トシ土人ヲ煽動スル者有之時ハ 二十二日在東京ノ諸侯中下大夫諸官人上士等ニ皇道興復、

(4)(5) 東京大学出版会 明治史要 附表 四一ページ。

- 、 、 、 、 ほどこここに、 一介には、 十多、 口・に 蝦夷地開拓ノニ条ヲ勅問ス」とある。
- (7)(8)(9) 北海道志 下巻 明治二十五年飜刻出版 六六ページ。(6) 竹内運平 北海道史要 二九四ページ。
- (1) 新北海道史 第三巻 通説二 六九一ページ。
- (1) 同書 六九二ページ。
- (1)(13) 北海道志 下巻 六五ページ。
- (4) 府県制度資料 官制編 六四ページ。
- 16 14 なお開拓使官庁の構成は五年九月の時点では札幌本庁・函館支庁・根室支庁・浦河支庁・宗谷支庁・樺太支庁・東京出張所と 開拓使記録課編纂 開拓使成規目録 明治十五年四月 六ページ。
- 僚制的編成の形式と実態とには乖離がみられる。 札幌本庁その他に指示命令を与え、札幌本庁が東京出張所に伺を立てることがみられた。この点では上級官庁と下級官庁との官 なっており、官制上は札幌本庁が他の支庁を統轄する構成をとっているが、実際には次官の黒田が東京を離れず東京出張所から
- (17) 北海道総務部文書課史料編集室編 北海道行政機構の変遷。
- (18) 前掲 開拓使成規目録 一六ページ。
- (2) 新北海道史 第三巻 通説二 一九八ページ。(9) 前掲 明治史要 附録概表 一二ページ。
- (21) 前掲 明治史要 附録概表 一一ページ。
- 0 事情で平民となったものとみられ、 この四名のうち山内堤雲(六三郎)は旧幕臣で箱館における降伏後士籍の剝奪をうけたもので、西村貞陽も旧佐賀藩士で何か 実質的には平民二名とみるのが妥当であろう。

- (2) 明治十年八月十五日改 開拓使職員録。
- 世を動かすには大久保も苦慮したものとみられ、大久保利通日記下巻には、八月「二十四日今朝東久世公開拓長官町田被遣侯事 共岩公之建論一封を呈し候委曲御承知之趣也一寸訪副島子東久世之事示談」とある。 「よほど不平嘆息、真実退身覚悟」と新北海道史 第三巻通説二 九〇ページで大久保利通文書から引用している。 なお東久
- 25 せていただいた。 以下黒田については井黒弥太郎著 黒田清隆、 昭和四十年四月、 同氏編黒田清隆履歴書案 昭和三十八年十二月に多くを負わ
- (26) 大久保利通日記 下巻 六七ページ。

27

同書

五五ページ。

- (28) 同書 五八ページ。
- (2) 井黒弥太郎 黒田清隆履歴書案 一四ページ。
- (30) 同書 五〇ページ。

33

31)(32) 明治十三年二月十二日、国会開設問題に対する黒田清隆建議、鈴木安蔵 明治初年の立憲思想

榎本武揚および箱館に拠った旧幕臣達については、加茂儀一

34 三年、村上一郎編 黒田は短気で愛憎の激しい人物であり、部下に対する懲戒も屢々おこなっているが容易に部下を免職にしなかった。この点で 明治の群像2 一九六八年の中のしまねきよしっ主戦派幕臣の軌跡~などに多くを負わせていただいた。

榎本武揚

昭和三十五年、

井黒弥太郎

榎本武揚伝

昭和四十

- が、その場合でも黒田は松本を慰留しようとしたらしく黒田に会うのを避けて故郷に脱れようとす松本を探索させている。 しこれらの場合でも黒田は自己の意見を多少曲げてでも相手と妥協するということはなく、意見は意見として貫きつつ只管真剣 ようにアイヌ人の強制移転をめぐってアイヌに同情する彼が黒田にその中止を懇請し続け一顧をも与えられず辞職しているのだ であるとして黒田に愛想を尽かして去ったものを黒田は幾度も慰留して職に就かせようとしており、松本の場合もすでに述べた は岡本監輔も岩村通俊も松本十郎も自ら開拓使を飛び出したものである。殊に岡本の場合は岡本が対露問題で黒田の態度が軟弱 慰留を重ねるのである
- 35 36 37 岩村通俊については、片山敬次・岩村通俊伝、 これらの人物については前掲 北海道史人名辞典等に負う。 昭和八年と前掲の井黒弥太郎氏の著書に多くを負わせていただいた。

が残って

38

黒田伯と官僚

北海道地方史研究

昭和三八年二月、

奥山氏によると国立図書館蔵の黒田書翰は全て失われ

日録

益

、残っているとの事である。

三県分治の意義とその帰結

だ 部 Ļ か 1 + いったのであろうか。一応の説明は十四年十二月二十八日の達によると「曩ニ其使ヲ置カレ北海道開拓 も満期になったから廃使は当然といわんばかりである。 内でも開拓使でも意見が活発に交わされるということは無かったようである。 開 黒田 -ケ年 拓 使 . 自身も早くから北海道を早く内地府県と同様にするということを言ってい 間 は十五年二月廃止され、 |別途ニ定額金ヲ支出シ来リ候処来ル十五年ニ至リ 満期候ニ付同年限リ廃使置県 北海 道は函館 · 札幌 ・根室の三県に分治された。ところがこの改廃につい もっとも開拓使という制はもともと臨時の それでは一体改廃の たのでその ノ処分ニ可 時期 が到 及候 機構だったのだ 動 ジョ 機や 来しただけの 条 ては政 務 意図 とあた パヲ委任 は何 府

に急造された社会ときわめて脆弱な経済的基盤を持った特殊な北海道が 十余年にわたる経営実績、 しか 、し北海道に県制を設置したからといって直ちに内地府県と同じようになるというものではな そこには多分によどんだ既成事実の堆積もあり、 存在 してい より根源的 たのである。 には内地よりも人為的 否、 開 拓 短期 使 0

事といえないこともない。

制度は内 そしてこの特殊性に対する徹底した認識を欠き、 抽 心府県 0 ような機能を果たさず、 政府は特異な北海道の状況 容易に行政制度だけを内地化させ県制を即自的に適用 ・条件に発する統治上の幾多の 障碍 に逢着しな してもこの

ければならなかったのでる。

先ず三県の制は形式的には内地府県とひとしい型の地方行政機構を設置したことになるし、 府県とは異る北海道 0

第二に 創

すで

開 統 弊

拓

使 化 ·つ

0)

後期 た

阴

治 n

--機

车

頕

カシ 0

5

見 設

B

t

る 0 7

傾

向

-0 加

ある

が ts

b

から

玉

0

曲

租

及び

地

政

0)

確

立

体

系

16

上設、

n

に

合

が は

4

構

増

昌

増

K

0

が

ることに

外

6

カン

た 方財

ともこ

0)

E

į,

7

+

六

年二月

各

省に

分属

E

ħ

t.

た

勧業等

ĸ

関

以する特

殊

な事 な

業は ts

新

たに

北

洏.

道

事

業管

理

開 拓 経 営 0 4 業 it 開 拓 俥 カュ ら各省に 分属 高され 7 北 海. 道 に対 する集権 化 が 内 地 と斉 合 的 に 進 L だように 表見 的 に は 見 え

る

7:

ぁ

調 C 税 掌 50 n が 事 ħ " 整 ば 4 務 県 あ 内 齐 そこでこの とが多く る。 まで 府 Ī * ts 0 地 土 課 北化 ら 末 機 た開 行 財 行 県 なら 全道 ts 政 政 構 17 124 拓 l, 0) 官 0) 1 が ist ts た 滁 翊 使 增 0 Us 円に か 天 数 機 館 県 らばそこに b 7 点で ら各省に 場 ば 枯 循 原 をももも は 眀 制 合に 既 を有す 浴 わ 生 70. 11 も右 た 出 面 課 社 内 八 よっ 館 6 羍 庶 年 つ たらすことになるが 加 てイ K 分属され は るように 九 は 務 以 府 !述べ 7 根室県 後ひ 開 表 県 は三 勧 拓 か 個 0) ン テ 使時 た 業 制 5 0 としく 一県そ 推測 た戦 小でも を踏 地 グ 地 ts 方 代 ラ 方 租 ŋ 私務もそ れぞれ と同じ 税 行 ル されるように 行 庶 定 襲 に遂 政機 して 政 務 3 内 ٠ 事 学 行 ,地府 5 結果を求 行 構 務 Ö が 政 勧 務 ħ Us 監 たる 職 業 0) i 0 県 7 くことに 処 督 務 得 効 衛 l, と異る点は 権 率 開 開 生 理 執 た 租 t-は 25 行 は 拓 拓 稅 庶 行 必ず 各 É 使 土木 ょ 同 0)政事 使 務 様 省 徒 足 0) が 学 ~ 課 それ 並み 7 務 0) に に L 務 担 県 弊 仕: を Ł 個 地 勧 先ず 2 一保され 增大 より 衠 事 玄 たとも監 理 粱 0) 生 揃 県 0) 地方 生. 課 開 Û Ĺ Ľ 量 H えて全道 がそれぞ 拓 た 增大 ts 使 0 行 識本署 土木 納 租 ので 課 9 政機 カ 税 本 人員、 ί 実際 等 支庁 2 課 あ を有 前 た た 構 . n 地 費用 主務 0) 0) 1 0) K 理 札 警 0 職 で で ,幌県 保 シ 綳 古 L 務 13 テ あ あ 胞 て 有 官庁とし 出 課 る。 は る。 一納課 け グ 分裂を起こすことに U で 0) ---\$ が V たことぐ 労 職 県 殖 等 庶 何 そしてこのことは 務 掌 1 えるこ てこ 故なら <u>E</u> 分課 各 シ 務 課 =3 Z が n 県 勧 出 0) ば を を遂 機 処 そ 業 納 理 求 開 K 課 n 構 させ なっ 会計 3 行 拓 と ぞ ts は Ē ょ 使 U る n 廃 連絡 ts 本 6 行 つ た 5 n か 计 庁 政 7 0 が 租 職 z

0

准

行

K

. つ

ħ

てやや遅れ

ってで

はあるが北海

道にもこ

れが及んできて、

殊に三県

制

0

時代になると旧

式の

租

税

が

整

理

ž

た る。 丰 が 等 ts n 成 多くを一定期間 候 抽 に 陸 7) 一入が 事 便 租 沘 15 セ . つ カコ χD 改 į, 海 宣 ままま 9 そして水産物 おける開墾も その後も たので、 ,従来 と百分の一としてすすめたのである。 行 主 7 道ではその 施 れ 条例 府 な は ts 行 抽 わ 県 や幾度も 拝 漸次 租 0 九年十二月頃 並 れるがこ の適用 K 除租 開 0 借 近代 公府県 拓使 の収 殖民 つい 地 儘 を府県 開 等 で 地とする規定を明治五 はは 獲 的 の後述するように巨額 は適用できぬことを認めたのであっ 同 が てみると、 魏 ノ自今更ニ経界畝数改正、 地 始 明治六年 稅 制 0 0 運送などに対する伝統的な租税が 2 ----地 規則 たば 除 百分の三を太政官達第 が 和課収 強行され、 租 年 = 一追 かゝ 旧幕時代か 帰 哴 りで土 な定め ス Ż 々一般公布 ハ様取 義2 车 地 壮 たの 六月 一北海 会的 な税源に が なお新聞 ら漁業をもって経済 計① 府県下 永々私 で Ö ž • あっ 北 という方向を示して府県 経 道 新規収税規則等其儘管 地 済 海 六 のように課税 根本的な手を加えることは出来なかっ 0) 道地 租布告 た。 有 北海道では民業勧誘と戸 的 号で た。 な基 地 1所規則 存在 三定 L 盤の 7 そしてその後旧 tis 北 義3 3 え地 0 L で 0) 脆弱 海道 根幹とした北海道では、 海産干場や 対 参相 府県下の 「永住 が な北海 開拓 象として考えられる余地 地 渡、 内 租 では 使でも取り上げられ、 \sim 今 耕宅 者居室漁舎倉 儀当分地 税制とは同じように取 道に大きな 税 施 口 单 統 行 御 「繁殖の 地 ∄ 難相成廉 IJ 的に整備されて適用 産税や出 七年 価 市 ため 打擊 街 百 間 たので 分ノ 維新後もこれ 地 庫 不 すをも 除租 [港税) 等 敷 開 少 は 地 Ξ 墾に着手 K あ 付 地 比 たらし 9 = 1 相 租の る。 に対 自今 較的 扱うことが 事 或 定 7 候此 社 創 する色 べされる 新 は変らず は L 乏 た ٤ 寺 た 定 方 増 独 L L 0 + 旨 事 館 カュ で た 税 収 及 布 業 々 で 地 地 札 ほ 墾 告 طبح 租 ts 制 税 老 0 内 あ 0

稅 から 間 制 題 から 尼 徐 な る 々 K 0) 府 は 県 に 北 ならっ 海 渞 0 7 当 適用 時 0 されてきなが 経 済 0) 主 葽 ts 5 担 1, その 手 で あ 税制 2 の当 た 漁業 一否を措くとしても 者 尼 対 ۲ 0) 地 実質的 租 de. 民 K 費 は 松 制 前 (さら

に

は

地

方

ところ

幈

根室本支庁管内

7

前

後

it

あれ

+

车

頃

から

地

租

0

徴収

が始

がまっ

たので

ある。

路寧

0 12

大官

h

6

提除

促起され

た

0)

6

ある。

断

然

※悉皆

免

シ

7

漁業

À

利

ラ

厚

ŋ

シ、

彼等

ラ

シ

テ其

銊

産

ヲ

成

ス

 \exists

ŀ

ヲ

容易ナラ

シ

4

ル

様

シ

と改革意見

が

顨

持さ IB 慕 税 府 'n 制 首 謔 が 殊 沂 0) 代的 쒜 K 笳 Ü 税 来 産 制 税 0) K 伝 と改 9 統 をひ い 3変され 7 < は 開 IE ることなく 拓 Li 使 稅 加 制 0 か 玉 瓶 いむしろ 税 畓 総収 税 de. 併 入額 出 行 港 0) 税 して徴収 ほ とい ぼ 九〇%に う名で開 いされ るとい あ 拓 たる巨 使 う 事態を生じた 全期 額 間 0 か 徴 6 収が 三県 0) 行 0 6 ts 肼 あ わ 期 れ K 至 巨 7 額 \$ を 占 依 然 保

本大 今 業 現 モ = ヲ 臽 物 万 環 去 円 9 品 ナ -Ţt 以テ之 扣 洫 っ 1 然ラ た後 病 税 ル 臣 及 3 沿 . __ F 量 してこ 书 쑠 47 -シ 疵 7 +15 ズ ヲ 1) テ 5 0 0 因 刦 推 ズ 水 N 北 A 産 N 田 テ ル 税 = 様 テ -11-是 産 補 事 1: 韭 E 洪 11: 能 粽 0) + 省 1 \mathcal{V} = こと筆 亦 は 根 原 IJ 財 _ 税 1 3 庁 復 因 該 1) 4 産 4 ヲ 制 尤 其 併 テ 夕 ヲ ル ヲ 前 F 眀 疑 維 治十 E 者 杳 破 坜 セ 租 0 処 1 持 語 税 新 大 ヲ 北 ス 7 ル 7 百〇弐 九年 容 重 ナ ル ル 者 海 ヲ セ ħ 負 ル 並 = 程 相 要 道 ラ 針 V 各 八月、 出 -11-踵 + 扣 7----ル 0 方 規 港 物 ル 夫 テ ガ N ス Æ 1 八八千 稅 -}-シ 物 産 ル 1 定的 ŀ 1 貨 割 ジュ重 IJ ス 1) 産 井 致 IJ, 6 余円 幣 般 d 役 上馨 ---合 シ、 割 とし _ =1 _ ŋ 即 4 変 シ 漁 東海 1) 於 ヲ を と山 チ 業 7 テ 動 ラ ラ 負 ts 7 明 営業 最 この 担 北 した 且 第 商 λ 岸 治 県 モ シ 海 ッ 況 ラ 7 有 有 煩 道庁 税 大 ス 重 Ł 1 名 六 舶 盛 ル 要 U 制 帯 = __ 明 年 から 者 ī 衰 湖 治 ナ 概 漁 度 わ 北 を 業浜 海 ル 固 落 地 + E 報 n 4 位 告 道を巡げ る 右 = テ 1) ス 七 税 各 ル 官. . ヲ 年 = ŀ 内 水 __ 地 徴 4 ヲ 7 占 度 方 北 産 坤 シ 其 其 致 テ ル 同 ス 海道巡 同 税 視して、 (税 51 利 ル 様 病 シ コ 九 並 油: 7 31 網 獲 1 + 協 = = 産 述べ ヲ 七万四 助 ル 纫 識 視意見 税 その 数 見 般 ケ / 2 費 各 0 海産 小産 殆 ル 法 13 明 シ 合 書 可 Ŧ 後意見をまとめ、 律 N ン 治 テ 計 と筆者註 税 F 余円 百弐 Æ E 因 シ。 物 ヲ と出 年 7 施 以 以 有 テ テ 拾 産 頃 一北 及 故 港 怪 内 ス ij = 其 = H 八)及ビ 税 ル 1 財 若 万 総 比 六 ŀ 海 + は 雖 産 九 高 \exists ナ ス シ 道 H F. ヲ 当 PU Ŧ +}-V ŀ 一港税 方 Æ ザ 起 年 経 然 万 余 今 滅 ス 事 闩 Z 済 ħ ル 北 第 干 凡 别 tis Π ジ 物 海 テ 内 加 ラ 丰 余 ソ 重 黑 渞 其 ズ 其 関 H Ŧî. モ \mathbb{H} 水 半 渔 重 係 産 百 = 0

D

玉

税

0

H

かい

周

知

の

よう

ĸ

わ が

區

0 近代的

地

方 自

治制

0)

設

院定に

大きな影響をもたら

Ĺ

た

府

県

公会規

則

地

方

税

規

方税 達乙 場合より 7 る が、 間 城 秘 行 徴 料 雑 -1 る端緒 - 六号の あ 那 収規 ts 0 年 理 種 九 ば 人口 秘 か 規 区 H 次 屋 とな 削 号 た 地 則 ħ HT 港 É 2 方稅 税 飲 相当する税 を管内に 趣 も二年 た当 カゝ 11 11 村 稀 ヲ 定 6 旨に 2 施 行 ととも 編 蒞 Ħ たの 帯 地 規 行 嵌 E 4 制 ts 数年 しもとづ -遅れ 訓 され 方 X Ó 法 + とし 発行し 税 は 画 理 北 とセ 地 ĸ 0 田黒 i 髮 7 海 規則 なか K 住 を諸会社 0) Ų, た 床 再編成とい 居 民 0 U 道 ッ わ 明治十 たのである。 て、 \tilde{o} 長官の っ 屰 前 がそのままでは適用されないとすれ ŀ 住 の負担を強化 0) 芸妓 事情 るニ で で、 た。 する住 後 は 開 ありこ • 製氷 この 拓使で と併せ 地 民選議会に対する一貫した最も強度 新 あ 一年七月の太政官布告第十九号のままでは 屠牛 方税 、う比較的 民に る 法 中 11 が 0) ことっ さらに は五 こてやは 地 頃 廻 1を徴収してこれによって地方費 府県会規 賏 l たの 方税 から 演劇 心船宿 治 ż 月 施 + は の徴収 函 十四 行 であるが、 n 正 船荷 理 年 諸興 事業が容易であっ 則 府 館支庁管内とやや 1年三月 七月 解 県下 租五 から いがす 業 扱 できることなのである。 適 に賦 分一 か 用されず北 . 0) っすめら ら施 旅 0 狭 開拓使 民費 n 課 人宿 1 **爬行され** ば府県会規則 は 0 ń 国 (ノ)義 地 第二十号布達で 質屋 一税と違 たために、 海 7 遅れて札幌本庁管内、 函館支庁第十八号布達では、 に た な拒絶的 İΕΙ U 地方税 道 0 が 0 9 < 古物商 事業を議 地 カ 9 たのである。 7 なくこの改 が適用されな 北海 ら居 ŀ 方議会設置 態度 郡 シ これに対 年 ,テ徴収 道で X は 住 会が 雇 から理解 遅れて施 0 1 「戸数割民 LL 人請 はこ 財 7 審議することを 政を賄 経 そしてこの シ ÍE Ĺ が かっ 郡 規則 済的 更に遅れ 地 府 のうち 宿 方税 県 行され 区 できることであり、 . たの 湯屋 うの 費ヲ戸 0 より 基 1 費 十三 規則 郡 地方税 盤 は も三十 たが で 地 て根室支庁管内と施 用 X 0) 数割 炭竈 年 町 方税 あ は あるが、 = 说規則 認め 府県 民権運 村 充 ĮΨ る それ 税 X ッ 月 住 年近くも 編 b ると **小会規** 0 民 地 ŀ 0 制 214 定 寄 シ 口 租 営業税 が 動 J 法 定席 ノメ之ガ ŋ 胩 布 府 から 則 ・うの だ ٤ もは 告 県 昂 0) 海 布 第 揚 礼 地 4

並

0)

3

7)2

VC.

計

酷

な負

担

となっ

た

んので

ある。

そしてこの

点でも井上

Ш

原

沁意見書

はこ

0

事

が態を厳

しく

批

判

次

0)

ように

述べ

広 産

霊 샏 間 課 伐 和 1) ヲ 7 ことなく、 77 N た 0 4 高 未 ル tili テ、 筰 聚 モ Ux シシ **水**落 べ 발 る。 結 41 ラ 税 モ 価 th 1 拾 果 楽とし 等 扎 租 人民 =7 7 ___ 1/ T 割 殆 テ 僅 除 13 + 11> -Į, 4 勮 业, Hb Z 7 n 77 ス 71. Ħ 1 ŋ \mathcal{V} te 該 方 てつくら る 0 =7 1) F. 7---킠 分 タ 쉾 外 官 崩 行 と総じ 合 DU 以 戳 内 儘 数 IV ŀ 政 魰 -)-百 テ 中 故 抽 ラ λ 処 ijī 七 1. 徴 動 をす -11-K 1) 拾 右 筆 + = __ \mathbf{v} 7 等于 於 カ 即 ャ DE 収 名 老 ラ 其 モ ħ L N É -1 1: H セ 義 註 ル テ Æ ラ 手 做 ス 左 公立学 県 ラ +1-的 B 占 場 上 ル Ŧ 3 V V る 単 其 得 バ K 有 分治 ょさ 内 V E 無 N 上で . | 弐拾 抽 内 新 0) 百 __ 1 比 ŋ ÷ ル 内 其 学 校 IH 社 0 価 分 ヲ 1 丈 抽 抽 併 制 弐 負 榕 大抵 見 殊 有 ヲ 0 会的 5 拡 10 心 万千 設 財 担 其 1 存 度 ル ---IJ ハ 政 様 o 无 是 政 経 は 地 漁 7 大 1 _ 混 割 E 業 等 抵 様 0 渚 pu 和 ŀ 又 乱 膨 的 松 百 合 高 項 稀 j 韭 肂 内 ナ λ __ 般 建 倣 海浜 築 脹 特 前 法 九 11. 丰 ナ 抽 1/ なもも 拾 築 ff. ダ Æ ۲, テ、 負 N 百 淶 律 税 を рU 軽 E 担 者 模 様 ン 1 村 ヲ 制 -岩 た 4 金 __ 75 = 7 落 様 Ь 幕 施 __ 之ヲ 6 7 0 0 ~ IJ チ 帰 IJ 壮 教 ス 布 及 稍 点で ٥ すととも ラ 北 デ 11-シ __ 大 育 般 N ス 脜 ズ 法 シ \equiv 海 轄 ル 内 租 ナ īm 方 新 テ、 律 道 漁 加 阴 IJ 0 彐 抽 ŀ シ ıν 法皆 ÏΗ VC 則 フ テ 規 シ 陆 業 H 治 所 IJ titi テ K cz 12 缬 則 代 シ X チ 価 額 --此 __ 芝 様 ¢, 等 然 至 = 7 テ 明 八 715 ヲ 容 T 施 0) 旧 6 生 負 治 割 逢 年 1 テ # 租 易 数 切 シ 内 及 度 制 0) ズ 担 + 付 ス 実 税 K 割 テ 拁 シ 施 ٤ 伝 ル ŀ 七 --ル 1 を 新 独 学 17. 統 諸 シ 年 比 = 加 入 ___ 住 内 費 1) 模 IJ 制 費、 度 公 至 丰 校 迹 を 照 0 民 抽 ひ 実 地 儲 飹 石 1 が ス V から 茍 化 塊 夕 前 方 N IJ **F** 勿 則 直 512 Ô 草 1) 賦 者 経 接 税 其 地 ŀ 論警察署 -J--Æ 課さ を後 苔 4 済 間 均 並 1 元 方 沿 丰 を 該 は 的 接 協 硘 / 来 漁 稅 而 海. 者 実 藻 ħ F 屋 法 組 漁 議 船 北 먜 カュ 1 シ 際 税 た が 2 織 業 = 費 漁 F ナ 間 郡 テ 漠 律 負 略 役 根 7 de 道 場 1) 其 付 Л 拾 底 府 財 築 扣 各 或 棒 所 浜 取 雇 入 学 弐 門 夫鑑 同 \pm 及ビ 地 か 県 政 調 税 辦 除 協 荒 児 方 項 6 制 制 困 様 地 ---財 超 札 識 病 近 テ 度 度 難 六 拁 克す 其 中 碧 眀 政 ヲ 拾 料 割 院 を 等之 券 文ア 0) 移 開 ナ 及 村 数 合 ŀ 少 外 る 植 拓 ス 銭 面 地 ナ É

を阻 する せず、 させ K 賄 は その黒田 大な実力と権限をも させようとすればする程、 内 内 (を標榜する府県下の地方税制を北海道に適用して、 上で かなくなってい か強 地 北海 抽 府 同 コ きるものでもなくその意志も無 原下のそれも 道開 様 ン 、緊張感なくしてはこのギ テ 0) しても開拓使 地方財 ク 拓統治を手詰りたらしめ ハスチ 政 たのであり、 _ 9 (自賄を強行、 て内地府県下 原 アの異なる府県の制度を北海道に適用したことに負う。 0 理 当時は先ず 末期には 的には一つ 黒 샠 田 日日侵潤拡大してくる府県下の \dot{o} t 制度の の ッ 内地と北海道との 0 たのである。 蒔 去っ で住民、 体 プは決して カン 制 つ たも 北海道への安易な適用を拒絶しきびしく取捨選択しうる黒田 た後の三県下の吏僚では中央の指示による一元的 の統治の貫徹とい 殊に漁業者に対する苛烈な収奪の強化をもたらし、 Ď とみられるのである。 架橋できるものではなか この手詰りは北海道の統治事情と府県の統治事情 府県とは異って広大な行政区画に僅少な戸口をとどめる北 ギ ャ ッ う同 プが強く意識されねばならず、 制度の適用ぶりを一つ一つ の限定内にあるわけだが、 か くて北 っ たのである。 もとより北海道に設けられる地 和道に お それ しょ 取捨 集権 それをい 7 P 実は北海 適 選択 洅 化 開 され 拓使 その生活 との相違 かに 制 し得 た制 期 度 が 道を内 居 して架橋 る 方制 たが を瓦 度 内 ゎ は、 を意識 と実 地化 けに 地化 海 強 道

て北 制度に 制 そ 度 海道を してこの ヲ よるべきことを主 簡 易 一大地 状態を強く自覚して、 = ス ル ノ墾闢物産 コ ŀ - ヲ要 張 シ、 、振興及ビ商工 概 応ニ シ テ 府県下で適用され 内 内 抽 地 同 同 様 様 ノ繁昌」をさせようとするには内 = = 般法律 般法律ヲ施及 7 しゝ る制 規則ヲ施及スベ 度が北海道ではそのままでは ス ル 事、 カラザ 夫レ 北 地とは異なっ ル 海 道 ハ 加 半 と述べ 創 適 て北海道 開 用 で きな 7 地 に即 Į, る 成 0 した固 ル が 丈 前 有 そ 述 切

くて三県 から道庁制 0 転 換 道庁 制 前の新 方針は 北海道に対する統治行政を北 海道 0 固 有 0 実情 に即 しか

井

かト

Ш

県

意見書

でで

あ

5

た

熊

の乖離は三県時代に一そう昂進する。

もこれを踏まえて集権化しようという課題の下に樹立されるのである。

、 、 、) 目は ・) に 、 。 (1) 開拓使記録課編纂 開拓使成規目録 明治十五年四月 一〇一ページ。

(4) 新北海道史 第三巻通説二 二三四ページ。(2)(3) 同書 一〇五ページ。

関スル意見書」

井上毅の「北海道意見」と井上馨の「北海道ニ

水

清

昭

典

井上毅の「北海道意見」と井上馨の 「北海道

ニ関スル意見書」

清水

昭

典

十七ページの小冊子で、末尾に明治二十七年五月、内務大臣井上学図書館蔵のおおかたは官本とみられるものである。全体で僅々が、表現は巧緻でしかも論理的説得に富んだ文章である。

なおこれは井上驟自身が執筆したものか、あるいはただ彼の名であろう。

翳とあり、おそらくはほかに署名原本でもあってこれは写しなの

城の毛筆印刷の序文のほか僅か四十七ページの小冊子に過ぎない

鋭さはうかがわれない。 を述べているが、井上毅の「北海道意見」ほど表現にも論旨にも 見解であることに変りはなかろう。 よく統計資料を駆使して意見 この二人の意見は、 られた枢密顧問官であり、

を附したに止るものか判然としないが、

現職の内相としての公的

まった時期だったのである。この点で一人は伊藤博文の懐刀とみ

にあたり、 薩派の牙城視されていた北海道に道庁制が設けられて間もない時 この両井上が北海道の統治開拓について意見を述べた時期 は

ある。 れているように、この両井上の所説のほかにも在野の河田鏻也 構に新たな植民開拓政策の展開が強く求められていた時期なので したがってこの時期には己に新撰北海道史第四巻通説三でも触 近代的集権化の統治の期待を担ったこの植民地行政機 0

本開富」(二十四年一月)、「日本回天」(二十四年三月)、久 「北海道殖民論」 (明治二十一年)、勝山孝三 [北海道殖民策日

し触れてみたいと思うのである。

先ず、井上毅の「北海道意見」の内容からとりあげるが、

第四資本の供給、

総論では課題

日本国民の義務 の提起とし 第五交通 9

本稿ではこの両者の見解の紹介かたがたその異同について少

政黨ハ、先功ヲ北海ニ擴張セントス……(中略) 松義典「北海道新策」(二十四年十月)、岩橋謹次郎「北海道開 八年ヲ北海ノ事ニ労シ、 北海道殖民移住ノ急務ナルヲ是認シ、将サニ大ヒニ殖民 (二十五年九月)などが踵を接して出版され、「天下ノ 政府ハ以テ北海ニ注目重キヲ置キ、 口ハ以テ北門ノ急務ヲ論説スルニ至 ……而シテ学者 各 して、 たり。 7 第六最終の調査、 は第一総論、 北海道開拓の意義を「北海道を開拓するは。 各国の先を争ふて着手する所なり。 文明を広布するは、宇内の間に独立する国民の一大義務と 又字内の大勢に対する我帝国の政略上の急務たり。 第二開墾、 跋尾に節が分けられ、 第三漁猟、

與論

、実ヲ擧ゲントス。

即チ、

拓新論」

빌 論客

(新撰北海道史第四巻通説三、二六○ページ)と開拓論が高

る沙漠、

南洋の豆散せる諸島の如き、

皆既に欧州各国の占領する

故に亜弗利加

の曠茫な

や見解には微妙な相違点がうかがわれるのは興味あることで しくしている点が多いのだがなお開拓についての力点の置きかた 浅はあれ、ほぼ共通の問題を取り上げており、 影響を与えているのである。 の意見は、 のであったとみることができよう。 職の内相であり、ともに政策の枢機に参画した人物であるから 後に述べるようにその後の北海道の開拓統治に大きな ほぼ当時の政府の北海道開拓統治方針そのも 一人は実業界に大きな影響力をもつ現 ただ両者は、 事実この二人の、 対象への突っこみの深 随所に見解をひと 特に井上縣

北法20(3・41)286

所となり、

近く十年の間に於て、地図上に尺寸の余地を残さざる

北海道の開拓を怠るあらは、天人の共に許さざる所なるべしれ方里の地積にして、人口僅に四十万に過ぎず、一方里僅に五十八人を容るるに過ぎず而して、成墾の地未だ測定せる沃土二百分の一に踰ること能はず。曠茫の野、尚熊鹿の棲たるは、是豊日本の一に踰ること能はず。曠花の野、尚熊鹿の棲たるは、是豊日本の一に至れり、北海道は、現に我内地の一部に属するも、六千九百十

よれば欧州列強諸国のアフリカから南洋諸島にいたるまでの世界で、北海道開拓の意義は、いわば「宇内の大勢」に即応しようとて、北海道開拓の意義は、いわば「宇内の大勢」に即応しようと成功を収めんと欲せば、其方法は如何。曰く、経略宜きを得て、成功を収めんと欲せば、其方法は如何。曰く、経略宜きを得て、成功を収めんと欲せば、其方法は如何。曰く、経略宜きを得て、

そしてこの大勢がわが国の地位を揺り動かし、わが国が到底こボで進められてきている世界のすう勢を指しているのである。

みられるように、鉄道敷設や移民などに資本主義的経営が急テンの植民地分割が完了したこと、またロシア帝国のシベリア経営に

ば一時代前の識者達のような列強、殊にロシア帝国の直接的軍事である。その点では彼の意見は、単に即自的な開拓論でもなけれれを拱手傍観しえない立場に置かれていることを強調しているの

侵略に備えるいわゆる北門の鎮織論でもなく、帝国主義的な特徴

つ第一着手に縦横の鉄道を敷設し、四隅に達せしむへし」と、乙序について、二つの案が考えられるとする。先づ甲案として「先拓を論じているのである。そこで彼は、北海道開拓への着手の順を示しはじめた時代への認識に立って北海道の資本主義的植民開

礎を固くすべし」とあるが、甲案から着手にかかると、全北海道案として「先つ沃地を開墾し、逓次に部落を成し、人民生活の基

年を経ば、

明国民の義務を全くし、宇内の大勢に応ぜんと欲せば、必や短日

らず、苟も長日月を期せんか、生物蕃殖の原則に従ひ、今より百今より十五年乃至二十年を期して粗々開拓の目的を達せざるべか

北海道も亦必ず自然に到処人煙を見るに至らん、唯文

故に国民の義務として、国家の急務として北海道は、

北法20(3•42)287

費用は三千有余万円に違することとなり、 とは国庫経費の許すところではないと見るのである 鉄道敷設に要する六千万円に並行してこれを短日月に施行するこ そして乙案からの着手を先行させるべしとして、 当時内地の決定済みの 「第二の 方法

)縦横線布線と、

航路と鉄道を連絡する諸港の改築を要し、

その

L

を行ふには精確なる開墾法を施行せざるべからず。

蓋農は国

一の本

l

へる如く、

凡そ邦国を成立するの要素は、

生活の基本として団聚部落を成すに在り。

之を名けて土着と 国土と国民相附着

確

陸東山より漁夫として出持する人民は、 春燕秋鴈に均しく、 彼 いの漁業の如き其の利巨大ならずとせず、 却て百里外他の地方の為に資富を増殖す 十万に近きも、 然れとも、 毎年北 米一

と述べるのである

に移住民に対し府県官の證明を要し、

又移住の便利を予ふへし。」

なり。 明国を成立せしむへきも、 るに至るまては、 (あるを聞かず。 善哉独乙博士「フェスカー」氏の論に云農産の富は以て文 北海道の為に人民土着の基礎を為さざるは、 決して農民の増殖を怠るべからず」と説き、 故に北海道に於て農産豊能にして供給に充足す 未た漁業のみを以て国を成せる文明人 人の皆知る所 >-

> 程の進まざるものは、 下を行ふに公平の方法を執るへし。 る土地の貸下又は払下を受け、 ふへし。 地払下の制限を定めて、 るの区域のみ、 「実の目的を有する者に対しては、 むへし。 第八に五十戸以上の一団結を以て移住するものには特典を与 第九に、 第四に、 先つ払下を行ふべし。 資本家又は開墾会社にして相当の資本を備 現在の十年貸下の規則を廃すへし。 法律の約束を設けて、 一戸五万坪以下に限るへし。 而して開墾に着手せす、又は其 特別の例外を設くへし。 第七に、 第三に、 之を上地 旧規則に依り広漠な 村落団結を組織 第六に、 난 第五に土 L 払

て、 が、 形態を北海道においても積極的に利用しなければなら な移民の方法にへいて、 以上 この中でも井上毅が最も強調していることは、 「開墾事業に於ける困難艱苦は免るへからざるの 一の列挙事項にはさらに詳細な説明が加えられて わが国の農民に伝統的な村落団 第 経 ts Ų, 結の組 歷 る に 0) だ

を抛ち逃亡離散するに至る。 生活の楽を欠き、無聊不快の感に堪へず、心折気屈して半途に事業 打勝つこと能ふへ ĺ 且移民の情、 故に開墾の経画は、 離群索寞の境に在るとき 尤村落の組織

理を経

画し、

道路を築き、

水沢を排するの事業は、

政府自ら之に

確

なる開墾の方法を立てざるべからず。

其要点は、

第一に、

地

乙案の具体化について、

第二、

開墾で、

「第一着の急務として

7

唯た多衆団結に相扶助し相慰籍するの力は、

以て其の困難に

任すへし、

第二に、

土地払下区域の順序を定め、

地里経画既に成

注意して、一村自治の基礎を養成するに足らしめざるべからず。」 地理の経画についても村落の形態を散居制をとらず、

と述べ、

紹

地を予定し、又広野に必要なる防風林を経界し、以て将来の為に 若干耕牧地に対する一村の位置と、并に村役場小学校敷地、

又墓

汲汲たる奸商 る資本の誘致策が現実には生産的資本の進出よりも利権と保護に メント欲ス」(初代長官岩村通俊演説)のことばに端的に示され 以来の初期道政の「人民ノ移住ヲ求メズシテ資本ノ移住ヲコレポ 障碍を為したり、」と述べているのである。これは、明治十九年 余さざるに至れり、恩恵保護法の意外の結果は、実に開墾の一大 に帰するものにして、実際の移住農民の為には着手すべきの地を 如きは猶荒蕪林叢に属するも、 のために「上川又札幌近傍称して北海道膏沃第一と称するの地の 其の膏腴にして且交通の便なる土地を占領することを務め」、そ ていることを批判し、 地の実際の開墾の障碍となり、投機的な土地所有の傾向をすすめ 二十二年制定の北海道開墾地地租地方税免除の施行がかえって十 で彼は第二に明治十九年に制定された北海道土地払下規則、 移住人民の幸福を保護すべし。」と主張しているのである。 投機師の跳梁を招き、 「因縁の便を得る者は敏捷に手を廻わして 之を問へば尽く既に貸下者の占有 かえってこれが開墾の障碍 明治 つい

> って大農を営む者を招こうとしたものだが、 かくして彼は、 明治十九年の北海道土地払下規則が大資本をも 「北海道土地の実況

農を招来するの目的は空望に属するを免れず。将来に北海道の良 農業に向て資本を投する者あることなく、大資本を放下するの大 漁業の利、極めて活潑にして、金利常に最高度に達するを以て、 を案するに、農事は未た以て大資本の利用を為するに足らず、且 民たる者は、蓋、自ら乗秬を把るの農夫、又は自ら耕して傍らに

小作人を使役する者に過ぎざるべし。果して然らば一戸五万坪を

たるものとせざる可らず」とし、このほか払下規則によって払下 由なくして一年内に開墾に着手せざるときは、其の権利を抛棄し 万坪を先づ開墾した者にのみ新たに払下ることとし、 以て制限とするを充分なりとす、」と地主偏有の大土地所有を排 自作農中心の開墾開拓に期待したのである。そして土地は五 「正当の理

を主張しているのである。ただこのような開墾策は、 を既に受けた者でも開墾に着手せぬ場合の土地返納・原価買上げ にとっても、ことに「宇内の大勢」に対する鋭い危機感を抱いて 井上毅自身

や」と疑問を持つのだが、 歳月を経て能く全道に人烟散布するの光景を見ること を 得 べ き いた人物として、迂遠な策と感ぜられたのであり、 「凡そ生殖の勢は一より二に進み二よ 彼も「幾何の

り四に進み四より八に進む者なり。従来北海道の農業に於けるは

となっていることを衝いているのである。

8

則が

昆

雠 摘

に足るの力を以て他の二箇所以上を併せて願ひ下けたるは、

他人

を要すとし、

「欧州諸国に行はるる土地抵当銀行の法に倣

V,

其

業して、 \langle

以て法文を逃るる者あり。

而して其の一箇所に着手する

先つ甲

所に営業し

次年に乙所に営業し、

又次年に丙所に営

0) 鶏犬相聞 を著けず 一地も亦勧導を仮らずして人民相競ひ、 一へは先つ石狩夕張上川の原野に着手し、 前 際の 人煙相望む、 源に資らざるが如し。 の盛況を見るに至らば、 今精確なる開墾法に従ひ、 型 村 其の他の遠僻 -|-里 邑

屯

田

兵及或る

僅

芯 0

部を除く外、

未だ生機を生せず、

草木の根

待するのである 依 5 容易に其の緒業に就くに至らんは必然なり。 後進者は先進者の模範に 」と将来に期

彼は、 業資本の乏しさ、 も農業に深かったためか、 第三の漁猟の節では、 北海道漁業における舟艇網具の粗末さ、 出稼漁夫の傭賃前借逃亡に対する制裁、 彼の北海道開拓に対する関心が漁業より その叙述はやや簡略である。 漁法の粗笨さ、 ここでは そのた 渔 其

法権を有する外国人の密漁 の雇主と被傭者の関係の検束の必要、 1.土地規則と同じように姦民によって悪用されてい 「現行の規則は毎三年営業の功程を届出へきの条 文 あ 5布輸出 人にして数箇所を願ひ下げ、 一税の免除の必要などを説くほか、 (ラッ コ漁 其実数箇所に営業するの力な 鱈漁) 捕鯨業振興の提唱、 に対す 当時の漁場貸下規 る る点を 取 ŋ 締 治外 ٢ 指 な K

設くるか、又は貸下漁場にして着手せざる者の為に特に其年の 場の着手せざる者過半に至ると云。 に賃貸して以て奇利を網せんとするに過きず。 而して現行漁獲物の五分税の外に又は之を改めて漁場税を 此れ宜く漁場の監督を厳にす 此れか為に毎年漁

ベ

場税を改むべし。」と主張している 第四の資本の供給の節では、 彼は、 北海道で為すべき事

としている。 入を為す。 季節の仕込に「青田借と称へて漁獲物の売価を見込抵当として借 いにもかかわらず、 「従前交通不便にして内地の資本自然の注入を欠くに因る」こと 「漁採の為に貸出すへき短期貸の銀行」と第二に「農牧の為に (の利息の高き非常の度に在る」とし、 此の時金融非常の逼迫を見るに因る」こと、 かくて利息の低い資本を誘致するために彼は、 資本が不足していることを指摘、 これを第 一には漁業の この理由 第二には 業が 第 3 1/2

を設けること、 は としているのである。 銀行ともに当時の銀行条例のほかに特別の保護措置を付与すべ 為に各々の特別の性質に則して特別の制規を定め、 貸出すへき永期貸の銀行」と二様の銀行の設置を提唱、 利息を高くするとともに危険防止のために十分な保証の方法 農牧の為に貸出す氷期貸の銀行には、 そして漁採の為に貸出す短期貸 しかも両様 至極 0) 阿銀 銀 0 行 K

紹

をもって具体化したのである。

第五交通の節では、彼は北海道の交通航運を盛にするためには

るところに特色があり、現実には数年後、北海道拓殖銀行の設置

を踏まえた長期低利の融資策を国の保護によってすすめようとす のである。 而して組合貸借の法亦適当に設けざるべからず」とする この提唱は、 特に資本の誘致に困難な農牧地に抵当制

の利益を保護する為に抵当券の発行を或る程度に迄許可せざるべ

よという雄大な構想は見られず、 井上馨の主張のよりに北海道の未開の内陸に縦横断鉄道を敷設せ られる彼の意見は、本州と北海道の連絡、小樽・函館・室蘭の築 運を開くの事亦急にせざるべからず」と主張する。ただここにみ 幌又は小樽函館間に鉄道を設く、四、千島に電信を架設し、 一、築港、二、造船事業を奨励し又函館に船渠を設く、三、札 とそれへの鉄道の接着工事を主限としているようで、後述の ある程度開発のおこなわれてい 又航

に確定を要する者は国防上の位置是なり。 (屯田本部)を置くに適当なる地は、 第六、 最終の調査の節では、 彼は「北海道全部の経画に付第 上川なる敷、 陸軍に於ては将来鎮台 又は空知太な

50

る半島部の交通手段の改良を唱えるにとどまっているとい えょ

る歟、 密な調査の必要を力説するのである。 策 林産資源、 又は青森の大湊を適当とする歟」の点とか、河川の洪水対 鉱物資源の開発利用などについて学術専門家の精

の倶に知る所にして更に論議を仮らず、 を緩漫に付すべけんや。今日に当り北海道の当に開拓すべきは衆 者と同しからず、而して形勝張壁の勢方に目睫に在り、 の亚非業斯坦に於る千里長征他の邦国を取りて新に藩屛を構ふる 荷玩するの比ならんや。」と焦慮の意を示し、 アジアに対する軍事的進出、統治経営、 「事功の捷速なる驚くに堪へたる者あり。此れ豊優游多議日月を 跋尾では、 井上毅は、 十九世紀後半のロシア・イギリスの中東 要は時期を失はざるの問 鉄道経営などの例をひき 「北海道の事、 此れ猶之

英

第五地方制度、 これは、序、第一漁業、第二農業、 つぎに井上馨の「北海道ニ関スル意見書」について述べると、 第六囚徒、 結論の順序で叙述がすすめられてい 第三道路又鉄道、 第四港湾、

急なる者豊巳むことを得んや、」と結ぶのである。

題のみ。

余が北海道意見を草し、

以て識者の教を請はんとするに

る。

農業漁業ノ二者相須テ並進ミ始メテ其成功ヲ見ル可キハ勿論ナリ 第一漁業では、 専ら漁業から得られている現実を重視、 井上馨は、 当時の北海道の富が農業からではな 「夫レ本道ノ拓殖

有朋 山県

「北海道巡視意見書」でも「北海道ヲ開

7

/順序

ハ、北モ

Ħ.

余

上罄

Ш

県

有朋らとともに北海道を巡視した時に作成した丼

産

プ利

N

コト

大ナ

'n

(11)

桑採鉱業

グ如 厌

n

当

ハ挙テ之ヲ改正癌停シ、

以テ水産ノ利ヲ厚クシ、

漁業人等ヲ

凡 其利ヲ収

ルソ従前

施設

ノ漁業保護又ビ水産取扱

関

猫 ラ

Æ

其病

-j-

厶 独 丰

ル ij

7

こト易

ルケレバ

、ナリ。

誠

に一斯利

因

・欲スレ ノア

n

丰

÷

1)

より

犯罪

テハ処 然 企 _ ア 在 テ v タ ラ テ較著ナリ ŀ リテ村落 ij 'n -1)-々 シ E 一從前 者 _ = N ナナリ 部 ŀ 皆 路落ヲ形 本道 ブ形 Á 旧慕 ナ漁業ノ利 概シテ之ヲ言へハ従前本道ニ移住 ルヲ成 一二移 É 成 本道内部ニ於テハ石狩平野ヲ除 府 民 ズル者アルニ 勝 七 ショ者尚 八十資 代 ハヨリ今 益 本ト ヲ逐フニ ホ稀 É ・ヲ誘フ 至り = V 在 ナ 至 /シ所以 タ 1) ル ル タリ、 _ -7 ív 拘 テ ノ主因 プラス沿 ノ成 Ĩ É シ岩クハ事業 ノ即チ他 ŋ 迹ニ 「本道最近ノ ハ漁業 分外 疶 労地 於 デ昭 / 移民 利 ラ散 於 譗

O 点では井 八凡壹千萬円即 実ニ ^めるべきであるという論を唱えて 漁業ニ在 上盤は、 N チ 兵 ħ. -1 ŀ 八八分ノ七ヲ占 ねてから北海道開発はまず水産業の振興 - 以テ証 ス可 キナリ、 「メタリ今日本道ノ富ヲ成 おり、 明 と述べている。 沿十九年 瓜スモ かか 用 として、 統計ヲ観

ル

一輸出

物産総額

ハ凡ソ歌千

・武百六拾余萬円ニシテ水産

大率皆ナ創 水産漁藻 ヲ先キニ ジノ業 セザ 始ノ事ニ属シテ iv ハ従前仕 「可ラズ。 来り 何トナレバ 闪 **其費ヲ要スル** 'nΤ 、陸産即 チ農 7 ŀ

分を行わせよと論じている のように列挙された井上馨の 主張は、 個

々

0)

制

腹の

具

体

ので速断

は

容にまで深く立ち入って言及しているわけではない

得ズシテ、 また「農鉱業トモ今日 ズ徒ニ貧民増 ĺť. (ク利獲アラ レヤト 北海道ノ経済 殖 シ テ東西 地トナラス |海岸 = 至 因 ハ重モニ環海沿岸ノ水産ニ デ産 ル 間 7 独り デ未ダ其 乗り 起 ・其益ナ ル 様 財 . 一分ヲ 経 丰 殖 画 セ ŧ ザ ξ 発達ス ナ ル ラ = П IJ ザ j テ ル ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ ル 維 ナ コ 持 然ラ ŀ IJ セ ヲ

ンテ多

シ

×

ル

:7

ŀ

得

富

見書でも変っていないのであり、 て対象的である。 i ル モノタリ。 」と述べているがこの漁業重視の姿勢はこ そして井上馨は、 井 上毅の農業開発重視とは 水産の利を妨げているも

Ō

意

濫獲・魚附キ林の濫伐を指摘、

これが

代財源ヲ涸

度

ラ

設立を唱え 然並二人工孵化蕃殖 スルニ至ラン」 制限、 網製法並 「漁業権及海産乾物ニ 弊をくい止めるために北海道漁業に関する制 網数 ノ方法、 ノ制限、 漁附キ林 漁場 関スル権義ノ得要、 制度、 区画 並 漁業組 一漁期 波打際 合 制 水産税 限

天 佊

護監督の必要を説くのである。 法及ヒ漁業人雇主 も厳 (殴打闘争賭博)、 しい 制裁、 ト被雇人ト たとえば特別の権限を警察官に与えて即 賃銀の前収逃亡、 ノ関係等ニ関スル法令」 ことに漁業被雇人の漁場に などに対しては など国 并 お ける

北法20(3•47)292

る。

第二農業の節では、

井上馨は先づ北海道の農業は「耕耘拓殖

会をつくり生産高の増加に期待しようとする意見とは対照的であられてず実際に漁業経営をおこなおうとする者にひろく経営の機権化せず実際に漁業経営をおこなおうとする者にひろく経営の機権化せず実際に漁業経営をおこなおうとする者にひろく経営の機能といが、幕末以来の場所請負制の伝統をも想起させるような前きないが、幕末以来の場所請負制の伝統をも想起させるような前

とを必要とすると述べている。として下付し、「薪炭建築及ິ物ノ用ヲ欠クコトナカラシム」と

るとし、北海道では、「開墾ノ目的ヲ達セント欲スレバ、能ク今年の「北海道巡視意見書」のそれと比較すると驚く程消極的になりないの農業に関する井上馨の叙述が、先にも引用した明治十九以上の農業に関する井上馨の叙述が、先にも引用した明治十九とを必要とすると述べている。

事ヲ怠ル者アレバ操練馬ニ喚出シ、 唱へ、労働の利用については、 小農ノ数ヲ加フルトモ、 分ニ資力アル者ヲ勧誘シテ、一筆限リ広大ノ土地ヲ引受ケ、 ヲ要ス」と大農論を力説、さらに「宜シク成ル丈ヶ大姓富民、 丈大農ヲ植へ、一定規律アルノ労働ヲ起サシムル様施設スルコト 日内地農業ノ弊ニ監ミテ此弊ヲ北海道ニ移サザル様注意シ、 上ノ労働ヲ用ヰテ之ヲ開墾セシムル様計画セザル可 苟モ従前ノ仕法ヲ襲ヒ、 遂ニ復タ益ナキノミ、」と資本の誘致を 徒ニ貧民ヲ移シテ、 屯田兵の例にみられる「若シ懶惰 衆兵ノ前ニ於テ蹴踏鞭打以テ 労働不規則ナル · ラ ズ 。 然 成 充 ラ

摘将来は移民に露固な村落を構成させるために山林を町村公有林

若ク

八網走

第二上川ヨリ宗谷ニ達スル線路第三上川ヨリ北見海岸即チ猿間湖

(両地ノ内築港ス可キ地)ニ達シ東方線ニ聯絡スル線

(現旭川)を中心として三方に放射状に北海道の東

ささか般所すると井上馨にとっては、

北海道の開

拓

鉄

道

北端にも鉄道を及ぼそうとするのであり、「本道鉄道ノ最モ急要

ナル省へ右三幹線路ナリト信ス故ニ本年度中ニ於テ之ヲ踏査セシ

′ 果シテ右各線路ノ下ニ概述シタルノ目的ヲ達シ得ベキ望アラハ

上毅ならずとも当時のわが国の経済力からみて驚く程雄大な計

そらくは八年の間に北海道に大農法が進展せず、 · た事態の失敗に、また世論などの攻撃などにも負うのではない 一の悪用するところとなり、 このために設けられたはずの土地払下規則が却って投機師好 払下地が荒撫のままに置かれるとい 資本も誘致され

取立、

荷為替替貸取立の急増ぶりを統計表で示し、これを鉄道敷

「若シ単ニ石狩川ノ水利若クハ国県道路

ノミ

樽港の戸口、

耕地、

輸出入、

銀行預金貸付為替振出受込、

手形貸

小

能性を信じていたのであろうか。ただ井上馨は当時の石狩国、

・大倉・安田らとの交友関係を通じてこの計画

一の見通しに可

設の結果とみて、

益田

依リタルトキハ豈ニ速ニ斯ル異動ヲ統計上ニ見ルコトヲ得ンヤ

先づ北海道には鉄道からという考えか

かと思われるのである

ニ出テ「フラヌ」原野ヲ経テ十勝ノ中央ヲ貫キ厚岸ニ達スル線路 を敷設することを主張するのである。即ち「第一空知太ヨリ上川 えで鉄道が洪大な利益をもたらすものであるとし、先づ縦横断線 設のみを主張した井上毅とは逆に、巨額の資本の必要を認めたり して国家経済の許す所なるかと危ぶみ、 第三道路及鉄道の節での彼の主張は、 取敢えず小樽函館間の敷 北海道縦横線の敷設を果

設し、 と述べているところから、 たがあったものと思われるのである。それゆえ彼は先づ鉄道を敷

チ其 民ノ往来聚止及運輸交通ノ便ヲ図リ其緩急ヲ考テ以テ開鑿ヲ計 位地ヲ略ホ選定シ先以テ所謂ル交通上ノ主線既ニ定リタル後ヲ俟 ス可シ」と道路計画をすすめよというのである。 (ノ必要ニ応シ重モナル停車場ヲ以テ起点若クハ終点トナシ移 その後に「国県道路ハ右鉄道線路ノ実測ニ随ヒ停車場等

開拓はこのような一見奇妙な順序で進められることが多か 敷設、 たけれども、 である。 ことになるのである。 道路の開さく、 なおこの井上馨の鉄道敷設計画は、 ほぼ彼の主張どおりに、 そして事実、 移住民の村落定着という順ですすめられる 明治後期の道東・道北北海道 石勝線、 昭和初頭までか 天北線、 石北線と は 2

して実現されたのである。

画であるが、

彼には実業界との深い関係、

たとえば渋沢・岩崎

進ンテ第一

期工事トナス

ノ計画ヲナサントス」というのである。

北法20(3•49)294

かい

際の影響力を評価しなければならないであろう。この点では井上際の見識、少くとも井上毅に勝る彼の意見の実

第四港湾では、彼は「本道へ完全ナル港湾ノ数ニ乏シキカ故ヲ 第四港湾では、彼は「本道へ完全ナル港湾ノ数ニ乏シキカ故ヲ 第四港湾では、北海道の港湾について、函館・小樽両港の築堤浚渫 を急ぐべしとしてこれを二十八年から着手すべき事、東海岸では 独路よりも厚岸に、北海岸では猿間湖または網走に築 港 す べき事、其の他江差・森・増毛・宗谷・根室・浦河などでは住民が築事を希望しているが、天然の地形や物貨集散の点を考慮すると巨港を希望しているが、天然の地形や物貨集散の点を考慮すると巨港を希望しているが、天然の地形や物貨集散の点を考慮すると巨港を希望しているが、天然の地形や物貨集散の点を考慮すると巨港を希望しているが、天然の地形や物貨集散の点を考慮すると巨港を希望しているが、天然の地形や物貨集散の点を考慮すると巨港を希望しているが、天然の地形や物貨集散の点を表記すると

Ŋ

、ルモノアリト雖モ是レ実ニ僅ニ一部分ニ過キス概シテ之ヲ言

リ而シテ官民未タ著シキ不便ヲ感セサルカ如キ以テ本道ノ現況ヲ判然セサルモノ少ナカラス一郡長ニシテ十三郡治ヲ兼任スル者ア人、此処彼処ニ散在シテ村落ノ名ハアレトモ其ノ境界スラ猶未タハ全道六千九百方里ノ地ハ猶ホ草味だ漠ノ境ニ属シ新旧移民及土

・病院・村医・渡船等ノ費用ニ至ルマテ大抵国庫ノ支弁ヲ仰キ居負担スルニ堪ル処甚タ稀レニシテ道路修繕ヲ始メ戸長役場・学校ノ尤モ発達シタル石狩地方ノ村落ニ於テスラ其ノ人民能ク村費ヲ

反映シタルモノト為ス可シ、前ニモ述ヘタル如ク本道中拓殖事業

ヲ得ン仮令ヒ之ニ施スニ他府県同ノ制度ヲ以テスルモ啻ニ彼等カ活シ居ルニ過キス復タ何ノ余力アリテ一般公共ノ費用ニ堪ルコト於テヲヤ彼等ハ概シテ開墾力作シテ其ノ生産物ニ資シ以テ纔ニ生ル現況ナリ況ンヤ移民ノ二戸若クハ三戸彼此ニ散在スルノ地方ニ

ノ進歩ヲ謀ラント欲ス故ニ姉ク佐ノ標準ニ依リテ本道地方制度ノ改正ヲナシ以テ漸次其

之ヲ挙クル能ハサルノミナラス却テ其ノ発達進歩ヲ害ス可

学校、病院其他国庫ノ補助ニ関シテハ資力ノ発達ニ随テ漸疎密及ヒ資力厚薄ノ度ニ照ラシ之ヲ適応シ並ニ道路修繕、・他ノ村落ニ関シテハ二種若クハ三種ノ組織ヲ設ケ其ノ人ロニハ之レニ適当スヘキ特種ノ組織ヲ設クル事

将来は

「本道ニ監督ヲ増設センヨリハ寧ロ之ヲ減スルニ若カス」

第六囚徒では、

井

上馨は北海道の集治監の施設について述べ、

彼の意見の影響の大きさを思わぬわけにはいかない。

次逓減 ノ法ニ拠 ルル事

要スルニ本道地方制度ニ関シテ啻ニ急進的改正ノ必要ヲ見サル が北海道では適用されないことになり、 述べている。 年から二十三年にかけて府県で設定された郡制・市制・町村制 般法律ヲ施及スヘカラス夫レ北海道ノ如キ飼開 切ノ制度ヲ簡易ニスルコトヲ要シ」と述べたように、 ・ナラス寧ロ其ノ本道ノ発達進歩ヲ沮害センコトヲ恐ルナリ」と この意見こそは、 かねて彼が北海道に「内地同様 とかく批判の多かった旧 ジノ地ハ成ル丈ケ 明治二十 _

ŀ

けるべきかと当然生じた課題に井上馨なりに答えたものとなった この制度、 種又は三種に分けて特別な制度を設けるという意見は、 郡区制が適用されたままの北海道にどのような下級地方制度を設 紀にわたって北海道の町村の特異な性格を決定づけたのであり、 海道区制· のと堪ええないものとに分け、さらに後者をその程度によって二 のである。そしてこの彼の北海道の町村を自治財政に堪えうるも ことに二級町村制は戦後の自治制の改革まで凡そ半世 級町村制・二級町村制として実現されたのであり 現実に北

> ムルトキハ本道ノ如キ運輸不便且ツ物価高貴ノ地 経済ニ関シテハ監獄接近ノ場所ニ於テ土地ヲ択ンテ囚徒 である。そして監獄運営について独立採算の方法を示唆、 為サス随フテ漸次之ヲ適宜ノ数ニマテ減セントス」と主張するの 在獄舎ノ朽壌スルニ至ルマテ之ヲ用ヰ朽壌ニ至レハ之レカ改築ヲ タ経済上ノ宜ヲ得ルモノニ非ス故ニ本道集治監ハ本監分監共ニ現 とし「本道ニ多数ノ罪囚ヲ送ルハ毫モ拓殖上ノ利益ヲ見 ノ経費ヲ省クコト少ナカラス」と述べるのである ナラス寧ロ其 ナシ専ラ農業ニ服セシメ食料ノ如キ総テ之ヲ其ノ収獲ニ資 ノ害ヲ認ム然レトモ今日選ニ之ヲ廃スル ニ在テハ殊 力 加 ラ耕作 丰 ル 丁共 共 地 亦 3

外に役に立たず、 用の方針と反するわけであるが、 下ラス。囚徒ハ、僅ニ一日金拾八銭ヲ得ルモ バ、北海道ニ於テ、尋常ノ工夫ハ、概シテ一日ノ賃銭四拾銭 常ノ工夫ヲ使役スルト、 針、たとえば金子堅太郎の北海道三県巡視復命書にみられる「尋 ると囚人労働による開発に積極的な期待をかけた初期道 監獄制度に対する井上驟のこのような消極的な主張は、 過半数以上ノ減額ヲ見ルナラン」といった低廉な強制労働利 囚徒ヲ使役スルトキニハ、此開墾費用中、 かえって強制労働利用の非能率性が露呈してい 囚徒ヲ使役スルト、其賃銭ノ比較ヲ挙レ これは当時すでにこの方策が意 シナリ。 工夫ノ賃銭 ラ 政 の方 = 見す 於 則 1)

チ、

ことができよう

介

主張はそのような囚人労働利用の手直しないし整備策として見るたことを端的に物語っているのであろう。とすると井上馨のこの

最後に「結論」で井上馨は、北海道に対する組織、制度、施設などの調査をおこなう調査委員を内務省に置き、調査はなるべくなどの調査をおこなう調査委員を内務省に置き、調査はなるべくなどの調査をおこなう調査委員を内務省に置き、調査はなるべくなどの調査をおこなう調査委員を内務省に置き、調査はなるべくなどの調査をおこなう調査委員を内務省に置き、調査はなるべくなどの調査をおこなう調査委員を内務省に置き、調査はなるべくなどの調査をおこなう調査委員を内務省に置き、調査はなるべくなどの調査をおことを提唱するとともに、北海道の従来の開発政策に「其ノ予期ノ結果ヲ収メント欲スルトキハ却テ失計ヲ免レス又タ斯ル事業ハ実際ニ於テ能ク之ヲ急成シ得ヘキモノニアラス故ニタ斯ル事業の実際ニ於テ能ク之ヲ急成シ得ヘキモノニアラス故ニタ斯ル事業の実際ニ於テ能ク之ヲ急成シ得ヘキモノニアラス故ニタ斯ル事業の実施としたのであり順序ヲ審ニシ熟慮精究シ然ル後チ之ニ着手シ而シテ其ノ成功ヲ教十年ノ後ニ期スルコトヲ要ス可シ宣ク本道現在ノ状況ニ応シテ級・事業ヲ計画シ国庫財源ノ許ス限リニ於テ徐ロニ其歩ヲ進ルノ政策ヲ取ルヘキナリ」と開拓漸進論をもって結びとしたのであり、対策を対している。

る

幕末期箱館の五人組について

清水昭典

"Goningumi" at Hakodate in Ezo (Hokkaido) during the later Tokugawa Period

by Shyōsuke SHIMIZU

北見工業大学研究報告 第2巻 第1号 別 刷

幕末期箱館の五人組について

清 水 昭 典 (昭和41年10月31日受理)

"Goningumi" at Hakodate in Ezo (Hokkaido) during the later Tokugawa Period

by Shyōsuke SHIMIZU

Abstract

"Goningumi", consisting of 5 members, was a neighbourship association in every district in Japan in the Tokugawa Period.

The aim of this paper is to make clear the organization and the function of it in the feudal system at Hakodate Town in Ezo (Hokkaido).

1. まえがき

わが国の近代的地方制度は、明治憲法の制定に伴いつつ明治 21 年から 23 年にかけての一連の整序された体系的地方法制の設定をもってほぼ成立したものとみられる。

そこでは、西欧近代国家、なかんづくプロイセンの地方法制が引照され、それがわが国に 継受され、その敷設の過程で、わが国の伝統的慣習的自治組織には幾多の改変が加えられたの であった。

ところがこの過程で、伝統的な旧慣部落的規模での共同体的な生活様式、一体的な隣保共同の団結は法制のいかんに、また統治の要請のいかんにかかわらず現実に存在したから、それは近代的地方法制の設定に際してある程度組み入れざるを得なかったのである。一たとえば部落有財産に関する規定一。

しかし、それ以上に、問題は旧慣が近代的地方法制の外側に現実に存在し、これが住民の日常の生活に深くかかわっていたという事実であり、わが国では近代的集権国家の形成後も、公権力が社会の基底に存在する旧慣、旧制度を無視しては統治の機能を果たしえず、むしろ旧慣を積極的に援用することによって、ようやく統治の効率をあげ得たといっても過言でない。

ところで旧慣を支えた共同体そのものは明治以降、経済構造的には変容と解体を余儀なくされていった。しかし共同体的な生活意識なり共同体的規制は変容しながらも残りつづけたのであり、公権力はこのような意識なり規制のある側面を統治の効率を高めるためには積極的に援用し強調したのであった。

これには、今次大戦にあたって、臨戦体制を強化するためにとられた国民の統制的組織化の手段として、農村のみならずきわめて群化した都市の住民に対しても区域内の全戸が加入することを強制した町内会などが直ちに想起されよう。これが市町村行政の補助的下部組織として、日用必需物資の受配機構、貯蓄国債の消化、出征兵士の歓送などに果した役割は周知である。

この町内会(隣組・隣保班)が江戸幕藩制下の組織たる五人組を模したものであり、常会が寄合を模したものであることもまた周知のことである。

本稿では北海道における近代的地方自治制の形成の途上で、北海道においても存在した函館の五人組の制度、旧慣がいかなる変容と解体をたどったかと考察するための基礎作業たることを念頭にしながら、函館の五人組制度について、その起源、実態、性格などを史料に即して多少なりとも明らかにすることを目的とした。

2. 五人組制度について

五人組の制度は江戸幕藩体制期を通じてヒエラルヒッシュな統治機構の末端をなすべく強制的に組織化された共同の連帯責任を課せられた隣保団体であるといわれている。そして治者にとっての組織の目的は、切支丹宗門改めから博奕の禁止、田畑の永代売買禁止、営農に関する各種の制限、立木伐採の制限などの禁制の徹底、から年貢助郷に関すること、部落財産のこと、身分秩序を強調する儒教的徳目の強調、節儉の奨励から、警察的治安の維持等を通じて封建制度の維持に連なるものであったとみられる。しかしこの制度は五人組帳などによってみても制度の実態はきわめて多種多様であった。

3. 箱館における五人組の起源について

蝦夷地において,五人組の制度が設けられた起源は明らかではないが「五人組の名は寛文十三年 (1673年,延宝元年と同年)の書類に既に見えている」と新撰北海道史第二巻通説一で述べている。

箱館の場合は、維新前町村制度考によると、「函館ハ文化年度五人組帳ヲ差出タルヲ見ルニ此時既ニ組合頭アリト知ラル」とあり文化年代(1804)には すでに 五人組が存在していたことを知り得よう。

しかし箱館に隣接する亀田では、元禄四年 (1691) にすでに 五人組の制度が 存在したことが、松前藩から亀田奉行に与えた覚書中の「切支丹宗門改の時分念入候様名主五人組共に能々可申付候事」の箇条から明らかである。

ところで、箱館と亀田は蝦夷地でももっとも早くから本州 (若狭) との交通が開けたところであり、ことに箱館は享徳三年 (1454) にはすでに和人の部落があったことが推定されている。しかしその後、永正九年 (1512) アイヌ人蜂起の際に箱館は 潰滅し、和人は 亀田に移住し部落を創ったといわれる。

津軽一統志によると、寛文9年(1669)には「一、亀田、川あり、澗あり家二百軒余、古 城あり一重塀なし、一、箱館、潤あり、古城あり、から屋あり」と箱館に対比するに亀田のに ぎやかさが推知される。しかし自然的な立地条件たる港湾の良否から船舶は自然に箱館に繋留 されることとなり、亀田の住民が次第に箱館に移り、箱館は亀田に代り、はるかに繁栄するに いたった。そして寛保元年(1741)には松前藩治機構の一つである亀田番所も箱館に移され、 奉行の官宅のみ亀田に置かれたのである。函館市誌によると「亀田村は久しく繁栄し、名主は 付近の村落をもあわせて之を支配し亀田郷又は亀田村の名は附近の諸村落を包括して用いられ たので番所が箱館に移転した後も番所村落共に依然として 亀田を称して 寛政 11年1月幕府直 轄時代に及んだ」となっている。 また 永田富智氏は「松前藩の職制について ――変遷と その 特色――」で逢坂氏日記を引用されて、亀田奉行が設置された年代は不明であるが、当初は地 侍白鳥孫右衛門をもってこれに当てたといわれている旨述べ、白鳥氏, 蛯子氏, 猿田氏, 漆坂氏 などが世襲的に名主格として奉行所に勤仕したと述べておられるが、維新前町村制度考による と, 享和三年 (1803) 蛯子七左衛門, 白鳥新十郎が 箱館町年寄と なったとあり, 両人がさきの 世襲名主の白鳥、蛯子両氏の裔であるとみることができれば、亀田と箱館の行政上の関係も密 接なものであったとみることができよう。一歩をすすめるならば寛保年間以前、亀田奉行支配 下の亀田領の区域は箱館をも含んでいたのではないかと考えられる。とすれば元禄4年に存在 した亀田領における五人組の制度は箱館にも設けられていたのではないかとも考えられるが、 後日の調査によって正確を期したい。

4. 統治組織と五人組の地位について

五人組が幕藩制下のヒエラルヒッシュな統治組織の基底にあることは周知であるが、享和 年代以降 (1801) の 箱館の場合、松前藩治下の職制は、維新前町村制度考に もとづいて系統づ けると、次のようなヒエラルヒーをもつとみなしえよう。

しかしこの職制については、永田富智氏は、維新前町村制度考の「名主ハ町年寄ノ次席ニシテ町年寄ヲ補助シ」という記述を採らず、寛政十年(1798)のものとして、松前藩の職制を次のように系統づけておられる。

そして、このように永田氏が名主を年寄の上位に置かれたのは「逢坂氏日記」「亀田村名主覚」 「河野常吉氏扣」などの精緻な検討を通じて、名主、年寄、小使、手代足軽の順列を みと めら れたものとみられる。

この二つの考えの当否について、立入ることは筆者の能力を越えるが、前述の白鳥氏の祖とみられる人物が検断として亀田付近を支配したこと、また地侍たる白鳥氏、蛯子氏等が松前藩の士籍にある名主であり、また箱館名主が亀田付近の諸村を管理したということから、名主が町役人として年寄の上位に立つことは首肯できよう。ただ永田氏の引用される「年寄」と、維新前制度考にいう「町年寄」が同じ性格をもった制度を対象としているものか、その異同が明らかになること、また維新前町村制度考が町年寄制の起源を「函館へ享和三年始テ町年寄す置タル」とみたことの事実的当否が明らかになることが期待されるのではなかろうか。

ところでこのようなヒエラルヒッシュな各職制の間にはかなり厳しい身分的区別がその実態を別として制度化されたものとみられる。

たとえば、町年寄には苗字帯刀 (大小) 肩衣袴が許され、勤務中各種の免税特権を認められ、 肝熨名主には苗字帯刀肩衣袴を許されるが、名主頭取には苗字なく、名主は羽織袴脇差帯刀を 許され、総じて名主層には各種税目負担免除があり、町代には羽織袴を許され後代にいたって 一刀を帯びることを認められるにいたり、五人組組合頭 (組頭とも称える) は一般百姓に異なる ところなしとされ、煩瑣な格式序列をもって身分差を明らかにし、その差が価値化されていた ものとみられる。

このほか、町年寄には扶持(後に手当)が、名主、町代には手当金が、役職によって多寡を 設けられて与えられていたが、五人組組合頭は無給とされており、(ただし丁代と大同小異の市氏の 贈る樽代を受く)有給、無給の区別が五人組組合頭をもって明らかにされている。

ただ武士、町役人の身分差は、松前藩の場合、他藩程きびしく峻別されていたかは疑問であり、たとえば、松前では町年寄は大抵藩士から選任されたといわれ、町人より選抜する場合は請負人を多とし、その勲功ある者は藩士に抜擢されたといわれ、同藩における場所請負制下の町人の経済的実力や日常の高級藩士との接触からみて、少数の富裕町人が社会的地位においてもいちぢるしく高かったことを示していよう。

しかしこのことから武士と普通の町人との身分差が他藩より緩かったとみることは当をえず,むしろ,町人からいちぢるしく抜きんでた場所請負的商人の地位の特殊性に注目すべきであろうか。

また町役人中の最下位の地位は町代であって、五人組組合頭は町役人ではなく「一般百姓 ト異ルトコロナシ」とされている。ただ組合頭は一般町民との関係で、町民が願届を出す場合 これに連印することによって「町役人」性質ヲ帯フルモノナリ」とされている。

5. 五人組の組織および組合頭の選任

五人組は一般に五戸をもって組織し、それに組合頭1人を置いているのだが、箱館では文化文政年代にすでに組合の戸数編成に制限なく、町代がその編成をおこない町会所へ届出ることを例とした。そして戸の編成の大きな組合は20戸以上を構成したといわれる。他領に此すると異例のことといわねばならない。箱館における戸口の配置状況(町並の構成)職業構成、戸口の流動状況(一定期間の移入定住の量)、顔役層と一般戸口との比率、秩序維持の方策などに他藩と異なる特色があるのだろうか。

組合頭の選出は「名主及丁代ノ見込ヲ以テ之ヲ定ム」とあり、いわば比較的近い上級者の任命制であって、五人組の内側から自発的に選出するものではなかったとみられる。

なお、この点では、町年寄は世襲的であり、奉行所の辞令をもって任免され、名主は「町代ノ勤功アリ身柄ヨキモノ」ないし世襲で、その任免は奉行所よりおこなわれるがこれについては現在名主と町年寄の協議意見が奉行に具状されるとされている。また町代は町年寄名主の協議をもって人選し、奉行所がこれを命ずるとされた。したがって総括すると、町年寄の場合は多く世襲的層にある者の中から官選、名主、町代の場合は、人選を(名主の場合世襲者層をもっていたが)町年寄、現在名主が推せんしてすすめる点である程度自治組織からその選出の自発性をもちつつ、任命について奉行所にウラチマラチオが担保されていたとみることができよう。

ただ、名主、町代に対する奉行所の任命行為が事実上、単にノミナルな儀式程度にとどまり選出の実権が自治組織内にあったのか、逆に町年寄、現在名主の協議が奉行所の人選についての具体的示唆に応じて受動的にすすめられたものであるか、判然としないが、問題は町役人の人選について、奉行と自治組織との間に実際に強い対立があったかということを前提にして検討しなければならないと考えられる。

しかしあえて付言すれば、永田富智氏が明らかにされた松前藩制下の亀田奉行の松前からの上、下番制、また幕府直轄制下の箱館奉行のたびたびの更迭などの事実から、市政に関する奉行の知識は、多く土着の世襲職である町年寄、名主のそれに対する歴史的由来にいたるまで知悉した知識に比べて、ほるかに乏しかったのではないかと推察される。

このような点から,奉行が町年寄,名主との円滑な交渉を欠くときは,すなわち積極的な 支持をえぬ限り,市中取締の遂行は実際には不可能であったと考えられる。

以上から箱館の場合、自治組織は町年寄名主の段階では、町役人の選出についてはかなりの自発的自治をすすめえたのではないかとみられる。そして奉行の町年寄、名主に対する支配の調整がすすめられていたものとみられる。ちなみに、安政5年から文久2年まで6年間箱館にあり、文久2年に箱館奉行組頭(慶応3年箱館奉行となったが仏国に渡る)となった栗本鋤雲は、「匏庵遺稿」中の「箱館叢記」で「市中に町年寄と称する者、西村次兵衛、蛭子砥平(蛭は蛯の誤記ないし誤櫃とみられる。)白鳥今右衛門の三人あり。………町年寄は旧家にして甚だ富まずと

難も、市政に権あり。……年寄の者予か家に来り話する有るに」と述べ、奉行所役人と町年寄 との交渉の一端が述べられている。

しかしこのような町役人の自治の状況の中で、五人組の制度の自発的自治の性格はいちぢるしく乏しかった、とみれよう。けだし、組合頭の任命は名主、町代によって一方的にすすめられたのであり、そこには、もっぽら上級者からの命令の受動的な受容の機構としての性格の一端がうかがわれるゆえに。

6. 五人組組合頭の職務

五人組組合頭の職務は、維新前町村制度考によると「町役所ノ指示ヲ受ヶ組内ノ諸務ヲ調 理ス」とされ、その管掌事務は下記のごとくである。

第一,組合市民ノ願届ニ連印スル事

第二, 法令ヲ組内ニ伝達スル事

第三、市民ノ集会ヲ要スル時組内ノ代理トシテ出頭スル事

第四,組合内ノ人別改ヲ補助スル事

第五, 市中掃除注意ノ事

第六、町内ノ利害ニ関シ町会所ノ諮問ニ答弁スル事

以上の中,第一,第二,第四,第五の職務は町代一(名主)一町年寄のそれと管掌区域の広狭はあれ複奏している。つまり,理念的にはこれは第一,においてはヒエラルヒーの上位者に対し,一級下位者の責任において課せられた行為が,上位者に確認されて,同一の事態が繰り返されて,上昇するプロセスを示すものとみられる。第一,の連印(上位者の場合奥印)行為はその典型である。

逆に上意が下に伝達される場合、このヒエラルヒーに即して、上意は階梯を下る。そしてその監督はもっぽら上位者が相対する下位者に対しむけられ、責任は下位者に分属するものとみられる。第二の法令の伝達はその好例であろう。なお組合頭が直接の上位者、町代との階梯を欠いているか、ないし分明でないのは、第三、第六である。

このようにみるならば、五人組組合頭は前述のようにヒエラルヒッシュな整然たる統治組織の末端にあって、庶民の上層にあるかのごとくである。

しかしこのようなことをにわかに平面的に図式化することを許さぬ事情がある。

すなわち, 箱館の場合, 町役人に課せられる職務であっても, これが五人組組合頭には必ずしも制度的には課せられてはいないことが注目される重要な職務がある。

たとえば、町年寄は「職業ヲ奨励シ諸税ヲ取立及上納スル第ノ事」を掌り、祖税たる店役家役、地子永、人別銭、四半敷等の取立上納をおこなうかたわら、自治組織の財政を賄う町内入費、坪割銭、祭礼銭、筆墨紙料等の取立をおこない、さらに「市民ノ家屋ヲ検シ店役、家役賦課法ヲ定ムル事」と租税の評価をおこなう資格をもち、名主も「諸税及町内入費ノ徴収及上

納ノ事ニ参与シ」している。また町代も「諸税及町内入費ノ取立ヲ為シ」「人別調役銭上納ノ時ニ限リ町役所ニ出勤ス」るのであり、封建財政を賄う租税徴収機構の末端は自治織中の町代の層に達するだけで、五人組組合頭には事実上町代を補佐したかどうかは別として、制度的には租税なり町内入費を徴収する資格は与えられなかったものとみられる。

にもかかわらず五人組組合頭には、かかる職務の分担は制度化されていない。けだし先に あげた職務の、ヒエラルヒーの上位者えの取次ぎの繰り返し上昇のプロセスは、以上の事務に ついては町代から発したものとみられる。

以上の点を検討すると、松前藩治下の箱館町役人は、奉行所の支配下に、封建的行財政事務をヒエラルヒッシュな組織の階梯を通じて町民に執行する職務をもつ。そのかたわら町役人は町方において、町内入費その他を徴収し、自らの給料、火災、消防、祭礼、窮恤、道路橋梁工事等の費用に支出し、これらの点で自治的に町財政をつかさどる能力とこれに伴う自治行政的能力を備えていたものとみられる。

もとより藩主より発し奉行の支配に服する行財政と町方の自治的行財政を郭然と区別することがあやまりであることは、町役人の職務を通じての収入が藩主からも町内入費からもあるなどの点からも明らかであろうが、町役人の職務から自発的な自治的性格を見出すことはあながち不当ではない。

しかし五人組組合頭の場合,かれらが上記のような領主的な行財政の職務からも、自治組織における行財政の職務からも、やや距てられた地位にあったとみることができないであろうか。あるいは、五人組組合頭が町役人の命をうけて租税徴収等の重要な事務の補助的役割を果したかも知れぬが制度上かれらの自治組織に占める立場は、法令の伝達、願届の取次などを除いてほとんどなかったのではなかろうか。

7. 五人組帳について

幕藩制下の五人組帳については、石井良助編「日本法制史」では「五人組の規制として五人組帳がある。これは百姓等の日常遵守すべき法規を書冊に記載し、これに遵守の請書を記して、名主・庄屋以下全五人組の署名捺印せしめた上、代官・地頭等の地方官役所に届出さしめるとともに、一通を町村役人の許に残したもので、毎年一定の時期に町役人より読聞せて、衆

知を期した。条文に当る部分を五人組前書といい,これは領主法の一種に属する」と述べている。

蝦夷地・箱館の場合はどうか。筆者は五人組前書に当るものとして、三種の文書を披見したにとどまる。 甲は「五人組申合の事」と表題し文化 12 年 (1815) 3 月に 製したもので 20 ヶ条にわたる法条を記載した文書である。

乙は「(慶応2年五人組帳写) 差上申一札之事」と表題し19条の法条を記載した文書である。 丙は年代不詳であるが明らかに蝦夷地の村々を対象とする71ヶ条にわたる法条を記載した「五人組御仕置帳」と題する綴書である。このほかには竹内運平著「北海道史要」中に,幕 末箱館施行の21ヶ条よりなる五人組帳の一部が写されているが仮りにこれを丁とする。(丁についてはこれを直接披見することはできなかった)

この中,慶応2年になった乙号の全文を下に記載する。(乙号を記載する理由は後述) (慶応2年五人組帳写)

差上申一札之事

- 一、御高札の趣は不及申前々ヨリ被伝渡候御書付の趣堅相守若違犯の者有之候は組合の内より相互ニ心付為相慎幾度も□見差加其上にも猶不相用は早速可申上候事
- 一, 喧嘩口論堅相慎ミ可申事
- 一,主人へよく仕親ニ孝を尽し兄弟妻子従類ニ親しミ家業懈なく衣類飲食等随分儉約を用 ひ普請其外祝儀仏事等にて親類知者の者相招候節相互ニ料理ケ間敷儀分限相応ニョリ 質素ニ可仕事
- 一、御林は勿論銘々持居候少分の山林ニ而も猥ニ伐荒し申間敷事
- 一, 蝦夷地産物抜荷物筋の儀は不及申上御軽物失羽熊胆皮類幷諸国ョリ積渡の諸品沖の口 御番所御改不相済出所不相知品買取又は旅人等へ取次為相調候儀は勿論暫時ニ而モ預 リ申間敷都而不慥成品取扱申間敷若胡乱なる産物取扱うもの為見聞候者時々不移可申 上事
- 一,鉄砲猥ニ打間敷事勿論在々ニ而前々ヨリ鉄砲拝借罷在熊猪鹿等を為防打候儀ハ格別其 渡世ニあらず猟師ニ事寄慰殺生可致ため鉄砲打候儀致間敷事
- 一, 捨子の儀相互ニ吟味合堅仕間敷若町方とも捨子候者有之数後日ニ相聞候とも早速可申 上事
- 一, 捨子有之候者養育致置早速御役所え訴出可申右捨子貰候者有之は其もの孫子慥ニ承候 上其□申上御差図を講遣し可申内証にて遺し候儀仕間敷候事
- 一、御仕置仕成候後立帰り候者又帳面無き者の類は従令親類知者たり共一夜の宿ヲ貸ヤリ 間敷候隠置候者御坐候ハ早速可申上事
- 一, 旅人ハ海陸とも沖の口御番所の御改等不相成往来の手形持参不仕候者ハー夜の宿をも 為仕申間敷沖の口御番所御改も相済以別条なき者にて其時官に寄宿為仕可申尤当所御

作法の趣堅為相守猥ヶ間敷様為仕申間敷若逗留の内留売の品或ハ家業迚も不相知胡乱 - 見為候者不隠置可申出候上又他領の者当処住居致度旨申聞候者其相申上惣テ旅人の 儀=付被伝出御趣堅相守可申事

- 一,三笠付惣テ賭の諸勝負前々ヨリ被伝出候御法度の趣銘々の義は不及申上召仕の男女幷 旅人等ニ至候迄堅為相守可申事若右体の宿仕候て不宜風聞承候者早速可申上事
- 一,親規合舩は勿論古舩相求メ候者書付を以願上従令御改候焼印御坐候舩にても内分ニ而 譲渡の儀堅仕間敷事
- 一, 地借店借ニ差置候者其者生国ハ勿論委細相尋慥成様子ニ而者請人を立証文取置可申若 無其儀不吟味ニ而差置候上其者悪事仕候者地主家主不及申上品ニ寄五人組の者迄急度 可被伝付候事
- 一,男女奉公人の請ニ立候者国処親類等迄萬を承届下請人相立請人ニ相立可申候下請猥ニ 受人ニ立申間敷事
- 一, 見世先又ハ小路ニ薪猥ニ積置申間敷事
- 一、火の元大切=可仕儀へ勿論冬春は別而心を用ひ昼夜とも相回り可申候尤非常の用水組 合申合家並心掛置上内井戸有之者へ表口=木札=テ井筒の印差出置可申事
- 一,出火の節即刻其場処え罷出心の及候丈出精相働消留可申乍去不作法なる儀致間敷若近 処合壁より出火仕候ハ銘々働構なく火の元へ馳付消留可申事
- 一, 衣服の儀は結紬木綿麻布衣内を以分限ヨリも質素ニ相守可召仕の下男下女等は衣類常等まで木綿ニ可限事
- 一、宗門帳幷五人組帳とも毎年十一月中御役所へ差上可申事 右被仰付御法度の条々□々承□□思候大小の百姓あて読聞被伝渡の趣堅可相守若違背 仕候者何様の曲事も可被仰付候為其五人組連印の一札差上申処依如件

寅十月 日

町 年 寄名 主町 代

以上が乙号の全文であるが、文化12年のものとみられる甲号は、6ヶ条目に、

一,長崎御用ノ俵物剪海鼠干鮑売買は前々より御停止の事ニ付弥堅ク相守可申事 という記載があるほかは条文の数も排列も内容も字句上の一二の違いを除いて同じである。

これに対し丙は甲乙に比して条文もいちぢるしく多く、甲・乙には記載のない名主の心得公事、勧農、田畑質入、盗賊悪党訴人、農道・堀・用水などに対する勝手な工事の禁制、伝馬助郷、入会山に関する事などから、最後の条に「強訴徒党逃散候儀堅停止ニ候処近年之内ニ茂左様之願筋ニ付御代官陣屋エ大勢相集致訴訟候儀茂有之不届至極ニ候自分以後厳縛吟味之上重罪科ニ可被行候事」とこの前書布告の当時百姓一揆に対し手を焼いたとみられる強訴への厳罰

方針が示されている。

しかしこの丙号にも、甲乙とほぼ同文の「蝦夷産物……」に関する規定があり、乙と同文の「長崎御用……」の規定も記載されている。

五人組帳の敍述の形式は紋切型のものが多いとみられるが、蝦夷地にのみ固有の、御軽物 矢羽熊胆皮類の抜荷禁制の規定が甲乙丙ほとんど同文で記載されているのは、松前藩ないし幕 府代官の統治の力点の置きかたを示すものではなかろうか。なおこの抜荷禁制の規定は丁号に もみられる。

以上蝦夷地における五人組帳前書4通に関する敍述を要約すると,

- 1. 幕末箱館で用いられた丁は甲、乙と蝦夷地にのみ固有の品目をかかげた抜荷制禁の規定がほとんど同文であること。
- 2. 丁は 21 ヶ条, 甲は 19 条の乙に 1 ヶ条を加えて 20 ヶ条であり, 数が 接近して いること, したがって丁は甲乙と非常に以た内容を持っているのではないか。
- 3. 乙号には末尾に町年寄、名主、町代という序列による記載があり、幕末期の箱館自治組織の職制階梯と符合すること。

以上の点特に3を根拠として乙号が慶応2年,幕府直轄下の箱館の町方にも適用された五 人組帳前書であると推定できよう。ないし乙号が直ちに箱館町方に適用されたものでなかった にしても、適用されたものは乙号といちぢるしく似たものであったといいえよう。

かくして乙号の内容をみると、幕府直轄下の幕末箱館の五人組では、本州諸藩の場合と同様に毎年一定期(文化12年には3月、慶応2年には11月のものがある)、町役人が大小百姓に対し五人組帳前書を読み聞かせ、全五人組連印の一札を加えて役所に提出したとある。(ただし、実際には町年寄、名主・町代の連印したものはあるが、各人連印のものはみられない)

また前書条文の内容は、領主法の遵奉、鉄砲禁制、火災取締、胡乱者の警戒、山林伐材禁制、旅宿人の届出、宗門取調、節儉、家族道徳、捨子取扱、博奕・喧嘩口論禁止等が規定されている。

しかし、乙号に特に注目されることは、①抜荷品・およびその行為等に関する詳しい禁制 規定と抜荷の疑ある場合の届出義務の強制。②刑余者、無帳者、沖の口改めなき旅人、往来手 形なき旅人に対する親類といえども一切の宿泊禁制、一応別条なき旅人でも胡乱なる場合、他 領より移住した場合の警戒・届出義務の強制。③借地借店人の身許取調、保証制度、これらの 怠慢より生じた悪事に関する地主のみならず五人組の連帯受罰の規定、男女奉公人の身許保証 制度など、蝦夷地産物と、人の出入に対する、幾重にも詳細厳重をきわめた禁制規定の存在で ある。

このように 出入に対する規定は、その究極の根拠を、かって 慶長 9 年 (1604) 家康が松前 志摩守に下賜した黒印状中の「一、従諸国松前へ出入ノ者共、志摩守不相断而、夷仁ト直商売 仕候儀可為曲事。一、志摩守仁無断而令渡海売買仕候者、急度可致言上事」の蝦夷地出入商売

に関する領主への特許に負うものとみられる。そしてこの趣旨が制度化され五人組帳前書に記載され、領主法として幕府直轄後も領内百姓の末端にいたるまでその遵守と違反の摘発への協力の義務が強制されたものとみることができよう。

このように、箱館における五人組の制度は実際の統治上の効果、五人組からの領主法に対する現実の協力の姿勢、ないしは領主的秩序に対する予想される反抗(強訴など)など制度の実態を別として、統治の側からみるならば、場所請負制度に拠って立つ領主法への積極的協力を喚起し、忠順なる服従を捧げるべき末端組織団体であった。

ところで、維新後幕藩制の解体は領主法をも消滅させることになったが、五人組の制度は 必ずしもこれと運命をともにしたとはいえない。五人組は自治組織とともに新政府にとって看 過しうべからざるわが国社会の基底的組織であった。五人組のその後の変容、統治からの期待 それに果した役割、意義等については後日調査検討を加えたい。

末尾ながら、五人組帳の読み方について多大の御教示をいただいた北見柏葉高等学校国語・書道科の諸先生並びに御世話になった中川充子嬢にあつくお礼を申し上げたいと思う。

参考文献

北海道庁編: 新撰北海道史,第二卷通説一.

竹内運平著: 北海道史要. 松本 隆著: 近世渡島地方史. 函館日日新開社編: 函館市誌. 村尾元長編著: 維新前町村制度考.

北大北方文化研究所藏: 五人組御仕置帳.

栗本鋤雲著: 匏庵遺稿(箱館叢記).

永田富智著: 松前藩の職制について,新しい道史第3巻第4号通巻第11号.

松平太郎著: 江戸時代制度の研究.

原田伴彦著: 日本封建制下の都市と社会.

石井良助編: 日本法制史.

拙稿: 北海道における地方制度の形成について(1), 北大法学論集第16巻第4号.